

は し が き

平成16年11月に奈良県で発生した性犯罪の前科を有する者による女兒誘拐殺人事件を契機として、性犯罪及び性犯罪の前科を有する者による重大再犯事件に社会の関心が集まり、性犯罪者の再犯防止のための取組の充実を求める声が高まった。それらの状況を背景として、法務省では、性犯罪者の再犯防止対策として、18年度から、矯正、保護を通じて、性犯罪者に対する処遇プログラムを実施するようになった。

その後、平成24年に犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」において、性犯罪者に対する指導・支援の強化が重点施策の一つとして掲げられ、さらに、25年には「世界一安全な日本」創造戦略において、性犯罪者を含め、再犯防止の必要性が高い犯罪の再犯を防止するために、再犯の実態や既存の対策の効果等に関する調査研究の結果を踏まえ、再犯を防止するため効果的な施策を検討することとされた。

このような中で、本報告は、我が国における性犯罪の動向、性犯罪の再犯防止対策の現状を紹介するとともに、性犯罪者の再犯防止を検討する上での性犯罪者の実態把握に関する基礎資料を提供することを目的として刊行するものである。

本報告の主要な部分は、平成27年版犯罪白書で紹介しているが、今回は、性犯罪の動向に関する資料を追加するとともに、18年度から実施されている性犯罪者処遇プログラムの効果検証に係る分析結果、さらには、矯正施設や保護観察所における性犯罪者の処遇について詳細な紹介を行うことで、より充実した資料を提供するものである。

本報告が、性犯罪者の実態を解明する一助となり、その再犯防止と社会復帰に向けた施策を検討する上で、また、矯正施設等関係機関において、その効果的な処遇や支援を実施する上で、いささかでも活用していただければ幸いである。

最後に、本研究の実施に際して、多大な御理解と御協力をいただいた関係諸機関の各位に、心より謝意を表す次第である。

平成28年 3 月

法務総合研究所長 赤 根 智 子

要 旨 紹 介

「再犯防止に向けた総合対策」の要請を受け、本報告では、主として公式統計及び法務総合研究所の行った特別調査から、性犯罪の動向、性犯罪者に対する再犯防止の取組の現状を紹介するとともに、性犯罪の再犯防止対策の前提となる性犯罪者の実態を明らかにし、再犯防止に向けた対策を考察した。

なお、本報告は、性犯罪の動向、矯正施設及び保護観察所における性犯罪者の処遇、諸外国における性犯罪者に対する地域社会の取組及び特別調査で構成している。

1 性犯罪の動向（第2章）

（1）発生状況及び処理状況

ア 検挙

近年の強姦の認知件数は減少傾向にあり、平成26年は1,250件であった。一方、強制わいせつの認知件数は増加傾向にあり、26年は前年より減少したものの、7,400件と、統計を取り始めた昭和41年の約2.3倍に増加した。平成26年の検挙件数、検挙人員は、いずれも昭和41年以降最多であった。

強姦、強制わいせつの検挙人員について、犯行時の年齢層別構成比の推移を見ると、20歳代、30歳代の割合が、一貫して約5～6割を占めている。少年の割合は低下傾向にあるが、高齢者の割合は上昇傾向にある。

強姦、強制わいせつの検挙件数について、被害者と被疑者の関係別構成比の推移を見ると、強姦、強制わいせつ共に、被害者が「親族」及び「面識あり」の割合が上昇傾向にある。

平成26年の強姦、強制わいせつにおける被害者の年齢層別構成比において、未成年者の割合は、強姦では40.5%、女子を被害者とする強制わいせつでは49.2%、男子を被害者とする強制わいせつでは86.0%であった。

イ 検察・裁判

平成26年の起訴率は、強姦37.2%、強制わいせつ45.8%であり、同年の起訴猶予率は、強姦10.4%、強制わいせつ9.9%であった。

平成26年の強姦、強制わいせつの科刑状況を見ると、執行猶予率は、通常第一審における終局処理人員総数（59.5%）と比べて、強姦は9.4%と低く、強制わいせつは64.8%と高い。

また、刑期が5年を超える者の割合は、通常第一審における有罪人員総数（24％）と比べて、強姦では42.9％、強制わいせつでは3.1％であった。

ウ 矯正・更生保護

強姦、強制わいせつの入所受刑者人員の推移を見ると、強姦は平成16年から減少傾向にあり、26年は282人と最近30年間では最も少なかった。強制わいせつは、26年は30年前の昭和60年と比べると約3倍の366人であった。

入所受刑者の犯行時の生活環境及び居住状況について、入所受刑者総数と比べると、強姦、強制わいせつ共に、有職者の割合は高く、住所不定の者の割合は低い。また、未婚の者の割合は高く、高校卒業以上の学歴を有する者の割合も高い。

強姦、強制わいせつ共に、平成26年の仮釈放率は、出所受刑者総数よりも高い。

仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察開始人員の推移を見ると、いずれの保護観察の種別においても、強姦は減少傾向にあり、強制わいせつは増加傾向にある。平成26年の執行猶予者の保護観察率は、強姦では30.3％、強制わいせつでは24.9％であり、執行猶予者総数の保護観察率（10.0％）と比べて高い。

（2）再犯者・再入者の状況

平成26年の再犯者率は、強姦では、一般刑法犯の再犯者率より高く、強制わいせつでは同程度である。強姦、強制わいせつのそれぞれの成人の検挙人員に占める有前科者率は、いずれも一般刑法犯全体の有前科者率よりおおむね高いが、同一罪種有前科者率は、いずれも一般刑法犯全体よりも低い。26年の再入者率は、強姦、強制わいせつ共に、入所受刑者総数の再入者率と比べると、顕著に低い。

2 再犯防止に向けた各種施策等（第3章）

我が国の矯正施設、保護観察所における性犯罪者の再犯防止のための処遇等について、公式統計や実地調査に基づいて紹介するとともに、性加害者処遇学会（Association for the Treatment of Sexual Abusers）の2014年の年次大会で収集した情報等を参考に、諸外国における性犯罪者に対する地域社会での取組事例を紹介した。

3 特別調査（第4章）

法務総合研究所においては、性犯罪者の実態や再犯状況等を明らかにし、性犯罪者に対す

る効果的な指導及び支援の在り方の検討に役立てるため、性犯罪を含む事件で懲役刑の有罪判決を受け、平成20年7月1日から21年6月30日までに裁判が確定した者（以下「全対象者」という。）を対象として特別調査を行った。なお、特別調査で取り扱った性犯罪とは、強姦（強姦致死傷、準強姦、準強姦致死傷、集団強姦、集団強姦致死傷、集団準強姦及び集団準強姦致死傷を含む。）、強制わいせつ（強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ及び準強制わいせつ致死傷を含む。）、わいせつ目的略取誘拐、強盗強姦（強盗強姦致死を含む。）及び都道府県のいわゆる迷惑防止条例で禁止されている痴漢、盗撮等（以下「条例違反」という。）をいい、「性犯罪者」とは、確定判決の罪名に性犯罪が含まれる者をいう。

（１）全対象者調査及び受刑者調査の結果

ア 全対象者調査

（ア）基本的属性

全対象者1,791人のうち、男子が1,788人（99.8%）、女子が3人（0.2%）であった。全対象者の平均年齢は36.5歳であり、最年少は16歳、最高齢は85歳であった。

（イ）調査対象事件の概要

① 罪名

全対象者について、調査対象事件中の性犯罪の罪名別人員は、強制わいせつが856人（47.8%）、強姦が542人（30.3%）、条例違反が393人（21.9%）であった。

② 裁判内容

全対象者の裁判内容は、実刑に処せられた者が1,016人（56.7%）、単純執行猶予の者が590人（32.9%）、保護観察付執行猶予の者が185人（10.3%）であった。

イ 受刑者調査

（ア）基本的属性

性犯罪受刑者（1,016人）のうち、男子が1,014人（99.8%）、女子が2人（0.2%）であった。平均年齢は35.8歳であり、最年少は16歳、最高齢は85歳であった。罪名別に見ると、全対象者では強制わいせつが最も多かったが、性犯罪受刑者では、強姦が488人（48.0%）と最も多く、強制わいせつが338人（33.3%）、条例違反190人（18.7%）であった。

（イ）出所状況

性犯罪受刑者のうち、平成26年8月31日までに刑事施設を出所した者（797人）の出所事由別内訳は、仮釈放が427人（53.6%）、満期釈放が370人（46.4%）であった。

(2) 性犯罪者の類型別の実態

性犯罪者の特性や問題性を明らかにするために、調査対象事件中の性犯罪の罪名、被害者の年齢、共犯の有無及び犯行態様に着目し、類型化を行った。

類型化の結果、該当する対象者が多い7つの性犯罪者類型（以下「類型」という。）である「単独強姦型」、「集団強姦型」、「強制わいせつ型」、「小児わいせつ型」、「小児強姦型」、「痴漢型」及び「盗撮型」について、裁判内容を見るとともに、基本的属性、前科等を分析し、性犯罪者は一様ではなく、犯行時の年齢層、教育程度、就労状況、前科の有無等において、様々な違いがあることを明らかにした。

(3) 性犯罪者の再犯の実態と再犯要因

ア 類型ごとの再犯率

全対象者のうち、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点において、服役中等の者を除いた1,484人の全再犯率は20.7%、性犯罪再犯率は13.9%であった。再犯の状況を見るに当たっては、類型によって、懲役（実刑）に処せられる者の割合に偏りがあることのほか、出所受刑者については、再犯可能期間に長短があることに留意する必要があるが、全再犯率では、痴漢型が最も高く（44.7%）、次いで盗撮型、小児わいせつ型、強制わいせつ型、小児強姦型、単独強姦型、集団強姦型の順であった。性犯罪再犯率でも同様の傾向であった。

イ 性犯罪再犯と関連する要因

年齢、就労状況、前科、調査対象事件中の性犯罪の内容等と性犯罪再犯との関連について分析した。分析に際しては、執行猶予者と出所受刑者とでは、再犯可能期間が異なるほか、各集団に占める罪名の構成や調査対象者の特性等が異なることも考えられることから両者を分けて検討した。その結果、執行猶予者と出所受刑者の両方において、「性非行による前歴・保護処分歴、性犯罪による前科・前歴のいずれかがあること」、「被害者に面識のない者を含むこと」、「犯行時に未婚又は離死別であること」に該当する者が、該当しない者と比べて性犯罪再犯率が統計的に有意に高かった。また、執行猶予者では、「初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下であること」、出所受刑者では、「犯行時に無職であること」、「公然わいせつによる前科のあること」、「犯行時に執行猶予中等であること」に該当する者が、該当しない者と比べて性犯罪再犯率が統計的に有意に高かった。

ウ 処遇プログラムの受講と再犯状況

出所受刑者について、刑事施設における性犯罪再犯防止指導の実施結果と保護観察所における性犯罪者処遇プログラムのうちのコア・プログラムの実施結果を基に、処遇プログラムの受講の有無と再犯状況について分析した。処遇プログラムの受講の有無及び出所事由に着目し、三つの群、①双方受講群（仮釈放者）、②双方非受講群（仮釈放者）、③双方非受講群（満期釈放者）を設定し、累積再犯率（推定）を見るとともに、処遇プログラムの効果検証を行った結果、処遇プログラムの受講が、全再犯、性犯罪再犯のリスクを減少させるという結果が得られた。

（４）複数回の性犯罪を行った者の特徴

性犯罪前科のある者について、性犯罪前科に係る事件の概要及び裁判内容等に関する調査を行った。前科の内容を見ると、性犯罪前科のみの者の割合は約６割、性犯罪前科以外の前科もある者は約４割であった。また、性犯罪前科が２回以上ある者の性犯罪前科の内容を見ると、今回の性犯罪と同一の種類の性犯罪前科のある者の割合は、強制わいせつ（痴漢型）では100%、小児わいせつ型では84.6%と高く、単独強姦型では63.2%、強制わいせつ（その他）型では44.0%であった。

５ まとめ（第５章）

（１）初期対応の重要性

少年による強制わいせつの検挙人員が増加傾向にあることや、強制わいせつの少年の３割強が保護観察に付されることなどを踏まえると、少年の保護観察対象者に対しても性犯罪者処遇プログラムの知見や技法を活用することが望まれる。

痴漢事犯者は、他の性犯罪者と比べて、再犯率が高く、短期間のうちに再犯に及ぶ傾向にあるため、再犯防止のためには、痴漢行為が常習化する前のより早い段階において、痴漢行為に及ぶ問題性に働き掛けることが重要である。

（２）性犯罪者特有の問題性に対する効果的な処遇

処遇プログラムによる指導を必要な者ができるだけ多くこれを受講できる体制や、処遇プログラムの効果を上げるために、適切な受講対象者の選定等のほか、引き続き、実施者の技術の向上を図ることが望まれる。

(3) 総合的な働き掛けの重要性

性犯罪者には、性犯罪のみを繰り返す傾向がある者もいるものの、性犯罪以外の犯罪に及んでいる者もいるため、性非行・性犯罪に特有な問題性に対する働き掛けだけでなく、非行・犯罪一般に対する働き掛けが重要である。また、性犯罪者の再犯防止のためには、帰住先の確保や就労支援の充実を図ることも重要であり、これらの施策を推進するに当たって、関係機関や地域社会との連携強化が重要である。

研究部長 岩 山 伸 二

凡 例

【罪名・用語・略称】

第1 罪名等の定義

罪名等の定義は、特に断らない限り、次のとおりとするほか、各統計資料の区分による。

1 刑法犯

「**刑法犯**」は、刑法（明治40年法律第45号。平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び211条2項に規定する罪を含む。）及び次の特別法の罪をいう。[注1]（ア）⑦及び（エ）参照

①爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）②決闘罪に関する件（明治22年法律第34号）③印紙犯罪処罰法（明治42年法律第39号）④暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）⑤盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和5年法律第9号）⑥航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年法律第142号）⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）⑩組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）⑪自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）

（1）刑法犯の基本罪名には、次の罪を含む。[注1]（ア）①～④及び（ウ）参照

①未遂 ②予備 ③教唆及び幫助 ④強盗致死傷等の結果的加重犯 ⑤業務、目的、身分等による刑法上の加重軽減類型（後記（3）を除く。）⑥盗犯等の防止及び処分に関する法律による加重類型

（2）次に掲げる刑法犯の罪名には、括弧内の罪名を含む。[注1]（ア）①及び⑦参照

①殺人（自殺関与・同意殺人）②強盗（強盗殺人・強盗強姦）③強盗致死（強盗殺人）④傷害（現場助勢）⑤脅迫（強要）⑥窃盗（不動産侵奪）⑦公務執行妨害（封印等破棄等）⑧偽造（文書等の各偽造・公正証書原本不実記載等及び同行使）⑨職権濫用（特別公務員暴行陵虐）

（3）「**自動車運転過失致死傷等**」は、自動車運転過失致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪をいう。以下同じ。）、業務上過失致死傷及び重過失致死傷をいい、平成26年は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法

律4条, 5条, 6条3項及び4項に規定する罪を含む。[注1](ア)㊸及び(イ)参照

(4)「**危険運転致死傷**」は, 平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪をいい, 平成26年は, 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条, 3条, 6条1項及び2項に規定する罪を含む。

(5)「**一般刑法犯**」は, 刑法犯全体から自動車運転過失致死傷等を除いたものをいう。

[注1](ア)㊸及び(イ)参照

2 特別法犯

「**特別法犯**」は, 前記1の刑法犯以外の罪をいい, 条例違反を含む。[注1](ア)㊹及び(エ)参照

(1)「**道交違反**」は, 道路交通法(昭和35年法律第105号)及び自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)の各違反をいう。

(2)「**交通関係4法令違反**」は, 道交違反に, 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の各違反を加えたものをいう。

(3)「**交通法令違反**」は, 交通関係4法令違反に, 道路運送法(昭和26年法律第183号), 道路法(昭和27年法律第180号), 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号), 駐車場法(昭和32年法律第106号), 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号), タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号), 貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号), 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号), スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成2年法律第55号)及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の各違反を加えたものをいう。

[注1] 各統計資料による場合の特則

(ア) 警察庁の統計による場合

㊹ 印紙犯罪処罰法及び人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律の各違反は, 「刑法犯」に含まれず, 「特別法犯」に含まれる。

火炎びんの使用等の処罰に関する法律(昭和47年法律第17号), 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和62年法律第103号), サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号), 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)及び公衆等脅迫目的の犯罪

行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成14年法律第67号)の各違反は、「特別法犯」に含まれず、「刑法犯」に含まれる。

なお、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反について、警察庁の統計では、「刑法犯」に含まれておらず、「特別法犯」からも除かれているが、本報告では、「刑法犯」として区分している。

- ① 「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、暴力行為等処罰に関する法律1条及び1条の3に規定する加重類型を、「傷害」は、同法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含む。
- ㊦ 「窃盗」は、不動産侵奪を含まない。
- ㊧ 「器物損壊」は、信書隠匿を含む。
- ㊨ 「暴力行為等処罰に関する法律違反」は、同法2条及び3条に規定する罪をいう。
- ㊩ 「自動車運転過失致死傷等」は、道路上の交通事故に係る自動車運転過失致死傷、過失致死傷、業務上過失致死傷及び重過失致死傷をいい、平成26年は、道路上の交通事故に係るものにかかわらず、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律4条、5条、6条3項及び4項に規定する罪を含む。
- ㊪ 「一般刑法犯」は、刑法犯全体から、前記㊩の自動車運転過失致死傷等を除いたものをいう。ただし、本報告第2章第1節4項及び5項、同章第6節においては、更に危険運転致死傷(平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪については、道路上の交通事故に係るものに限る。)を除いたものをいう。

(イ) 検察統計年報による場合

「自動車運転過失致死傷等」は、自動車又は原動機付自転車による交通犯罪以外の業務上過失致死傷及び重過失致死傷を除く。

(ウ) 矯正統計年報及び保護統計年報による場合

「暴行」は、凶器準備集合を含む。

(エ) 司法統計年報による場合

印紙犯罪処罰法、航空機の強取等の処罰に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の各違反は、「刑法犯」に含まれず、「特別法犯」に含まれる。

第2 用語の定義

本報告における用語の定義は、特に断らない限り、次のとおりとする。

1 警察等

- (1) **「認知件数」** 犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数をいう。〔注2〕参照
- (2) **「検挙件数」** 警察等が検挙した事件の数をいい、検察官に送致・送付した件数のほか、微罪処分にした件数等を含む。〔注2〕参照
- (3) **「検挙率」** $\frac{\text{検挙件数}}{\text{認知件数}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

なお、検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

- (4) **「検挙人員」** 警察等が検挙した事件の被疑者の数をいう。〔注2〕参照
- (5) **「送致件数」** 警察等が送致・送付した事件の数をいう。
- (6) **「送致人員」** 警察等が送致・送付した事件の被疑者の数をいう。

2 検察・裁判

- (1) **「起訴率」** $\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (2) **「起訴猶予率」** $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (3) **「通常第一審」** 地方裁判所及び簡易裁判所において行われる通常の公判手続をいう。
- (4) **「終局処理」** 検察統計年報による場合は、検察庁間の移送及び中止によるものを、司法統計年報又は最高裁判所事務総局の資料による場合は、裁判所間の移送及び回付によるものを、それぞれ除外した事件処理をいう。
- (5) **「執行猶予率」** $\frac{\text{執行猶予人員}}{\text{有期懲役・禁錮人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

3 矯正・更生保護

- (1) **「入所受刑者」** 裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者をいい、矯正統計年報における「新受刑者」に相当する。
- (2) **「初入者」** 受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者をいう。
- (3) **「再入者」** 受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。

(4)「**仮釈放率**」 $\frac{\text{仮釈放者}}{\text{満期釈放者} + \text{仮釈放者}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

(5)「**執行猶予者の保護観察率**」 $\frac{\text{保護観察付執行猶予言渡人員}}{\text{執行猶予言渡人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

4 少年

(1) 少年

①「**年少少年**」 14歳以上16歳未満の者をいう。

②「**中間少年**」 16歳以上18歳未満の者をいう。

③「**年長少年**」 18歳以上20歳未満の者をいう。

④「**触法少年**」 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。

(2)「**児童自立支援施設送致**」「**児童養護施設送致**」 家庭裁判所終局処理における児童自立支援施設送致・児童養護施設送致には、平成10年3月31日までの教護院送致・養護施設送致を含む。

(3)「**少年院入院者**」 各年において、少年院送致の決定により新たに入院した者をいい、矯正統計年報における「新収容者」に相当する。

5 その他

(1)「**構成比**」・「**比率**」・「**割合**」 百分比をいう。

(2)「**pt**」 「ポイント」の略記。ポイントとは、比率の差をいう。

(3)「**人口比**」 特定のグループに属する者の人口10万人当たりの人員をいう。

(4)「**少年比**」 少年・成人総数のうち、少年の占める比率をいう。

(5)「**高齢**」・「**高齢者**」 65歳以上の者をいう。

(6)「**来日外国人**」 我が国にいる外国人のうち、特別永住者、永住者、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。ただし、警察庁の統計又は同庁刑事局の資料による場合、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明の者以外の者をいう。

(7)「**前科**」 確定裁判により刑の言渡しを受けたことをいう。

(8)「**処遇**」 警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱いをいう。

[注2] 自動車運転過失致死傷等（前記[注1]（ア）㉔参照）及び危険運転致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪については、道路上の交通

事故に係るものに限る。)については、「送致件数」を「認知件数」及び「検挙件数」として、「送致人員」を「検挙人員」として、それぞれ計上している。

第3 特別法の略称

本報告に記載のある特別法の略称は、次のとおりとする。なお、特別法に係る罪名については、図表中では、表題・脚注を除き、「違反」を省略する。

[略称]

[法令名]

児童買春・児童ポルノ禁止法……児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）

出会い系サイト規制法……インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）

暴力行為等処罰法……暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）

【資料源】

統計，図表その他の計数資料は，特に法務省の大臣官房司法法制部，刑事局，矯正局及び保護局の各局から提供を受けたもの並びに関係諸機関の調査等に基づくもののほか，以下の官庁統計によるものである。

警察庁の統計（警察庁刑事局）

検察統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

司法統計年報（最高裁判所事務総局）

矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

保護統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

[注3]

（1）警察庁の統計は，昭和38年までは「犯罪統計書」という名称であったが，39年以降は「昭和（平成）〇年の犯罪」と改題されているので，本報告では，これらを一括して「警察庁の統計」と呼ぶ。

（2）総務省統計局の「国勢調査」及び「人口推計」を本報告では，一括して「総務省統計局の人口資料」と呼ぶ。

（3）昭和47年以前の統計資料については，同年5月14日以前の沖縄県該当分の数値を含まない。

- (4) 平成元年分の統計資料には、昭和64年1月1日から同月7日までの数値を含む。
- (5) 資料の編さん元を記載する場合は、全て、平成13年1月の中央省庁再編成後の省庁名を使用した。
- (6) 警察庁の統計のうち、平成20年から24年までの認知件数については、同庁において引き続き精査中の暫定値であるところ、本報告では、平成27年7月末日までに同庁から提供を受けた資料によっている。

【図表の表示方法】

第1 図表番号

図及び表の番号は、原則として、各節ごとに更新し、章、節の数字の後に一連番号を付して表示した（例えば、2-1-1図は、第2章第1節の第1図を示す。）。

第2 数字等の表示

1 表中の数字等は、次のように表示している。

- (1)「-」 該当数が0のとき又は非該当のとき
- (2)「0」 該当数が四捨五入して1にならないとき
- (3)「0.0」 四捨五入して0.1にならない構成比
- (4)「…」 資料のないとき又は母数が0のときの比率

2 図中の数字は、次のように表示している。

- (1)「0」 該当数が0のとき又は非該当のとき
- (2)「0.0」 四捨五入して0.1にならない構成比

【その他】

第1 計数処理方法

構成比、比率等は、それぞれ四捨五入した。したがって、構成比の和が100.0にならない場合がある。

また、各比率間の和や差を求めるときは、四捨五入する前に各数値の和や差を算出し、得られた数値を四捨五入する方法によっている。そのため、各数値をそれぞれ四捨五入した上で、これらの和や差を算出する方法によって得られる数値とは一致しないこともある。

例 12.76と7.53の差を求めるとき

「12.76-7.53」で得られた「5.23」を四捨五入して「5.2」とする方法によっており、「12.8

－7.5」で得られる「5.3」とは一致しない。

第2 本報告のデータについて

本報告に掲載した図表データは、平成27年版犯罪白書（法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/housouken/houso_hakusho2.html 参照）の第6編「性犯罪者の実態と再犯防止」の図表データによっている。

性犯罪に関する総合的研究

総括研究官	橋 本 洋 子
研 究 官	村 上 綾 子
研 究 官	杉 本 浩 起
研 究 官	高 橋 哲
研 究 官	竹 下 賀 子
研 究 官 補	只 野 智 弘
研 究 官 補	吉 永 浩 幸
研 究 官 補	西 原 舞
保護局総務課更生保護企画官（前 研 究 官）	瀧 澤 千都子
北海道地方更生保護委員会統括審査官（前 研 究 官）	岡 田 和 也
岡山少年鑑別所首席専門官（前 研 究 官）	松 田 芳 政
法務省大臣官房司法法制部債権回収検査官（前研究官補）	浅 野 貴 司
法務省大臣官房司法法制部保護統計係長（前研究官補）	小 谷 久実子

目 次

要旨紹介	i
第1章 はじめに	1
第2章 性犯罪の動向	3
第1節 認知件数・検挙件数・検挙人員等の推移	3
1 総数	3
2 年齢層	8
3 少年	9
4 職業	11
5 犯行態様	11
6 被害者	12
7 その他	16
第2節 検察	20
第3節 裁判	22
1 科刑状況	22
2 裁判員裁判における科刑状況	24
3 公判段階における被害者等に配慮した制度の実施状況	25
第4節 矯正	27
1 入所受刑者等	27
2 少年鑑別所被収容者	37
3 少年院入院者	39
第5節 更生保護	40
1 仮釈放	40
2 保護観察	44
第6節 再犯・再非行	52
1 検挙	52
2 矯正	54
3 再非行少年	62
第3章 再犯防止に向けた各種施策等	64

第1節 矯正	64
1 刑事施設における性犯罪再犯防止指導	64
2 少年院における性非行防止指導	70
3 関係機関との連携等	71
第2節 更生保護	73
1 類型別処遇	73
2 性犯罪者処遇プログラム	75
3 性犯罪者処遇プログラムの実施状況	79
4 更生保護施設に対する支援	83
第3節 諸外国における地域社会での取組	84
1 性加害者処遇学会における予防に向けた取組	84
2 児童に対する性加害を予防するための取組	84
3 性犯罪で服役した刑務所出所者に対する支援活動	85
第4章 特別調査	87
第1節 特別調査の概要	87
第2節 全対象者調査及び受刑者調査の結果	89
1 全対象者調査	89
2 受刑者調査	95
第3節 性犯罪者の類型別の実態	98
1 類型化の方法	98
2 類型化の結果	99
3 性犯罪者類型別の特徴	102
第4節 性犯罪者の再犯の実態と再犯要因	119
1 再犯調査の概要	119
2 再犯状況	120
3 性犯罪再犯と関連する要因の分析	128
4 処遇プログラムの受講と再犯状況	131
5 処遇プログラムの効果検証	135
第5節 複数回の性犯罪を行った者の特徴	138
1 性犯罪前科調査の概要	138

2	性犯罪前科調査対象者の基本的属性等	138
3	2回以上の性犯罪前科がある者の特徴	141
第5章	まとめ	148
第1節	性犯罪の動向	148
1	発生状況及び処理状況	148
2	再犯者・再入者の状況	149
第2節	性犯罪者類型ごとの特徴	150
1	単独強姦型	150
2	集団強姦型	151
3	強制わいせつ型	151
4	小児わいせつ型	151
5	小児強姦型	152
6	痴漢型	152
7	盗撮型	152
第3節	性犯罪者に対する再犯防止策	153
1	初期対応の重要性	153
2	性犯罪者特有の問題性に対する効果的な処遇	156
3	総合的な働き掛けの重要性	158
4	最後に	160
寄稿		162

第1章 はじめに

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する犯罪であり、国民が身近に不安を感じる犯罪^(＊1)として、社会的関心が高い。強姦の検挙件数は、平成21年以降1,000件前後で推移し、強制わいせつの検挙件数は、24年以降増加し続け、26年には強制わいせつが公然わいせつと区分されて統計を取り始めた昭和41年以降、最多となった。また、社会に対して強い不安感を与える13歳未満の年少者に対する強姦及び強制わいせつの被害者数も、平成22年以降1,100人前後で推移している。他方で、性犯罪は、被害者が被害を届け出ないことにより顕在化しない事案が多い犯罪とも言われている。

「再犯防止に向けた総合対策」においては、再犯防止のための重点施策として性犯罪者に対する施策を掲げ、性犯罪者に対しては、個々の再犯リスクを適切に把握し、刑務所等収容中から出所等後まで一貫性のある性犯罪者処遇プログラム等により、効果的な指導や支援を実施すること、特に、小児を対象とした性犯罪者、性犯罪又は性犯罪と密接な関連を有する他の犯罪を累行する者等、性犯罪リスクの高い刑務所出所者等に対して新たな再犯防止対策を検討することを要請している。

性犯罪に関しては、平成18年版犯罪白書で、動向分析のほか、性犯罪の受刑者と保護観察対象者を中心にその実態及び再犯状況等を分析し、22年版犯罪白書で、重大な犯罪の一つとして強姦を取り上げ、動向分析と出所受刑者を対象とした10年間の再犯状況等を分析した。それらを通して、性犯罪の受刑者の実態や再犯状況等についてある程度明らかにできたが、前記総合対策の要請を受け、性犯罪者の再犯防止対策の在り方の検討に資する資料を提供するために、性犯罪者の特性、前科や再犯の内容等について総合的に見ることで、性犯罪者の実態をより一層明らかにするとともに、再犯と関連のある要因を探索することが必要かつ有益であると考えられる。

そこで、本報告では、性犯罪の動向、性犯罪者に対する再犯防止の取組の現状を紹介するとともに、性犯罪に対する再犯防止対策の前提となる性犯罪者の実態把握に資する基礎資料を提供することとした。

(＊1) 内閣府が平成24年に実施した「治安に関する特別世論調査」によると、「自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪」として、「痴漢や強制わいせつなどの性的犯罪」を挙げた者の割合は、18年の28.2%から、24年には31.3%に上昇した。

本報告の構成は次のとおりである。

まず、第2章において、警察、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階における性犯罪の動向等を分析し、紹介する。

次に、第3章において、矯正及び更生保護の段階における性犯罪者の再犯防止のために実施されている各種取組を紹介するとともに、諸外国における地域社会での取組を紹介する。

続いて、第4章において、特別調査の調査結果の概要を紹介した上、平成18年版犯罪白書の性犯罪者の類型化に倣い、対象者を類型化し、それらの特性、前科や再犯の内容等を分析することによって、性犯罪者の多様な実態を明らかにするとともに、性犯罪再犯と関連する要因についても検討する。

最後に、第5章において、第2章から第4章までで明らかになった内容を概観した上で、性犯罪者による再犯を防止するための方策について検討する。

第2章 性犯罪の動向

この章では、各種統計資料に基づき、性犯罪の認知件数等の推移のほか、処遇の各段階における性犯罪者の基本的属性、生活環境等の特性や性犯罪者の再犯・再非行の状況について概観することとする。

第1節 認知件数・検挙件数・検挙人員等の推移

1 総数

この項では、強姦、強制わいせつのほか、特別調査において取り上げたわいせつ目的略取誘拐、強盗強姦及び迷惑防止条例違反の痴漢事犯等についても、認知件数等の推移を見ることとする。

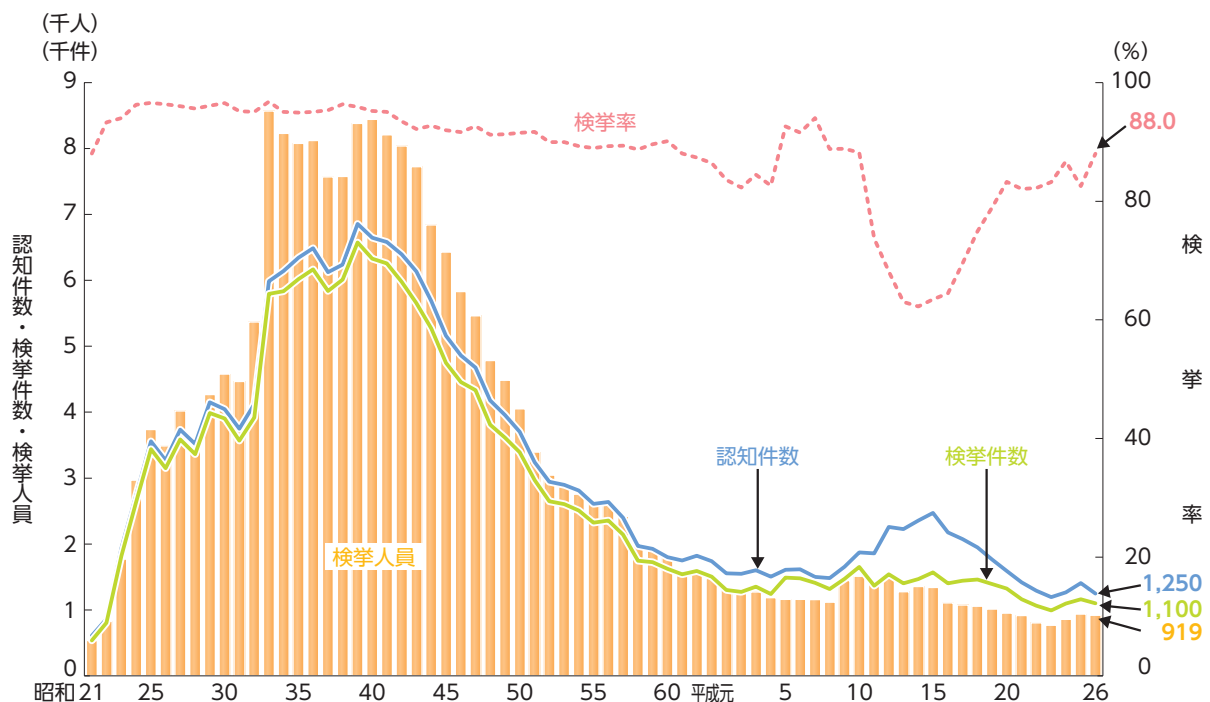
(1) 強姦

強姦の認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（昭和21年以降）を見ると、2-1-1図のとおりである。

2-1-1 図

強姦 認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移

(昭和21年～平成26年)



注 1 警察庁の統計による。

2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。

認知件数は、昭和39年に戦後最多の6,857件を記録した後、減少傾向にあったが、平成9年から増加傾向を示し、15年には2,472件となった。その後は減少傾向にあり、26年は1,250件（前年比159件（11.3%）減）であった。また、同年の検挙件数は1,100件（前年比63件（5.4%）減）、検挙人員は919人（同18人（1.9%）減）であった。検挙率は、昭和21年以降一貫して80%以上であったが、平成10年以降低下し続け、14年に62.3%と戦後最低を記録したものの、その後上昇傾向にあり、26年は88.0%（前年比5.5pt 上昇）であった。

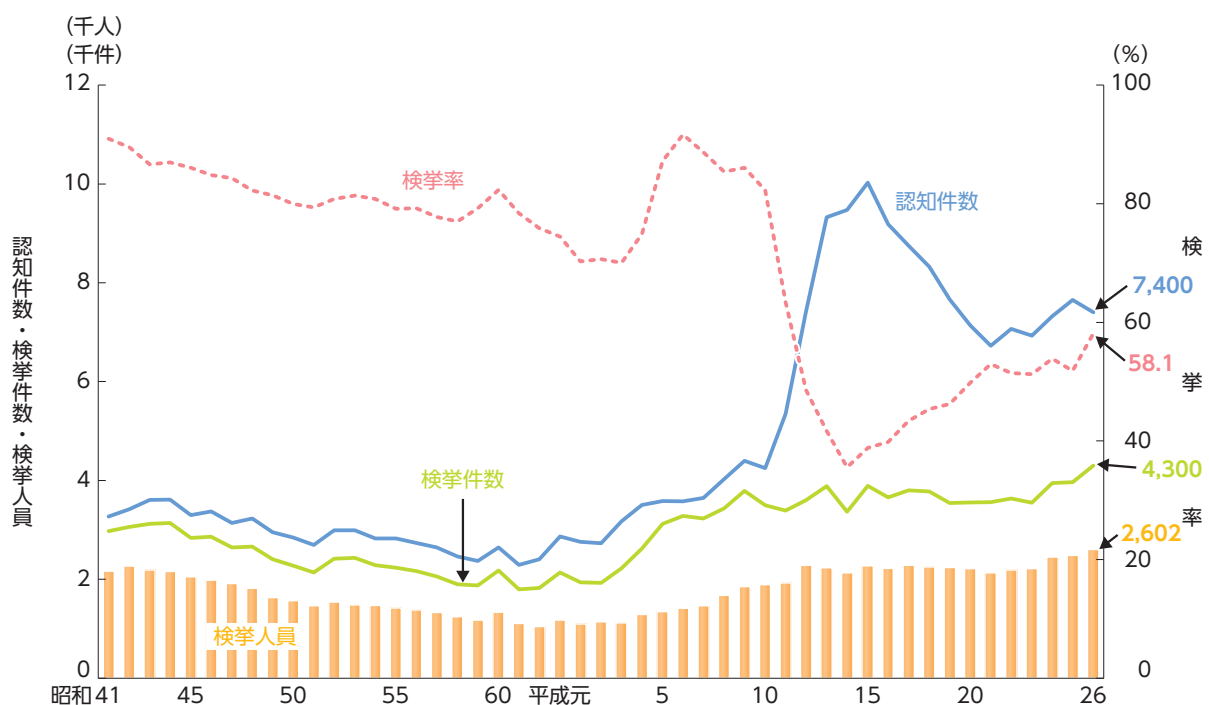
（２） 強制わいせつ

強制わいせつの認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（昭和41年以降）を見ると、**2-1-2図**のとおりである。認知件数は、昭和45年から61年までなだらかな減少傾向にあったところ、62年以降増加傾向にあり、特に平成11年から急増し、15年に最多の1万29件を記録した。その後、21年まで減少し続けた後、22年から増加傾向にあったものの、26年は7,400件（前年比254件（3.3%）減）であった。また、同年の検挙件数は4,300件（前年比333件（8.4%）増）、検挙人員は2,602人（同115人（4.6%）増）であり、いずれも、昭和41年以降で最多であった。検挙率は、41年以降70%以上であったものの、平成11年から急低下し、14年に35.5%と昭和41年以降で最低を記録したが、その後上昇傾向にあり、平成26年は58.1%（前年比6.3pt 上昇）であった。

2-1-2 図

強制わいせつ 認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移

（昭和41年～平成26年）



注 1 警察庁の統計による。

2 強制わいせつと公然わいせつを分けて統計を取り始めた昭和41年以降の数値を示した。

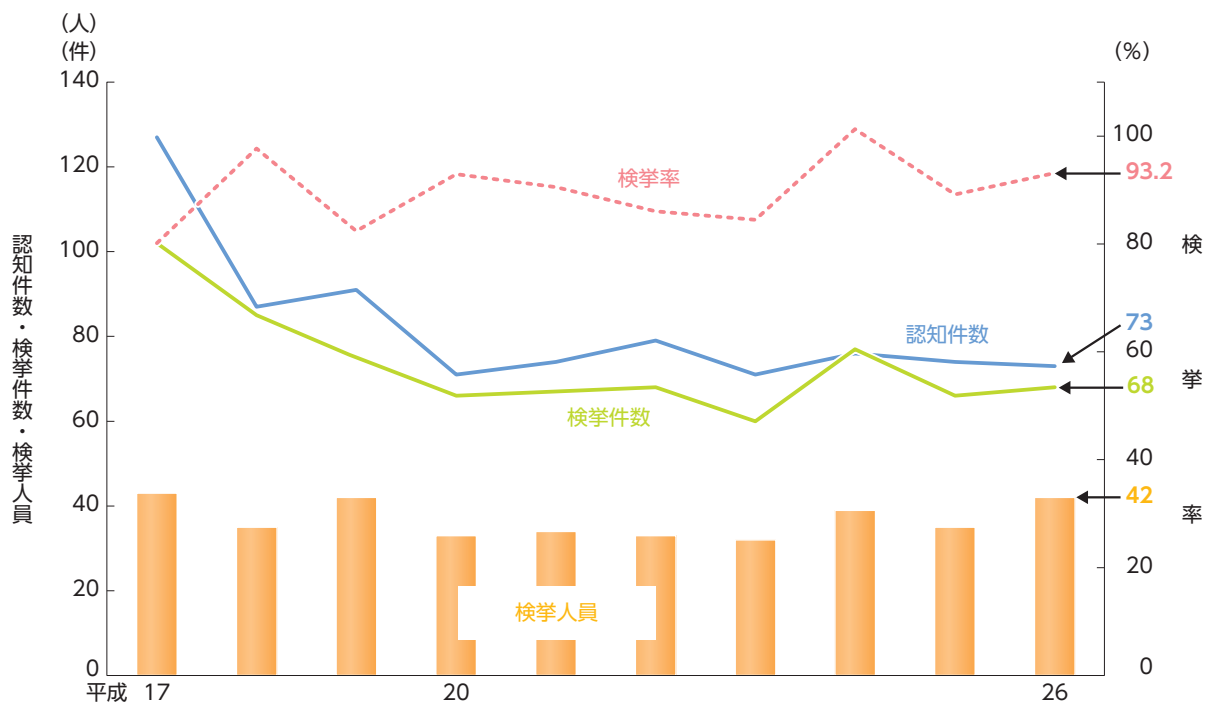
(3) わいせつ目的略取誘拐

わいせつ目的略取誘拐の認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（最近10年間）を見ると、**2-1-3図**のとおりである。認知件数は、平成20年以降横ばいであり、26年は73件（前年比1件減）であった。検挙率は一貫して80%以上である。

2-1-3 図

わいせつ目的略取誘拐 認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移

(平成17年～26年)



注 1 警察庁刑事局の資料による。

注 2 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

わいせつ目的略取誘拐のうち、13歳未満の子供が被害者となった事件の認知件数の推移（最近10年間）を見ると、**2-1-4表**のとおりである。平成26年は31件（前年比7件（29.2%）増）であった。

2-1-4 表

13歳未満の子供が被害者となったわいせつ目的略取誘拐 認知件数の推移

(平成17年～26年)

年次	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
認知件数	28	32	24	28	25	30	29	29	24	31

注 警察庁生活安全局の資料による。

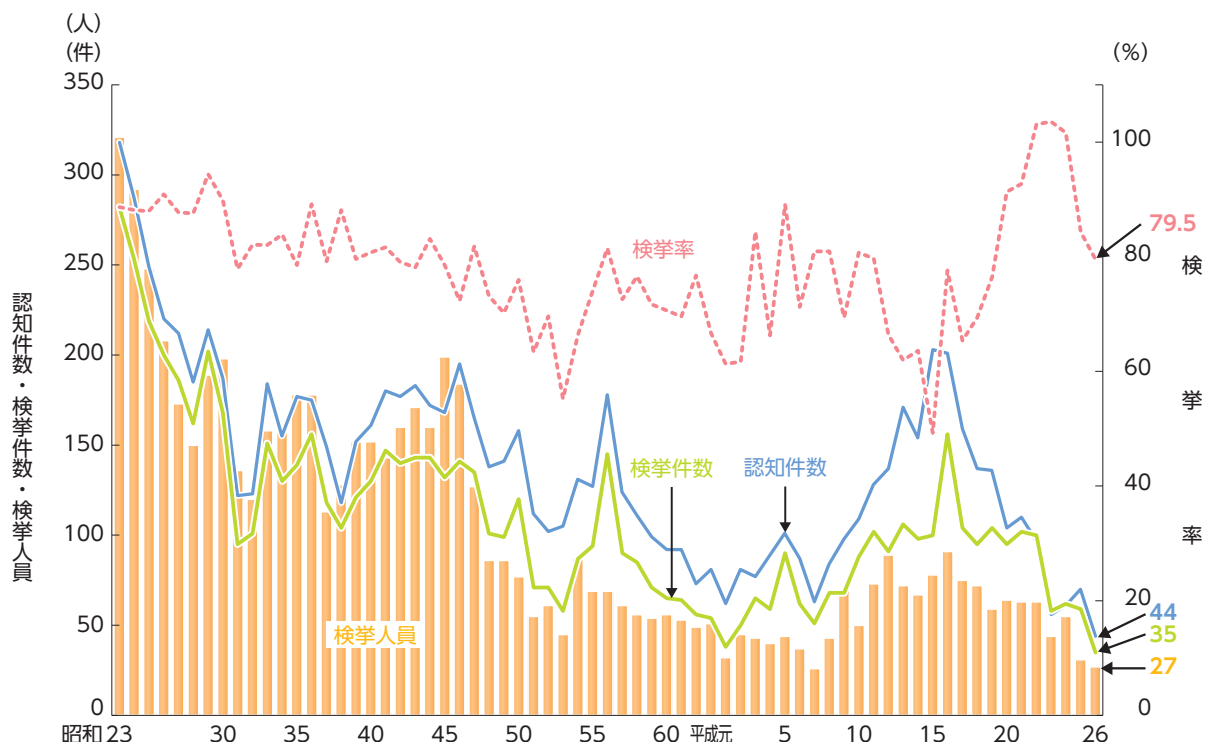
(4) 強盗強姦

強盗強姦の認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（昭和23年以降）を見ると、**2-1-5図**のとおりである。平成26年の認知件数は44件（前年比26件（37.1%）減）、検挙件数は35件（同24件（40.7%）減）であり、いずれも、昭和23年以降で最少であった。また、平成26年の検挙人員は27人（前年比4人（12.9%）減）であった。検挙率は、15年には昭和23年以降最低の49.3%を記録したが、その後上昇し、平成26年は79.5%（前年比4.7pt 低下）であった。

2-1-5図

強盗強姦 認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移

(昭和23年～平成26年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 強盗強姦と強盗致傷を分けて統計を取り始めた昭和23年以降の数値を示した。
 3 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 4 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

(5) 迷惑防止条例違反の痴漢事犯及び電車内における強制わいせつ事犯

電車内等におけるいわゆる痴漢事犯は、各都道府県の迷惑防止条例違反の痴漢事犯、又は強制わいせつ事犯として、認知・検挙されている。各都道府県は、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」等の名称で、いわゆる迷惑防止条例を制定し、同条例において、「人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であり、公共の場所

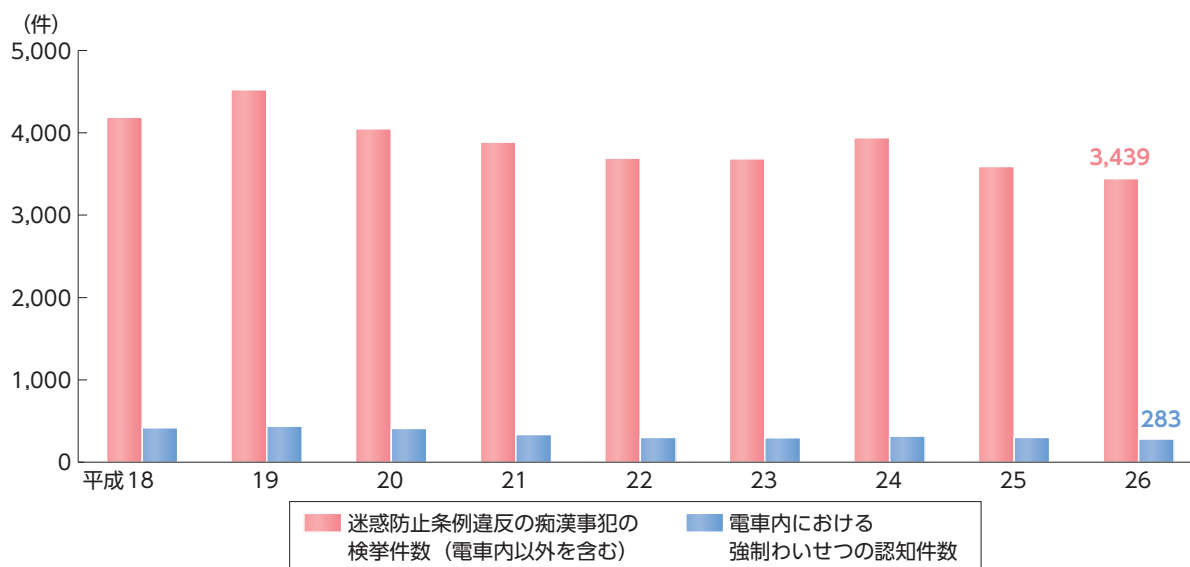
又は公共の乗物において、衣服等の上から、又は直接人の身体に触れる」などの行為を痴漢行為として禁止し、罰則を設けている。ここでいう迷惑防止条例違反の痴漢事犯とは、前記禁止規定に違反したものをいう。

迷惑防止条例違反の痴漢事犯（電車内以外で行われたものを含む。）の検挙件数及び電車内における強制わいせつ事犯の認知件数の推移（平成18年以降）を見ると、**2-1-6図**のとおりである。迷惑防止条例違反の痴漢事犯及び電車内における強制わいせつ事犯のいずれも、25年から減少しており、26年はそれぞれ3,439件（前年比144件（4.0％）減）、283件（前年比20件（6.6％）減）であった。

2-1-6 図

迷惑防止条例違反の痴漢事犯の検挙件数・電車内における強制わいせつの認知件数の推移

(平成18年～26年)



注 1 警察庁生活安全局及び警察庁刑事局の資料による。

2 「迷惑防止条例違反の痴漢事犯の検挙件数（電車内以外を含む）」は、各都道府県のいわゆる迷惑防止条例違反における卑わいせつ行為等を禁止する規定である「痴漢」、「のぞき見」、「下着等の撮影」、「透視によるのぞき見」、「透視による撮影」、「通常衣服を着けない場所における盗撮」及び「(その他)卑わいせつ言動」の区分（個々の事件をいずれの区分に分類するかは都道府県警察において個別に判断している。）のうち、「痴漢」として都道府県警察から報告を受け集計した数値である。

（6）迷惑防止条例違反の盗撮事犯

平成26年の迷惑防止条例違反の盗撮事犯（各都道府県警察において、「下着等の撮影」又は「通常衣服を着けない場所における盗撮」として判断したものをいう。）の検挙件数は、3,265件であった。同年の盗撮事犯について、犯行時間別、犯行場所別、盗撮行為に利用された供用物別に、それぞれの構成比（犯行時間、犯行場所、供用物が不明である場合を除く。）を見ると、犯行

時間では、「15時から18時」が27.9%（909件）と最も高く、次いで「18時から21時」が19.8%（645件）であり、犯行場所では、駅構内が32.2%（1,049件）と最も高く、次いでショッピングモール等商業施設が28.5%（929件）であり、供用物では、スマートフォン・カメラ付き携帯電話が70.9%（2,312件）と最も高く、次いで小型（秘匿型）カメラが11.0%（359件）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

2 年齢層

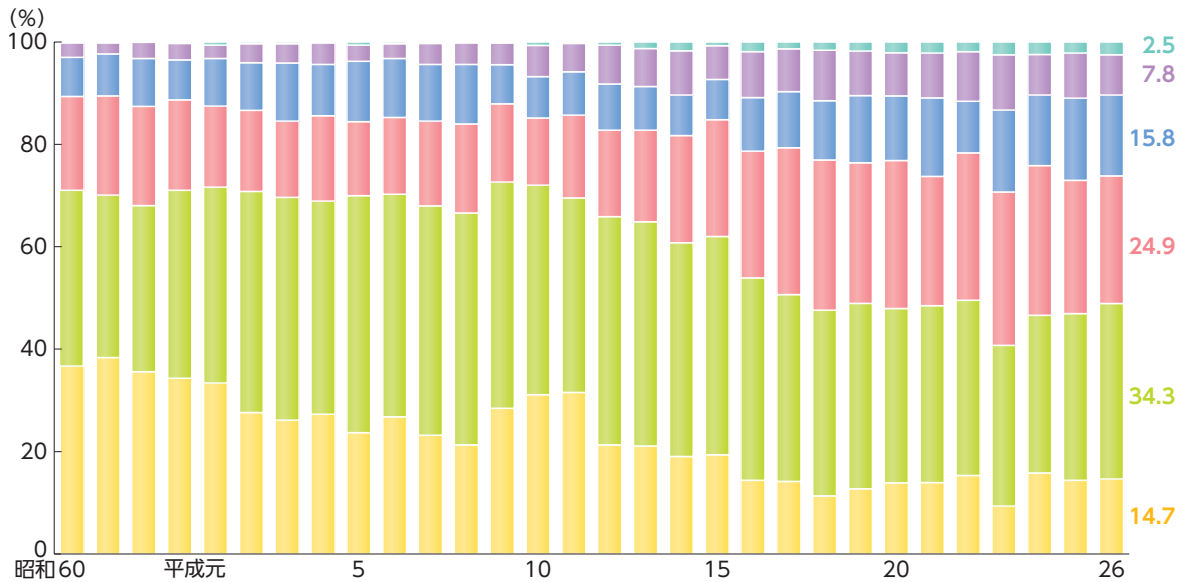
強姦、強制わいせつの検挙人員について、犯行時の年齢層別構成比の推移（最近30年間）を見ると、**2-1-7図**のとおりである。強姦、強制わいせつの検挙人員のうち、20～29歳及び30～39歳の者の割合が、この30年間一貫して約5割から6割を占めている。他方、強姦、強制わいせつの検挙人員のうち、少年の割合は低下傾向にあり、平成26年は、昭和60年と比べると、強姦が2分の1以下、強制わいせつが約3分の1になった。近年の検挙人員における高年齢化は、強姦、強制わいせつにおいても認められ、平成26年の高齢者の検挙人員は、昭和61年と比べて、強姦では約7.7倍（3人から23人）、強制わいせつでは約19.5倍（11人から215人）に増加した。

2-1-7 図

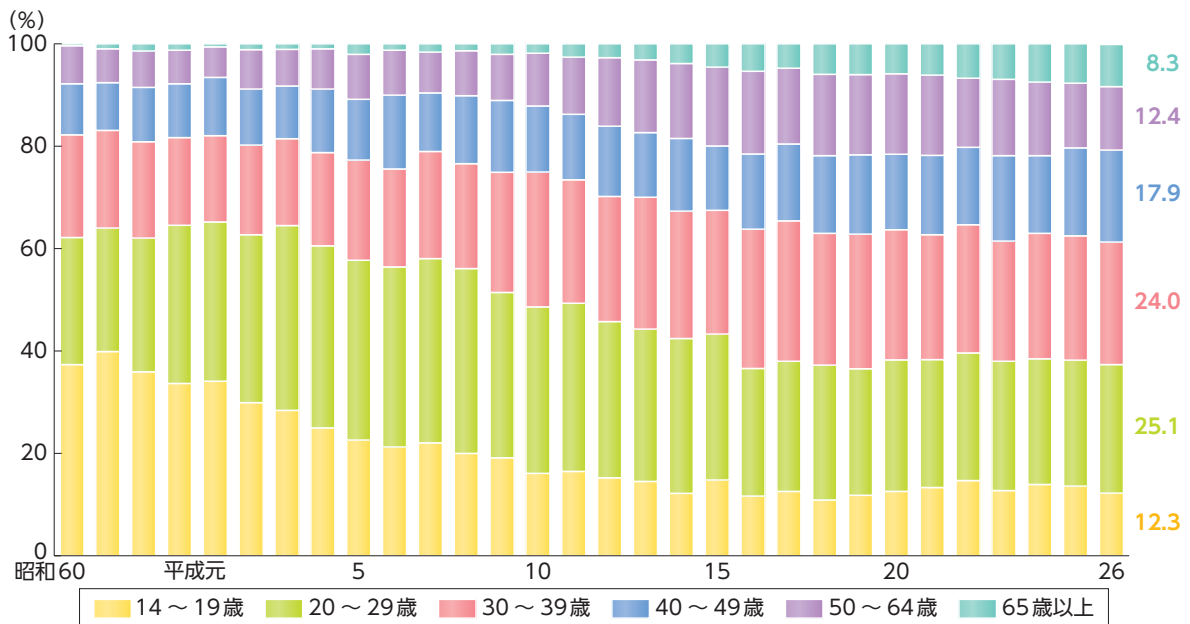
強姦・強制わいせつ 検挙人員の年齢層別構成比の推移

(昭和60年～平成26年)

① 強姦



② 強制わいせつ



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 昭和60年は、「60～64歳」と「65～69歳」を区分した統計データがないため、「50～64歳」の人員を「50～64歳」の人員として、「70歳以上」の人員を「65歳以上」の人員として、それぞれ計上している。

3 少年

少年による強姦，強制わいせつの検挙人員（触法少年の補導人員を含む。以下この項において同じ。）・人口比の推移（最近30年間）について，年齢層別に見ると，2-1-8図のとおりである。

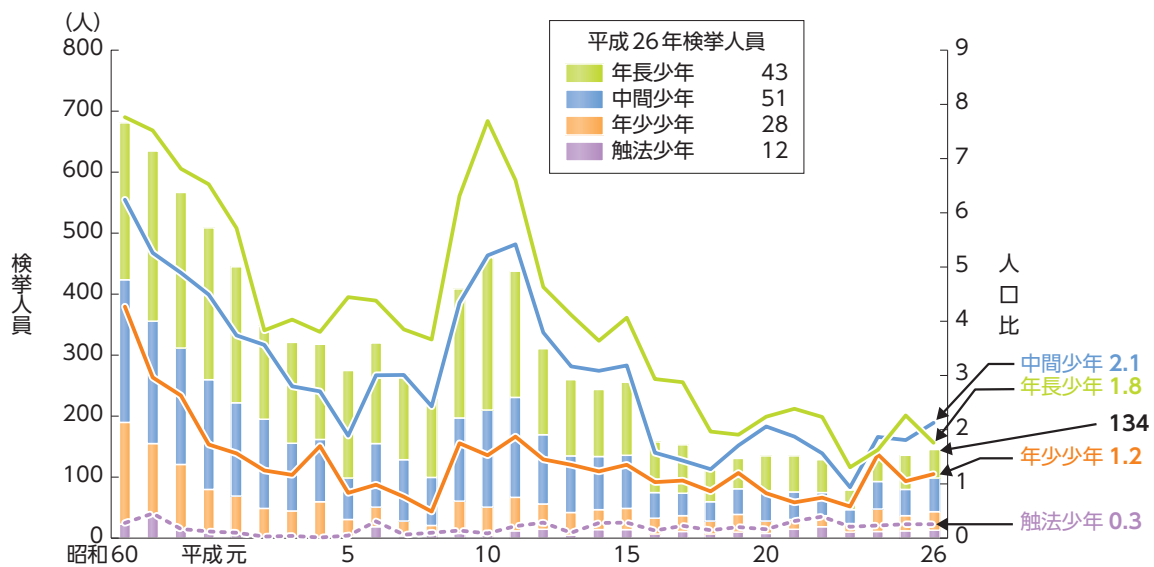
平成26年の強姦の検挙人員は、昭和60年と比べると約5分の1であるが、平成19年以降はおおむね横ばいである。強制わいせつの検挙人員は、平成6年まで減少傾向にあったが、その後、増減を繰り返し、19年から増加傾向にある。強制わいせつの検挙人員のうち、触法少年は12年から増加傾向にあり、16年以降一貫して他の年齢層と比べて最も多い。

2-1-8 図

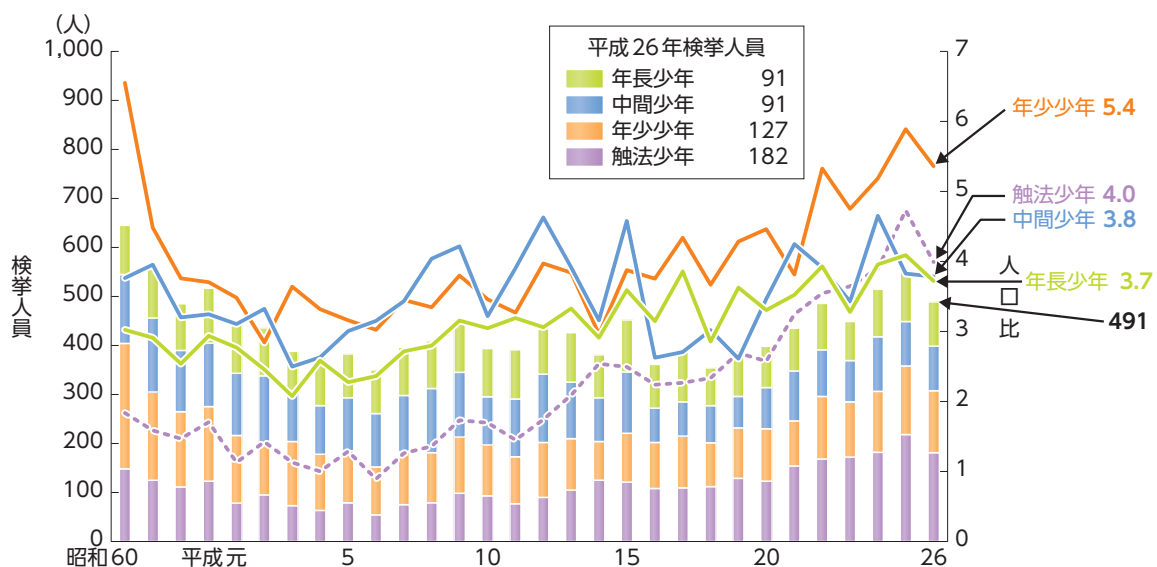
少年による強姦・強制わいせつ 検挙人員・人口比の推移（年齢層別）

（昭和60年～平成26年）

① 強姦



② 強制わいせつ



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 「触法少年」は、補導人員である。
 4 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの強姦・強制わいせつの検挙（補導）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。

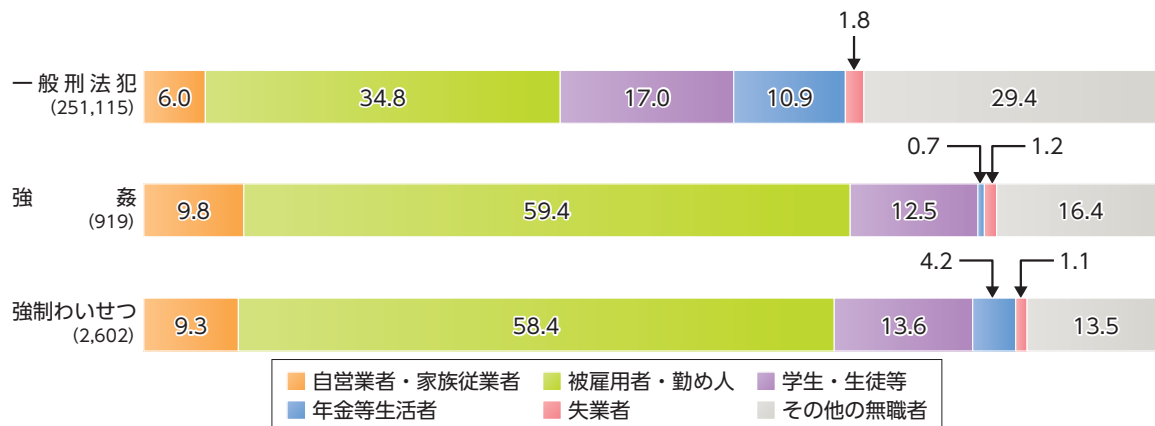
4 職業

平成26年における強姦、強制わいせつの検挙人員について、職業別構成比を見ると、**2-1-9図**のとおりである。有職者(自営業者・家族従業者、被雇用者・勤め人をいう。)の占める割合は、一般刑法犯総数では40.8%であるが、強姦は69.2%、強制わいせつは67.6%であった。

2-1-9 図

強姦・強制わいせつ 検挙人員の職業別構成比

(平成26年)



注 1 警察庁の統計による。

2 犯行時の職業による。

3 「年金等生活者」は、無職者のうち、年金、雇用保険、利子、配当、家賃等の収入による生活者をいう。

4 () 内は、実人員である。

5 犯行態様

(1) 発生場所

平成26年における強姦、強制わいせつの認知件数の発生場所別構成比は、**2-1-10図**のとおりである。強姦では、住宅の割合が最も高いが、強制わいせつでは屋外の割合が5割を超えている。

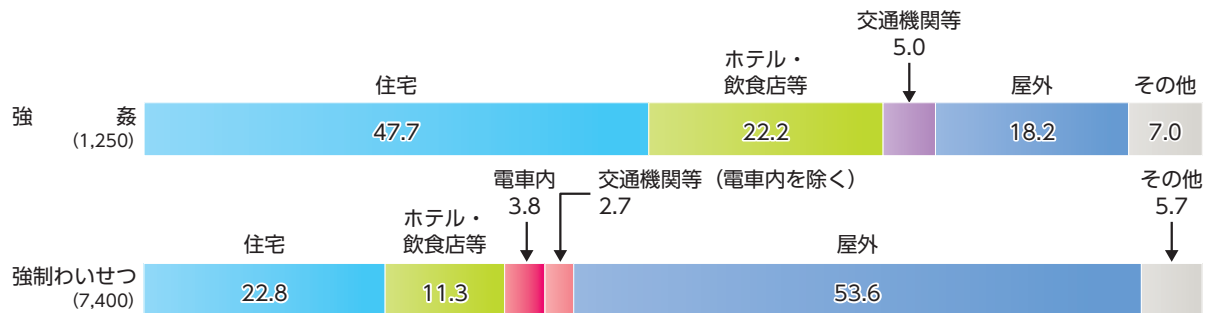
(2) 犯罪供用物の有無

平成26年における強姦、強制わいせつの検挙事件（捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件を欠くことが確認された事件を除く。以下この項において同じ。）について、犯罪供用物（犯罪行為の遂行に現に使用した物・使用するために用意した物をいう。）の有無を見ると、「犯罪供用物あり」の件数は、強姦1,029件のうち172件、強制わいせつ4,149件のうち281件であった。いずれも、刃物類（ナイフ類、包丁類等）が最も多く、強姦69件、強制わいせつ86件であった（警察庁の統計による。）。

2-1-10図

強姦・強制わいせつ 認知件数の発生場所別構成比

(平成26年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「ホテル・飲食店等」は、一般ホテル・旅館、モーター・ラブホテル、カラオケボックス、飲食店等の生活環境営業及び一般事務所、商店等をいう。
 3 「交通機関等」は、電車内、駅、その他の鉄道施設、空港、航空機内、海港、船舶内、バス内及びタクシー内等をいう。
 4 「屋外」は、道路上、駐車（輪）場、都市公園及び空き地をいう。
 5 「その他」は、地下街・地下通路等である。
 6 「強制わいせつ」における「電車内」は、地下鉄内、新幹線内、その他の列車内をいう。
 7 () 内は、実数である。

(3) 共犯の有無

平成26年における強姦の検挙事件1,029件の共犯率（共犯による事件数の占める比率をいう。以下この項において同じ。）は6.9%，同年の強制わいせつの検挙事件4,149件の共犯率は1.2％であり、いずれも、一般刑法犯総数の共犯率13.4％よりも低かった（警察庁の統計による。）。

6 被害者

(1) 被害の発生状況

強姦、強制わいせつの認知件数及び被害発生率（人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。ただし、強姦については、女子人口10万人当たりの認知件数をいう。）の推移（最近10年間）を見ると、2-1-11表のとおりである。

(2) 死傷者

強姦、強制わいせつの被害者中の死傷者数の推移（最近20年間）を見ると、2-1-12表のとおりである。なお、統計上、強姦、強制わいせつと観念的競合の関係にある罪名がある場合、死傷者は法定刑の重い罪名に計上されるため、例えば、強姦致死と殺人罪が観念的競合の関係にある場合の死亡者は殺人罪に計上され、本表の死亡者には計上されないことに注意する必要がある。

2-1-11表

強姦・強制わいせつ 認知件数・被害発生率の推移

(平成17年～26年)

年 次	強 姦		強 制 わ い せ つ			
	認知件数	被害発生率	女 子		男 子	
			認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率
17年	2,076	3.2	8,534	13.0	217	0.3
18	1,948	3.0	8,140	12.4	186	0.3
19	1,766	2.7	7,464	11.4	200	0.3
20	1,592	2.4	6,928	10.6	183	0.3
21	1,417	2.2	6,577	10.0	111	0.2
22	1,293	2.0	6,866	10.4	161	0.3
23	1,193	1.8	6,709	10.2	161	0.3
24	1,265	1.9	7,087	10.8	176	0.3
25	1,409	2.2	7,446	11.4	208	0.3
26	1,250	1.9	7,186	11.0	214	0.3

注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

2 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。ただし、強姦については、女子人口10万人当たりの認知件数である。

3 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

2-1-12表

強姦・強制わいせつ 被害者中の死傷者数の推移

(平成7年～26年)

年 次	強 姦				強制わいせつ			
	総 数	死亡者	重傷者	軽傷者	総 数	死亡者	重傷者	軽傷者
7年	446	—	12	434	231	2	4	225
8	452	1	11	440	275	2	4	269
9	501	—	14	487	235	—	7	228
10	510	—	18	492	256	1	6	249
11	570	1	15	554	365	1	10	354
12	680	—	30	650	481	—	13	468
13	601	2	18	581	604	—	17	587
14	597	—	17	580	556	—	13	543
15	620	—	21	599	637	1	9	627
16	564	—	19	545	600	—	14	586
17	453	—	17	436	548	—	17	531
18	395	—	9	386	549	1	13	535
19	380	—	13	367	524	1	18	505
20	316	—	14	302	473	—	8	465
21	274	1	7	266	462	—	9	453
22	211	2	11	198	433	2	11	420
23	227	1	9	217	446	3	5	438
24	224	—	11	213	473	2	6	465
25	236	—	8	228	472	3	15	454
26	188	—	7	181	461	5	11	445

注 1 警察庁の統計による。

2 「重傷者」は、全治1か月以上の傷害を負った者をいう。

3 「軽傷者」は、全治1か月未満の傷害を負った者をいう。

4 強姦、強制わいせつと観念的競合の関係にある罪名がある場合、法定刑の重い罪名に計上している。

(3) 被害者の年齢層

強姦，強制わいせつにおける被害者の人員の推移（最近20年間）を年齢層別に見ると，2-1-13図のとおりである。

強姦の被害者数は，平成15年に2,472人を記録し，26年には1,250人とおおむね半減したが，13歳未満の被害者数は横ばいで，平成26年は77人（前年比8人増）であった。

男子を被害者とする強制わいせつでは，年齢層別では，13歳未満の被害者数が常に最も多く，26年は127人（前年比14人増）であった。

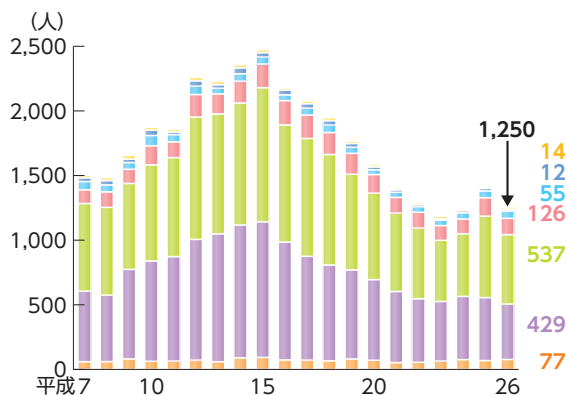
女子を被害者とする強制わいせつでは，15年に9,729人を記録した後減少し，22年から増加傾向にあったものの，26年は7,186人（前年比260人減）であった。また，13歳未満の被害者数は，15年に1,926人を記録した後減少し，20年から増加傾向にあったが，26年は968人（前年比35人減）であった。

2-1-13図

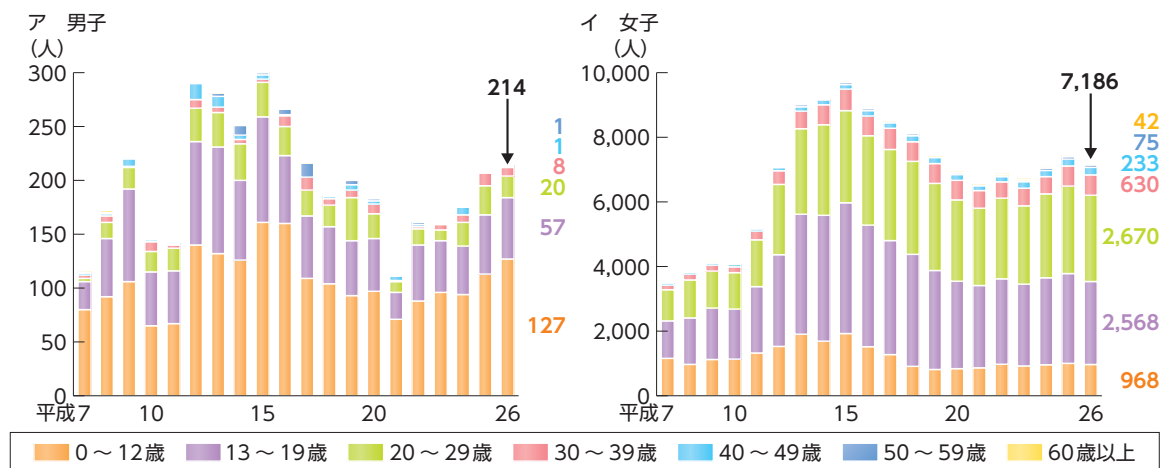
強姦・強制わいせつ 被害者の人員の推移（年齢層別）

(平成7年～26年)

① 強姦



② 強制わいせつ



注 1 警察庁の統計による。

2 一つの事件で複数の被害者がいる場合は，主たる被害者について計上している。

(4) 被害者と被疑者の関係

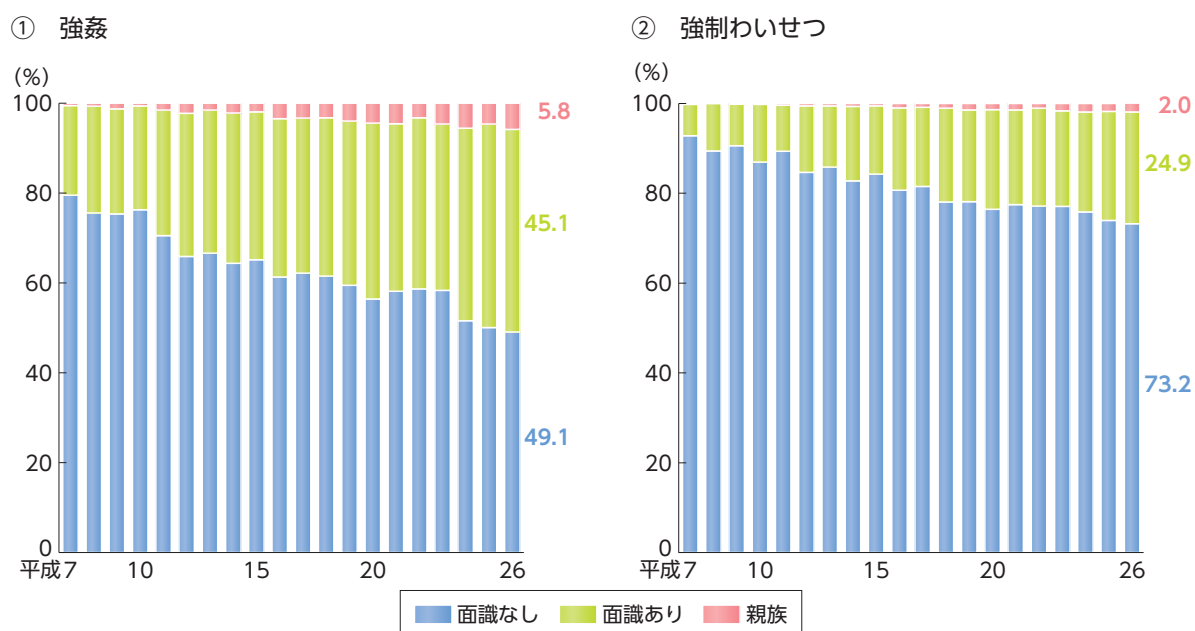
強姦，強制わいせつの検挙件数（捜査の結果，犯罪が成立しないこと又は訴訟条件を欠くことが確認された事件を除く。）について，被害者と被疑者の関係別構成比の推移（最近20年間）を見ると，**2-1-14図**のとおりである。強姦，強制わいせつ共に，被害者が「面識あり」及び「親族」の割合が上昇傾向にある。平成26年の強姦における被害者が「面識あり」の場合は464人と，7年（280人）に比べて約1.7倍に，「親族」の場合は60人と，7年（7人）に比べて約8.6倍にそれぞれ増加した。また，26年の強制わいせつにおける被害者が「面識あり」の場合は1,033人と，7年（223人）に比べて約4.6倍に，「親族」の場合は81人と，7年（6人）に比べて13.5倍にそれぞれ増加した。

平成26年の強姦における被害者が「親族」のうち，子が被害者となったものは39人（実子9人，養子等30人）であった。また，同年の強制わいせつにおける被害者が「親族」のうち，子が被害者となったものは50人（実子10人，養子等40人）であった（警察庁の統計による。）。

2-1-14 図

強姦・強制わいせつ 検挙件数の被害者と被疑者の関係別構成比の推移

(平成7年～26年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果，犯罪が成立しないこと又は訴訟条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 「面識あり」は，知人・友人，職場関係者等をいう。

（５） 性的被害の実態

犯罪被害の中には、警察等の公的機関に認知された犯罪件数のほかに、被害者が届出をしないことによって事案が顕在化しない部分（暗数）があると言われている。法務総合研究所が平成24年に行った第4回犯罪被害実態（暗数）調査^{（＊2）}においては、調査に回答した対象者（男性1,013人、女性1,114人）のうち、過去5年間に性的事件（強姦、強制わいせつ、痴漢、セクハラ及びその他不快な行為で、一部、法律上処罰の対象とはならない行為を含む。）の被害を受けたことがあると回答したのは、27人（回答者の1.3%）であった。このうち、「あなた又は誰かが捜査機関に被害を届け出ましたか。」との質問に対して、「はい」と回答したのは5人、「いいえ」が20人、無回答が2人であった。

7 その他

（1） 18歳未満の者を対象とする性犯罪等

ここでは、18歳未満の青少年若しくは児童を対象とする性犯罪及び性犯罪に関連する犯罪として、児童福祉法違反（「児童に淫行させる行為」）、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、出会い系サイト規制法違反（「禁止誘引行為」）、各都道府県等において「青少年の健全な育成に関する条例」等の名称で定められている条例（以下「青少年保護育成条例」という。）違反（「みだらな性行為等の禁止」）の動向を見ることとする。

児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、出会い系サイト規制法違反、青少年保護育成条例違反の送致人員の推移（最近20年間）は、**2-1-15表**のとおりである。児童福祉法違反（「児童に淫行させる行為」）は、平成17年以降、減少傾向にあり、児童買春・児童ポルノ禁止法違反は、21年以降増加し続けている。

（＊2） 法務総合研究所（2013）「犯罪被害に関する総合的研究－安全・安心な社会づくりのための基礎調査結果（第4回犯罪被害者実態（暗数）調査結果）－」法務総合研究所研究部報告49：72-77頁

2-1-15表

児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法、出会い系サイト規制法等違反 送致人員の推移

(平成7年～26年)

年 次	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ禁止法				出会い系サイト 規 制 法	青少年保護 育 成 条 例
	淫行させる 行 為		児 童 買 春	児童ポルノ	そ の 他	禁止誘引行為	み だ ら な 性 行 為 等
7年	368	...	...	...	...	...	2,734
8	332	...	...	...	...	...	2,781
9	385	...	...	...	...	...	2,493
10	392	...	...	...	...	...	2,583
11	443	...	...	...	...	...	2,522
12	251	777	...	...	...	...	1,334
13	345	1,026	898	128	—	...	1,265
14	395	1,366	1,201	165	—	...	1,291
15	455	1,374	1,182	192	—	...	1,281
16	513	1,232	1,093	137	2	29	1,211
17	437	1,336	1,022	312	2	17	1,268
18	392	1,490	1,140	350	—	48	1,434
19	337	1,361	984	377	—	114	1,448
20	388	1,272	860	412	—	367	1,383
21	321	1,515	865	650	—	341	1,232
22	290	1,627	701	926	—	402	1,216
23	332	1,678	662	1,016	—	443	1,077
24	313	1,847	579	1,268	—	357	965
25	332	1,893	641	1,252	—	338	1,067
26	319	1,967	587	1,380	—	275	1,045

注 1 警察庁の統計による。

2 「児童買春・児童ポルノ禁止法」の「その他」は、児童買春等目的人身売買である。

3 「出会い系サイト規制法」の「禁止誘引行為」は、同法6条に規定する罪をいう。

4 「青少年保護育成条例」の平成7年の数値は、取締人員（18歳以上の者）である。

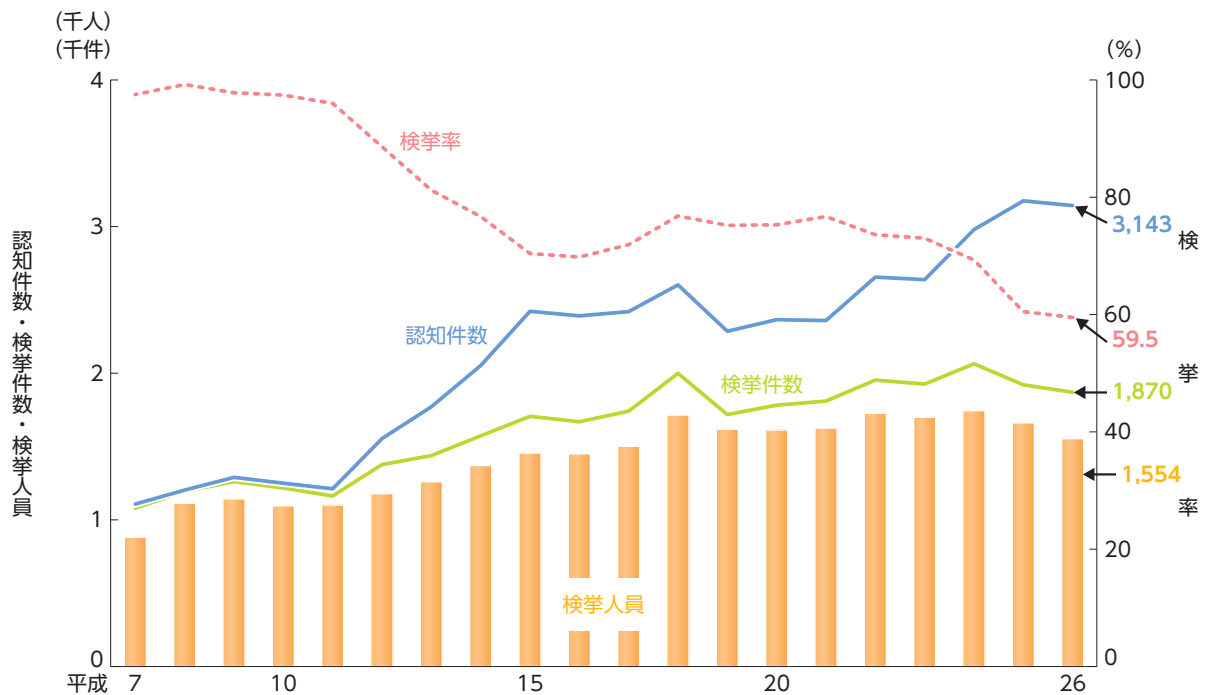
(2) 公然わいせつ

公然わいせつの認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（最近20年間）を見ると、**2-1-16図**のとおりである。平成26年の認知件数は、7年（1,108件）と比べて約2.8倍に増加した。検挙率は、11年まで90%台であったが、その後、低下傾向にあり、26年は59.5%（前年比1.0pt低下）であった。

2-1-16図

公然わいせつ 認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移

（平成7年～26年）



注 警察庁の統計による。

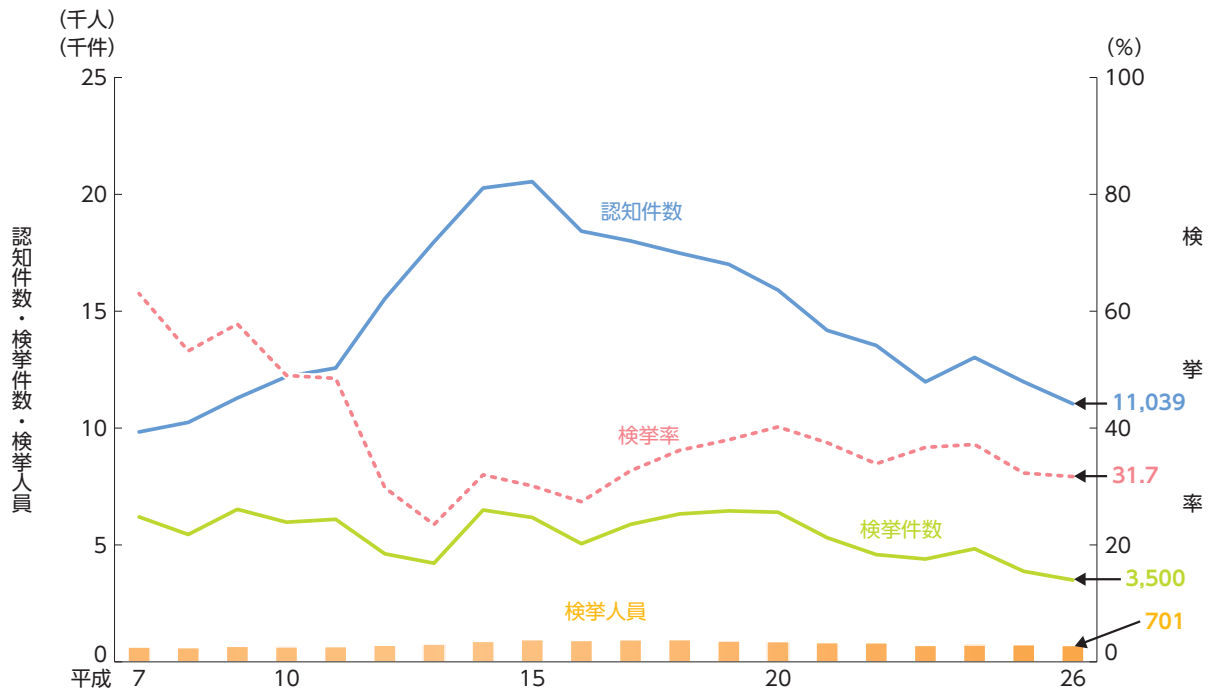
(3) 色情ねらい

色情ねらいの認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（最近20年間）を見ると、2-1-17図のとおりである。認知件数は、平成15年に2万541件を記録した後、減少傾向にあり、26年は1万1,039件（前年比940件（7.8%）減）であった。検挙率は、16年に27.4%まで低下した後、30～40%台を推移し、26年は31.7%（前年比0.6pt 低下）であった。

2-1-17図

色情ねらい 認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移

（平成7年～26年）



注：警察庁の統計による。

第2節 検察

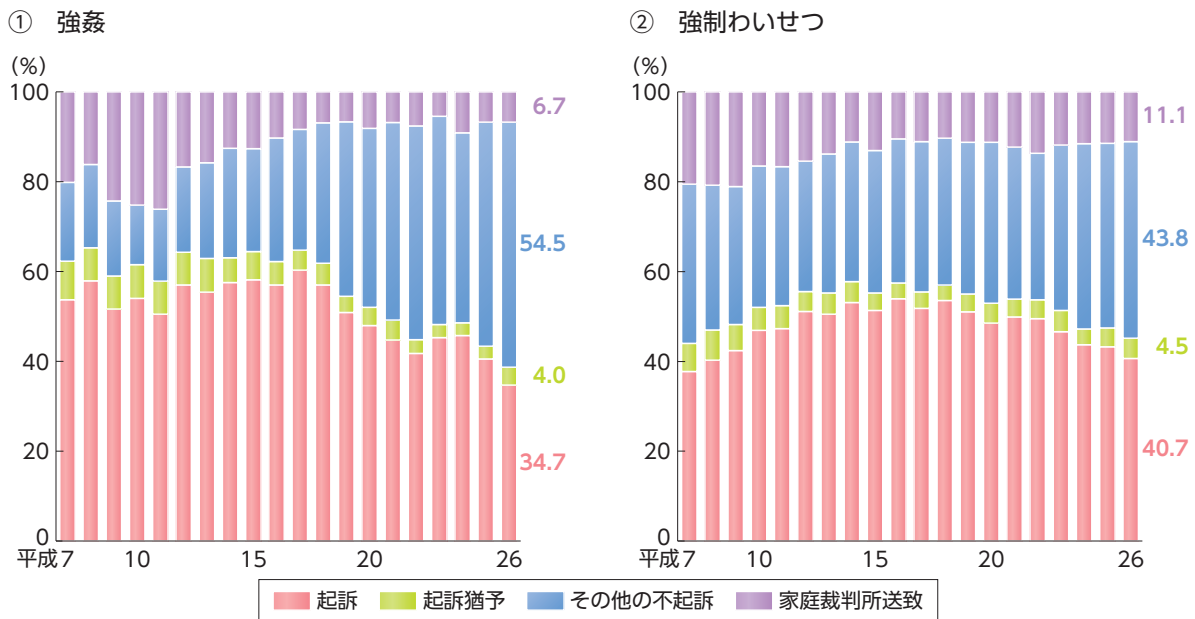
強姦、強制わいせつの検察庁終局処理人員（少年事件を含む。）の処理区分別構成比の推移（最近20年間）を見ると、**2-2-1図**のとおりである。

平成26年における検察庁終局処理人員は、強姦が1,290人（前年比19人（1.5%）減）、強制わいせつが3,586人（同51人（1.4%）増）であった。その内訳は、強姦について、起訴448人、起訴猶予52人、その他の不起訴703人、家庭裁判所送致87人、強制わいせつについて、起訴1,459人、起訴猶予161人、その他の不起訴1,569人、家庭裁判所送致397人であった。強姦の起訴人員は、12年から17年にかけて1,000人前後で推移していたが、その後、減少し続けている。強制わいせつの起訴人員は、近年1,400人台前後で推移している（検察統計年報による。）。

2-2-1 図

強姦・強制わいせつ 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比の推移

(平成7年～26年)



注 検察統計年報による。

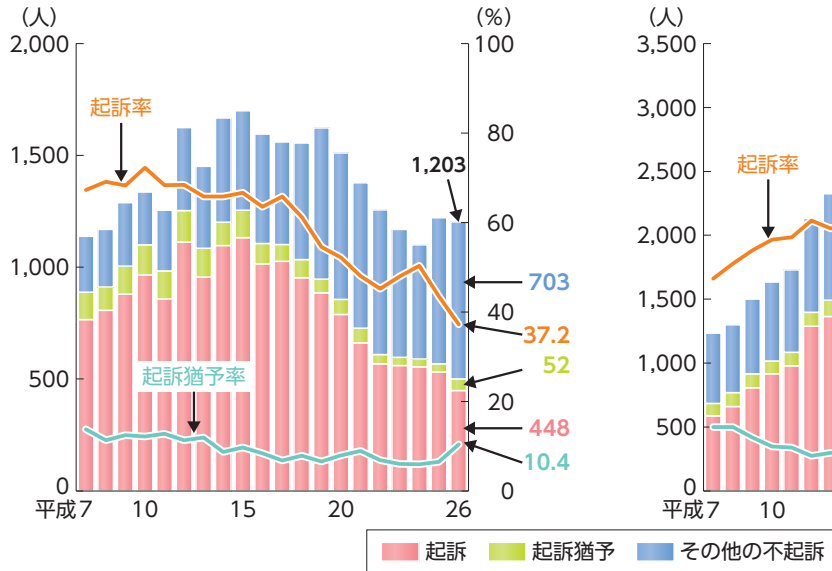
検察庁終局処理人員について、強姦、強制わいせつの起訴・不起訴人員等の推移（最近20年間）を見ると、**2-2-2図**のとおりである。平成26年の起訴率は、強姦37.2%（前年比6.2pt 低下）、強制わいせつ45.8%（同3.1pt 低下）であった。また、同年の起訴猶予率は、強姦10.4%、強制わいせつ9.9%と、一般刑法犯全体の起訴猶予率（50.6%。検察統計年報による。）と比べて顕著に低い。

2-2-2 図

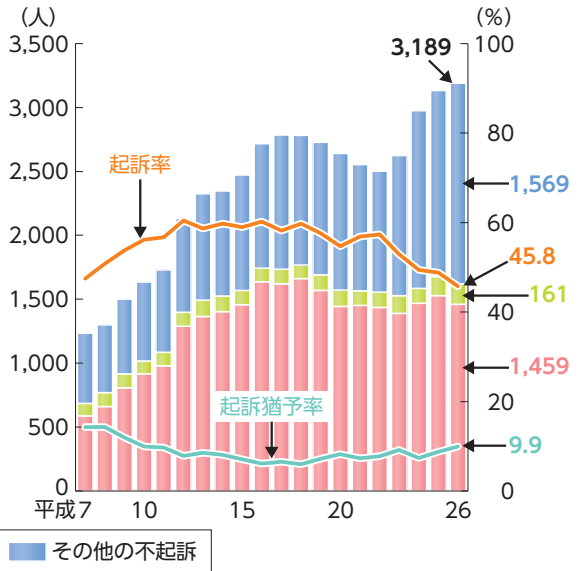
強姦・強制わいせつ 起訴・不起訴人員等の推移

(平成7年～26年)

① 強姦



② 強制わいせつ



注 検察統計年報による。

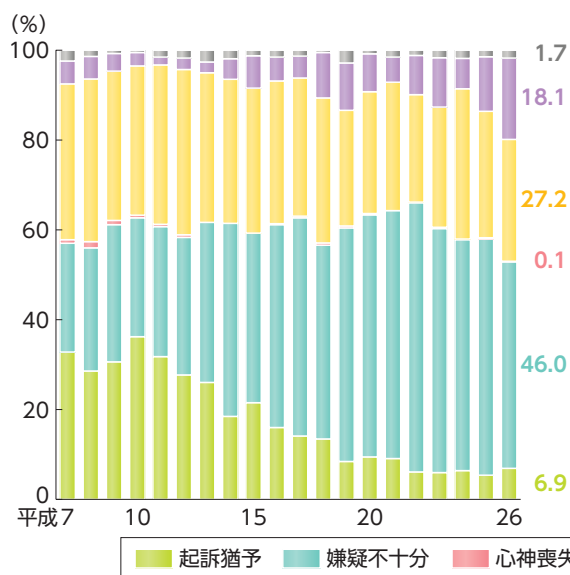
強姦、強制わいせつの不起訴人員の理由別構成比の推移（最近20年間）を見ると、2-2-3図のとおりである。

2-2-3 図

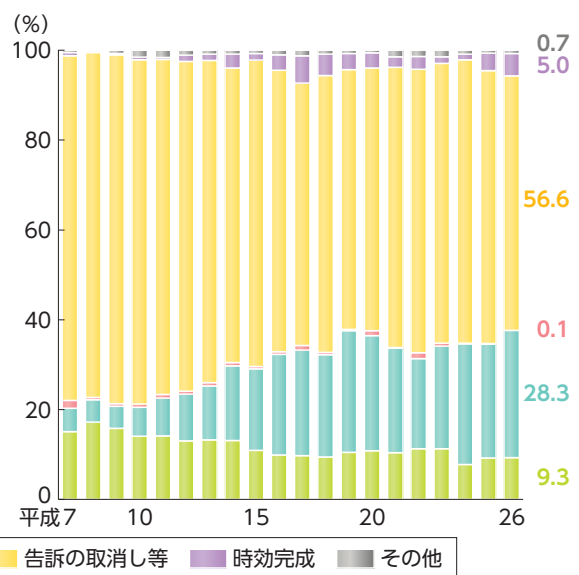
強姦・強制わいせつ 不起訴人員の理由別構成比の推移

(平成7年～26年)

① 強姦



② 強制わいせつ



注 1 検察統計年報による。
2 「告訴の取消し等」は、親告罪の告訴・告発・請求の欠如・無効・取消しである。
3 「その他」は、嫌疑なし、罪とならず、被疑者死亡等である。

第3節 裁判

強姦、強制わいせつ、殺人等の、人の生命や身体等に重大な危害を及ぼす凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に適正に対処するために、平成16年12月、刑法が改正され(平成16年法律第156号。17年1月1日施行)、①有期刑の法定刑の上限が15年から20年に、処断刑の上限が20年から30年に引き上げられたほか、②強制わいせつ(刑法176条及び178条1項)の法定刑が6月以上7年以下の懲役から6月以上10年以下の懲役に、強姦(同法177条及び178条2項)の法定刑が2年以上の有期懲役から3年以上の有期懲役に、強姦致死傷(同法181条2項)の法定刑が無期又は3年以上の懲役から無期又は5年以上の懲役にそれぞれ引き上げられ、さらに、③二人以上の者が現場において共同して犯した、いわゆる集団形態の強姦について、法定刑を4年以上の有期懲役とする集団強姦(同法178条の2)の罪及び法定刑を無期又は6年以上の懲役とする集団強姦致死傷(同法181条3項)の罪が新設されるなどした。

1 科刑状況

(1) 強姦

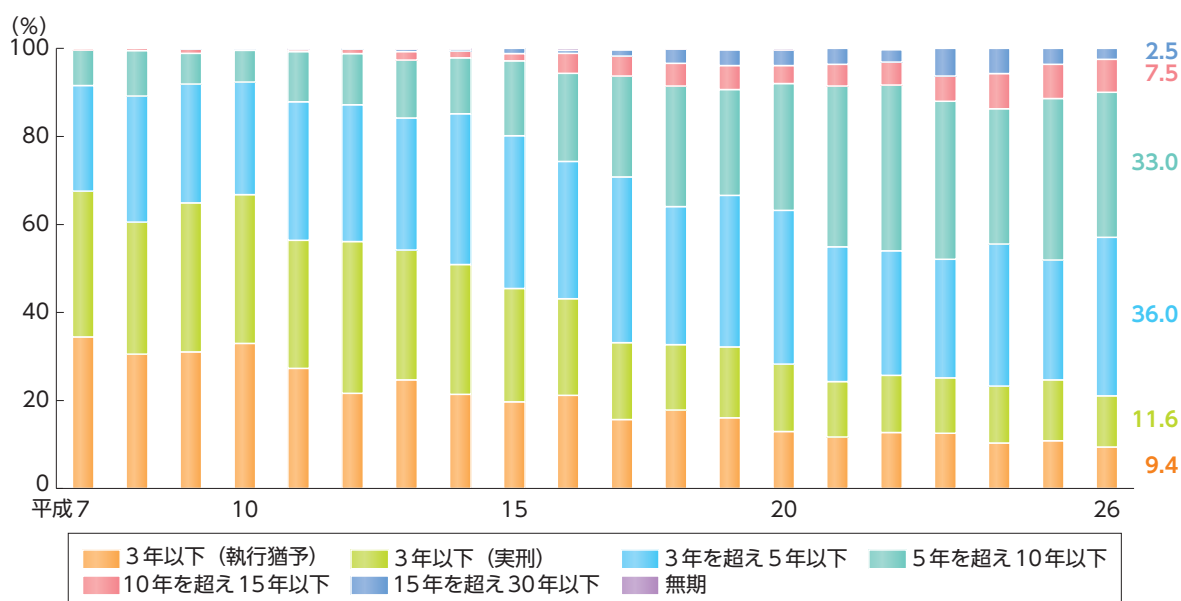
強姦について、通常第一審における有罪人員(懲役)の刑期別構成比の推移(最近20年間)を見ると、**2-3-1図**のとおりである。平成26年の通常第一審における有罪人員(懲役)は361人で、7年と比べて、32.4%減少している。「5年を超え10年以下」の懲役を言い渡された者の割合は、前記の刑法改正前から上昇傾向にあり、16年は20.0%と、7年と比べると12.0pt上昇した。その後も上昇傾向が続き、21年からは3割台で推移している。また、「10年を超え15年以下」の懲役を言い渡された者の割合も、前記の刑法改正前から上昇傾向にあり、16年は4.5%と、7年と比べると4.1pt上昇した。その後も上昇傾向が続き、26年は7.5%であった。通常第一審における執行猶予率を最近20年間で見ると、前記の刑法改正前から低下傾向にあり、16年は21.2%と、7年と比べると13.2pt低下した。その後も低下傾向にあり、21年以降は10~12%台で推移していたが、26年は9.4%(前年比1.4pt低下)であり、通常第一審における終局処理人員総数(59.5%)と比べて顕著に低い。26年の通常第一審における強姦の執行猶予者の保護観察率は、終局処理人員総数(10.0%)と比べて高い(司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。)

なお、少年の強姦事件の審判における決定等別構成比については、**2-4-11図**①参照。

2-3-1 図

強姦 通常第一審における有罪人員（懲役）の刑期別構成比の推移

(平成7年～26年)



注 最高裁判所事務総局の資料による。

(2) 強制わいせつ

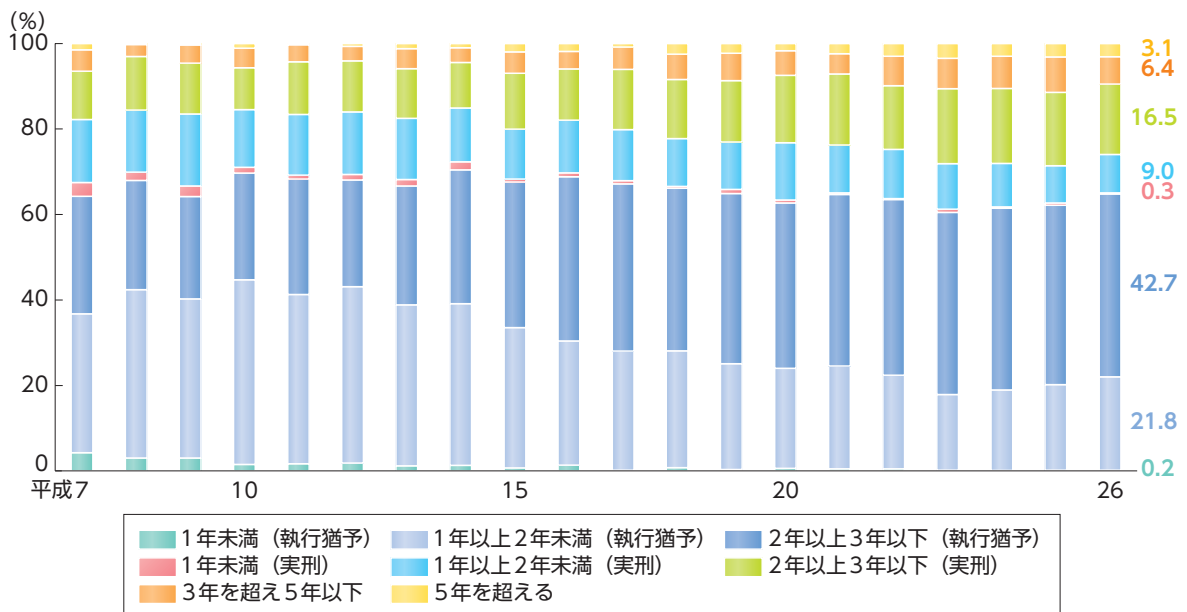
強制わいせつについて、通常第一審における有罪人員（懲役）の刑期別構成比の推移（最近20年間）を見ると、**2-3-2図**のとおりである。平成26年の通常第一審における有罪人員（懲役）は971人で、7年と比べて、約2.4倍に増加している。「2年以上3年以下（執行猶予）」の懲役を言い渡された者の割合は、13年から上昇傾向にあり、26年は42.7%と、7年と比べると15.2pt上昇した。また、「2年以上3年以下（実刑）」の懲役を言い渡された者の割合は、24年から低下しているものの、26年は16.5%と、7年と比べると5.2pt上昇した。通常第一審における執行猶予率を最近20年間で見ると、6割以上で推移しており、26年は64.8%（前年比2.6pt上昇）であった。26年の通常第一審における強制わいせつの執行猶予者の保護観察率は、終局処理人員総数と比べて高い（最高裁判所事務総局の資料による。）。

なお、少年の強制わいせつ事件の審判における決定等別構成比については、**2-4-11図②**参照。

2-3-2図

強制わいせつ 通常第一審における有罪人員（懲役）の刑期別構成比の推移

(平成7年～26年)



注 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 平成7年から26年までの間、無期懲役を言い渡された者はいなかった。

2 裁判員裁判における科刑状況

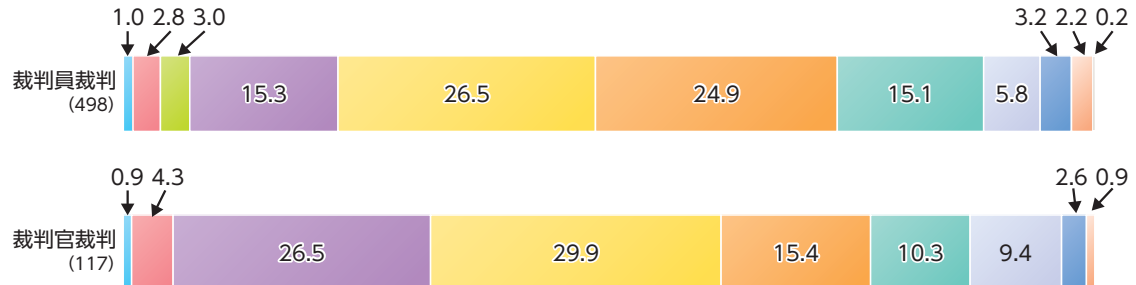
2-3-3図は、裁判員裁判の対象となる強姦致死傷（集団強姦致死傷を含む。）、強制わいせつ致死傷について、第一審における懲役の科刑状況を、裁判員裁判による審理の有無（裁判官裁判・裁判員裁判）別に見たものである。なお、裁判官裁判は、裁判員裁判により審理されていない事件であり、裁判員法施行前に起訴され、同法施行後であったとすれば裁判員裁判の対象事件となったと想定される事件のうち、21年及び22年に終局したものである。裁判官裁判と裁判員裁判とでは、比較する事件数に違いがあるほか、裁判時期も異なるため、科刑状況を厳密には比較できない点に留意する必要があるが、大まかな傾向は見ることができる。

2-3-3 図

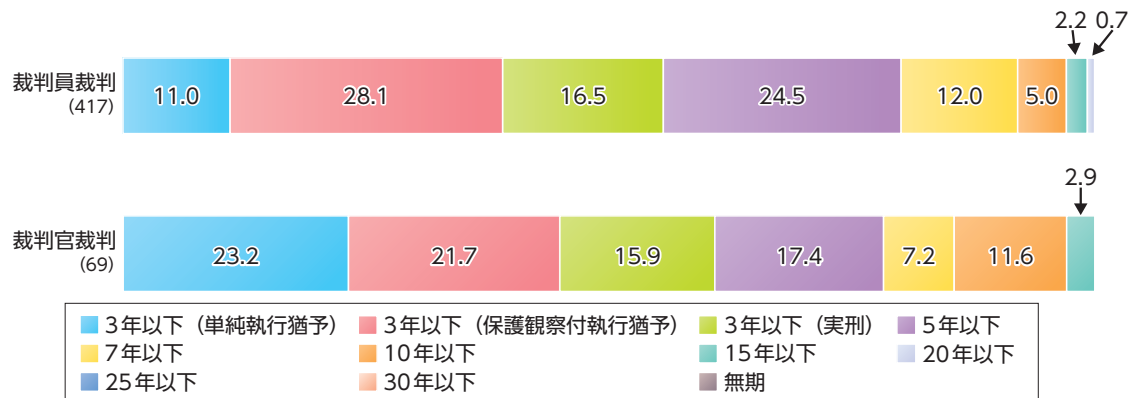
強姦致死傷・強制わいせつ致死傷 第一審における科刑状況別構成比（裁判員裁判・裁判官裁判別）

〔裁判員裁判 平成21年～26年の累計〕
〔裁判官裁判 平成21年～22年の累計〕

① 強姦致死傷



② 強制わいせつ致死傷



- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「裁判員裁判」は、平成21年から26年までに終局したものである。
 3 「裁判官裁判」は、裁判員裁判により審理されていない事件であり、裁判員法施行前に起訴され、同法施行後であったとすれば裁判員裁判の対象事件となったと想定される事件のうち、平成21年及び22年に終局したものである。
 4 処断罪名について計上した。
 5 「強姦致死傷」は、強姦致死傷及び集団強姦致死傷をいう。
 6 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。
 7 () 内は、実人員である。

3 公判段階における被害者等に配慮した制度の実施状況

2-3-4表は、強姦、強制わいせつ事件について、通常第一審における被害者参加制度の実施状況の推移（最近5年間）を見たものである。被害者参加制度を利用した被害者等の数は増加傾向にあり、平成22年と比べると、26年は強姦で約2.1倍、強制わいせつで約2.8倍であった。同年における遮へい及び付添いの措置が実施されたそれぞれの被害者参加人総数（195人、93人。司法統計年報による。）のうち、強姦と強制わいせつ事件とを合わせた被害者参加人の人員の占める割合は、いずれも6割を超えている。

2-3-4表

強姦・強制わいせつ 通常第一審における被害者参加制度の実施状況の推移

(平成22年～26年)

① 強姦

年 次	被 害 者 参 加	証 人 尋 問	被 告 人 問	論 告 ・ 求 刑	遮 へ い	付 添 い	弁 護 士 へ の 託 委	国 選 弁 護 士 へ の 委 託
22年	62 (28)	17	47	40	25	4	58	44
23	52 (22)	11	28	40	16	4	44	38
24	75 (36)	20	34	41	29	10	57	44
25	89 (38)	25	52	61	41	15	84	72
26	129 (43)	28	62	89	58	28	120	96

② 強制わいせつ

年 次	被 害 者 参 加	証 人 尋 問	被 告 人 問	論 告 ・ 求 刑	遮 へ い	付 添 い	弁 護 士 へ の 託 委	国 選 弁 護 士 へ の 委 託
22年	45 (9)	17	33	29	19	8	34	22
23	61 (14)	13	30	37	17	6	47	36
24	65 (6)	17	36	27	22	8	53	46
25	99 (29)	20	52	64	38	9	82	68
26	125 (17)	32	56	69	68	36	109	81

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

2 「被害者参加」は、通常第一審において被害者参加が許可された被害者等の数（延べ人員）である。（ ）内は、そのうち、裁判員裁判対象事件におけるものである。

平成26年における損害賠償命令事件（地方裁判所において、被害者等からの損害賠償命令の申立てを受けた事件）の終局件数の総数264件のうち、強姦事件は38件（前年比11件（22.4%）減）、強制わいせつ事件は56件（前年比15件（21.1%）減）であった。また、22年から26年までの5年間で、損害賠償命令事件の終局件数の総数のうち、強姦と強制わいせつ事件とを合わせた件数の占める割合は、一貫して3割を超えている（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

第4節 矯正

この節では、強姦、強制わいせつの入所受刑者、少年鑑別所被収容者及び少年院入院者の人員の推移のほか、強姦、強制わいせつの入所受刑者を中心として、年齢、居住状況等について概観する。なお、強姦、強制わいせつの入所受刑者等の特徴をより詳細に見るため、単年ではなく、最近5年間の累計人員により細目に分類した上で分析を行っているものもある。

1 入所受刑者等

(1) 入所受刑者

ア 人員

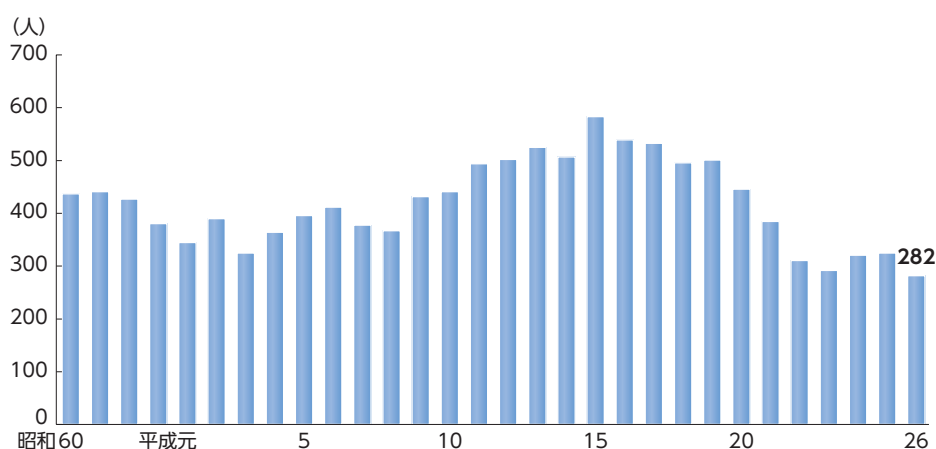
強姦、強制わいせつの入所受刑者人員の推移（最近30年間）を見ると、**2-4-1図**のとおりである。強姦は、平成16年以降減少傾向にあり、26年は282人と最近30年間では最も少なかった。強制わいせつは、26年は366人と、昭和60年と比べると約3倍であった。

2-4-1 図

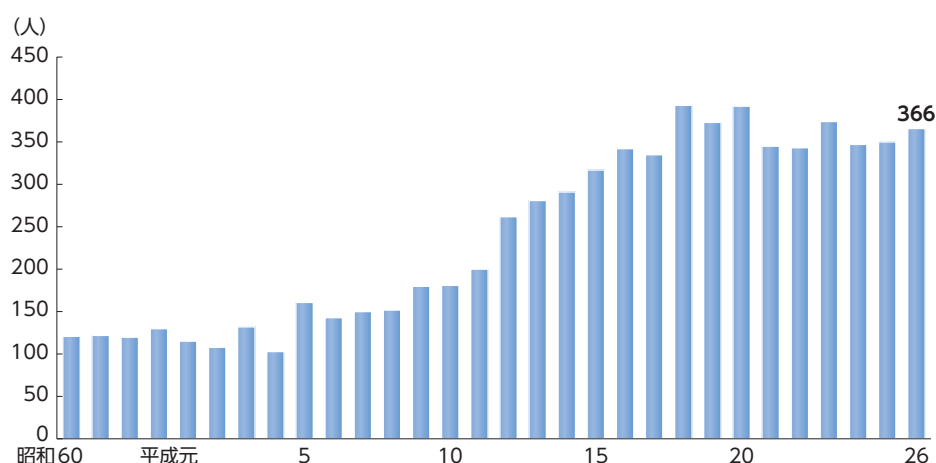
強姦・強制わいせつ 入所受刑者人員の推移

(昭和60年～平成26年)

① 強姦



② 強制わいせつ



注 矯正統計年報による。

イ 年齢層

強姦、強制わいせつの入所受刑者の年齢層別人員の推移（最近20年間）を見ると、**2-4-2図**のとおりである。

強姦では、39歳以下の各年齢層の人員は、いずれも平成16年以降減少傾向にあり、特に、29歳以下では、26年の人員は7年と比べるとほぼ半減している。29歳以下と30～39歳を合わせると、一貫して6割以上を占めている。

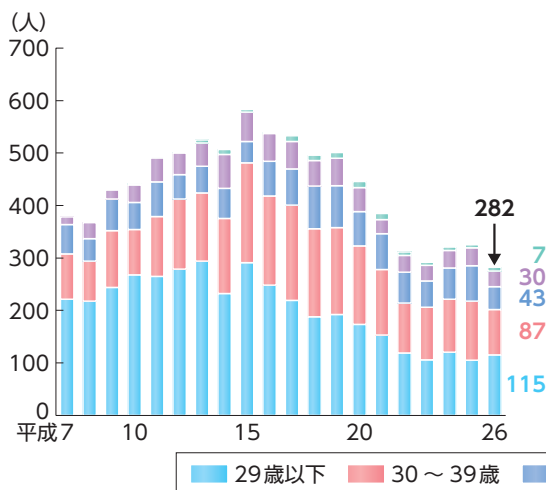
強制わいせつでは、65歳以上の年齢層を除いた各年齢層において、いずれも平成26年の人員は7年と比べて倍増している。特に65歳以上の人員は、約6.3倍に増加した。29歳以下と30～39歳を合わせると、一貫して約6割を占めている。

2-4-2図

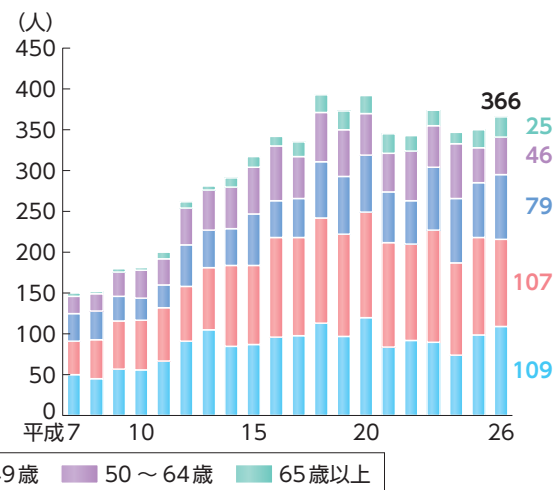
強姦・強制わいせつ 入所受刑者の年齢層別人員の推移

(平成7年～26年)

① 強姦



② 強制わいせつ



注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。

ウ 入所度数

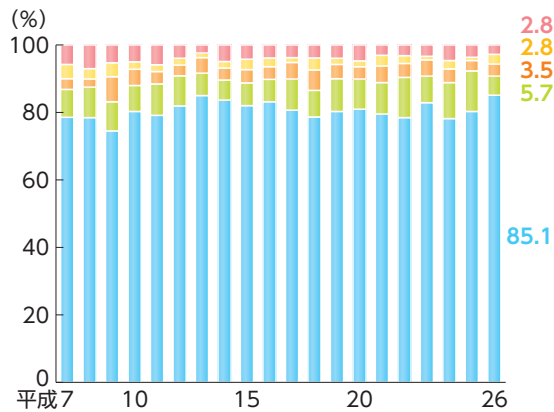
強姦，強制わいせつの入所受刑者の入所度数別構成比の推移（最近20年間）を見ると，**2-4-3 図**のとおりである。強姦，強制わいせつ共に，入所受刑者総数と比べると，入所度数が1度の者の割合が顕著に高い。

2-4-3 図

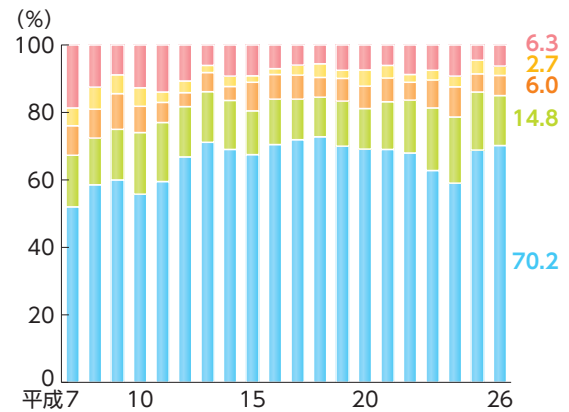
強姦・強制わいせつ 入所受刑者の入所度数別構成比の推移

(平成7年～26年)

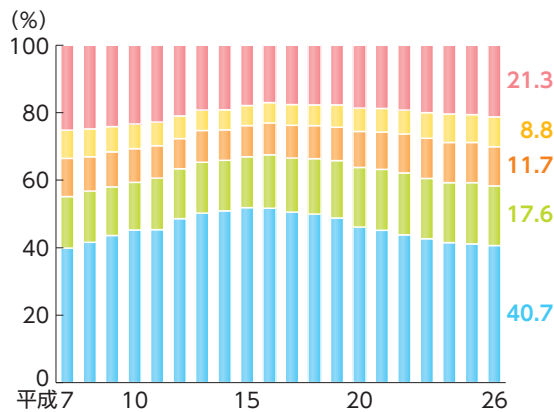
① 強姦



② 強制わいせつ



③ 入所受刑者総数



注 矯正統計年報による。

エ 居住状況

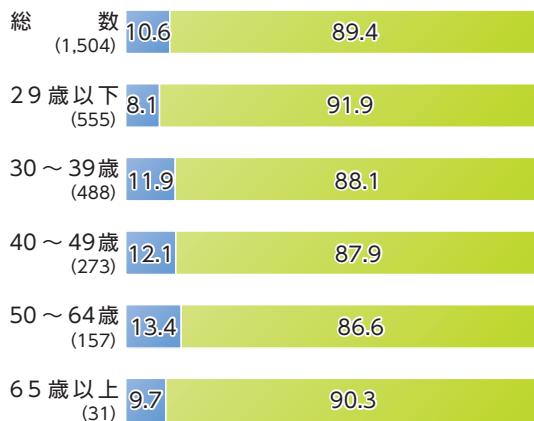
平成22年から26年までの強姦、強制わいせつの入所受刑者の居住状況別構成比を年齢層別に見ると、**2-4-4図**のとおりである。強姦、強制わいせつ共に、入所受刑者総数と比べると、全ての年齢層において、住居不定の者の割合が低い。また、入所受刑者総数では、年齢層が上がるにつれ、住居不定の者の割合が高くなり、高齢者で最も高く、25.8%であった。他方、強姦、強制わいせつにおける高齢者の住居不定の者の割合は、それぞれ1割未満であった。

2-4-4図

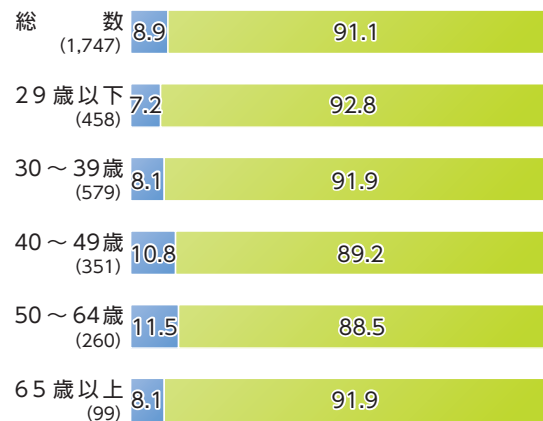
強姦・強制わいせつ 入所受刑者の居住状況別構成比（年齢層別）

（平成22年～26年の累計）

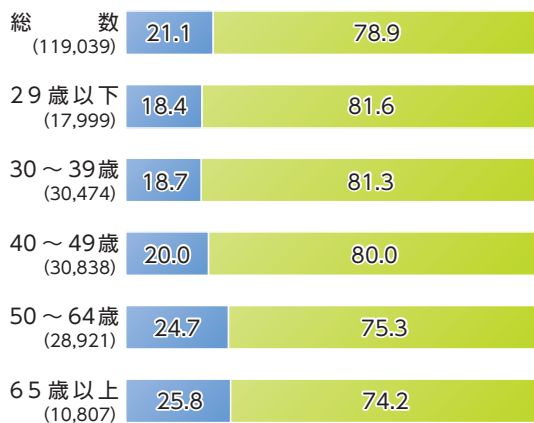
① 強姦



② 強制わいせつ



③ 入所受刑者総数



■ 住居不定 ■ 住居不定以外

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の居住状況による。
 3 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
 4 入所時の年齢による。
 5 () 内は、実人員である。

オ 婚姻状況

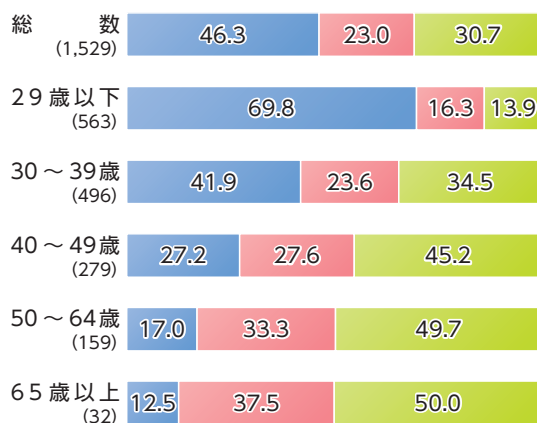
平成22年から26年までの強姦，強制わいせつの入所受刑者の婚姻状況別構成比を年齢層別に見ると，2-4-5図のとおりである。各総数では，強姦，強制わいせつ共に，入所受刑者総数と比べると，未婚の割合が高く，離死別の割合が低い。年齢層別では，強姦，強制わいせつ共に，入所受刑者総数と比べて，50歳以上の者に配偶者（内縁関係にある者を含む。以下この章において同じ。）が有る割合が高く，強制わいせつの高齢者では顕著に高い。

2-4-5 図

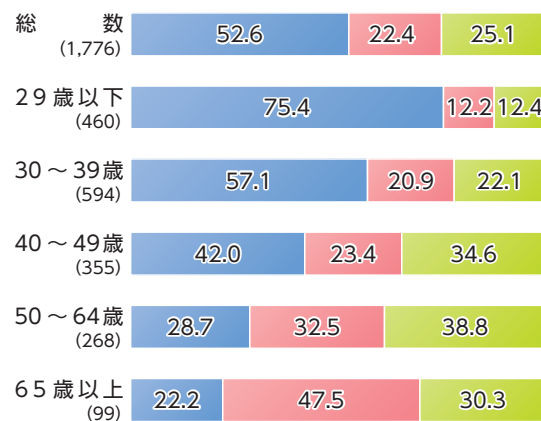
強姦・強制わいせつ 入所受刑者の婚姻状況別構成比（年齢層別）

（平成22年～26年の累計）

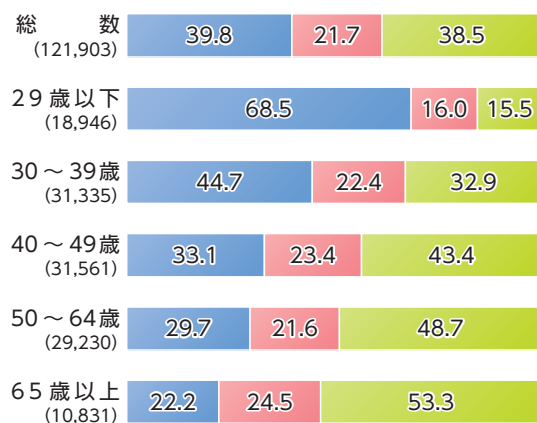
① 強姦



② 強制わいせつ



③ 入所受刑者総数



■ 未婚 ■ 有配偶 ■ 離死別

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の婚姻状況による。ただし，不詳の者を除く。
 3 内縁関係を含む。
 4 入所時の年齢による。
 5 () 内は，実人員である。

カ 就労状況

平成22年から26年までの強姦，強制わいせつの入所受刑者の就労状況別構成比を初入者，再入者別に見るとともに，これを年齢層別に見ると，**2-4-6図**のとおりである。各総数では，強姦，強制わいせつ共に，入所受刑者総数と比べると，初入者，再入者のいずれも有職者の割合が高い。

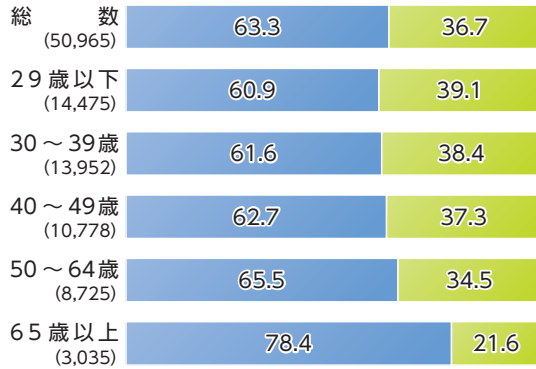
2-4-6 図

強姦・強制わいせつ 入所受刑者の就労状況別構成比（初入者・再入者別，年齢層別）

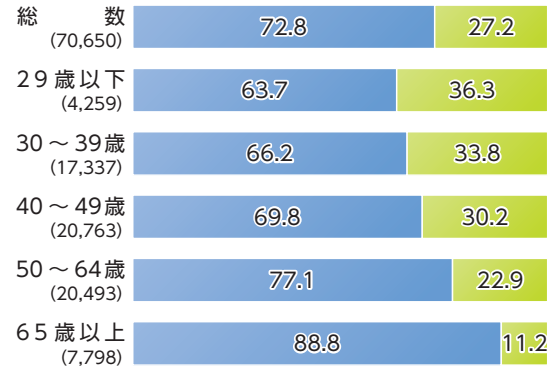
（平成22年～26年の累計）

① 入所受刑者総数

ア 初入者

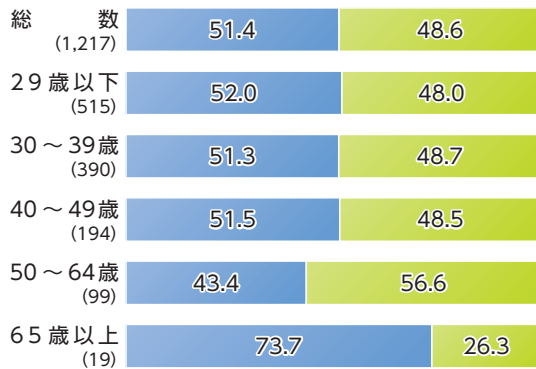


イ 再入者

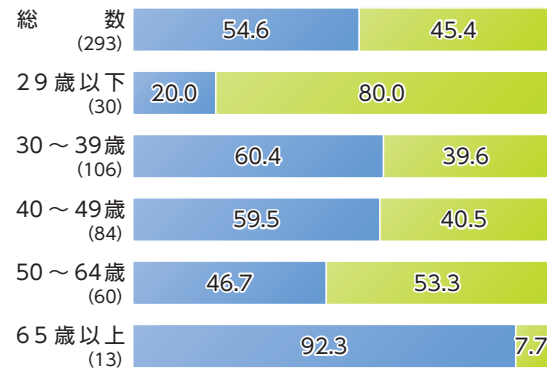


② 強姦

ア 初入者

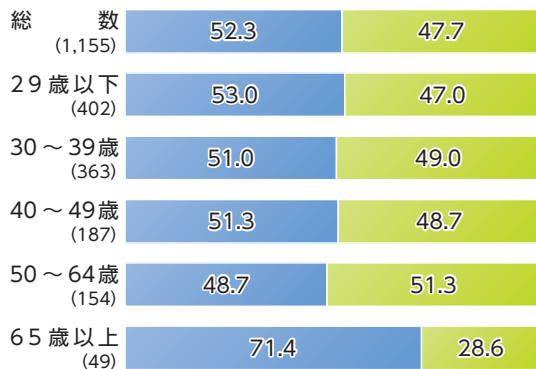


イ 再入者

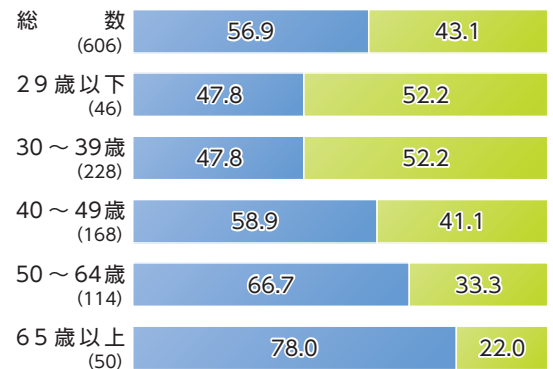


③ 強制わいせつ

ア 初入者



イ 再入者

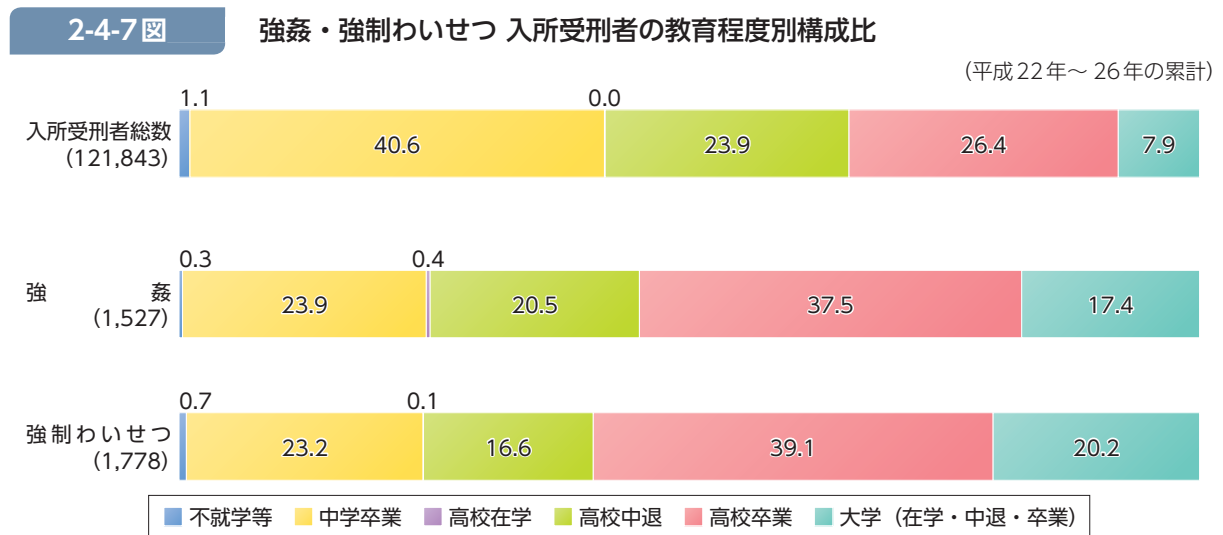


■ 無職 ■ 有職

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の就労状況による。
 3 学生・生徒，家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
 4 入所時の年齢による。
 5 () 内は，実人員である。

キ 教育程度

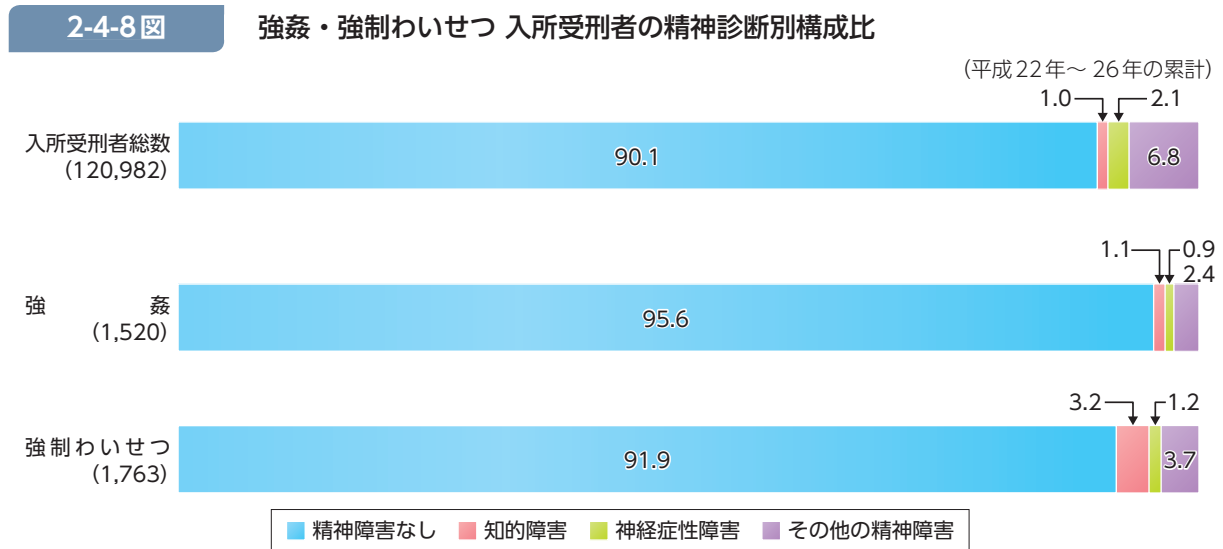
平成22年から26年までの強姦，強制わいせつの入所受刑者の教育程度別構成比を見ると，**2-4-7図**のとおりである。強姦，強制わいせつ共に，入所受刑者総数と比べて，高校卒業以上の学歴を有する者の割合が高い。



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 教育程度は，犯行時における最終学歴又は就学状況である。
 3 教育程度が不詳の者を除く。
 4 「不就学等」は，小学校中退，小学校卒業，中学校中退を含む。
 5 () 内は，実人員である。

ク 精神診断

平成22年から26年までの強姦、強制わいせつの入所受刑者の精神診断別構成比を見ると、**2-4-8図**のとおりである。



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の精神診断による。
 3 精神診断の結果が、人格障害と診断された者及び不詳の者並びに精神診断を受けられなかった者を除く。
 4 「その他の精神障害」は、統合失調症、気分障害並びに精神作用物質使用による精神及び行動の障害等をいう。

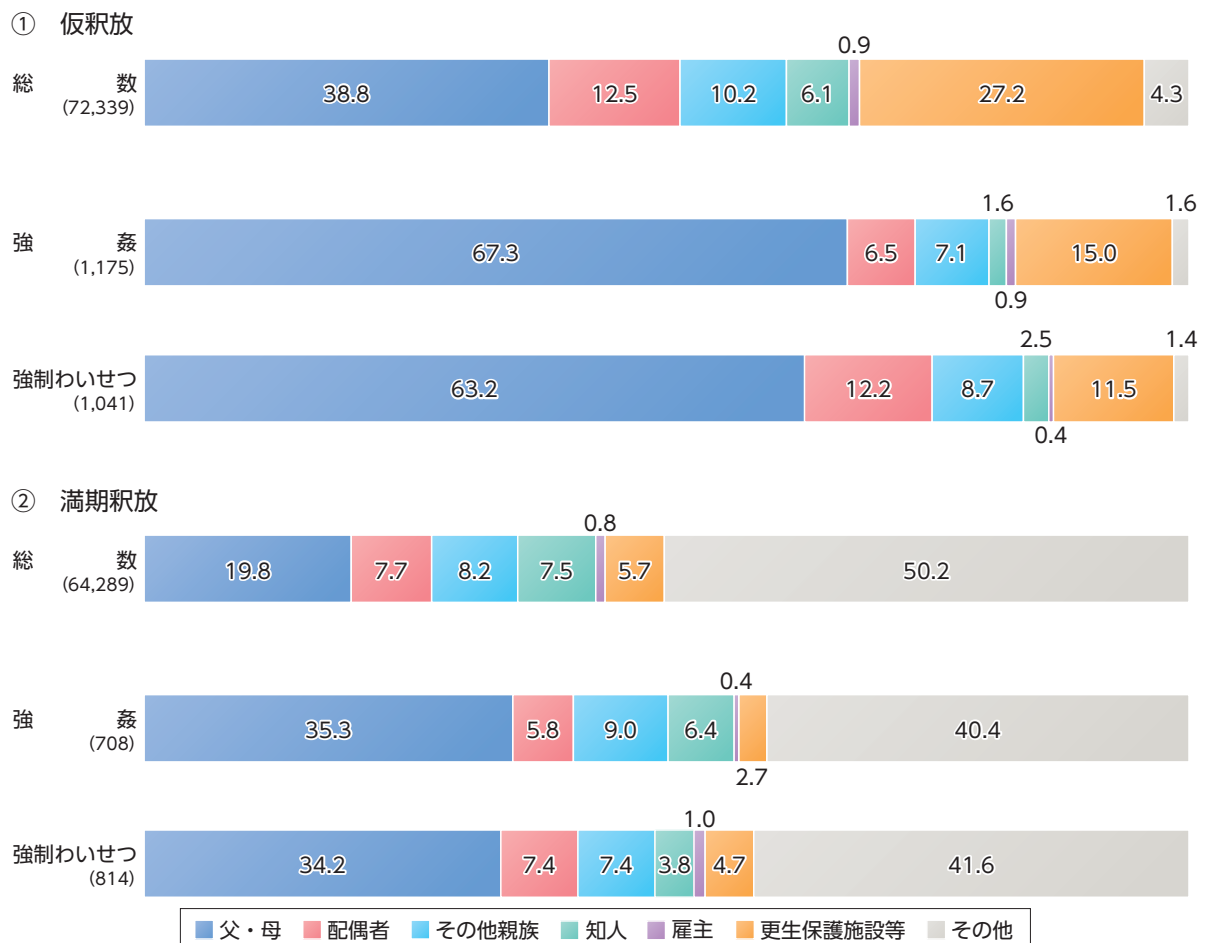
(2) 出所受刑者

平成22年から26年までの強姦、強制わいせつの出所受刑者（仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。以下この章において同じ。）の帰住先別構成比を出所事由別（仮釈放又は満期釈放の別をいう。以下この章において同じ。）に見ると、**2-4-9図**のとおりである。強姦、強制わいせつの仮釈放者は、仮釈放者総数と比べて、いずれも父・母のもとに帰住する者の割合が顕著に高く、配偶者やその他の親族のもとに帰住する者も含めると、8割以上の者が親族のもとに帰住している。強姦、強制わいせつの満期釈放者も、満期釈放者総数と比べて、いずれも父・母のもとに帰住する者の割合が高いが、帰住先が「その他」の者も約4割を占めている。

2-4-9 図

強姦・強制わいせつ 出所受刑者の帰住先別構成比（出所事由別）

(平成22年～26年の累計)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。
 3 出所事由が満期釈放又は仮釈放の者に限る。
 4 「更生保護施設等」は、更生保護施設、社会福祉施設等である。
 5 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、入国管理局への身柄引渡し等である。
 6 () 内は、実人員である。

2 少年鑑別所被収容者

(1) 被収容者の人員

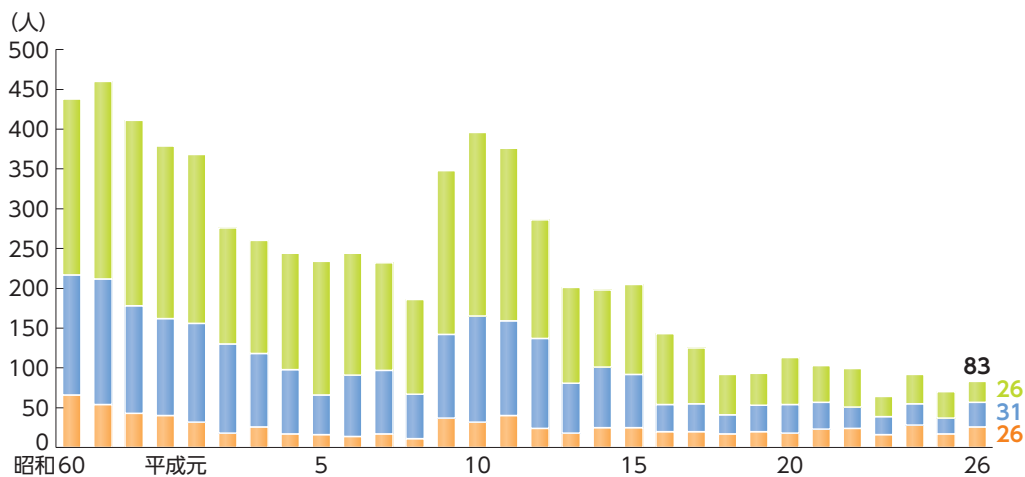
強姦、強制わいせつの少年鑑別所被収容者の人員の推移（最近30年間）を年齢層別に見ると、**2-4-10図**のとおりである。強姦の人員は、平成11年以降減少傾向にあり、26年は10年と比べると5分の1程度であるが、年長少年で減少幅が大きく、年少少年で減少幅が小さい。26年の強制わいせつの人員は、昭和60年と比べて、約2倍に増加し、特に年少少年で3.5倍に増加した。

2-4-10図

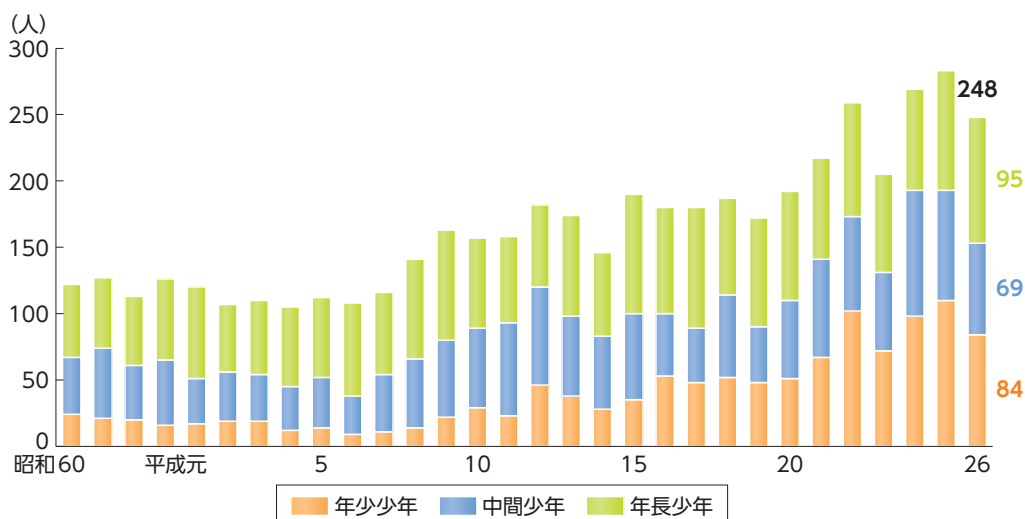
強姦・強制わいせつ 少年鑑別所被収容者の人員の推移（年齢層別）

(昭和60年～平成26年)

① 強姦



② 強制わいせつ



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「被収容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）及び勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。
 3 少年鑑別所退所時の年齢による。
 4 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。

(2) 審判における決定等

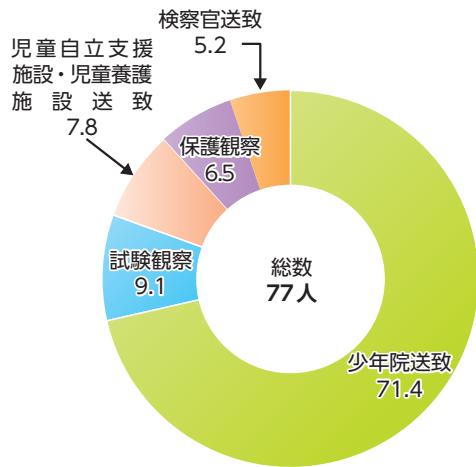
平成26年に鑑別判定（少年鑑別所法施行前の呼称）を終了した強姦、強制わいせつの少年（観護措置に付された者に限り、同年に退所した者を計上している。）について、審判における決定等別構成比を見ると、**2-4-11図**のとおりである。

2-4-11 図

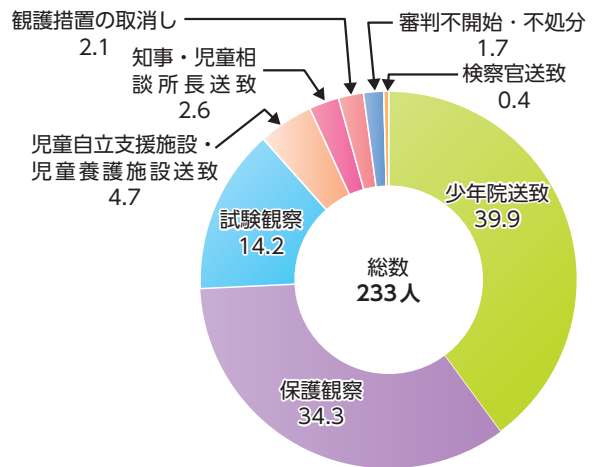
強姦・強制わいせつ 審判における決定等別構成比

(平成26年)

① 強姦



② 強制わいせつ



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 観護措置に付された者のうち、鑑別判定を終了し、平成26年に少年鑑別所を退所した者に限る。

3 少年院入院者

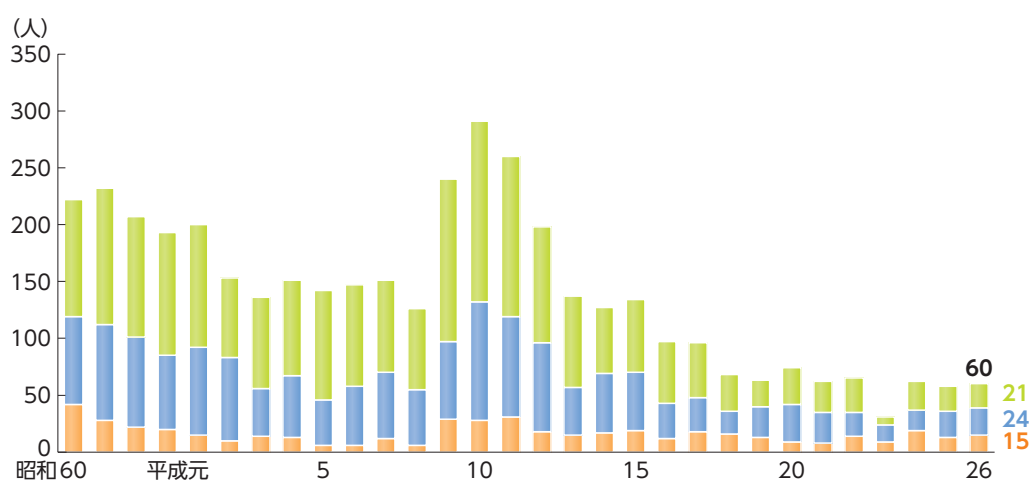
強姦，強制わいせつの少年院入院者の人員の推移（最近30年間）を年齢層別に見ると，**2-4-12図**のとおりである。強姦は，平成11年以降は減少傾向にあり，26年は10年と比べると，約5分の1であった。年長少年において特に減少幅が大きい。強制わいせつは，7年以降増加傾向にあり，26年は92人と，昭和60年と比べると約3倍であり，全ての年齢層で増加している。

2-4-12図

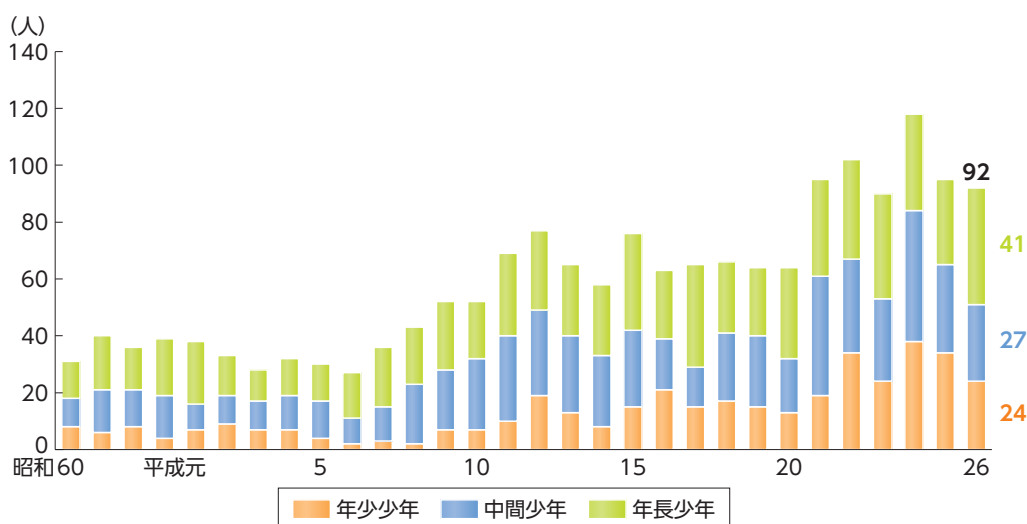
強姦・強制わいせつ 少年院入院者の人員の推移（年齢層別）

(昭和60年～平成26年)

① 強姦



② 強制わいせつ



注 1 矯正統計年報による。

2 入院時の年齢による。ただし、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は入院時に20歳に達している者を含む。

第5節 更生保護

この節では、強姦、強制わいせつの保護観察開始人員等の推移のほか、保護観察開始人員の年齢、居住状況等について概観する。なお、強姦、強制わいせつの保護観察開始人員等の特徴をより詳細に見るため、単年ではなく複数年の累積人員により細目に分類した上で分析を行っているものもある。

1 仮釈放

(1) 出所受刑者人員及び仮釈放率

強姦、強制わいせつについて、出所受刑者の人員及び仮釈放率の推移（平成8年以降）を見ると、**2-5-1図**のとおりである。

出所受刑者の人員は、強姦では一貫して仮釈放者が満期釈放者より多く、強制わいせつでは平成21年以降、仮釈放者が満期釈放者より多い。

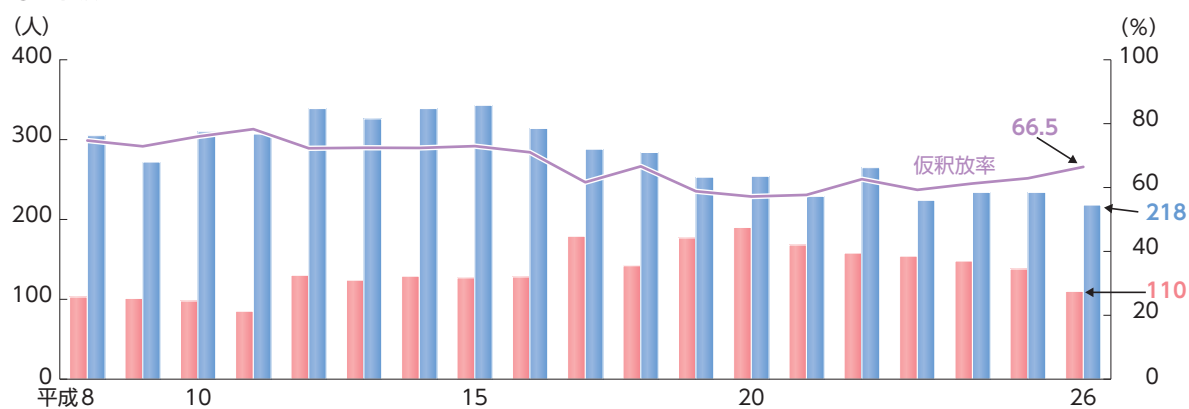
仮釈放率について、強姦は、平成21年以降上昇傾向にあり、26年は66.5%（前年比3.6pt 上昇）であった。強制わいせつは、20年以降上昇傾向にあり、26年は62.7%（同7.1pt 上昇）であった。同年の強姦、強制わいせつの仮釈放率は、出所受刑者の総数（56.5%。矯正統計年報による。）と比べると高い。

2-5-1 図

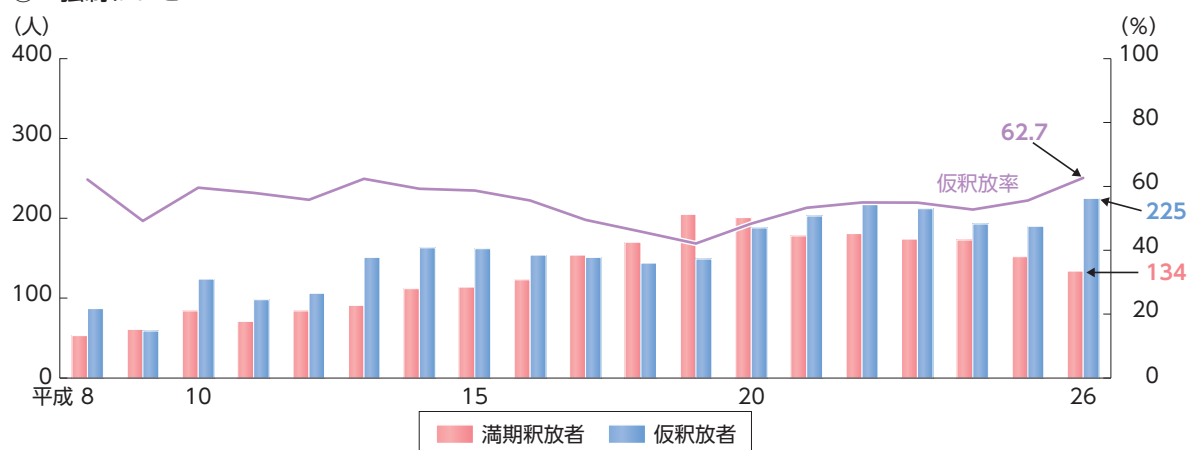
強姦・強制わいせつ 出所受刑者人員・仮釈放率の推移

(平成8年～26年)

① 強姦



② 強制わいせつ



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 出所受刑者は、仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。
 3 統計の存在する平成8年以降の数値を示した。

(2) 刑の執行率

強姦，強制わいせつの平成22年から26年までの間に仮釈放の許可決定があった有期刑（不定期刑は，刑期の長期による。）受刑者について，刑の執行率（執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の比率をいう。以下この項において同じ。）の区分別構成比を，全刑期，刑期別に見ると，**2-5-2図**のとおりである。

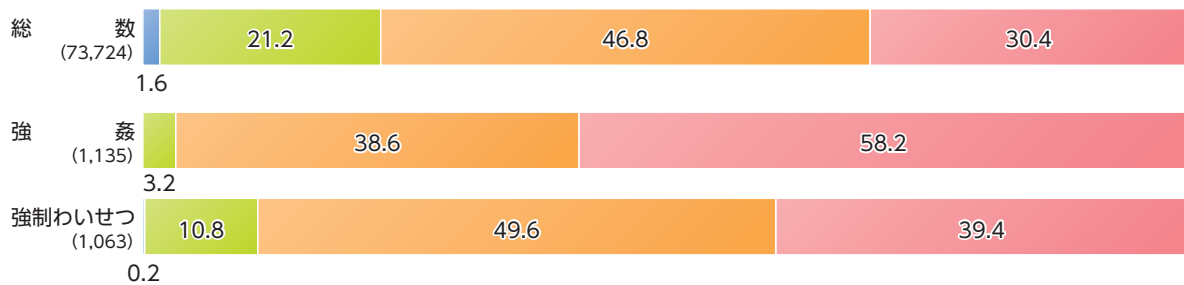
いずれも，刑期が長くなるほど，刑の執行率が低い段階で仮釈放が許される者の占める比率が低くなっている。また，強姦，強制わいせつ共に，いずれの刑期別においても，総数と比べて刑の執行率が低い段階で仮釈放が許される者の占める比率が低くなっている。

2-5-2 図

強姦・強制わいせつ 有期刑の仮釈放許可決定人員の刑の執行率の区分別構成比（刑期別）

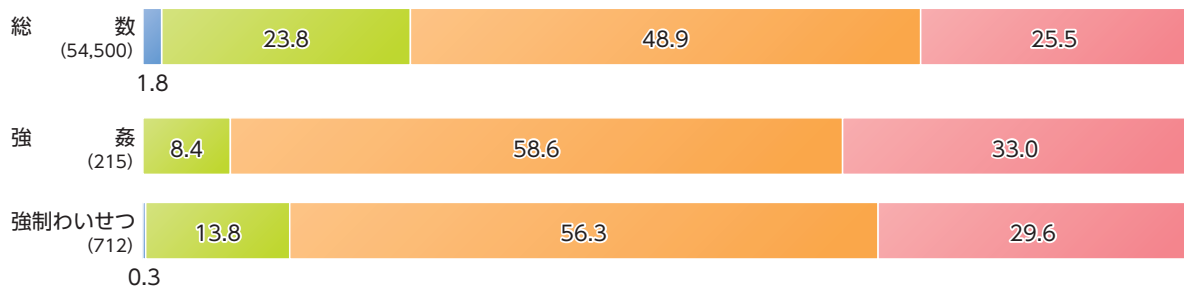
（平成22年～26年の累計）

① 全刑期

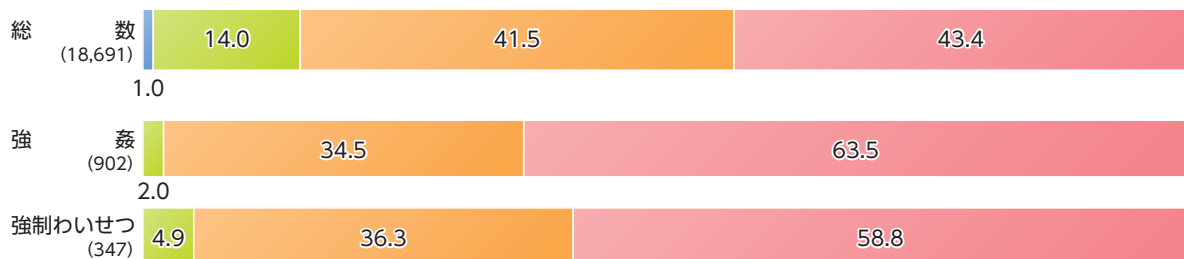


② 刑期別

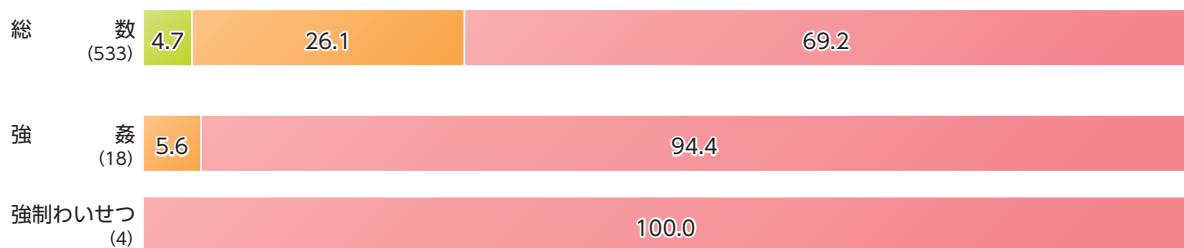
ア 3年以下



イ 10年以下



ウ 10年を超える



■ 70%未満 ■ 70%以上80%未満 ■ 80%以上90%未満 ■ 90%以上

- 注 1 保護統計年報による。
 2 不定期刑は、刑期の長期による。
 3 「刑の執行率」は、執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の比率をいう。
 4 () 内は、実人員である。

2 保護観察

(1) 保護観察開始人員

強姦、強制わいせつについて、仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察開始人員並びに執行猶予者の保護観察率の推移（最近30年間）を見ると、**2-5-3図**のとおりである。

強姦の保護観察開始人員は、いずれの保護観察の種別においても、平成26年は昭和60年と比べると減少している。仮釈放者では約35%減少し、保護観察付執行猶予者では約7分の1に、保護観察処分少年では約18分の1に、少年院仮退院者では約4分の1になった。一方、強制わいせつの保護観察開始人員は、いずれの保護観察の種別においても、平成26年は昭和60年と比べると増加しており、仮釈放者で約3.3倍、保護観察付執行猶予者で約3.4倍、保護観察処分少年で約2.0倍、少年院仮退院者で約3.9倍になった。平成26年は、いずれの保護観察の種別においても、強制わいせつの保護観察開始人員が、強姦の同人員を上回った。

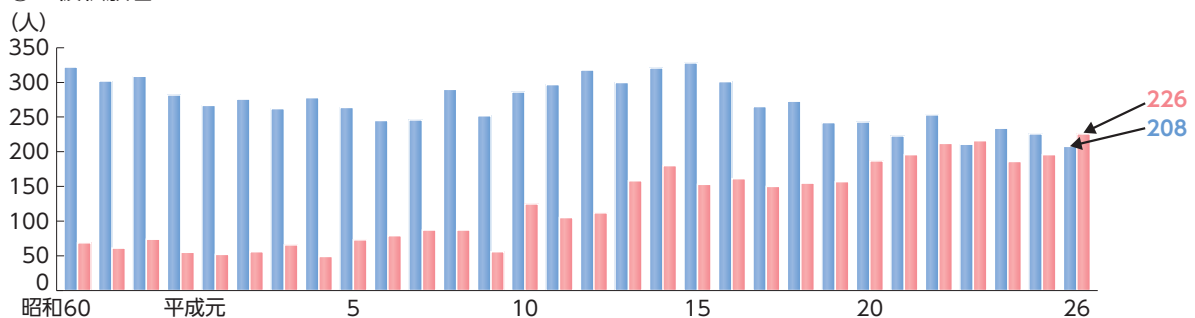
また、平成26年の執行猶予者の保護観察率について、強姦は30.3%であり、強制わいせつは24.9%であった。強姦、強制わいせつ共に、執行猶予者総数の保護観察率（10.0%。検察統計年報による。）と比べて高かった。

2-5-3 図

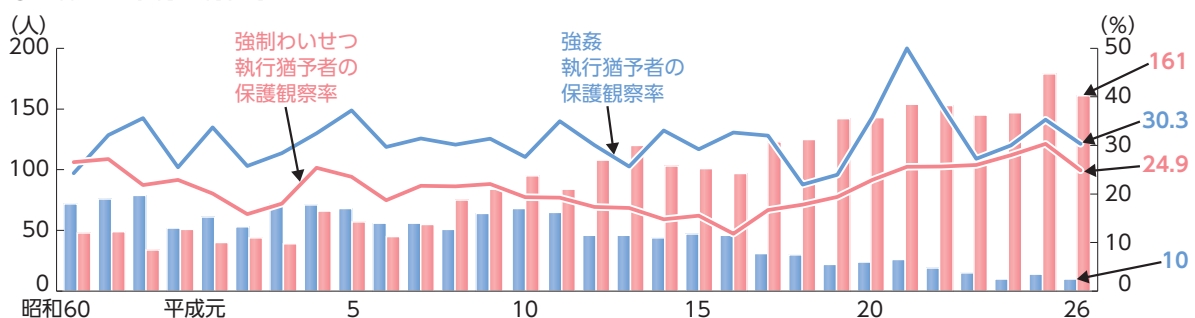
強姦・強制わいせつ 保護観察開始人員・執行猶予者の保護観察率の推移

(昭和60年～平成26年)

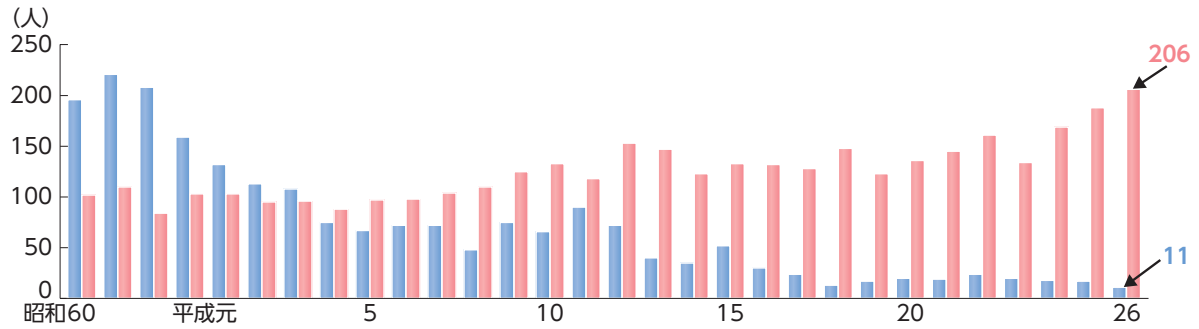
① 仮釈放者



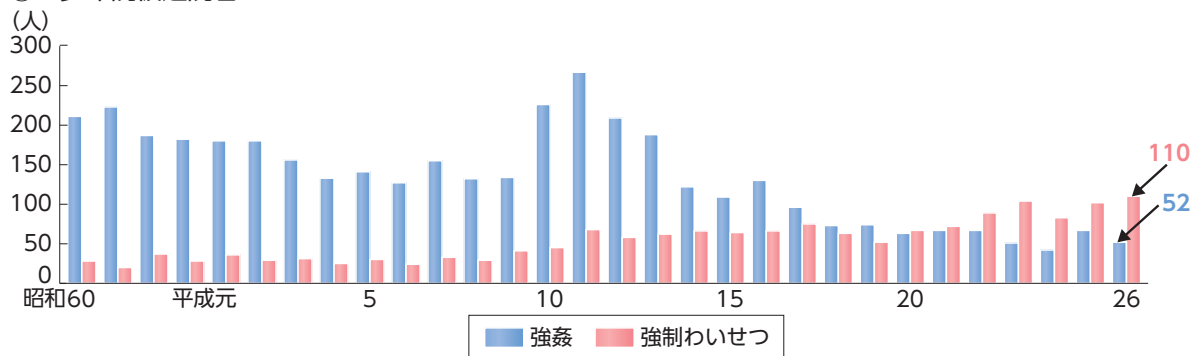
② 保護観察付執行猶予者



③ 保護観察処分少年



④ 少年院仮退院者



注 検察統計年報及び保護統計年報による。

(2) 保護観察対象者の特徴

ア 年齢層

強姦、強制わいせつの仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、平成22年から26年までにおける保護観察開始人員の年齢層別構成比を見ると、**2-5-4図**のとおりである。

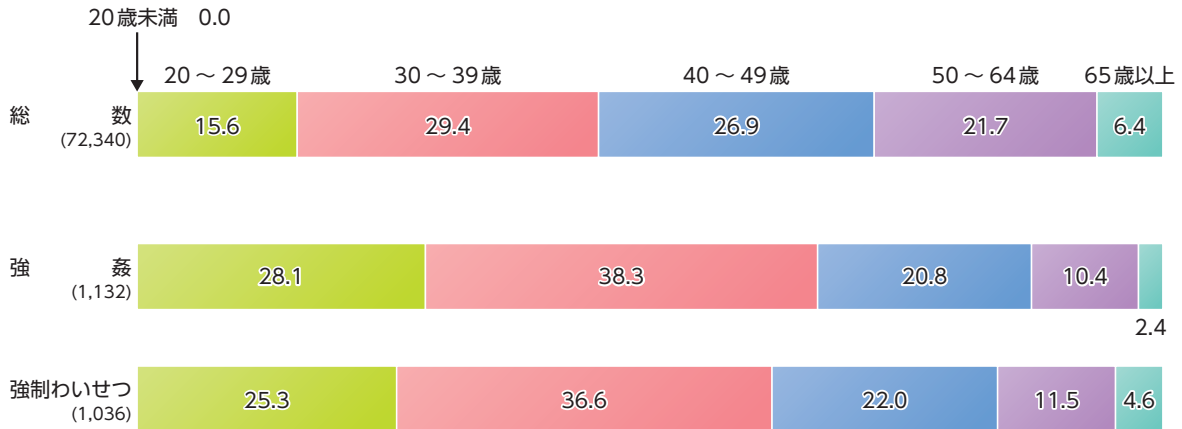
仮釈放者、保護観察付執行猶予者共に、総数と比べると、39歳以下の者の割合が高い。

2-5-4 図

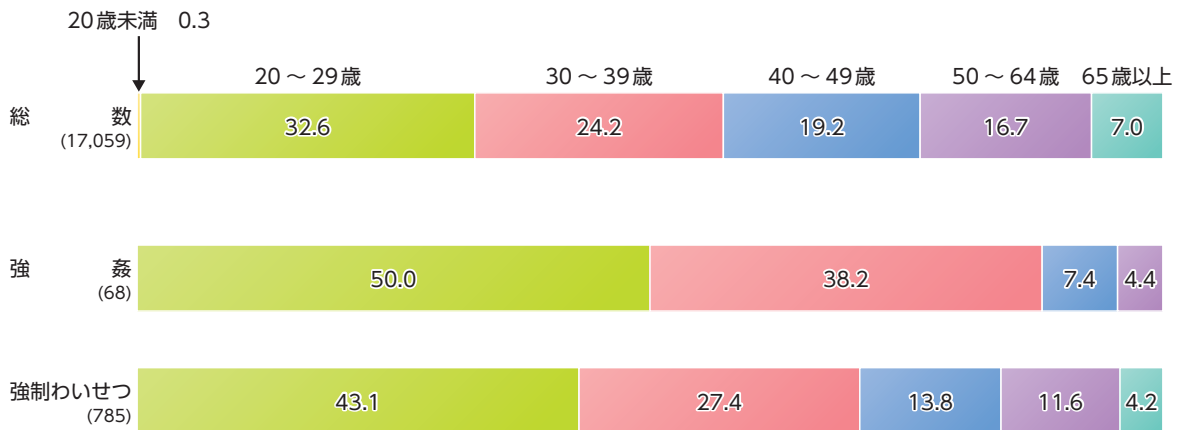
強姦・強制わいせつ 保護観察開始人員の年齢層別構成比

(平成22年～26年の累計)

① 仮釈放者



② 保護観察付執行猶予者



- 注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

イ 保護観察期間

強姦、強制わいせつの仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、平成22年から26年までにおける保護観察開始人員の保護観察期間別構成比を見ると、**2-5-5図**のとおりである。

参考までに、平成26年の仮釈放者総数の保護観察開始人員の保護観察期間（3月を超える者の割合は60.6%。保護統計年報による。）と比べると、強姦、強制わいせつ共に、3月を超える者の割合が高く、特に強姦では6月を超える者が全体の約3分の1であった。同様に、26年の保護観察付執行猶予者総数の保護観察期間（3年を超える者の割合は56.3%。保護統計年報による。）と比べると、強姦、強制わいせつ共に、保護観察期間が3年を超える者の割合が高かった。

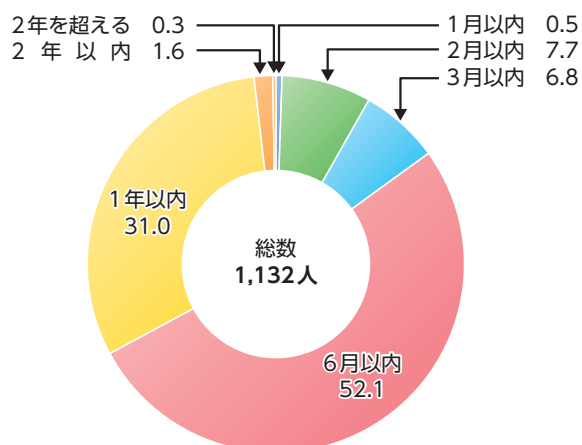
2-5-5 図

強姦・強制わいせつ 保護観察開始人員の保護観察期間別構成比

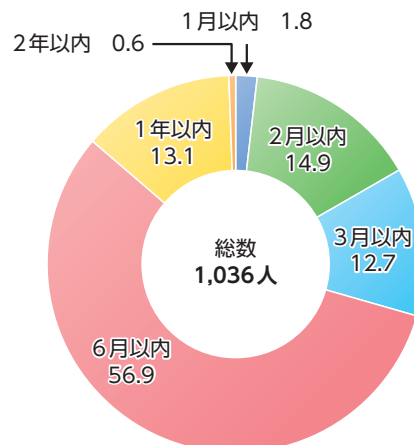
(平成22年～26年の累計)

① 仮釈放者

ア 強姦

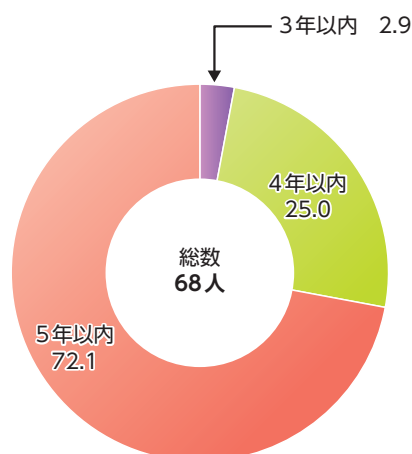


イ 強制わいせつ

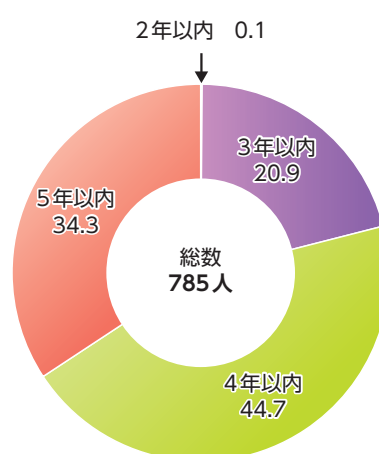


② 保護観察付執行猶予者

ア 強姦



イ 強制わいせつ



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 仮釈放者の「2年を超える」は、無期を含む。

ウ 居住状況

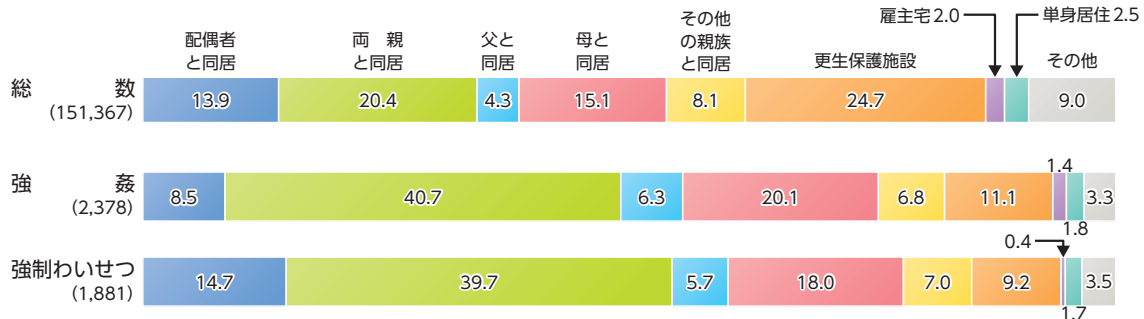
強姦，強制わいせつの仮釈放者，保護観察付執行猶予者，保護観察処分少年及び少年院仮退院者について，平成17年から26年までにおける保護観察開始人員の居住状況別構成比を見ると，2-5-6図のとおりである。強姦，強制わいせつ共に，いずれの保護観察の種別においても，「両親と同居」の者の割合が最も高い。仮釈放者では，強姦，強制わいせつ共に，親族と同居する者の割合は80%を超えている。強姦の保護観察付執行猶予者では，親族と同居する者の割合は82.6%と高く，単身居住の者の割合が，保護観察付執行猶予者総数と比べると約2分の1であった。

2-5-6 図

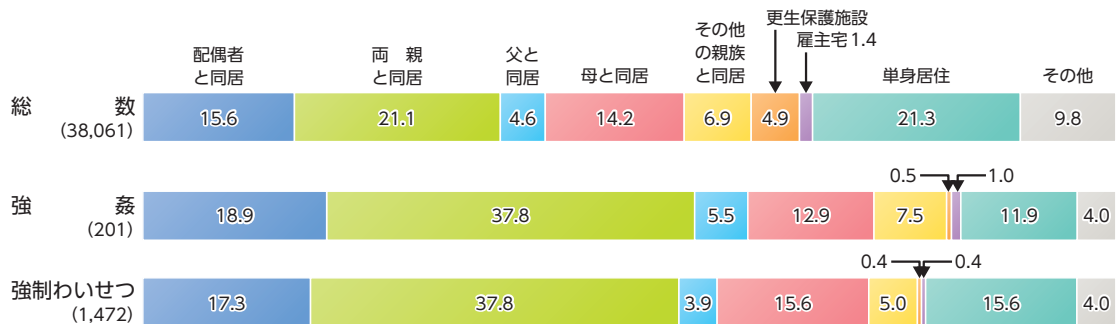
強姦・強制わいせつ 保護観察開始人員の居住状況別構成比

(平成17年～26年の累計)

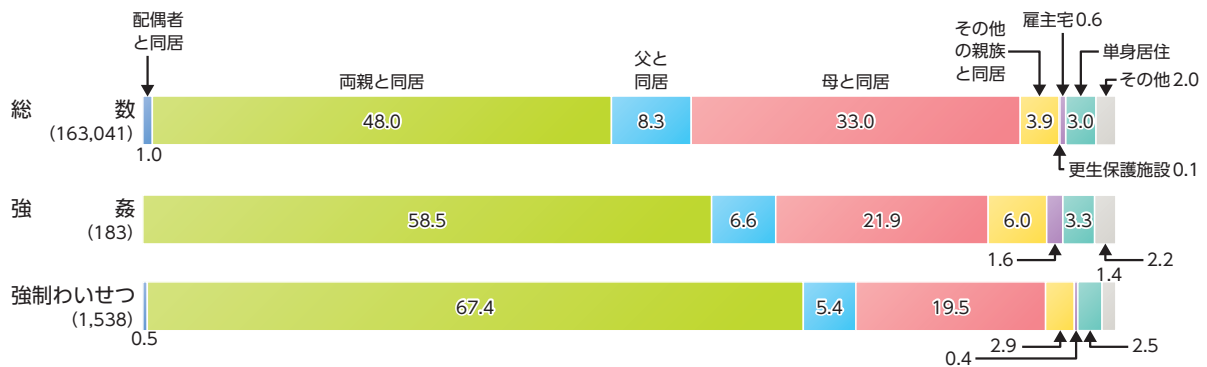
① 仮釈放者



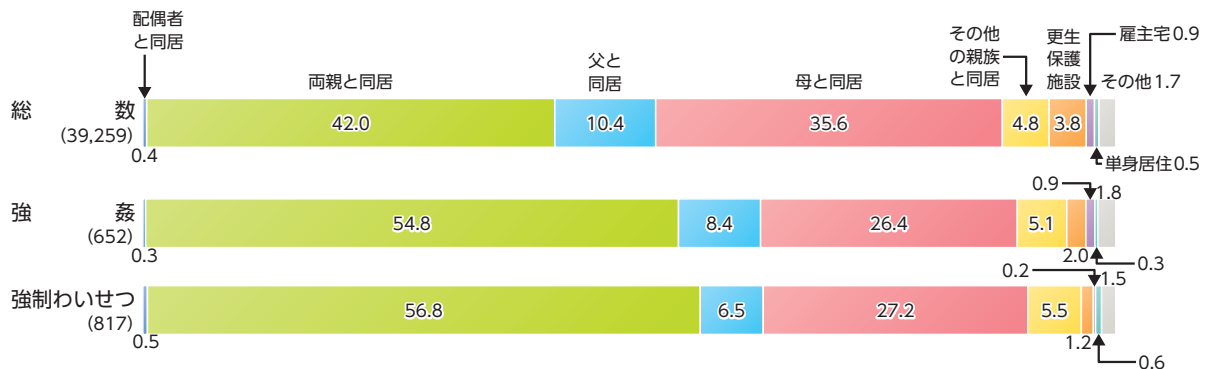
② 保護観察付執行猶予者



③ 保護観察処分少年



④ 少年院仮退院者



- 注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 保護観察開始時の居住状況による。
 4 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 5 「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。
 6 () 内は、実人員である。

(3) 保護観察終了人員

ア 終了事由

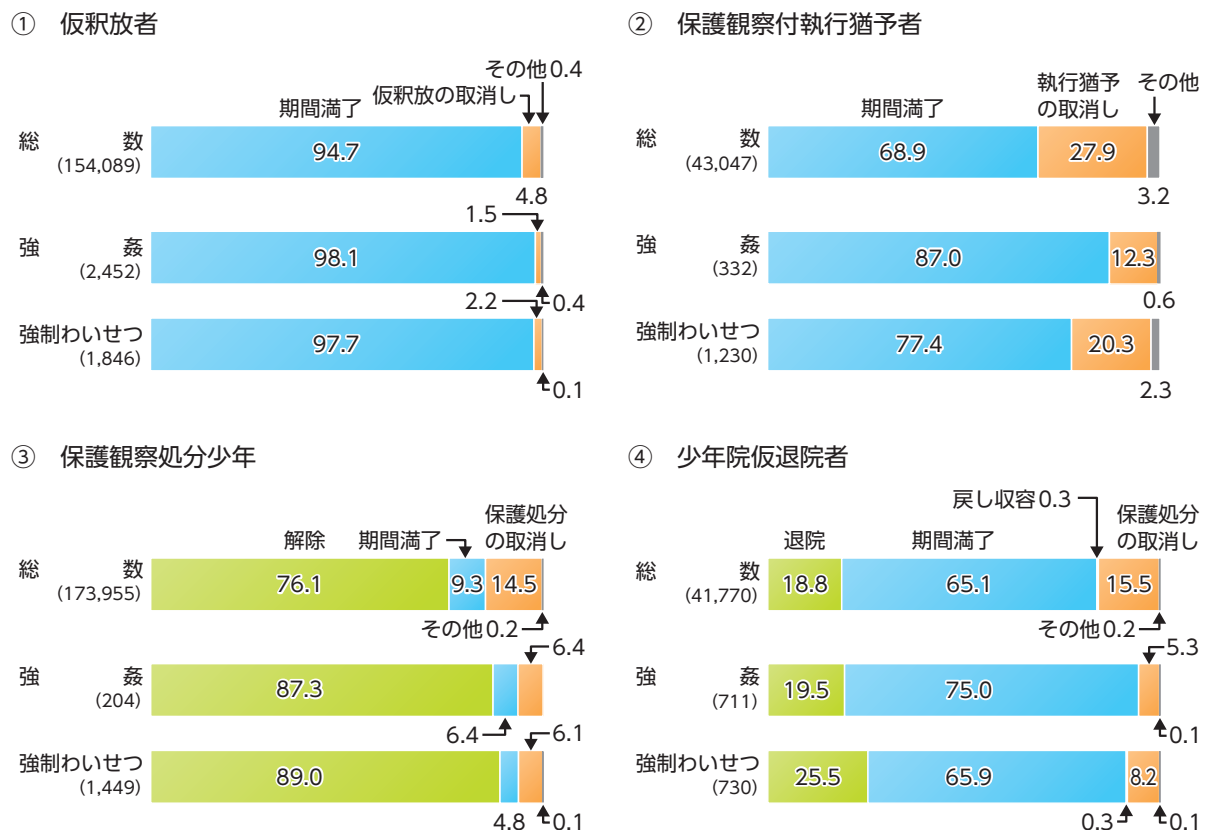
強姦，強制わいせつの仮釈放者，保護観察付執行猶予者，保護観察処分少年及び少年院仮退院者について，平成17年から26年までににおける保護観察終了人員の終了事由別構成比を見ると，2-5-7図のとおりである。

強姦，強制わいせつ共に，いずれの保護観察の種別においても，総数と比べると，処分の取消し（仮釈放の取消し，執行猶予の取消し及び保護処分の取消しをいう。以下この節において同じ。）で保護観察が終了した者の割合は低い。また，強姦，強制わいせつ共に，保護観察付執行猶予者は，仮釈放者，保護観察処分少年及び少年院仮退院者と比べて，処分の取消しで保護観察が終了した者の割合が高い。参考までに，強姦，強制わいせつは，平成26年の保護観察付執行猶予者総数の保護観察期間と比べると，保護観察付執行猶予者の保護観察期間の長い者の割合が高い（本項（2）イ参照）が，執行猶予の取消しの比率は，総数と比べて低い。

2-5-7 図

強姦・強制わいせつ 保護観察終了人員の終了事由別構成比

(平成17年～26年の累計)



- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は，交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 仮釈放者の「その他」は，保護観察停止中時効完成，死亡等であり，それ以外の「その他」は，死亡等である。
 4 () 内は，実人員である。

イ 就労状況

強姦，強制わいせつの平成17年から26年までにおける保護観察終了人員について，保護観察終了時の取消・再処分率（保護観察終了人員のうち，再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付執行猶予を取り消され，又は保護観察期間中の再非行・再犯により新たな保護処分若しくは刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については，その期間中に確定したものに限る。）を受けた者（双方に該当する者は1人として計上される。）の占める比率をいう。以下この項において同じ。）を，保護観察終了時の就労状況別に見ると，**2-5-8図**のとおりである。強姦，強制わいせつ共に，全罪名・全非行名の保護観察終了人員の取消・再処分率と比べると，有職者，無職者のいずれも取消・再処分率は低い。

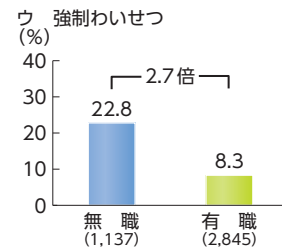
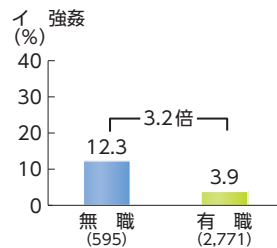
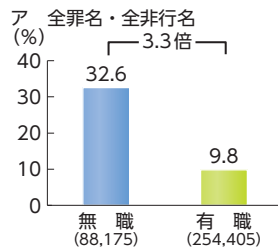
無職者と有職者の取消・再処分率を比較して見ると，全保護観察終了人員では，全罪名・全非行名で約3.3倍，強姦で約3.2倍，強制わいせつで約2.7倍であった。保護観察の種別ごとに，全罪名又は全非行名の保護観察終了人員における有職者と無職者の取消・再処分率を比較した値と，強姦，強制わいせつの保護観察終了人員における有職者と無職者の取消・再処分率を比較した値とを比べて見ると，強姦では，保護観察付執行猶予者（約3.6倍）と少年院仮退院者（約5.1倍）が高く，強制わいせつでは，保護観察処分少年（約5.1倍）が高かった。また，強姦，強制わいせつ共に，仮釈放者は，無職者と有職者の取消・再処分率には大きな開きはなかった。

2-5-8 図

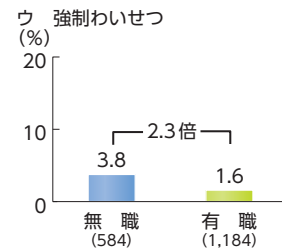
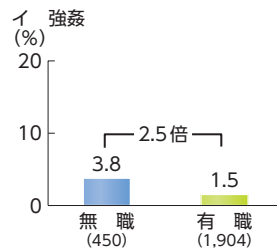
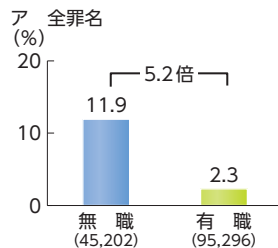
強姦・強制わいせつ 保護観察終了人員の取消・再処分率（終了時の就労状況別）

（平成17年～26年の累計）

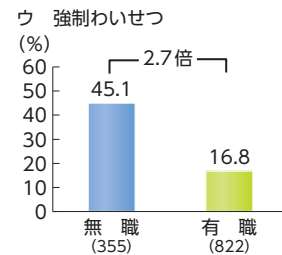
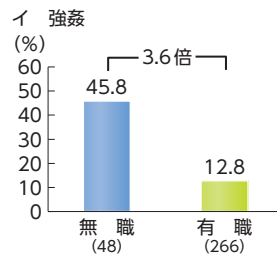
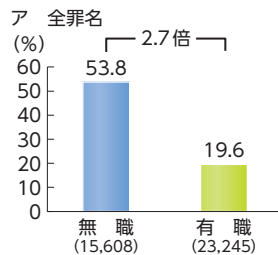
① 全保護観察終了人員



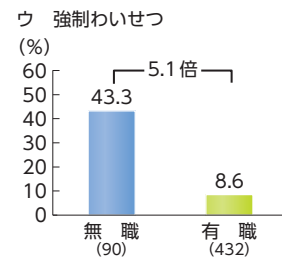
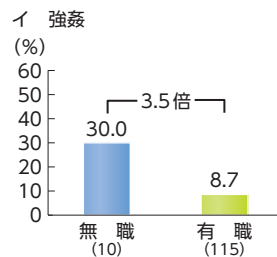
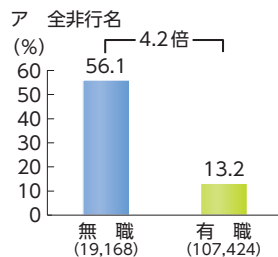
② 仮釈放者



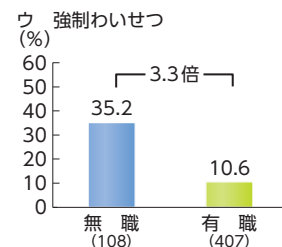
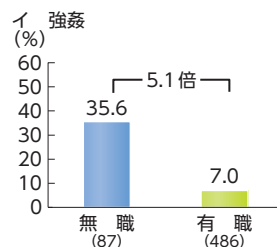
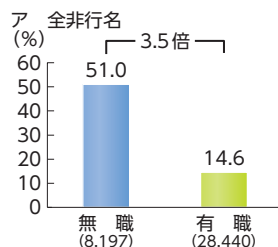
③ 保護観察付執行猶予者



④ 保護観察処分少年



⑤ 少年院仮退院者



- 注 1 法務省大臣官房司法行政部資料による。
 2 交通短期保護観察対象者及び就労状況が不詳の者を除く。
 3 「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある無職者を除く。
 4 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付執行猶予を取り消された者（取消人員）、又は保護観察期間中の再非行・再犯により新たな保護処分若しくは刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者（再処分人員）の占める比率をいう（双方に該当する者は1人として計上される。）。なお、④及び⑤においては、保護観察終了人員のうち、再処分人員の占める比率を示している。
 5 () 内は、実人員である。

第6節 再犯・再非行

1 検挙

(1) 再犯者

強姦，強制わいせつにより検挙された者のうち，再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり，再び検挙された者をいう。以下この項において同じ。）の人員及び再犯者率（強姦，強制わいせつのそれぞれの検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を見ると，**2-6-1図**のとおりである（強姦，強制わいせつにより検挙された再非行少年については，本節3項参照）。

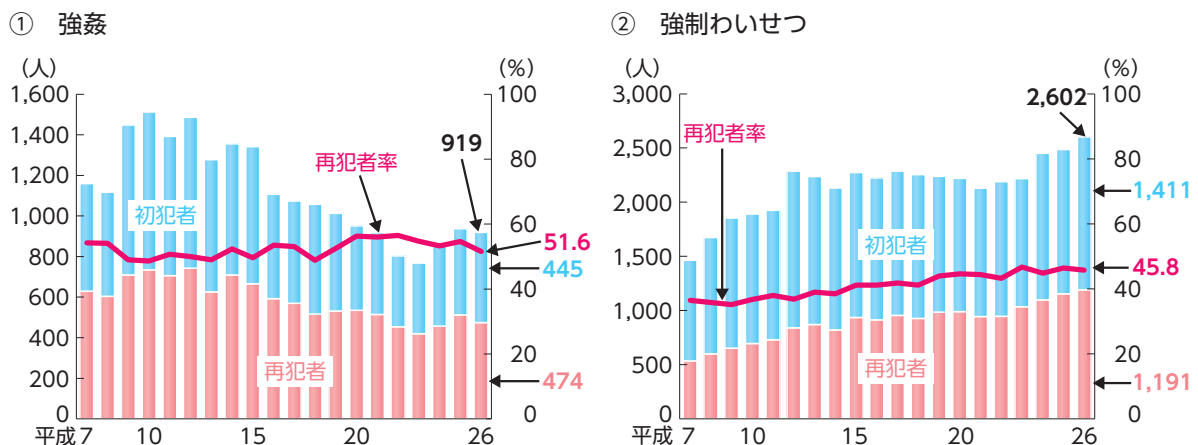
強姦の再犯者の人員は，平成15年から減少傾向にあり，24年から2年連続で増加したものの，26年は474人（前年比38人（7.4%）減）であった。同年の強姦の再犯者率は51.6%（前年比3.1pt低下）であり，一般刑法犯全体の再犯者率（47.1%。警察庁の統計による。）と比べると4.4pt高い。

強制わいせつの再犯者の人員は増加傾向にあり，平成26年は1,191人（前年比37人（3.2%）増）であった。同年の強制わいせつの再犯者率は45.8%（前年比0.6pt低下）であり，7年（36.5%）と比べると9.3pt上昇した。また，26年の一般刑法犯全体の再犯者率と比べると1.4pt低い。

2-6-1 図

強姦・強制わいせつ 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

(平成7年～26年)



注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は，前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり，再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は，強姦，強制わいせつのそれぞれの検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

(2) 有前科者

強姦，強制わいせつにより検挙された成人の有前科者（道路交通法違反を除く犯罪による前科を有する者をいう。以下この項において同じ。）の人員（前科数別），有前科者率（成人による強姦，強制わいせつのそれぞれの検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）及び同一罪種有前科者率（成人による強姦，強制わいせつのそれぞれの検挙人員に占める前に同一罪種（警察庁の統計の区分による。）の前科を有する者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を見ると，**2-6-2図**のとおりである。

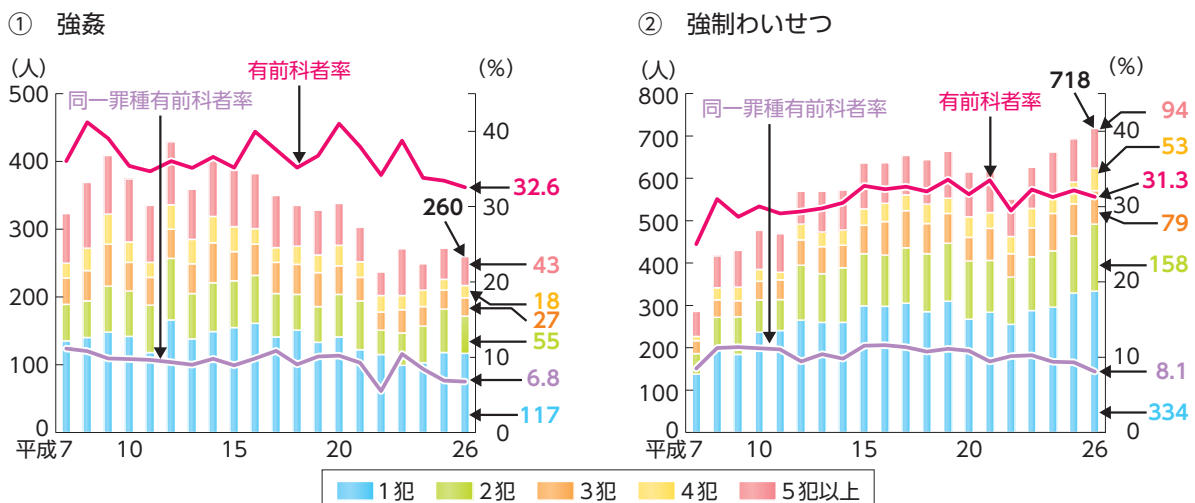
強姦の有前科者の人員は，平成15年から減少傾向にあり，26年は260人（前年比12人（4.4%）減）であった。同年の強姦の有前科者率は32.6%（前年比0.8pt 低下）であり，一般刑法犯全体（29.4%。警察庁の統計による。）と比べると3.2pt 高い。また，同年の強姦の同一罪種有前科者率は，6.8%（前年比0.1pt 低下）であり，一般刑法犯全体（15.3%。警察庁の統計による。）よりも低い。

強制わいせつの有前科者の人員は増加傾向にあり，平成26年は718人（前年比25人（3.6%）増）で，7年（286人）と比べると約2.5倍であった。26年の強制わいせつの有前科者率は，31.3%（前年比0.8pt 低下）であり，一般刑法犯全体と比べると1.9pt 高い。また，同年の強制わいせつの同一罪種有前科者率は，8.1%（前年比1.3pt 低下）であり，一般刑法犯全体よりも低い。

2-6-2図

強姦・強制わいせつ 成人検挙人員中の有前科者人員（前科数別）・有前科者率等の推移

(平成7年～26年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は，道路交通法違反を除く犯罪による前科を有する者をいう。
 4 「有前科者率」は，成人による強姦，強制わいせつのそれぞれの検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 「同一罪種有前科者率」は，成人による強姦，強制わいせつのそれぞれの検挙人員に占める前に同一罪種（警察庁の統計の区分による。）の前科を有する者の人員の比率をいう。
 6 「同一罪種」は，強姦は強姦致死傷を含み，強制わいせつは強制わいせつ致死傷のほか，公然わいせつ，わいせつ物頒布等を含む。

2 矯正

この項では、強姦、強制わいせつの再入者の人員の推移のほか、再入者の前刑罪名（前回入所したときの罪名をいう。以下この項において同じ。）、再犯期間等について概観する。なお、強姦、強制わいせつの再入者の特徴をより詳細に見るため、単年ではなく、複数年の累計人員により細目に分類した上で分析を行っているものもある。

（1）再入の受刑者

ア 人員

強姦、強制わいせつの入所受刑者人員のうち、初入者及び再入者の人員並びに再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を見ると、**2-6-3図**のとおりである。強姦の再入者人員は、平成19年以降減少傾向にあり、26年の再入者率は14.9%（前年比4.8pt 低下）であった。強制わいせつの再入者人員は、18年以降、100人を超えて、おおむね横ばいで推移しており、26年の再入者率は29.8%（前年比1.4pt 低下）であった。強姦、強制わいせつ共に、入所受刑者総数の再入者率（59.3%。矯正統計年報による。）と比べると顕著に低い。

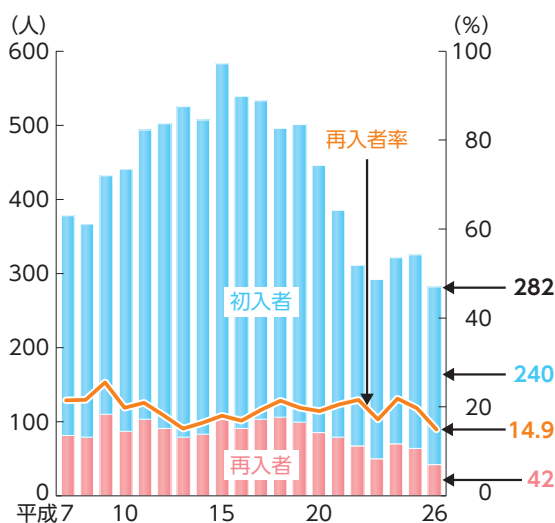
なお、強姦、強制わいせつの入所受刑者の入所度数別構成比の推移については、**2-4-3図**参照。

2-6-3 図

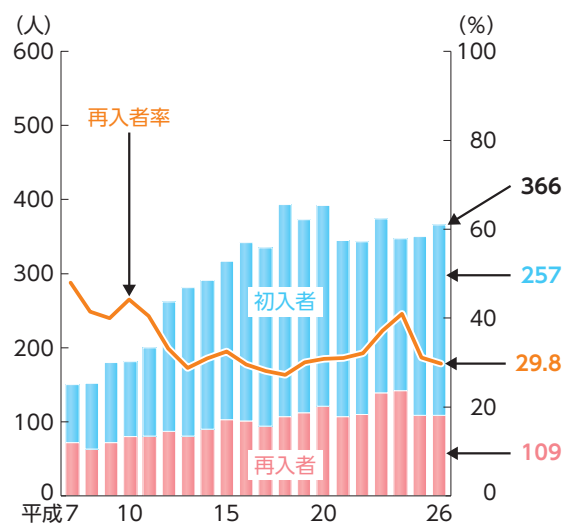
強姦・強制わいせつ 入所受刑者人員（初入者・再入者別）・再入者率の推移

（平成7年～26年）

① 強姦



② 強制わいせつ



注 1 矯正統計年報による。
2 「再入者率」は、入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。

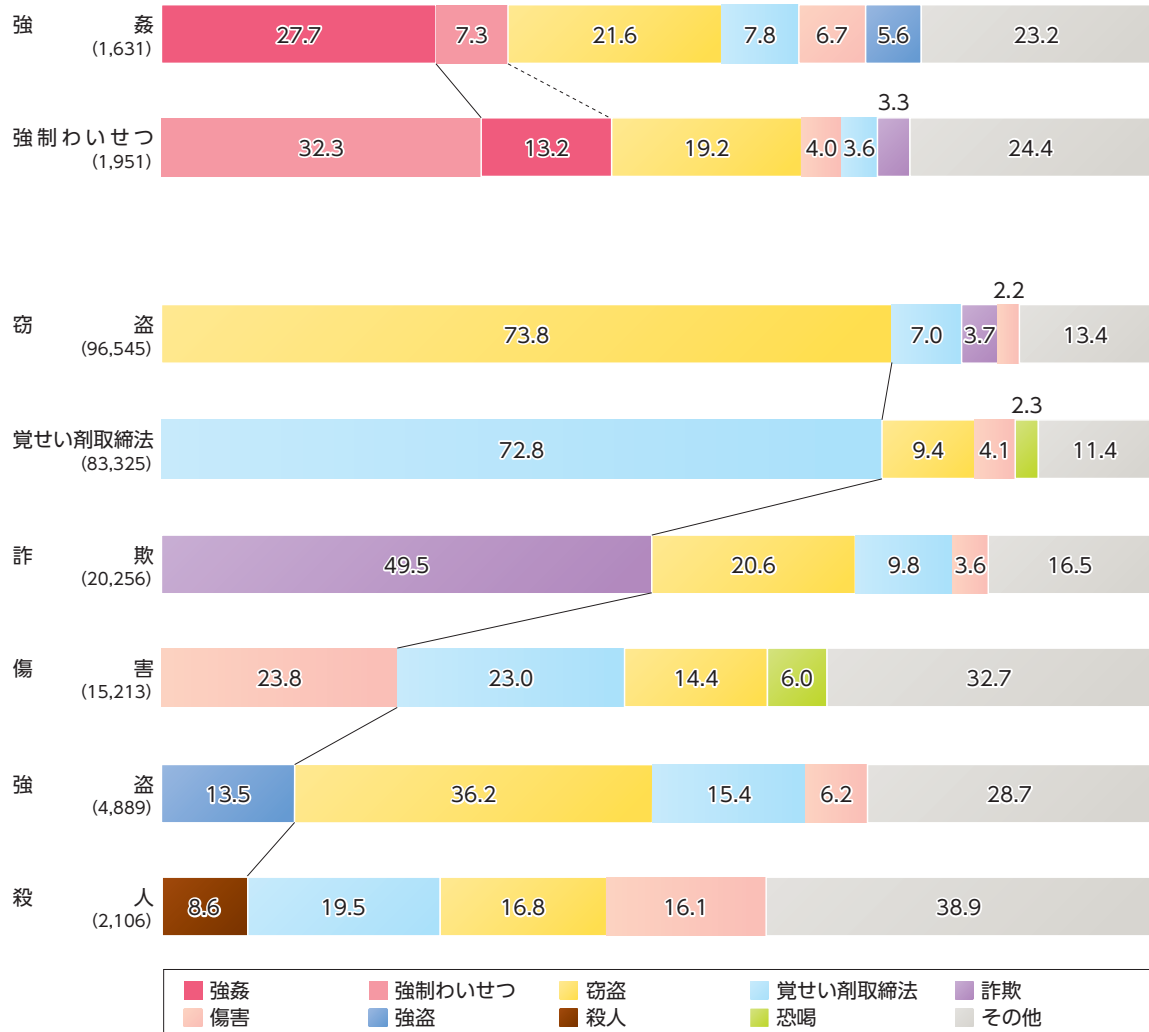
イ 前刑罪名

罪名別に、再入者の前刑罪名別構成比（平成7年～26年の累計）を見ると、**2-6-4図**のとおりである。強姦について、同一罪名再入者（再入罪名と前刑罪名が同一である者をいう。以下この項において同じ。）の割合は27.7%，同種罪名の強制わいせつが前刑罪名である者の割合は7.3%である。強姦について、前刑罪名として割合が高い異種罪名は、窃盗、覚せい剤取締法違反、傷害であった。強制わいせつについて、同一罪名再入者の割合は32.3%，同種罪名の強姦が前刑罪名である者の割合は13.2%である。強制わいせつについて、前刑罪名として割合が高い異種罪名は、窃盗、傷害、覚せい剤取締法違反であった。同一罪名再入者の割合について見ると、強姦、強制わいせつは、窃盗、覚せい剤取締法違反ほど高くないものの、殺人、強盗より高い。

2-6-4 図

再入者の前刑罪名別構成比（罪名別）

（平成7年～26年の累計）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「前刑罪名」は、前回入所したときの罪名をいう。
 3 () 内は、実人員である。

ウ 再犯期間

平成22年から26年までの再入者のうち、前刑罪名が強姦、強制わいせつの者の再犯期間（前刑出所日から再入の受刑に係る罪を犯した日までの期間をいう。以下この項において同じ。）別構成比を見ると、**2-6-5図**のとおりである。同期間の再入者総数と比べて、前刑罪名が強姦、強制わいせつの再入者は、再犯期間が3か月未満の者の割合が低く、5年以上の者の割合が高い。また、前刑罪名が強姦、強制わいせつの者が、強姦、強制わいせつで再入所した場合と、強姦、強制わいせつ以外の罪名で再入所した場合との、それぞれの再犯期間を比べると、特徴的な違いはなかった。

2-6-5 図

強姦・強制わいせつ 再入者の再犯期間別構成比

(平成22年～26年の累計)

① 再入者総数（前刑罪名：全罪名→再入罪名：全罪名）(69,860)

3か月未満	6か月未満	1年未満	2年未満	3年未満	5年未満	5年以上
11.6	10.2	17.2	21.3	12.6	13.2	13.9

② 強姦、強制わいせつの再入者（前刑罪名：強姦、強制わいせつ→再入罪名：強姦、強制わいせつ）(367)

6.5	8.2	14.7	18.8	13.9	12.5	25.3
-----	-----	------	------	------	------	------

③ 強姦、強制わいせつ以外の再入者（前刑罪名：強姦、強制わいせつ→再入罪名：強姦、強制わいせつ以外）(923)

7.5	8.7	14.2	17.7	13.8	16.3	22.0
-----	-----	------	------	------	------	------

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所前の犯罪により入所した者を除く。
 3 「再犯期間」は、前刑出所日から再入の受刑に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 4 「前刑罪名」は、前回入所したときの罪名をいう。
 5 () 内は、実人員である。

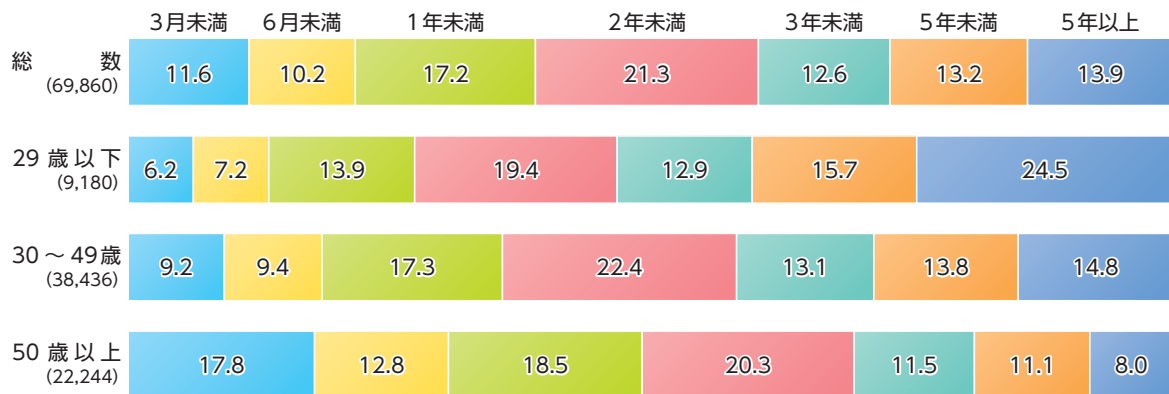
平成22年から26年までの再入者のうち、前刑罪名が強姦、強制わいせつの者の再犯期間を前刑出所時の年齢層別に見ると、**2-6-6図**のとおりである。各総数で見ると、強制わいせつの者のほうが、強姦の者と比べ、再犯期間が短い者の割合が高い。特に、再犯期間が2年未満の者の割合（56.7%）は、強姦より18.0pt 高く、再入者総数に占める再犯期間が2年未満の者の割合（60.3%）とほぼ同程度であった。強姦では、年齢層が上がるにつれ、再犯期間の短い者の割合が高くなる傾向にある。強姦の29歳以下の者では、再犯期間が2年未満の者の割合は25.0%である一方で、5年以上の者の割合は約5割であった。

2-6-6 図

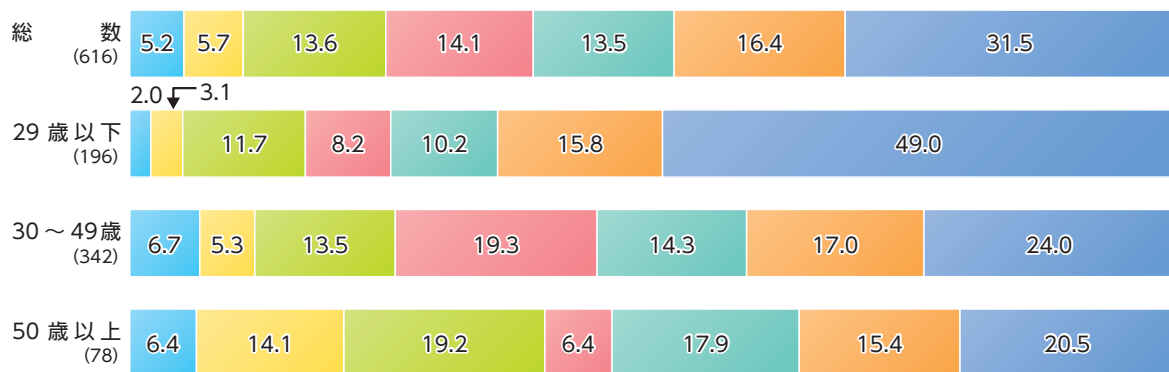
強姦・強制わいせつ 再入者の再犯期間別構成比（前刑出所時の年齢層別）

（平成22年～26年の累計）

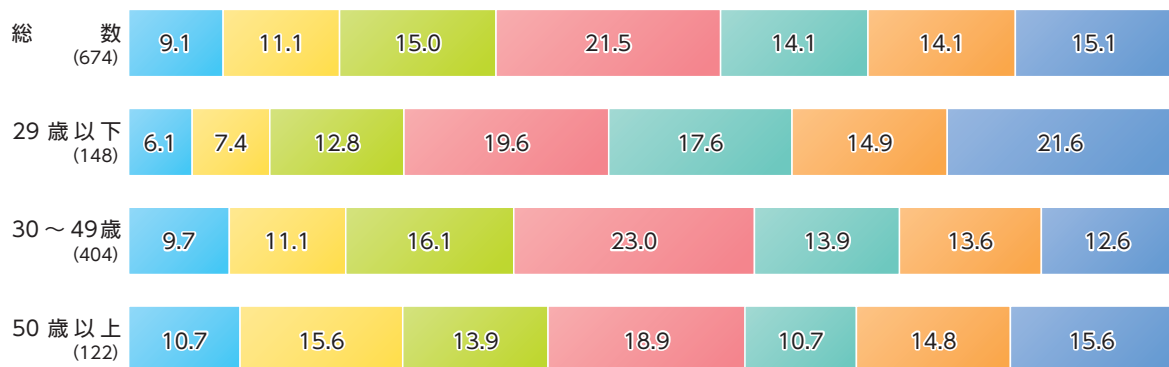
① 再入者総数（前刑罪名：全罪名→再入罪名：全罪名）



② 強姦（前刑罪名：強姦→再入罪名：全罪名）



③ 強制わいせつ（前刑罪名：強制わいせつ→再入罪名：全罪名）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所前の犯罪により入所した者を除く。
 3 「再犯期間」は、前刑出所日から再入の受刑に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 4 「前刑罪名」は、前回入所したときの罪名をいう。
 5 前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
 6 () 内は、実人員である。

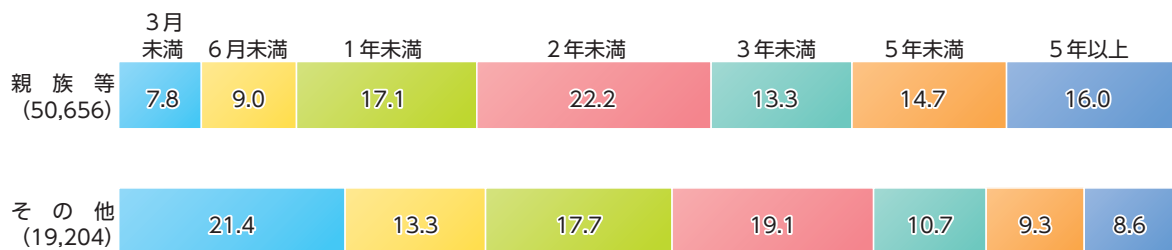
平成22年から26年までの再入者のうち、前刑罪名が強姦、強制わいせつの者の再犯期間を前刑出所時の帰住先別に見ると、**2-6-7図**のとおりである。再入者総数、強姦及び強制わいせつ共に、帰住先がその他である者は、帰住先が親族等である者と比べて、再犯期間が短い者の割合が高い。また、強制わいせつの者は、強姦の者と比べて、いずれの帰住先においても、再犯期間が短い者の割合が高い。

2-6-7図

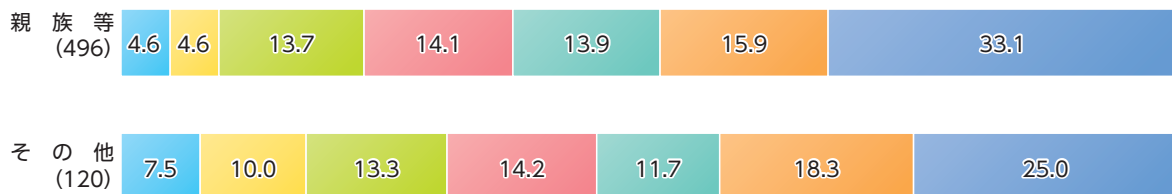
強姦・強制わいせつ 再入者の再犯期間別構成比（前刑帰住先別）

（平成22年～26年の累計）

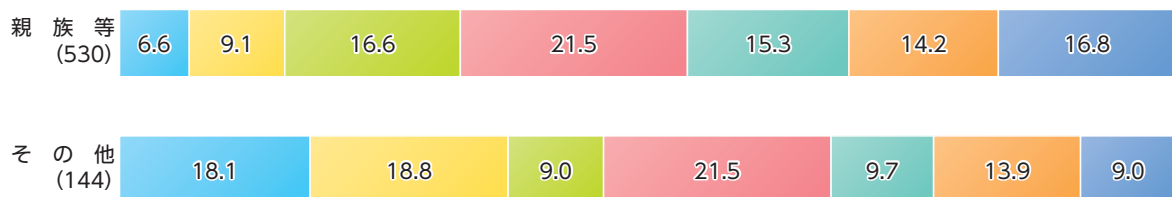
① 再入者総数（前刑罪名：全罪名→再入罪名：全罪名）



② 強姦（前刑罪名：強姦→再入罪名：全罪名）



③ 強制わいせつ（前刑罪名：強制わいせつ→再入罪名：全罪名）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所前の犯罪により入所した者を除く。
 3 「再犯期間」は、前刑出所日から再入の受刑に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 4 「前刑罪名」は、前回入所したときの罪名をいう。
 5 「親族等」は、父・母、配偶者、兄弟姉妹、その他の親族、知人、雇主、更生保護施設、社会福祉施設等である。
 6 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、入国管理局への身柄引渡し等である。
 7 () 内は、実人員である。

エ 保護処分歴

平成22年から26年までの強姦, 強制わいせつの入所受刑者の保護処分歴別構成比を, 初入者, 再入者別に見るとともに, これを年齢層別に見ると, **2-6-8図**のとおりである。強姦, 強制わいせつ共に, 保護処分歴のある者の割合は, 初入者, 再入者のいずれも若い年齢層の者ほど高い傾向にある。参考までに, 強姦, 強制わいせつの29歳以下の保護処分歴のある者の割合は, 26年の入所受刑者総数の同割合と比べると, 初入者では低いが, 再入者では同程度である。

(2) 出所受刑者の再入所状況

平成17年及び22年の強姦, 強制わいせつの出所受刑者について, 出所年を含む5年間又は10年間における累積再入率(各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率をいう。以下この項において同じ。)を出所事由別に見ると, **2-6-9図**のとおりである。強姦, 強制わいせつ共に, 出所受刑者総数と比べると, 満期釈放者及び仮釈放者のいずれにおいても, 5年以内累積再入率及び10年以内累積再入率は低い。また, 10年以内に再入所した者に占める5年以内に再入所した者の比率を出所事由別に見ると, 満期釈放者では, 強姦は78.7%, 強制わいせつは87.7%であり, 仮釈放者では, 強姦は74.5%, 強制わいせつは77.8%であった。一方, 出所受刑者総数では, 満期釈放者で90.2%, 仮釈放者で82.5%であった。強姦は, 出所受刑者総数と比べて, 5年を超えて再入所する者の割合がやや高い。

平成17年及び22年の出所受刑者について, 強姦, 強制わいせつ共に, 出所受刑者総数と比べると, 満期釈放者及び仮釈放者のいずれも, 2年以内に再入所する者の割合は低い。

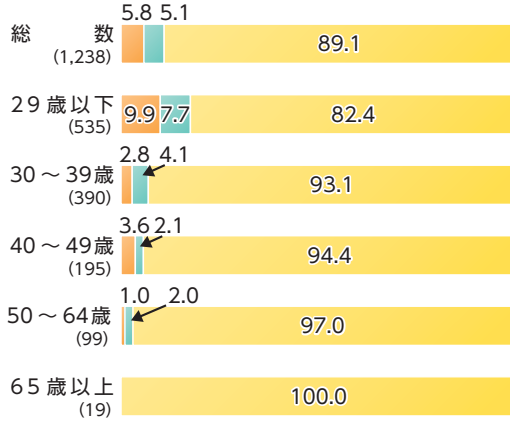
2-6-8 図

入所受刑者の保護処分歴別構成比（初入者・再入者別，年齢層別）

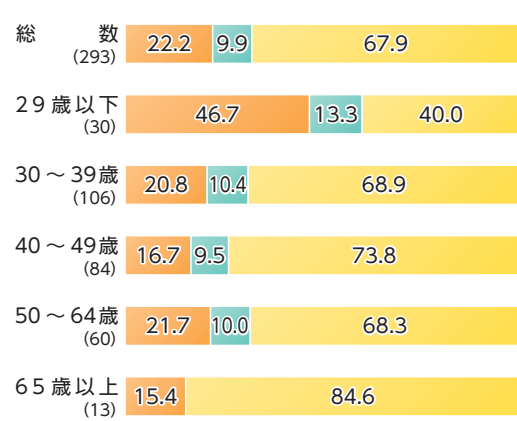
（平成22年～26年の累計）

① 強姦

ア 初入者

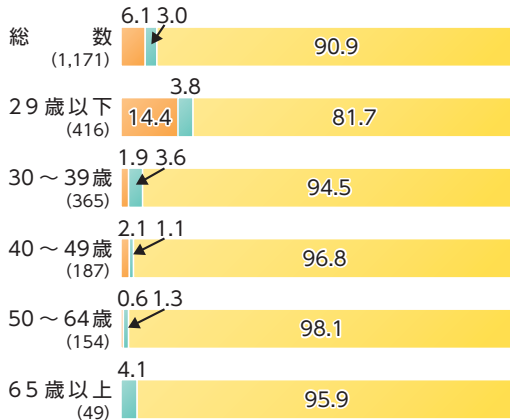


イ 再入者

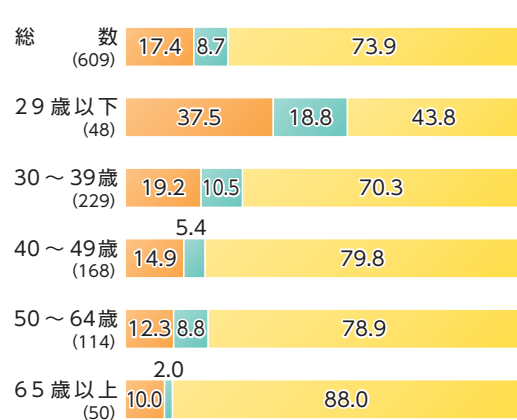


② 強制わいせつ

ア 初入者



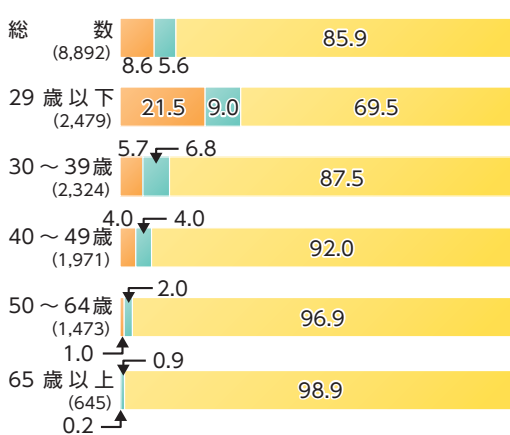
イ 再入者



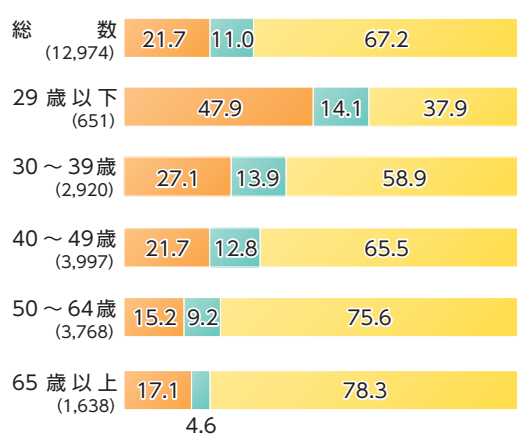
③ 総数

（平成26年）

ア 初入者



イ 再入者



少年院送致 保護観察等 保護処分歴なし

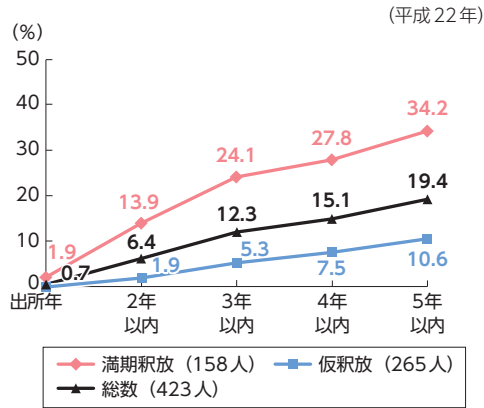
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 入所時の年齢による。
 3 「保護観察等」は、保護観察又は児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者は「保護観察等」に計上している。
 5 () 内は、実人員である。

2-6-9 図

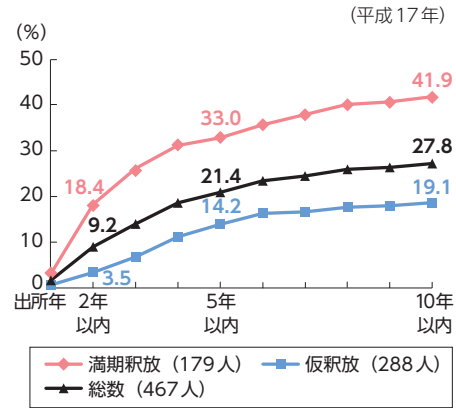
出所受刑者の出所事由別累積再入率

① 強姦

ア 5年以内

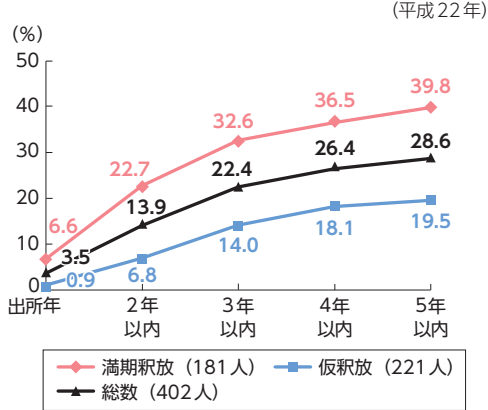


イ 10年以内

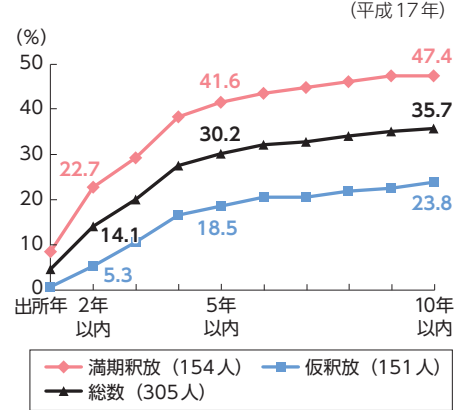


② 強制わいせつ

ア 5年以内

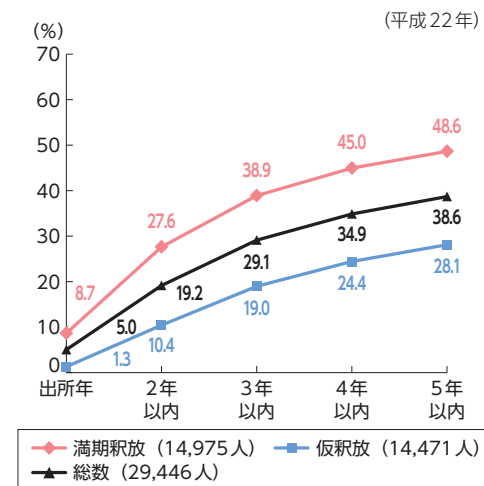


イ 10年以内

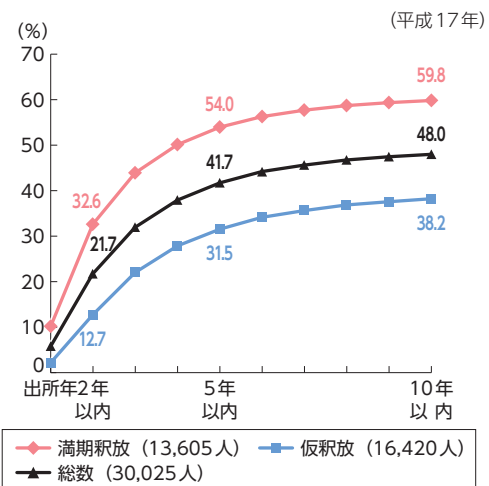


③ 出所受刑者総数

ア 5年以内



イ 10年以内



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 「累積再入率」は、アでは平成22年の出所受刑者の人員に占める同年から26年までの各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率を、イでは平成17年の出所受刑者の人員に占める同年から26年までの各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率をいう。
 4 平成22年に仮釈放により出所した者のうち、強姦については、同年末までに再入所した者はいなかった。

3 再非行少年

(1) 少年の再非行

強姦，強制わいせつにより検挙された少年のうち，再非行少年（前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり，再び検挙された少年をいう。以下この項において同じ。）の人員及び再非行少年率（少年による強姦，強制わいせつのそれぞれの検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を見ると，**2-6-10図**のとおりである。

平成26年の強姦の再非行少年の人員は，57人（前年比13人（18.6％）減）であった。同年の強姦の再非行少年率は46.7％（前年比9.7pt 低下）であり，一般刑法犯全体の再非行少年率（34.9％。警察庁の統計による。）と比べると11.8pt 高い。

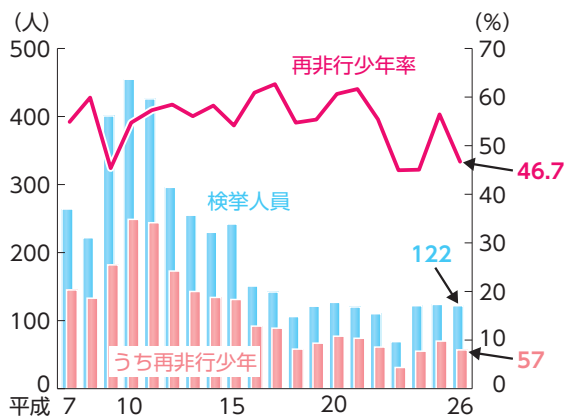
平成26年の強制わいせつの再非行少年の人員は，80人（前年比14人（14.9％）減）であった。同年の強制わいせつの再非行少年率は25.9％（前年比2.4pt 低下）であり，一般刑法犯全体の再非行少年率と比べると9.0pt 低い。

2-6-10 図

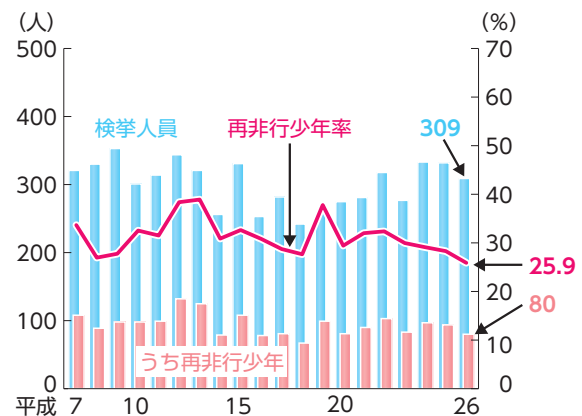
少年による強姦・強制わいせつ 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移

(平成7年～26年)

① 強姦



② 強制わいせつ



注 1 警察庁の統計による。

2 犯行時の年齢による。ただし，検挙時に20歳以上であった者を除く。

3 「再非行少年」は，前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり，再び検挙された少年をいう。

4 「再非行少年率」は，少年による強姦，強制わいせつのそれぞれの検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

(2) 保護処分歴

平成26年における強姦、強制わいせつの保護観察処分少年及び少年院入院者について、有保護処分歴少年（前に保護処分を受けたことがある少年をいう。以下この項において同じ。）の構成比を見ると、保護観察処分少年においては、強制わいせつは4.4%であり（強姦は、有保護処分歴少年はいなかった。）、保護観察処分少年総数（交通短期保護観察の対象者を除く。）（19.2%）より低く、少年院入院者においても、強姦は18.3%、強制わいせつは19.6%であり、少年院入院者総数（63.8%）より低かった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

第3章 再犯防止に向けた各種施策等

第1節 矯正

刑事施設においては、一部の施設で、従前から独自に性犯罪再犯防止のための教育を実施してきたが、平成16年11月に奈良県で発生した女児誘拐殺人事件等を契機として、17年に法務省矯正局と保護局が共同して性犯罪者処遇プログラム研究会を立ち上げ、18年度から性犯罪再犯防止指導を特別改善指導の一つとして実施している。

少年院においても、性非行を犯した少年に対する教育は、従前から各施設において、性非行の問題性に焦点を当てた問題群別指導の一つとして行ってきたが、平成22年の「少年矯正を考える有識者会議」の提言を背景に、24年に「矯正教育プログラム（性非行）」を開発し、27年度から、特定生活指導の一つとして性非行防止指導を実施している。

さらに、性犯罪者処遇の一貫性を保つために、刑事施設と保護観察所との間では、性犯罪者処遇に係る情報の相互引継がなされ、法務省と警察庁との間では、子供を対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の釈放等の情報共有がなされている。

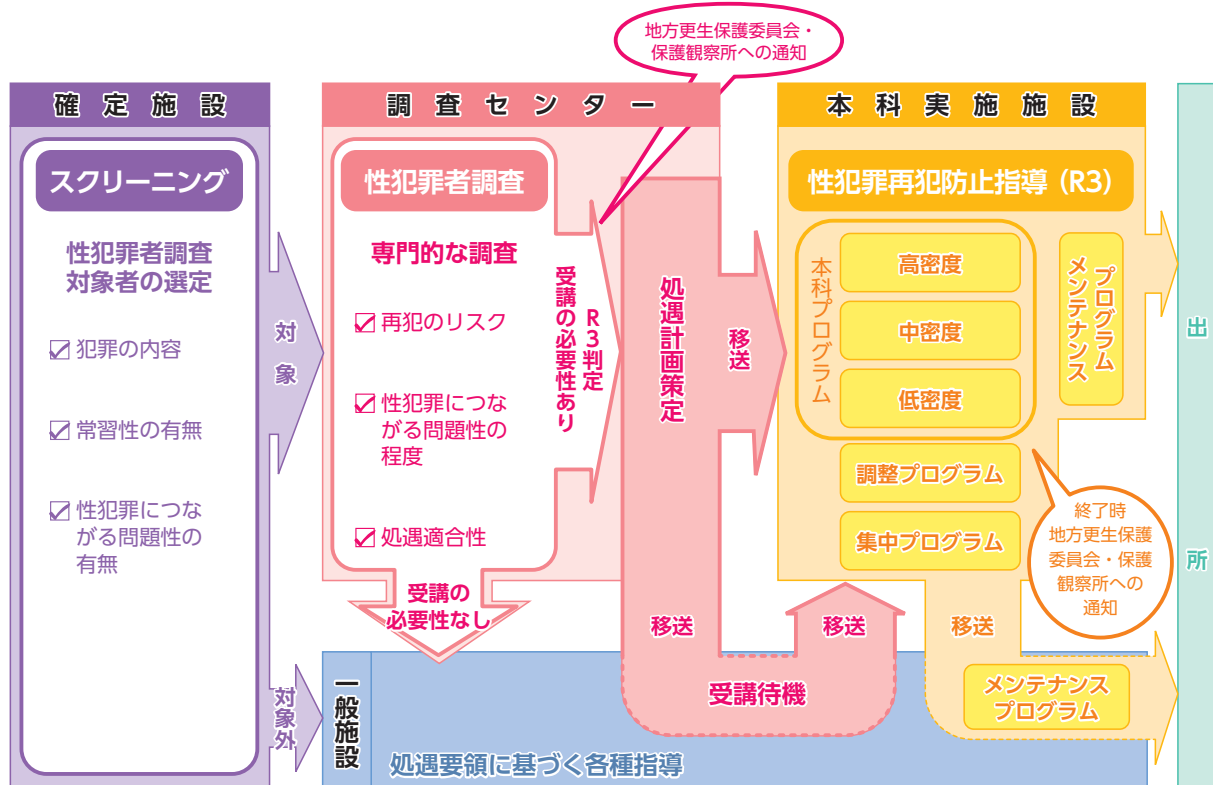
本節では、性犯罪の再犯防止のために矯正施設において実施されているこれらの施策について紹介するとともに、刑事施設における性犯罪再犯防止指導の実施体制に関する調査の結果を紹介する。

1 刑事施設における性犯罪再犯防止指導

刑事施設における受刑者に対する性犯罪再犯防止指導は、性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯をしないための具体的な方法を習得させることを目的とするものであり、性犯罪者調査対象者のスクリーニング、性犯罪者調査、各種プログラムの実施、メンテナンスの順に行われる。刑事施設における性犯罪再犯防止指導の概要は、**3-1-1図**のとおりである。

3-1-1 図

刑事施設における性犯罪再犯防止指導の概要



(1) 選定手続

性犯罪再犯防止指導の対象者の選定に当たっては、新たに刑が確定した受刑者について、その者が在所する刑事施設（確定施設という。以下この節において同じ。）におけるスクリーニングと調査センター（矯正管区の管轄区域ごとに矯正局長によって指定された高度の専門的知識及び技術を活用して精密な処遇調査を必要とする事務を行う刑事施設をいう。）における性犯罪者調査の2段階があり、これらを組み合わせることによって、性犯罪の再犯リスクの高い受刑者を特定し、全国の指導実施施設の指導実施状況を勘案して、適切な受講対象者を振り分け、効率的に指導が行われるよう配慮されている。

ア 性犯罪者調査対象者のスクリーニング

新たに刑が確定した全受刑者について、確定施設において、「性犯罪者調査対象者」のスクリーニングが行われる。スクリーニングにおいては、事件名（強姦，強制わいせつ等）又は事件内容（前歴を含む。）から判断してわいせつ目的のうかがえるなど、「性犯罪受刑者」に該当する者について、①常習性・反復性が認められる者又は②性犯罪につながる問題性の大きい者であ

るか否かなどが判断される。

確定施設において性犯罪者調査の実施の必要性があると判断された者については、調査センターに移送され、詳細な性犯罪者調査が実施される。

ただし、身体疾患、精神疾患の治療が優先される、日本語能力等に問題がある、性犯罪再犯防止指導を受講するための刑期が不足しているなど、調査センターにおける性犯罪者調査の実施が明らかに困難であったり不適當であったりする者は調査対象者から除外される。

イ 性犯罪者調査

性犯罪者調査においては、前記スクリーニング項目に加え、対象者の①性犯罪の再犯リスク（再犯と結びつく要因）、②処遇ニーズ（処遇によって変化させることで再犯リスクの低下につながると考えられる事項）及び③処遇適合性（対象者の知的能力、動機付けの度合い及び身体的・精神的問題の有無等によって判断されるプログラムの受講適性）をあらかじめ設定した客観的基準によって判断し、当該受刑者が性犯罪再犯防止指導を受講すべきと判断した場合には、特別改善指導のうち R 3（性犯罪再犯防止指導）の判定を行い、その者について、必要な指導密度（本項（2）ア参照）、受講させる指導科目の内容、受講させる施設、受講させる時期、受講までの間に必要な働き掛け等について処遇計画を作成する。

性犯罪再犯防止指導の受講が必要と判断された受刑者は、処遇指標及び指導密度等を考慮して全国19庁の指導実施施設のうちの一つの施設において当該指導を受講することとなるが、執行すべき刑期の長さ、実施すべき施設での受講人員等の事情によって、性犯罪者調査終了後直ちに指導実施施設に移送される場合と、一旦別の施設に収容された後に指導実施施設に移送される場合とがある。

（2）指導の実状

ア 指導科目

性犯罪再犯防止指導における指導は、オリエンテーション、本科プログラム及びメンテナンス・プログラムの順に行われる。

本科プログラムの指導科目は、「自己統制」、「認知のゆがみと変容方法」、「対人関係と親密性」、「感情統制」及び「共感と被害者理解」で構成されている。指導対象者はその再犯リスク及び性犯罪につながる問題性の程度に応じて、本科プログラムの全科目を受講する「高密度」、必修科目に加えて本人の処遇ニーズに応じて必要な科目を選択して受講する「中密度」及び必

修科目のみを受講する「低密度」の3種類の指導密度のいずれかに指定される。

本科プログラムは、認知行動療法を基盤とし、性犯罪等の問題行動に至った要因及びその行動に至るパターンを検討して、自らが早期にそのパターンに介入することによって問題の再発（リラプス）を防止するスキルを学ぶ、リラプス・プリベンションの技法を用いている。

また、指導の期間は個々の指導対象者の必要性や指導実施施設の実情によって異なるものの、最長の高密度においてもおおむね8か月であり、受講を終了したとしても、出所まではかなりの期間が経過したり、一般施設に移送されて受刑する者も多いことから、円滑な社会復帰を図る目的で、出所前に本科プログラムで学んだ知識やスキルを復習させるメンテナンス・プログラムを実施している。

性犯罪者の中には事件の責任を認めようとしなかったり、自らが性犯罪者であることを秘匿しようとするなど、性犯罪再犯防止指導を受講する動機付けが低い者がいることが指摘されており、これに対処するために、平成23年から動機付け面接の理論を活用して個別面接の形式で事前指導（プレ・プログラム）を実施してきたが、これをグループワークの形式で行う、「準備プログラム」が開発され、26年からは高密度及び中密度の指導対象者に本格的に実施している。また、知的能力に制約がある者に対して、本科プログラムの内容をイラスト等の視覚情報を効果的に取り入れるなどして理解しやすくした上で、SSTや金銭管理等の補助科目を必要に応じ実施する「調整プログラム」のほか、刑期が短いなどの理由で受講期間が十分に確保できない者を対象に各指導科目の内容を効率的かつ効果的に理解できるよう中心的指導内容を集中させた「集中プログラム」などを開発し、実施している。

イ 実施状況

実施の単位は、標準的には、指導者2人と対象者8人による、1回100分程度のグループワークとしている。また、必要に応じて個別面接等を組み合わせることもある。

なお、性犯罪再犯防止指導の実施人員の推移については、**3-1-2表**のとおりである。

3-1-2表

性犯罪再犯防止指導の受講開始時人員の推移

(平成18年度～26年度)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人 員	266	378	443	456	451	498	549	521	492

注 法務省矯正局の資料による。

(3) 効果検証

平成24年、矯正局において、「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析」が公表された^(※3)。これは、刑事施設を出所した「性犯罪受刑者」2,147人（うちプログラムを90%以上の出席率で受講した者1,198人及び受講しなかった者949人）を最長3年間追跡し、再犯の内容を「全ての犯罪」、「性犯罪」、「性犯罪を除く粗暴事犯」及び「その他の犯罪」に類型化して調査したものである。性犯罪再犯防止指導を受講した者と受講しなかった者の出所後3年間の再犯率（推定値）を算出し、それぞれの再犯リスクの程度の差を統制した上で比較したところ、当該指導を受講した者については、受講しなかった者に比較して「全ての犯罪」において再犯率が低く、同指導に一定の効果が認められた。

今後は、逸脱した性的関心へのより効果的な介入、迷惑防止条例違反事犯者（特に痴漢）に対する効果的なプログラムの開発、個々の受刑者の処遇ニーズに対する介入の在り方、社会内でのフォローアップ等が課題であるとされた。

(4) 指導の発展

性犯罪再犯防止指導は現在19庁で実施されているが、その実施環境には差異があり、限られた人的・物的資源を有効に利用するために、施設全体が実施環境を整えたり、指導者の養成を全国レベルで行ったりする必要性が指摘されており、毎年、全国の施設において指導者となった職員に対する集合研修が行われている。また、性犯罪再犯防止指導実施施設のうち、性犯罪再犯防止指導に係る研修会の開催及び他施設に対する指導・助言を行う「推進基幹施設」と、他施設に対する指導・助言を行う「特別重点実施施設」がそれぞれ2庁指定されており、これらの施設の経験の豊富な指導者による他施設への巡回指導や、各施設の指導者が推進基幹施設及び特別重点実施施設での指導に関する話し合い（事例検討）に参加することを通して、効果的な指導につながる方策等を考察し、自施設での指導効果の向上に活用する「施設間事例検討」が行われている。さらに、各施設においては、大学等から専門家を招へいして助言を受けたりするなどして、指導者の知識や指導技術の向上に努めている。

(※3) 法務省矯正局成人矯正課（2012）「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析 研究報告書」（法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei05_00009.html）

（５） 施設調査の結果

ア 施設調査の概要

平成25年度に性犯罪再犯防止指導の本科プログラムを実施していた施設を対象として、性犯罪再犯防止指導に関する外部の専門家による助言（以下この節において「スーパーバイズ」とする。）の実施状況について聞き取り又は質問紙調査を実施した。調査実施時期は平成25年9月から26年3月までであった。

イ 施設調査の結果

調査対象施設のうち、性犯罪再犯防止指導の推進基幹施設、特別重点実施施設又は重点実施施設に該当し、スーパーバイズに関する資料が得られた13庁について、その実施状況を詳しく見ると、以下のとおりであった。

（ア） スーパーバイザー

各施設においてスーパーバイズを行っている外部の専門家（以下この節において「スーパーバイザー」とする。）の人数は、最も少ない施設で1人、最も多い施設で6人であった。13庁のスーパーバイザーの総数は30人であり、1施設当たりのスーパーバイザーは平均2.3人であった。性犯罪再犯防止指導の推進基幹施設及び特別重点実施施設に指定された4施設について見ると、1施設当たりのスーパーバイザーは平均4.0人であった。

30人のスーパーバイザーの職業等を見ると、大学関係者（教授、准教授、助教等）が21人、精神科医師（医師で大学関係者である場合を含む。）が6人、臨床心理士が3人であった。

（イ） スーパーバイズの方法

スーパーバイズの方法を見ると、スーパーバイザーが指導の様子を観察する方法として、モニタリングシステム等を用いて指導場面を観察しているもの、録画した指導場面の視聴によるもの、スーパーバイザー自身が指導に参加しているもの、指導場面についての逐語録によるものがあった。

（ウ） スーパーバイズの頻度

スーパーバイズの実施頻度に関する情報が得られた12庁について、スーパーバイズの実施頻度を見ると、最も頻度の低い施設でも月1回であり、平均すると月2.7回であった。

2 少年院における性非行防止指導

少年院における性非行防止指導は、平成24年度に在院者指導用の標準プログラムを策定し、25年度から、2庁において、同プログラムを用いた「矯正教育プログラム（性非行）」として指導を開始した。その後、27年の少年院法の施行により、矯正教育のうち、特定生活指導（性非行防止指導）として全国の少年院で実施されることとなった。

（1）指導対象者の選定

性非行防止指導の対象者は、本件非行名が性非行（集団強姦、強盗強姦、強姦、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ目的略取等）に該当する者、又は本件非行は性非行には該当しないが、性的な動機に基づき非行をじゃっ起した者のうち、当該非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められるものである。

指導対象者の選定は、対象者を収容する少年院の長が、在院者との面接結果や少年鑑別所の長の意見等を踏まえて行う。

（2）指導内容

性非行防止指導は、性に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己の性非行に関する認識を深め、性非行をせずに適応的な生活をする方法を身に付けることを目的として、実施するものである。当該指導は性非行に関する自己理解を深め、自らの価値に基づく適応的な行動を活性化し、心理的柔軟性・共感性を向上させることを目的とした12単元から成るワークブック教材を用いた中核プログラムと、アンガーマネージメント（怒りの統制）、被害者心情理解指導、性教育等の各種指導を組み合わせた周辺プログラムで構成されている。指導実施後は、出院までの期間に、中核プログラムの実施内容の復習や出院後の生活を見据えた対処方法を学ぶフォローアップ指導を受講させることとし、在院期間を通じた継続的指導に努めている。

（3）重点指導施設

指導対象者のうち、第1種少年院（保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のもの（犯罪的傾向が進んだ、おおむね16歳以上23歳未満の者を除く。）を収容する少年院）在院者であって、性非行防止指導を重点的かつ集中的に実施する必要性が高く、かつ保安上、医療上、保護調整上重点指導施設での指導実施に支障がなく、グループワークでの指導に適している者については、全国2庁の重点指導施設に移送して約4

か月間の重点的かつ集中的な指導を実施し、当該指導終了後は、元の施設に再度移送してフォローアップ指導を行う。

移送して指導を行う場合には、指導対象者に重点指導施設における指導について説明し、当該指導への動機付けを図るとともに、その保護者に対しても理解と協力を求めるよう努めているほか、フォローアップ指導の効果的实施のため、重点指導施設と元の施設との間で情報を共有している。

（４） 中核プログラムの実施方法

重点指導施設以外の施設における中核プログラムは、指導対象者の事情等に応じてグループワーク又は個別指導のいずれかを選択して実施している。

一方、重点指導施設における中核プログラムは10人程度のグループワークで行われるほか、実施に当たっては、指導全般において、認知行動療法等の技法に通じた外部専門家の協力を得るなどしている。

（５） 効果検証

重点指導施設の長は、処遇効果の検証のため、中核プログラムの終了後に少年鑑別所の処遇鑑別を実施するほか、必要に応じて指導開始時、指導期間中等の適宜の時期にも同鑑別を実施している。

（６） 指導者の育成

標準化されたプログラムを全国統一的に同水準で実施するためには、指導者の育成が不可欠である。育成に当たっては、全国レベルで指導者を対象とした集合研修を実施するほか、各施設においても職員研修や研究授業等を実施したり、民間機関から専門家を招へいして助言を受けるなどして、指導者の知識や技能の向上に努めている。

３ 関係機関との連携等

（１） 保護観察所等との情報の引継

刑事施設と保護観察所では、施設内及び社会内における性犯罪者処遇の一貫性を保ち、処遇の実効性を高めることを目的として、刑事施設において実施した性犯罪再犯防止指導の実施結果及び保護観察所において実施した性犯罪者処遇プログラム（本章第２節参照）の実施結果を

相互に引き継いでいる。

刑事施設から地方更生保護委員会及び保護観察所へは、R 3の指定がなされた者について、①身上調査書を送付するとき、②本科プログラムを終了したとき、③仮釈放を許すべき旨の申出をするとき及び④地方更生保護委員会又は保護観察所の長から依頼があったときに、指導の受講計画、処遇プログラムの実施状況等に係る情報を通知している。他方、保護観察所からは、保護観察所において処遇プログラムを受講した仮釈放者のうち、仮釈放に係る刑の受刑中にR 3の指定を受けていた者について、保護観察の終了時等に処遇プログラムの実施結果等が刑事施設に送付される。

また、少年院においても、性非行防止指導の実施結果について、保護観察所及び地方更生保護委員会に情報提供するほか、保護観察官や保護司に、指導の経過及び結果について説明を行うなどしている。

（２） 子供を対象とする暴力的性犯罪者等に係る受刑者の釈放等に関する警察への情報提供

平成17年6月から、子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯を防止するため、被害者が13歳未満の強制わいせつ、強姦、わいせつ目的略取誘拐、強盗強姦等の罪で服役した受刑者の出所情報（釈放予定日、入所日、帰住予定地等）を法務省から警察庁に提供する制度が運用されており、27年5月31日までに1,445人の対象者について情報提供を行っている（法務省矯正局の資料による。）。同制度は23年から拡充され、法務省から警察庁に対し、当該受刑者の性犯罪再犯防止指導の指導密度の別や再犯防止のために参考となる事項が情報提供される一方で、法務省は警察庁から当該受刑者の出所後の再犯状況等について情報提供を受けることとなった。なお、同年以降、刑事施設等の長は、前記情報提供をした場合、当該受刑者に、情報提供の制度の概要を告知するとともに、当該受刑者についての情報提供を行った旨の告知をすることとなった。

第2節 更生保護

更生保護においては、性犯罪の保護観察対象者に対し、その問題性等に焦点を当てた効果的な処遇を実施し、保護観察の実効性を高めるため、平成2年度から、類型別処遇の一環として「性犯罪対象者」の類型を設定した処遇を行っている（15年度以降は、「性犯罪等対象者」の類型に変更）。さらに、性犯罪者に対する処遇の一層の充実化の要請の中、18年度からは性犯罪者処遇プログラムを実施している。

本節では、性犯罪の再犯防止のために、更生保護において保護観察対象者に対し実施しているこれらの施策について紹介する。

1 類型別処遇

類型別処遇は、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた効率的な処遇を実施することにより、保護観察の実効性を高めることを目的とした制度である。

性犯罪の保護観察対象者については、①本件処分の罪名又は非行名に、相手方の意思を無視して行う性的行為（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ・準強姦、集団強姦等、強制わいせつ等致死傷、強盗強姦及び同致死（いずれも未遂を含む。））が含まれる者、②本件処分の罪名又は非行名のいかににかかわらず、犯罪・非行の原因・動機が性的欲求に基づく者（のぞき・盗撮、下着盗、性器露出、性的欲求に起因するストーカー行為、痴漢行為による迷惑防止条例違反等をした者）のいずれかに該当する者を「性犯罪等対象者」の類型に認定し、類型別処遇を実施している。

類型別処遇の実施に当たっては、関係資料や面接を通して、保護観察対象者の過去の非行・犯罪歴、生育歴、家族関係、性格、嗜好、本件の概要、通院歴等を精査し、性犯罪に至った動機・原因を把握し、①内向的な少年等による性非行、②不良集団による性非行、③女性蔑視観による攻撃的性犯罪、④快楽追求型性犯罪、⑤性倒錯的性犯罪の五つのタイプのうちいずれのタイプに属するかを見極めて大まかな特徴を理解した上で、個々の保護観察対象者が持つ性犯罪傾向、性格特徴、問題点等を把握して処遇の方針を立て、保護観察を実施している。

「性犯罪等対象者」の類型に認定された人員等の推移（最近10年間）について、保護観察の種別ごとに見ると、**3-2-1図**のとおりである。保護観察処分少年では、最近10年間で、約1.4倍

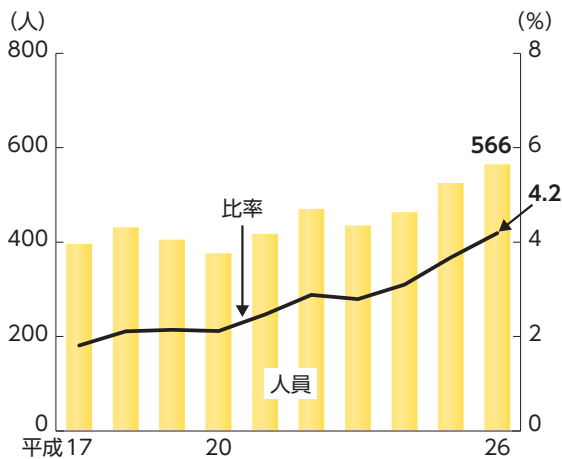
に増加し、保護観察付執行猶予者では、約1.3倍に増加している。保護観察対象者（交通短期保護観察及び短期保護観察の対象者を除く。）の各総数のうち、「性犯罪等対象者」の類型に認定された者の占める比率は、いずれの保護観察の種別においても上昇傾向にある。

3-2-1 図

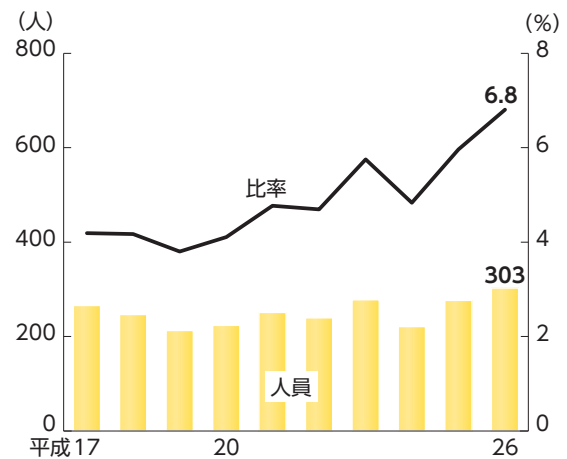
「性犯罪等対象者」の類型認定人員等の推移

(平成17年～26年)

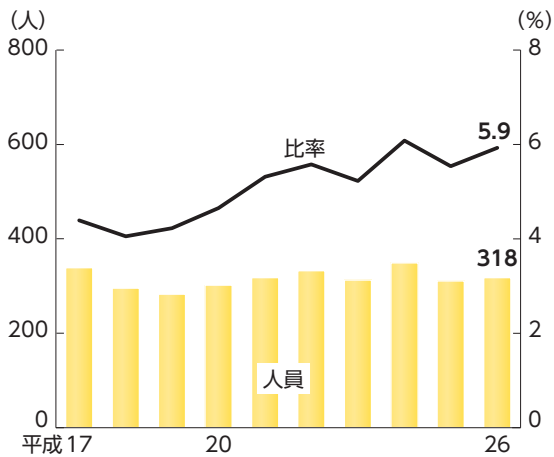
① 保護観察処分少年



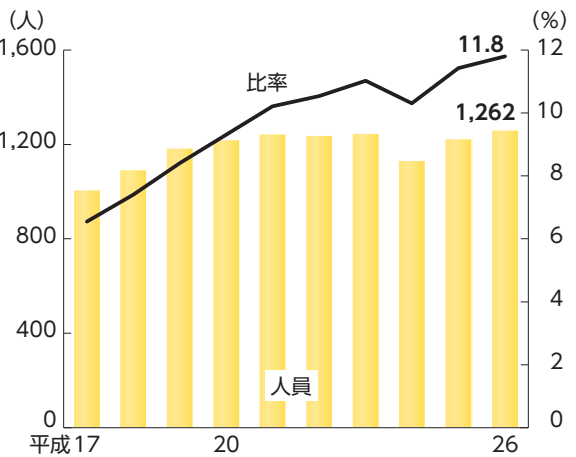
② 少年院仮退院者



③ 仮釈放者



④ 保護観察付執行猶予者



注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。

2 各年12月31日現在の数値である。

3 「比率」は、保護観察対象者（交通短期保護観察及び短期保護観察の対象者を除く。）の各総数のうち、「性犯罪等対象者」の類型に認定された者の占める比率をいう。

2 性犯罪者処遇プログラム

平成18年9月以降、保護観察所において、「性犯罪等対象者」の類型に認定された仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の男子を対象に、専門的処遇プログラムの一つである性犯罪者処遇プログラムを実施している。

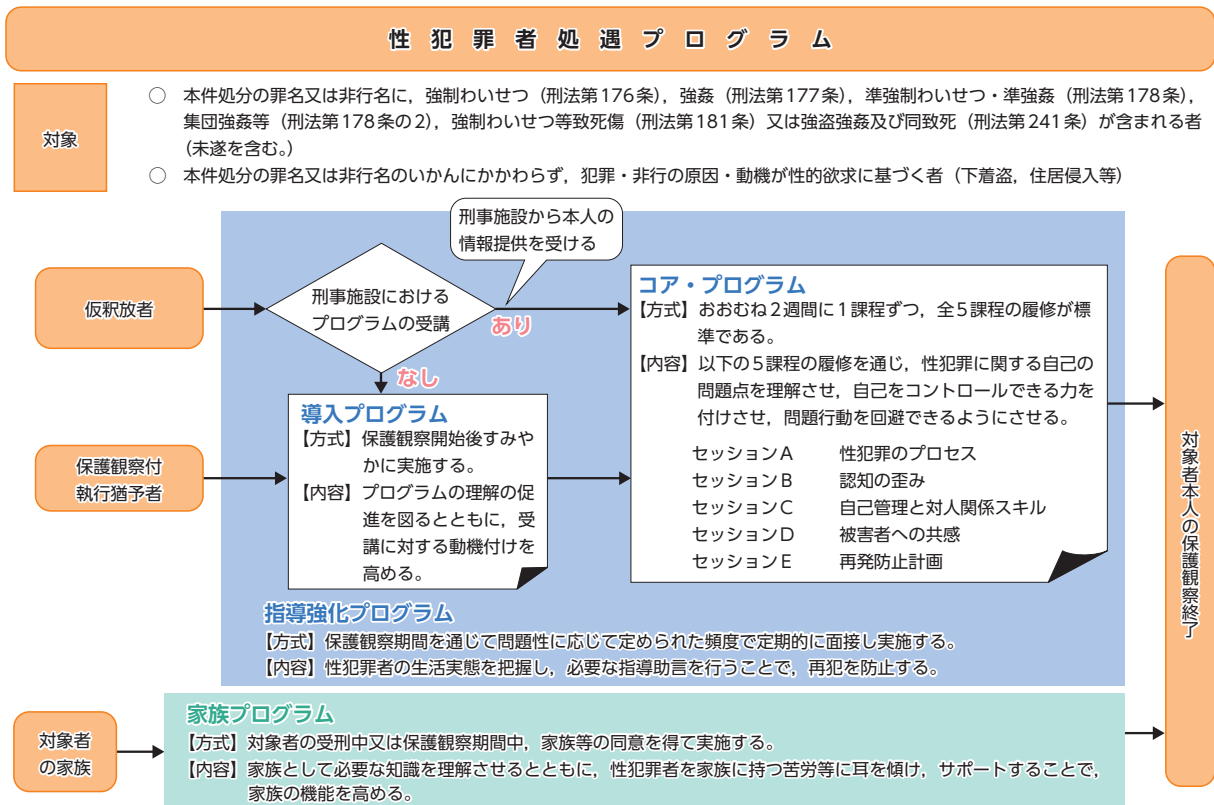
このプログラムは、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善することを目的としたものである。

(1) 構成・内容

性犯罪者処遇プログラムは、①コア・プログラムを中核として、②導入プログラム、③指導強化プログラム、④家族プログラムの四つのプログラムから構成され、その概要は、3-2-2図のとおりである。

3-2-2図

保護観察における性犯罪者処遇プログラムの概要



注 法務省保護局の資料による。

ア コア・プログラム

コア・プログラムは、特別遵守事項の対象となるプログラムであり、性犯罪の再犯防止に向けて、性犯罪等対象者の自己理解を促進させ、自己をコントロールする能力を身に付けさせることを目的として、健康上・能力上の支障や保護観察期間が短く十分な実施期間を確保できないなどの理由がある場合を除き、保護観察開始後、おおむね3月で5課程を実施し、遅くとも6月以内に修了させるものである。コア・プログラムの5課程の内容は、**3-2-3表**のとおりである。

3-2-3表

性犯罪者処遇プログラム コア・プログラムの内容

課 程	内 容
セッションA 性犯罪のプロセス	性犯罪者自身に自分の起こした性犯罪がどのような過程で起きたのか、性犯罪のプロセスのモデルを用いて理解させ、性犯罪がコントロール可能なものであるという本人の意識を高めていくとともに、変化に向けての動機付けを強める。
セッションB 認知の歪み	性犯罪を是認するような誤った考え方や偏ったものの見方、自分に都合の良い思い込み等（これらを「認知の歪み」と呼ぶ）を自覚させ、社会適応的な認知へと再構成させることにより、自分の事件に関する否認や正当化（言い訳）等を減少させる。
セッションC 自己管理と対人関係スキル	事件のサイクル（性犯罪のプロセス）から抜け出す具体的な方法として、自己管理と対人関係のスキルを身に付けさせることにより、実際の生活場面において自分の衝動や感情をコントロールし、他者との関係を築いていくことができるようにする。
セッションD 被害者への共感	被害者が受ける影響について、被害者の立場に立って考えさせることにより、事件につながる認知の歪みを修正するとともに、再犯の防止に向けた動機付けを高める。
セッションE 再発防止計画	これまでの各セッションの内容を振り返りつつ、性犯罪を起こさないための方法を具体的な行動計画としてまとめ、自分自身をコントロールし、性犯罪を起こさないという意識を強化させる。

原則として、保護観察官が個別処遇によりコア・プログラムを実施するが、特別処遇実施班（新たな処遇方法を取り入れた保護観察を集中的・継続的に実施することにより、保護観察における専門的処遇を一層発展させることを目的とする班）を設置している保護観察所（東京、名古屋、大阪及び福岡）では、集団処遇によりコア・プログラムを実施している。また、保護

観察対象者が遠方に居住し、保護観察所への出頭に著しい困難を伴う場合には、定期駐在場所（保護観察官が定期的に自ら担当する保護区の市町村役場等に出向いて、保護観察対象者等との面接等を行う場所）においても実施している。

また、コア・プログラムの5課程が修了した後も、保護観察対象者からの申出により、継続して各セッションを実施することができる。この場合、セッションEで作成した再発防止計画の日常生活における実行状況のフォローのほか、各セッションのうち保護観察対象者の理解や内容の達成が十分でない部分又は特に必要性が高いと判断される部分を再度実施することとされている。

イ 導入プログラム

導入プログラムは、コア・プログラム受講対象者のうち、刑事施設の性犯罪再犯防止指導を受講していない仮釈放者及び保護観察付執行猶予者を対象に、本件性犯罪及び過去の性犯罪等に関する基本的な調査（以下「アセスメント」という。）を実施するとともに、コア・プログラムの説明を行うことによって、対象者に対してコア・プログラムの参加に向けた動機付けを高めることを目的としている。アセスメントは、「導入プログラム アセスメントシート」を用いて行い、事件の特徴、事件当時の生活状況、過去の性犯罪歴等を把握して事件の分析を行うとともに、事件が与えた影響についてどう考えているか、過去に事件をやめようとする何らかの努力があったかなどを調査して、再犯防止に向けた動機付けの評価も行っている。

なお、導入プログラムは、保護観察開始後速やかに行うこととされており、コア・プログラムの実施者である保護観察官が個別処遇により実施しているが、特別処遇実施班を設置している保護観察所では、同班が導入プログラムを実施している。

ウ 指導強化プログラム

指導強化プログラムは、「性犯罪等対象者」の類型に認定された者（コア・プログラム受講の除外対象も含む。）を対象とし、保護観察期間を通じて、保護観察官又は保護司が定期的に直接的な指導を行うとともに、再犯の予兆を速やかに把握し、必要な指導助言等を行うことで生活を安定させることを目的として実施するものである。

エ 家族プログラム

家族プログラムは、「性犯罪等対象者」の類型に認定された者（コア・プログラム受講の除

外対象も含む。)の家族のうち、同意を得られた家族に対して、コア・プログラムの概要について説明し、家族から必要な協力が得られるようにするほか、家族を精神的にサポートすることにより、家族の苦痛を軽減させて、更生の援助者としての家族の機能を高めることを目的として実施するものである。保護観察官又は保護司が、対象者の家族に個別に面接して実施するが、「引受人会」のように集団形式で実施することもできる。

(2) 実施状況

平成18年から26年までの性犯罪者処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移は、**3-2-4表**のとおりである。

3-2-4表

性犯罪者処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移

(平成18年～26年)

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
仮 釈 放 者	156	509	583	597	618	552	542	562	582
保護観察付執行猶予者	104	346	325	295	292	298	291	340	318

注 1 法務省保護局の資料による。

2 性犯罪者処遇プログラムのうち、コア・プログラムを受講する旨の特別遵守事項が設定された者を計上している。

3 平成18年については、「仮釈放者」は同年9月1日以降に仮釈放となった者を、「保護観察付執行猶予者」は同月19日以降に保護観察付執行猶予の言渡しを受けた者をそれぞれ計上している。

(3) 保護観察官の指導力の育成

性犯罪者処遇プログラムは、本項の冒頭で述べたとおり、心理学等の専門的知識に基づいて行われるものであることから、同プログラムを実施するに当たっては、これを担当する保護観察官がそれらに関する十分な知識及び技能を修得している必要がある。

そこで、保護観察官に対する各種研修においては、性犯罪者処遇プログラムに関する知識及び技能を身に付けるための指導が行われている。具体的には、新任の保護観察官に対する「保護観察官中等科研修」において、認知行動療法の基礎や性犯罪者処遇プログラムの概要についての指導が行われているほか、保護観察官に処遇技法等に関する専門的な知識及び技能を集中的に修得させることを目的とし、性犯罪者処遇プログラムのうちのコア・プログラムを効果的に実践していくための基本的な考え方や留意点について実践を交えた指導を行う各種研修が行われている。

また、性犯罪者処遇プログラムは、法務省矯正局及び保護局が共通の理論に基づいて策定し

たものであり、同プログラムをより効果的に行うためには、刑事施設及び保護観察所の指導担当者等の効果的な連携が求められることから、矯正局及び保護局では、平成20年度から、「性犯罪者処遇プログラムにおける矯正・保護実務者研究協議会」を毎年開催し、プログラムの実施者の知識、技能を向上させるとともに、刑事施設と保護観察所との情報共有や相互理解に基づく効果的な連携を図っている。

(4) 性犯罪者処遇プログラムの効果検証

平成24年12月、法務省保護局から、保護観察所において実施した性犯罪者処遇プログラムの効果を検証した調査の結果が公表された。^(＊4)

調査の対象は、コア・プログラムの受講群と非受講群で、受講群はコア・プログラムを修了した性犯罪者3,838人（仮釈放者2,528人、保護観察付執行猶予者1,310人）、非受講群は性犯罪者処遇プログラムが未だ導入されていなかったためコア・プログラムを受講していない性犯罪者410人（仮釈放者285人、保護観察付執行猶予者125人）であった。調査は、この受講群と非受講群の再犯の発生状況を追跡調査（最長4年）する方法により行われた。

この調査の結果、①全ての再犯について受講群の方が非受講群よりも推定再犯率が低いこと、②性犯罪の再犯についても受講群の方が非受講群よりも推定再犯率が低いことが明らかになったほか、③性犯罪の再犯を、強姦、強制わいせつ及びその他（下着盗、露出、窃視、児童買春等）の罪名別で見ると、いずれも受講群が非受講群よりも推定再犯率が低く、取り分け強制わいせつとその他は、統計的に有意に低いことが明らかになった。

3 性犯罪者処遇プログラムの実施状況

法務総合研究所では、保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの実施状況を概観するため実地調査を行った。保護観察官が個別処遇によりコア・プログラムを実施している保護観察所と、特別処遇実施班において集団処遇によりコア・プログラムを実施している保護観察所におけるそれぞれの実施状況について紹介する。

(＊4) 法務省保護局参事官室（2012）「保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果について」（法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo01_press-release01_index.html）

（１） 個別処遇における取組（奈良保護観察所）

ア 実施体制

奈良保護観察所には、特別処遇実施班は設置されておらず、性犯罪者処遇プログラムを受講する保護観察対象者を担当する保護観察官が個別処遇によりコア・プログラムを実施しており、必要に応じて、他の保護観察官や同対象者の担当保護司等を同席させるなどしている。

イ 実施状況

導入プログラムを実施する際に、コア・プログラムの実施日としておおむね２週間に１課程ずつ全５課程の実施日を指定している。ただし、この頻度により出頭した場合には社会生活に支障が生じるなど、やむを得ない場合に限り、課程実施日の間隔が１月を超えない範囲で出頭頻度を決め、保護観察開始後６月以内に全課程を修了させるものとしている。実施場所は、保護観察所で実施するものとしているが、対象者が同所から遠方に居住し、同所に出頭させることに著しい困難がある場合には、定期駐在場所で実施することができる。

ウ 特徴的な取組

コア・プログラムの各課程を実施した後、保護観察官は面接票を作成するが、奈良保護観察所においては、面接票に、前回のセッションで指示した課題の履行状況や、セッションの実施中に対象者が作成したワークシート名など、記載する項目をあらかじめ定めておくことで、コア・プログラムの実施状況が適切に記録できるよう工夫している。

（２） 特別処遇実施班における取組（東京保護観察所）

ア 実施体制

東京保護観察所には特別処遇実施班が設置されており、班長１人を含む６人の班員（男性保護観察官３人、女性保護観察官３人）により、性犯罪者処遇プログラムを実施している。

イ 実施状況

導入プログラムの対象者に対して、保護観察の初回面接の際に、保護観察官が、コア・プログラムの概要と日程を説明した上で、「導入プログラム アセスメントシート」を交付し、コア・プログラムのセッションＡの際に同シートを持参するよう指示している。

前記アセスメントシートを用いた面接とコア・プログラムのセッションＡは、２人の保護観

察官が1人の対象者に対して、個別処遇により実施している。コア・プログラムのBからEの各セッションでは、男性と女性の保護観察官がペアで一つのグループの進行役になり、集団処遇でコア・プログラムを実施している。

コア・プログラムの実施期間は、開始から修了まで3か月から4か月程度であり、1回のセッションは2時間である。一つのグループは、おおむね3人から5人の対象者で構成されており、対象者の選定に当たっては、同一の刑事施設において同じグループで性犯罪再犯防止指導を受講した者や住居が近い者等を同じグループで受講させないなどの配慮をしている。

グループワークを実施する保護観察官は、グループワークの効果を上げるため、対象者の発言に対して他の対象者から発言を引き出すようにしたり、対象者相互に気づきが深まって共感が生まれるよう工夫したりするなど配慮している。あるグループワークを終えた対象者からは、「グループで行うことで、他の人の意見を聞くことができ、いろいろと気付いたことがあった。」、「考えを共有し合うことの大切さが感じられた。」といった感想が述べられていた。

ウ 特徴的な取組

東京保護観察所では、コア・プログラムの全課程を修了した後も、保護観察期間が残されている対象者（その大半は保護観察付執行猶予者）を対象に、フォローアップ体制として、毎月1回、任意で参加できるプログラム（コア・プログラムの復習や認知行動療法等のトピックを設定している。）を実施している。また、保護観察終了後に相談する機関がなくなるなどの不安を訴える対象者には、民間の相談機関や医療機関等を紹介している。

エ 実施者の育成

実施者の育成のため、大学教員と精神科医が、それぞれ毎月1回ずつセッションの実施状況を見学し、セッションの終了後、グループワークの進め方や個々の対象者の処遇について保護観察官に助言を行っているほか、保護観察官の間でも、毎回セッションの終了後、実施状況を振り返って効果的なグループワークの進め方などの検討を行っている。

（3）特別処遇実施班における取組（大阪保護観察所）

ア 実施体制

大阪保護観察所には特別処遇実施班が設置されており、班長1人を含む6人の班員（男性保護観察官3人、女性保護観察官3人）により、性犯罪者処遇プログラムを実施している。

イ 実施状況

導入プログラムは、セッションAの実施者である特別処遇実施班員が、同セッション実施前に行っている。

コア・プログラムのセッションAは、男性と女性の保護観察官がペアになって、1人の対象者に対して個別処遇により実施している。コア・プログラムのBからEの各セッションでは、3名ないし4名の保護観察官で実施しているが、男性の保護観察官が少なくとも2名は入るようになっている。4名で実施する場合、うち1名の保護観察官は、知的に制約のある対象者等に対して、プログラムの趣旨や実施者及び他の対象者の発言内容を個別に分かりやすく説明したり、適切な発言ができるよう助言したりすることで、当該対象者がセッションに円滑に参加できるよう補助する業務を行っている。また、セッションEでは、グループワークを行った後、各対象者が、保護観察官の助言を受けながら個別に再発防止計画を立てる時間を設けている。

コア・プログラムの実施期間は、開始から修了まで3か月程度であり、セッションごとの実施時間は、セッションAが3時間、セッションB、C及びDが2時間30分である。セッションEについては、グループワークを2時間実施した後に、再発防止計画をまとめるための個別処遇を40分程度実施している。一つのグループは、おおむね2人から5人の対象者で構成されており、その選定に当たっては、共犯者、同一の更生保護施設帰住者、同一の刑事施設内で同一の工場や性犯罪再犯防止指導のグループにいた者及び同一施設において同一の期間に釈放前指導を受けた者を同じグループで受講させないなどの配慮をしている。

グループワークを実施する保護観察官は、グループワークの効果を上げるため、事前打合せで、それぞれの対象者の犯罪内容、認知の癖、行動、性格など個別に細かく検討した上でセッションに臨むようにしている。また、グループワーク実施中は、保護観察官が適切に介入することで、対象者の発言に対して他の対象者の発言を引き出し、互いに気付きが得られるよう工夫したりするなどの配慮をしている。

ウ 実施者の育成

実施者の育成のため、セッションの実施前の打合せや実施後の反省会を毎回実施している。セッションの実施前の打合せでは、対象者の指導上留意すべき点、セッションの内容、各保護観察官の役割分担等の確認を行い、円滑にセッションが進行するよう配意している。実施後の反省会では、対象者の受講状況だけでなく、保護観察官の指導状況についても振り返り、次のセッションで留意すべき事項や、個々の対象者の担当保護観察官への引継事項を確認し、次

回のセッションや対象者の処遇全体が効果的なものとなるよう配慮している。

また、月に2回、セッションに参加する精神科医から、SSTや被害者関係のテーマについて指導を受けているほか、セッションに参加した刑事施設の性犯罪再犯防止指導の指導者である職員から助言を得るなど、実施者の技術の向上に努めている。

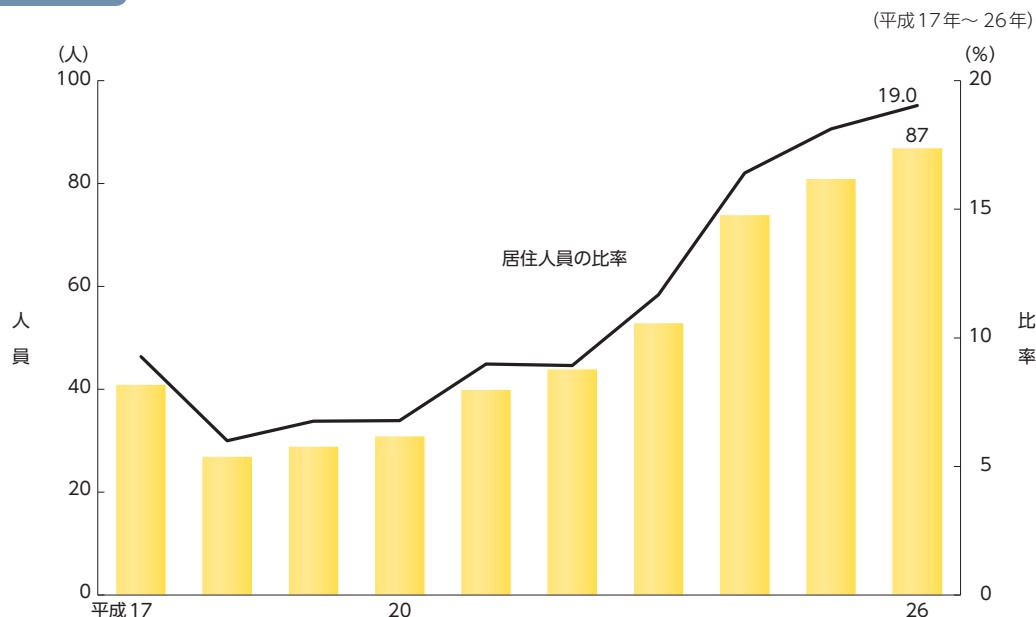
4 更生保護施設に対する支援

強姦及び強制わいせつの保護観察開始人員の居住状況別構成比を見ると、いずれの保護観察対象者も、「両親と同居」の構成比が最も高いが、親族以外のもとに居住する保護観察対象者も一定の割合で存在している（2-5-6図参照）。強姦、強制わいせつ及び強盗強姦の仮釈放者のうち、このような親族のもとでは居住できず、更生保護施設等に居住する人員等の推移（最近10年間）は、3-2-5図のとおりである。更生保護施設等に居住する人員は、平成19年から増加し続け、26年は18年と比べると約3.2倍であり、更生保護施設等に居住する人員の占める比率も19年以降上昇傾向にある。

なお、法務省では、平成24年4月から、「性犯罪等対象者」の類型に認定された対象者等、自立更生に困難が伴うと認められる保護観察対象者を受け入れた場合に、国が支弁する費用（宿泊等の委託によって生ずる費用）を一定額加算する措置により、更生保護施設における一層の受入れを促進している。

3-2-5図

強姦・強制わいせつ・強盗強姦 仮釈放者の更生保護施設等居住人員等の推移



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 保護観察開始時の居住状況による。

3 「更生保護施設等」は、更生保護施設以外の委託先（自立準備ホーム等）を含む。

4 「居住人員の比率」は、強姦、強制わいせつ及び強盗強姦の仮釈放者の保護観察開始人員総数のうち、更生保護施設等に居住する人員の占める比率をいう。

第3節 諸外国における地域社会での取組

諸外国における性犯罪者に対する再犯防止のための施策は、我が国においても導入、運用されている施設内及び社会内処遇における認知行動療法を基盤にした処遇プログラムのほか、特定の性犯罪者に対する不定期刑制度、社会治療施設への収容、情報登録・公表制度、受刑後も治療施設等へ収容する民事的収容制度等多岐にわたっている。また、国の施策の他に、民間が主体となって、児童に対する性犯罪を予防するための取組や、性犯罪で服役した刑務所出所者に対する支援活動が、地域社会における予防的取組として行われている。

諸外国において性犯罪防止のために採られている各種取組に関しては、過去の研究部報告^(※5)において、フランス、ドイツ、英国及び米国の各国における取組について概観しているところ、この節では、同報告では触れられていない地域社会における予防的取組について紹介する。具体的には、性加害者処遇学会（Association for the Treatment of Sexual Abusers）の2014年の年次大会で収集した情報等を参考に、諸外国における性犯罪者に対する地域社会での取組事例を紹介することとする。

1 性加害者処遇学会における予防に向けた取組

性加害者処遇学会は、1984年に設立された非営利の国際的・学際的な組織であり、世界各国の心理学者、ソーシャルワーカー、精神科医、法律家等、多岐にわたる専門分野の研究者や実務家で構成されている。学会の目的は、性加害（性犯罪より広い概念として捉えている。）に関する調査研究、研修、会員同士の学び合い等を通じて、性加害の防止に向けた、科学的な根拠に基づく施策や実務を推進することにある。学会内には「青少年」、「倫理」、「教育・訓練」、「国際」、「公共政策」、「研究」といった領域に加えて「予防」を主目的とした委員会も設置されており、近年では、刑事司法機関に係属した性犯罪者の再犯防止だけでなく、将来、性加害に及ぶリスクのある者に対する予防に向けた活動にも着目している。

2 児童に対する性加害を予防するための取組

「やめるのは今！」（Stop It Now!）は、児童に対する性加害を予防するための活動を行う

（※5） 法務総合研究所（2008）諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究－フランス、ドイツ、英国、米国－ 研究部報告 38

民間の組織であり、1992年に米国で始められ、その後、英国やオランダに広がっている。「やめるのは今！」は、児童に対する性加害を予防可能な社会問題として位置付け、当事者（性加害には及んでいないものの児童に対して性的な関心を抱いている潜在的な性加害者や、検挙されていない性犯罪者）と接触し、その行動の変化に向けた支援を提供することを通じて、児童に対する性加害を未然に防ぐことを目指している。具体的には、「児童に対する性的虐待は予防可能で、不可避のことではない」、「児童に対する性的虐待を阻止するためには、どのようにすればこれを防止できるかについて議論を始める必要がある」、「児童に対する性的虐待には、複数の機関による包括的なアプローチが必要であり、単に逮捕することで問題を解決することはできない」、「全ての大人は児童に対する性的虐待を防止する責任を負う」、「自分自身の思考や行動について懸念する大人は積極的に助けを求めるべきである」といった理念の下、啓発キャンペーン等を通じて、一般市民に児童に対する性加害に関する情報を提供したり、関心を高めたりする活動を行っているほか、匿名での相談が可能な電話相談窓口を開設し、無料で相談を受け付けている。

英国及びアイルランドにおいては、電話相談の利用者が年々増加しており、電話相談窓口が開設された2002年から2012年までの間で相談件数は31,314件、相談人員は14,524人となっている^(＊6)。利用者の内訳を見ると、自分自身の行動に懸念を抱いている大人からが17,051件（54%）、自分以外の大人の行動に懸念を抱いている友人、家族等からが7,425件（24%）、子供や若者の性的行動に懸念を抱いている保護者等からが1,380件（4%）、虐待被害に遭っているかもしれない児童を心配する大人からが1,195件（4%）、専門家からが2,168件（7%）、性的虐待のサヴァイヴァーからが807件（3%）、その他が1,288件（4%）であり、当事者はもとより、当事者の行動に懸念を示す周辺者からの相談も一定の割合を占めている。これら相談に対しては、その内容に応じて、助言や他の専門的な支援につなげるほか、繰り返しの電話相談を促すことで継続的な支援に取り組んでいる。

3 性犯罪で服役した刑務所出所者に対する支援活動

「支援と責任の輪」(Circles of Support and Accountability) は、1994年にカナダで始められた市民ボランティアによる性犯罪者の監督・更生支援活動であり、英国や米国でも同様の取組が行われている。その目的は、性犯罪者が再犯せず、かつ、有意義で責任のある人生を送るよう支援することにあり、地域社会の市民ボランティア、専門家及び関係機関による監督指導と

(＊6) STOP IT NOW! UK & Ireland Helpline & Campaign Report 2002-2012 より抜粋

生活援助が継続的に行われる。こうした取組は、修復的司法の理念に基づき、性犯罪者を地域社会から疎外するのでなく、再参入を促すことが、地域社会の安全を高めることにつながるという考えに拠っている。

具体的な活動としては、刑務所から出所した再犯リスクの高い性犯罪者（以下「コア・メンバー」という。）1人を、おおむね4人から6人の訓練を受けた市民ボランティアが担当する。こうした市民ボランティアがコア・メンバーを取り囲むイメージで、「内側の輪」を形成し、コア・メンバーからの相談に応じるとともに、様々な生活上の支援をする。特に、刑務所から出所直後の数か月間は、主担当の市民ボランティアが、ほぼ毎日、コア・メンバーと接触し、悩み事を聞いたり、生活支援をしたりする。また、市民ボランティアは、コア・メンバーの社会内処遇に携わる「外側の輪」と呼ばれる専門家（警察官、保護観察官、心理士等）から助言や支援を受ける。このように、内側と外側の輪の二重にコア・メンバーを取り囲む支援期間は、コア・メンバーの問題性等により長短はあるものの、カナダでは、最低でも1年間は続けられるという。

こうした「支援と責任の輪」の活動の効果については、未だ十分な研究の蓄積はないものの、近年、その再犯抑止効果に係る研究が幾つか発表されている。例えば、米国ミネソタ州における「支援と責任の輪」の取組を評価した研究^(＊7)では、無作為化比較対照試験を用いて、その活動の再犯率低減効果を検討している。具体的には、無作為に割り当てられた「支援と責任の輪」への参加群31名と、対照群31名の追跡調査を行ったところ、再犯の指標として用いた五つの指標全てにおいて、参加群の方が対照群と比べて低く、そのうち三つにおいて有意差が認められたとしている。例えば、再逮捕に関しては、対照群では64.5%であったのに対して、参加群では38.7%であったと報告されている。サンプルサイズの小ささや追跡期間の短さなどの課題が指摘されているものの、おおむね肯定的な結果が得られている。

(＊7) Duwe, G. (2013) Can Circles of Support and Accountability (COSA) work in the United States? Preliminary results from a randomized experiment in Minnesota. *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment*, 25 (2) , 143-165.

第4章 特別調査

前章までに各種統計資料に基づいた性犯罪の動向や再犯防止に向けた各種施策の実情について概観した。さらに、法務総合研究所では、性犯罪者の実態や再犯状況等を明らかにし、性犯罪者に対する効果的な指導及び支援の在り方の検討に役立てるため、性犯罪者に関する特別調査を実施し、その結果を分析したので、この章において、同調査の内容及び明らかになった事項について紹介する。

なお、この章における「性犯罪」とは、強姦（強姦致死傷、準強姦、準強姦致死傷、集団強姦、集団強姦致死傷、集団準強姦及び集団準強姦致死傷を含む。）、強制わいせつ（強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ及び準強制わいせつ致死傷を含む。）、わいせつ目的略取誘拐、強盗強姦（強盗強姦致死を含む。）及び都道府県のいわゆる迷惑防止条例で禁止されている痴漢、盗撮等（以下この章において「条例違反」という。）をいい、「性犯罪者」とは、確定判決の罪名に性犯罪が含まれる者をいう。また、「性非行」は、これに準ずる。

第1節 特別調査の概要

特別調査では、全国において、性犯罪を含む事件で懲役刑の有罪判決を受け、平成20年7月1日から21年6月30日までの間に、裁判が確定した者1,791人を対象とした。

特別調査の概要は、次のとおりである。

まず、全ての対象者（以下この章において「全対象者」という。）について、裁判が確定した事件（以下この章において「調査対象事件」という。）に係る刑事確定記録等に基づき、対象者の基本的属性や調査対象事件の概要及び裁判内容等の調査（以下この章において「全対象者調査」という。）を行った。この全対象者調査の結果については、第2節1項で紹介する。

次に、全対象者のうち、調査対象事件により実刑に処せられた者1,016人（以下この章において「性犯罪受刑者」という。）について、刑事施設の被収容者身分帳簿等に基づき、対象者の基本的属性や処遇状況等の調査（以下この章において「受刑者調査」という。）を行った。この受刑者調査の結果については、第2節2項で紹介する。

また、全対象者調査の結果を基に、女子及び来日外国人等を除いた1,753人について、調査対象事件中の性犯罪の罪名及び被害者の年齢等に着目した類型化を行い、類型ごとの分析を通

してその特徴を見た。この結果については、第3節で紹介する。

さらに、全対象者のうち、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点において服役中の者及び服役中に死亡した者を除いた1,526人について、刑事確定記録等を用いて、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点までの再犯の有無及び再犯の内容等に関する調査（以下この章において「再犯調査」という。）を行うとともに、その結果を基に、再犯に関連する要因等を分析した。この再犯調査等の結果については、第4節で紹介する。

最後に、第3節の結果を基に、強姦又は強制わいせつを含む類型のうち、性犯罪前科のある者に着目し、そのうち調査のために必要な資料を入手できた232人について、裁判書等に基づき、その性犯罪前科に係る事件の概要及び裁判内容等に関する調査（以下この章において「性犯罪前科調査」という。）を行った。この性犯罪前科調査の結果については、第5節で紹介する。

第2節 全対象者調査及び受刑者調査の結果

この節では、全対象者調査及び受刑者調査の結果の概要について、それぞれ紹介する。

1 全対象者調査

(1) 基本的属性

全対象者1,791人のうち、男子が1,788人（99.8%）、女子が3人（0.2%）であった。国籍では、日本が1,732人（96.7%）、日本以外が59人（3.3%）であった。

全対象者について、犯行時（調査対象事件中の性犯罪の犯行時をいい、調査対象事件に複数の性犯罪がある場合には最初の性犯罪の犯行時をいう。なお、犯行時が不明である場合には、検挙時をいう。以下この章において同じ。）の年齢層別構成比を見ると、**4-2-1図**のとおりである。

29歳以下の者（犯行時に少年であった者を含む。以下この章において同じ。）が633人であり、そのうち少年は40人であった。少年の年齢別人員の内訳は、16歳が3人、17歳が7人、18歳が13人、19歳が17人であり、年長少年の占める割合が高かった。裁判確定時に少年であった者は10人であり、そのうち不定期刑の実刑に処せられた者が7人、執行猶予の言渡しを受けた者が3人であった。全対象者の平均年齢は36.5歳であり、最年少は16歳、最高齢は85歳であった。

4-2-1 図

全対象者 年齢層別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「29歳以下」は、犯行時に少年であった者を含む。
 4 ()内は、実人員である。

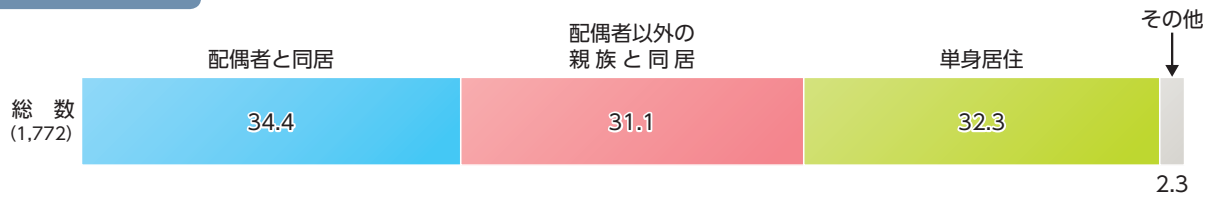
全対象者について、犯行時の居住状況を見ると、**4-2-2図**のとおりである。

配偶者（内縁関係にある者及び特定の交際相手を含む。以下この章において同じ。）と同居、配偶者以外の親族と同居及び単身居住の割合は、それぞれ3割程度であった。

全対象者の犯行時の婚姻状況（婚姻状況が不明であった者9人を除く。）は、未婚が894人（50.2%）、既婚が619人（34.7%）、離死別が269人（15.1%）であった。

4-2-2 図

全対象者 居住状況別構成比

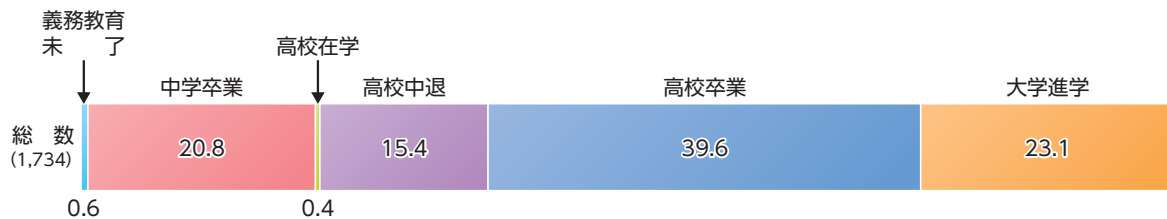


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行時の居住状況による。
 3 居住状況が不明の者を除く。
 4 「配偶者」は、内縁関係にある者及び特定の交際相手を含む。
 5 「その他」は、配偶者及び親族以外の者と同居している者をいう。
 6 () 内は、実人員である。

全対象者について、教育程度（犯行時における最終学歴又は就学状況をいう。以下この章において同じ。）を見ると、**4-2-3図**のとおりである。高校卒業以上の学歴を有する者は全対象者の約6割であった。そのうち大学進学（大学在学・中退・卒業をいう。以下この章において同じ。）の者401人の内訳を見ると、大学在学中が33人、大学中退が71人、大学卒業が297人であった。

4-2-3 図

全対象者 教育程度別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 教育程度は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。
 3 来日外国人及び教育程度が不明の者を除く。
 4 「大学進学」は、大学在学・中退・卒業をいう。
 5 () 内は、実人員である。

全対象者の犯行時の就労状況は、有職が1,308人（73.0%）と多く、無職が433人（24.2%）、学生が50人（2.8%）であった。

全対象者について、前科（罰金以上の前科に限り、自動車運転過失致死傷等又は交通法令違反の罪名のみの前科を含まない。以下この章において同じ。）の有無別構成比を見ると、**4-2-4図**のとおりである。約半数の者に前科があり、性犯罪前科（性犯罪のみによる前科のほか、性犯罪とその他の罪名による前科を含む。以下この章において同じ。）のある者が571人（31.9%）、性犯罪以外の前科のみある者が298人（16.6%）であった。

4-2-4 図

全対象者 前科の有無別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「前科」は、罰金以上の前科に限り、自動車運転過失致死傷等又は交通法令違反の罪名のみの前科を含まない。
 3 「性犯罪前科あり」は、性犯罪のみによる前科のほか、性犯罪とその他の罪名による前科があることをいう。
 4 「その他前科あり」は、性犯罪以外の前科のみがあることをいう。
 5 () 内は、実人員である。

(2) 調査対象事件の概要

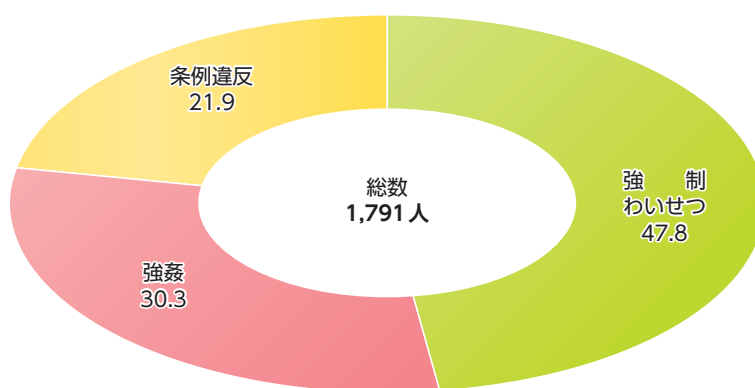
ア 罪名

全対象者について、調査対象事件中の性犯罪（複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている場合、そのうち法定刑の最も重いものに計上している。）の罪名別構成比を見ると、**4-2-5図**のとおりである。罪名が、強制わいせつ（わいせつ目的略取誘拐を含む。以下この章において同じ。）の者が約5割（856人）と最も多く、次いで、強姦（強盗強姦を含む。以下この章において同じ。）の者が約3割（542人）、条例違反の者が約2割（393人）であった。

なお、強盗強姦は3.5%（62人）、わいせつ目的略取誘拐は0.5%（9人）であった。

4-2-5 図

全対象者 罪名別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件中に複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている場合、そのうち法定刑の最も重いものに計上している。
 3 「強制わいせつ」は、わいせつ目的略取誘拐を含む。
 4 「強姦」は、強盗強姦を含む。

また、全対象者のうち、調査対象事件において、性犯罪（これと科刑上一罪とされた罪を含む。）のみが認定された者が1,338人（74.7%）であり、性犯罪以外の罪も併せて認定された者が453人（25.3%）であった。

イ 裁判内容

全対象者の裁判内容を見ると、**4-2-6図**のとおりである。実刑に処せられた者が1,016人（56.7%）、単純執行猶予の者が590人（32.9%）、保護観察付執行猶予の者が185人（10.3%）であった。全対象者における執行猶予者の保護観察率は、23.9%であり、ほぼ同時期の平成20年及び21年の執行猶予者総数の保護観察率が8%台であったことと比較すると、全対象者の方が総数と比べて約15pt 高い（検察統計年報による。）。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。
 3 () 内は、実人員である。

実刑に処せられた者（1,016人）の刑期（不定期刑は、刑期の長期による。以下この章において同じ。）別人員の内訳は、「1年未満」が144人（14.2%）、「1年以上3年以下」が383人（37.7%）、「3年を超え5年以下」が208人（20.5%）、「5年を超え10年以下」が189人（18.6%）、「10年を超え15年以下」が40人（3.9%）、「15年を超え30年以下」が43人（4.2%）、無期懲役が9人（0.9%）であり、刑期が10年を超える者の割合は約1割であった。

執行猶予の言渡しを受けた者（775人）について、執行猶予の区分別の刑期別人員を見ると、「1年未満」（保護観察付執行猶予）が22人、「1年以上3年以下」（保護観察付執行猶予）が163人、「1年未満」（単純執行猶予）が140人、「1年以上3年以下」（単純執行猶予）が450人であった。

ウ 被害者の数

全対象者について、被害者（調査対象事件中の性犯罪における被害者をいう。以下この章において同じ。）の数を見ると、1人の者は1,368人（76.4%）であり、複数の者は423人（23.6%）であった（被害者の数は、実人員でなく、延べ人員であり、調査対象事件に同一人を被害者と

する複数の性犯罪がある場合は、犯罪事実ごとに被害者数を計上している。)

全対象者のうち、強姦と強制わいせつといった複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている者(157人)を除いた1,634人について、罪名別人員を見ると、強姦が418人、強制わいせつが823人、条例違反が393人であった。それらの者について、被害者の数を見ると、強姦では、被害者1人の者が315人、被害者2人の者が62人、被害者3人以上の者が41人であり、強制わいせつでは、被害者1人の者が677人、被害者2人の者が84人、被害者3人以上の者が62人であり、条例違反では、被害者1人の者が354人、被害者2人の者が24人、被害者3人以上の者が15人であった。

(3) 被害者の状況

ア 被害者の性別

全対象者のうち、被害者が女子のみであった者が1,772人(98.9%)、被害者が男子のみであった者が16人(0.9%)、男女双方を被害者とする者が3人(0.2%)であった。

イ 被害者の年齢

全対象者(被害者の年齢が不明であった者7人を除く。)のうち、被害者に13歳未満の者を含む者は208人(11.7%)、被害者に13歳未満の者を含まない者は1,576人(88.3%)であった。

被害者に13歳未満の者を含む208人について詳しく見ると、被害者が13歳未満の者のみの者が182人、13歳未満の被害者と13歳以上の被害者の両方を含む者が26人であった。

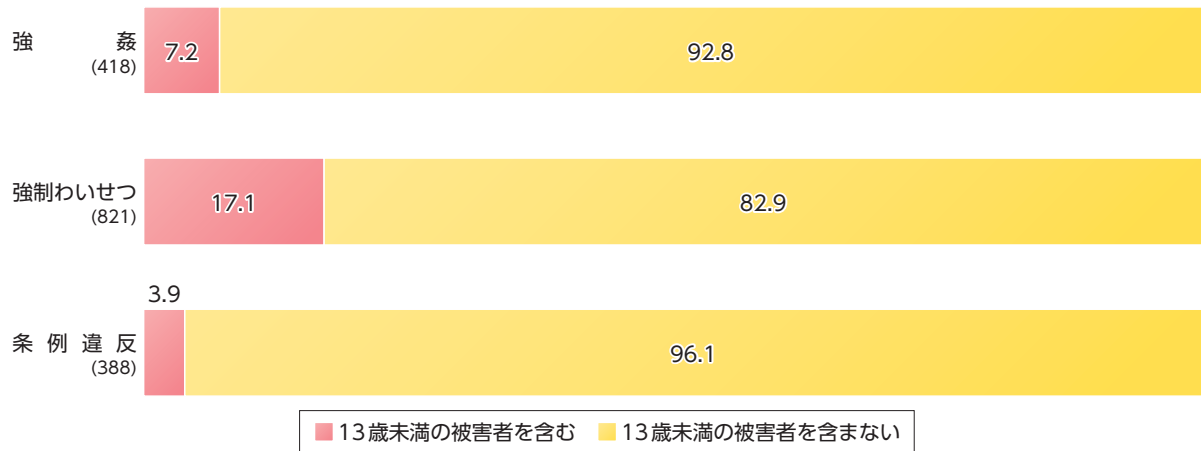
男子のみを被害者とする16人について、被害者の年齢を見ると、被害者が13歳未満の者のみである者が8人、被害者が13歳以上の者のみの者が8人であった。男女双方を被害者とする3人について、被害者の年齢を見ると、被害者はいずれも13歳未満であった。

また、被害者に13歳未満の者を含む208人について、犯行時の年齢層を見ると、19歳以下が5人(2.4%)、20～29歳が53人(25.5%)、30～39歳が64人(30.8%)、40～49歳が28人(13.5%)、50～64歳が36人(17.3%)、65歳以上が22人(10.6%)であった。

全対象者(被害者の年齢が不明であった者7人を除く。)のうち、複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている者を除いた1,627人について、罪名別に、13歳未満の被害者の有無別構成比を見ると、**4-2-7図**のとおりである。強制わいせつでは、強姦や条例違反と比べて被害者に13歳未満の者を含む者の割合が高かった。

4-2-7 図

13歳未満の被害者の有無別構成比（罪名別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者の年齢が不明の者を除く。
 3 調査対象事件中に複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている者を除く。
 4 「強姦」は、強盗強姦を含む。
 5 「強制わいせつ」は、わいせつ目的略取誘拐を含む。
 6 () 内は、実人員である。

ウ 被害者と対象者との関係

全対象者について、被害者との関係を見ると、親族（対象者の実子でない配偶者の子を含む。以下この章において同じ。）を含む者が55人（3.1%）、親族以外の面識のある者（友人、知人及び職場関係者等をいう。以下この章において同じ。）を含む者が349人（19.5%）、面識のある者を含まない者が1,387人（77.4%）であった。

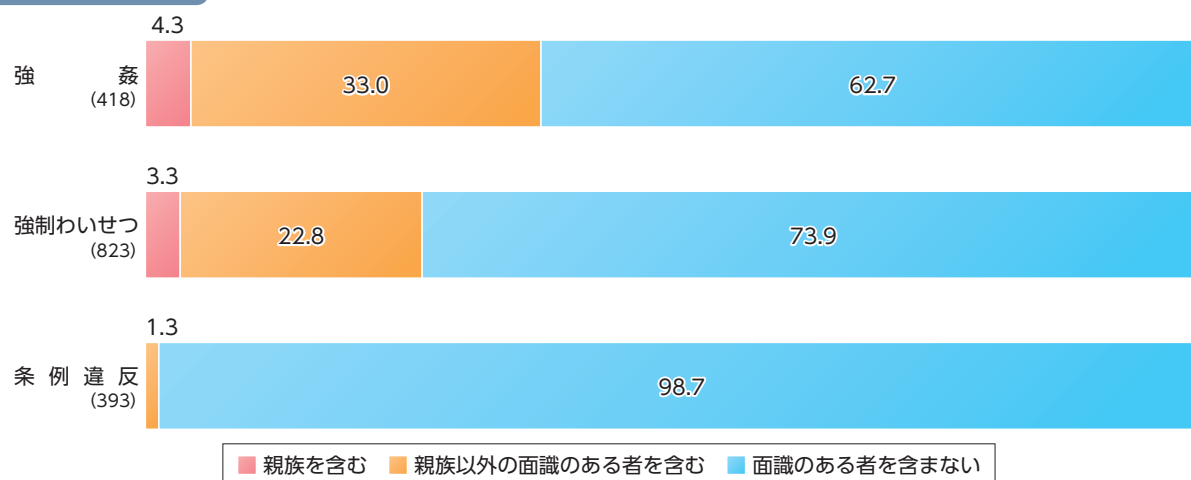
被害者に親族を含む55人について、被害者との関係を詳しく見ると、実子を含む者が14人、配偶者の子を含む者が29人、その他の親族を含む者が12人であった。

全対象者のうち、複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている者を除いた1,634人について、罪名別に、被害者との関係を見ると、4-2-8図のとおりである。強姦では、強制わいせつや条例違反と比べて親族以外の面識のある者を含む者の割合が高かった。

なお、被害者に13歳未満の者を含む者（208人）のうち、複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている者（23人）を除いた185人について、罪名別に、被害者との関係を見ると、次のとおりである。強姦（30人）では、実子を含む者が4人、配偶者の子を含む者が6人、その他の親族を含む者はおらず、親族以外の面識のある者を含む者が14人、面識がある者を含まない者が6人であった。強制わいせつ（140人）では、実子を含む者が5人、配偶者の子を含む者が6人、その他の親族を含む者が5人、親族以外の面識のある者を含む者が47人、面識がある者を含まない者が77人であった。条例違反（15人）では、全員が面識のある者を含まない者であった。

4-2-8 図

被害者との関係別構成比（罪名別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件中に複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている者を除く。
 3 「親族」は、対象者の実子でない配偶者の子を含む。
 4 「面識のある者」は、友人、知人及び職場関係者等をいう。
 5 「強姦」は、強盗強姦を含む。
 6 「強制わいせつ」は、わいせつ目的略取誘拐を含む。
 7 () 内は、実人員である。

2 受刑者調査

(1) 基本的属性

性犯罪受刑者（1,016人）のうち、男子が1,014人（99.8%）、女子が2人（0.2%）であった。国籍では、日本が981人（96.6%）、日本以外が35人（3.4%）であった。

性犯罪受刑者の犯行時の年齢層別人員では、29歳以下の者が378人（37.2%）で最も多く、次いで30～39歳の者が334人（32.9%）、40～49歳の者が150人（14.8%）、50～64歳の者が120人（11.8%）、65歳以上の者が34人（3.3%）の順であった。平均年齢は35.8歳であり、最年少は16歳、最高齢は85歳であった。

罪名別人員では、強姦が488人（48.0%）と最も多く、次いで強制わいせつが338人（33.3%）、条例違反が190人（18.7%）の順であった。

性犯罪受刑者に対する入所時の精神診断では、精神診断の結果が不明である10人を除き、精神障害のある者（刑事施設において、知的障害、神経症性障害又はその他の精神障害（統合失調症、気分障害並びに精神作用物質使用による精神及び行動の障害等を含む。）を有すると診断された者をいい、人格障害と診断された者を除く。）は93人（9.2%）であった。精神障害のある者の診断名の内訳は、知的障害が25人、神経症性障害が15人、その他の精神障害が53人であった。

(2) 性犯罪再犯防止指導の受講状況

平成26年8月31日までに刑事施設を出所した性犯罪受刑者のうち、スクリーニング及び性犯罪者調査(第3章第1節1項(1)参照)の結果、性犯罪再犯防止指導(第3章第1節1項参照)の受講対象となった263人のうち、疾病等により性犯罪再犯防止指導に編入されなかった者5人を除き、255人が性犯罪再犯防止指導を終了していた。受講途中で離脱した者は3人であった。

性犯罪再犯防止指導を終了した255人の出所事由を見ると、満期釈放が89人、仮釈放が166人であった。

(3) 出所状況

性犯罪受刑者のうち、平成26年8月31日までに刑事施設を出所した者の帰住先別構成比を出所事由別に見るとともに、罪名別に見ると、**4-2-9図**のとおりである。

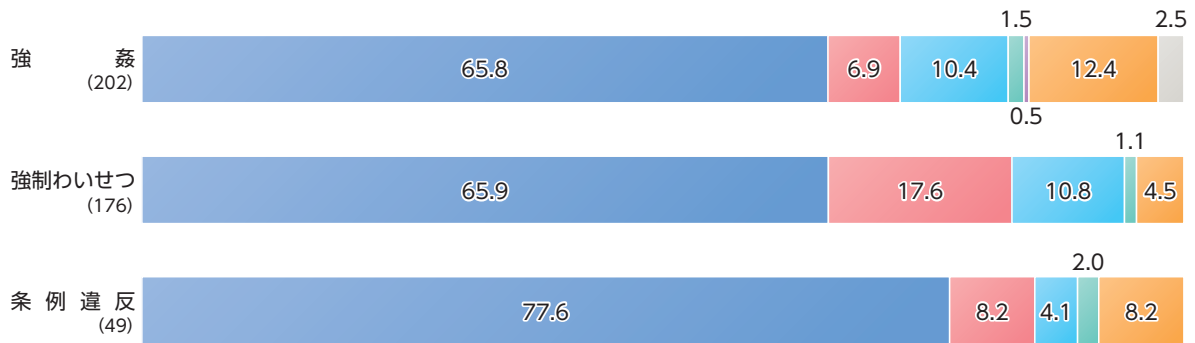
出所した者797人(服役中の死亡による出所の3人を除く。)の出所事由別人員は、仮釈放が427人(53.6%)、満期釈放が370人(46.4%)であった。罪名別の仮釈放者の人員は、強姦の者286人のうち202人(70.6%)、強制わいせつの者321人のうち176人(54.8%)、条例違反の者190人のうち49人(25.8%)であった。条例違反の者に満期釈放が多い理由の一つとしては、執行刑期が短いため、仮釈放の申出や審理等の手続に必要な期間を確保することが困難であることも考えられる。今回、満期釈放になった条例違反の者141人の刑期別人員を見ると、「6月未満」が33人(23.4%)、「6月以上1年未満」が68人(48.2%)、「1年以上3年以下」が40人(28.4%)であった。

帰住先別構成比では、各罪名とも、仮釈放者では帰住先が「父・母」である者の割合が高く、その一方で、満期釈放者では、その割合が約3割から4割にとどまっている。また、満期釈放者では帰住先が「その他」(帰住先が不明の者を含む。)の者の割合は3割台である。

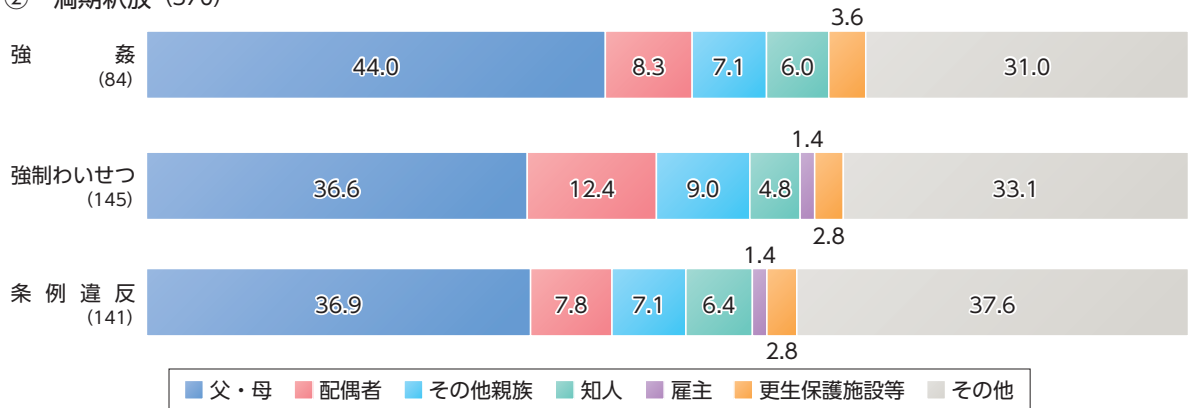
4-2-9 図

性犯罪受刑者 帰住先別構成比（出所事由別，罪名別）

① 仮釈放（427）



② 満期釈放（370）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 出所事由が満期釈放又は仮釈放の者に限る。
 3 調査対象事件中に複数の異なる性犯罪の罪名が認定されている場合，そのうち法定刑の最も重いものに計上している。
 4 「強姦」は，強盗強姦を含む。
 5 「強制わいせつ」は，わいせつ目的略取誘拐を含む。
 6 「配偶者」は，内縁関係にある者を含み，特定の交際相手を含まない。
 7 「更生保護施設等」は，更生保護施設，社会福祉施設等である。
 8 「その他」は，帰住先が不明の者を含む。
 9 () 内は，実人員である。

第3節 性犯罪者の類型別の実態

性犯罪者を一定の基準で類型化し、類型間の比較を通してそれぞれの類型に該当する性犯罪者の特性等を明らかにすることは、多様な性犯罪者の全体像の把握につながるとともに、性犯罪者の特性や問題性に応じた効果的な指導や支援を検討する上で有用であると考えられる。この節では、性犯罪者の特性等を明らかにするため、対象者について類型化を行い、類型ごとに分析した結果について紹介する。

1 類型化の方法

今回、対象者を類型化するに当たっては、調査対象事件中の性犯罪の罪名、被害者の年齢、共犯の有無及び犯行態様に着目した。

はじめに、対象者を、性犯罪の罪名に刑法犯を含む者と条例違反のみの者との大別した上で、前者については、被害者の年齢、性犯罪の罪名及び共犯の有無により、後者については、犯行態様により、それぞれ以下の要領で類型化を行った。

前者、すなわち、性犯罪の罪名に強姦又は強制わいせつを含む者については、平成18年版犯罪白書における類型化に倣い、まず、被害者に13歳未満の者を含む者と含まない者との分け、次に、罪名に強姦を含む者と強制わいせつのみの者との分け（被害者に13歳未満の者を含む対象者については、13歳未満の被害者に対する罪名により分ける。）、さらに、単独犯行のみの者と共犯による犯行がある者との分けるという、3段階の類型化を行った。

また、後者、すなわち、性犯罪の罪名が条例違反のみの者については、その犯行態様により、痴漢を含む者と盗撮等（卑わいな言動を含む。以下この節において同じ。）のみの者との分けて類型化を行った。

この類型化によって得られる10類型の性犯罪者類型の名称及びそれに該当する者は、次のとおりである。

「単独強姦型」は、被害者に13歳未満の者を含まず、罪名に強姦を含む単独犯行の者である。

「集団強姦型」は、被害者に13歳未満の者を含まず、罪名に強姦を含み、共犯による犯行がある者である。

「強制わいせつ型」は、被害者に13歳未満の者を含まず、罪名に強姦を含まず、強制わいせつを含む単独犯行の者である。

「強制わいせつ（共犯）型」は、被害者に13歳未満の者を含まず、罪名に強姦を含まず、強制わいせつを含み、共犯による犯行がある者である。

「小児わいせつ型」は、被害者に13歳未満の者を含み、13歳未満の被害者に対する罪名に強姦を含まず、強制わいせつを含む単独犯行の者である。

「小児わいせつ（共犯）型」は、被害者に13歳未満の者を含み、13歳未満の被害者に対する罪名に強姦を含まず、強制わいせつを含み、共犯による犯行がある者である。

「小児強姦型」は、被害者に13歳未満の者を含み、13歳未満の被害者に対する罪名に強姦を含む単独犯行の者である。

「小児強姦（共犯）型」は、被害者に13歳未満の者を含み、13歳未満の被害者に対する罪名に強姦を含み、共犯による犯行がある者である。

「痴漢型」は、罪名が条例違反のみで、犯行態様に痴漢を含む者である。

「盗撮型」は、罪名が条例違反のみで、犯行態様が盗撮等のみの者である。

なお、対象者の中には、複数の異なる性犯罪の罪名を有する者や、被害者が複数であって、13歳未満の被害者と13歳以上の被害者を共に含む者もいるが、前記の基準に従い類型化を行っている。そのため、性犯罪者類型の名称が、必ずしもその者が犯した性犯罪の全てを網羅しているとは限らない。

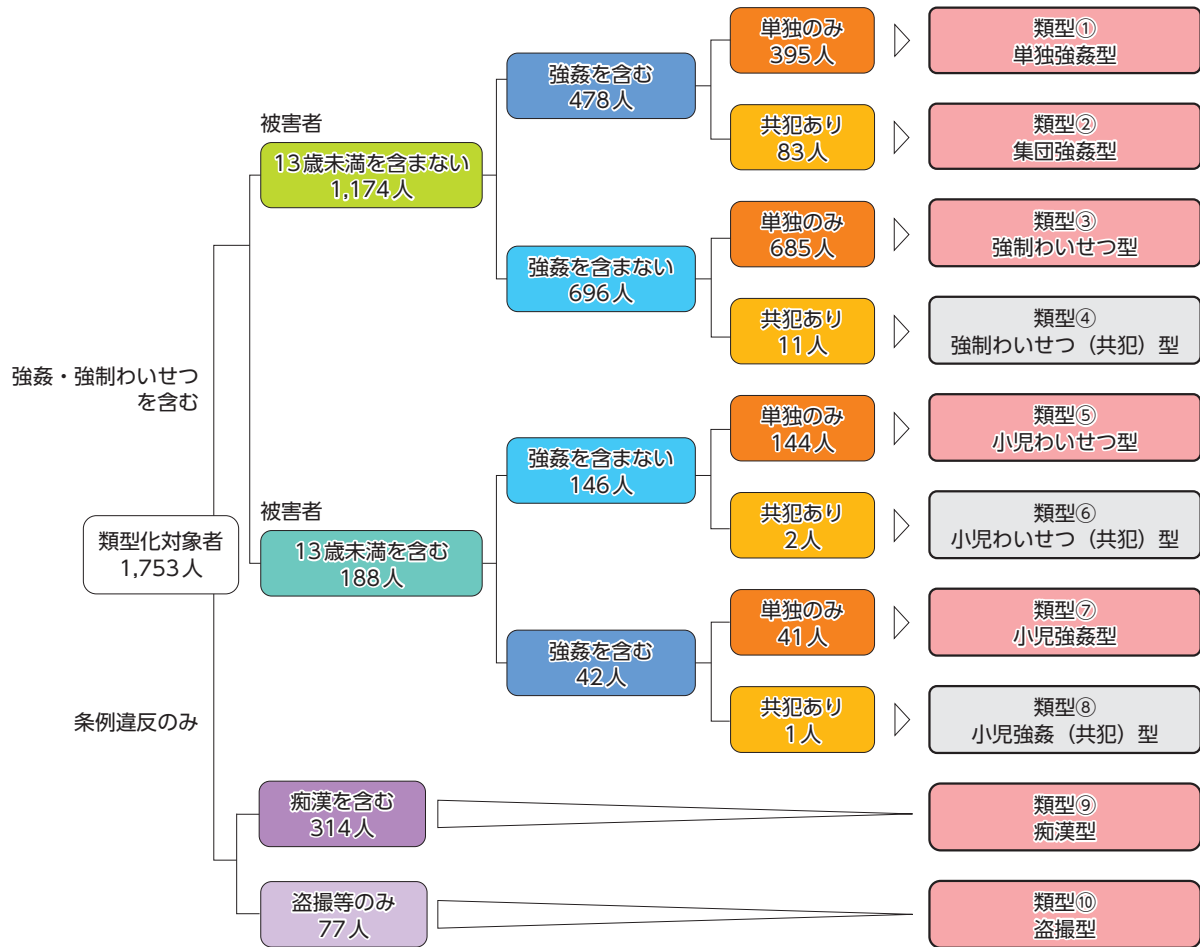
2 類型化の結果

全対象者1,791人のうち、女子及び来日外国人等を除いた1,753人（以下この章において「類型化対象者」という。）に類型化を行った結果は、**4-3-1図**のとおりである。なお、類型化を行った結果、「強制わいせつ（共犯）型」、「小児わいせつ（共犯）型」、「小児強姦（共犯）型」の3類型については、該当する対象者が、それぞれ、11人、2人、1人と少なかったため、本節並びに第4節2項及び3項における分析対象からは除外した。

7類型に該当する対象者（以下この章において「性犯罪者類型対象者」という。）は1,739人であり、そのうち、強制わいせつ型が685人（39.4%）と最も多く、次いで単独強姦型が395人（22.7%）、痴漢型が314人（18.1%）であった。

4-3-1 図

類型化対象者 性犯罪者類型別人員



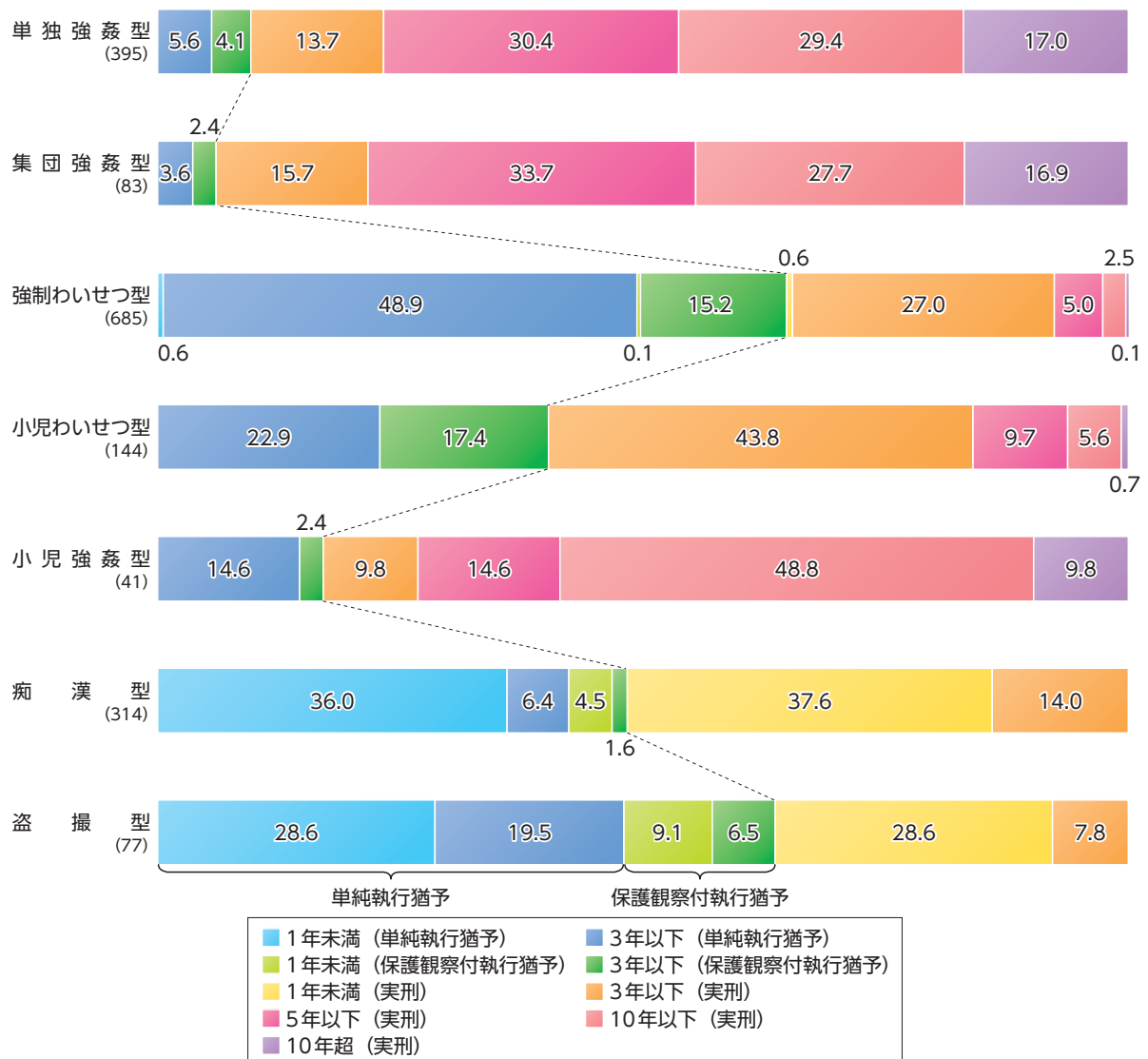
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 全対象者1,791人のうち、女子、来日外国人等を除く1,753人で類型化を行った。
 3 「13歳未満を含まない」は、被害者に13歳未満の者を含まない場合であり、被害者の年齢が不明の2人を含む。
 4 「13歳未満を含む」は、被害者に13歳未満の者を含む場合である。
 5 「強姦」は、強盗強姦を含む。
 6 「強制わいせつ」は、わいせつ目的略取誘拐を含む。
 7 「盗撮等」は、卑わいな言動を含む。
 8 被害者に13歳未満の者を含む場合には、13歳未満の被害者のみを対象として、強姦を含む場合と強姦を含まない場合とに分けている。
 9 「単独のみ」は、単独犯行のみの者であり、「共犯あり」は、共犯による犯行がある者である。

性犯罪者類型別に、裁判内容及び刑期別構成比を見ると、**4-3-2図**のとおりである。

実刑に処せられた者の割合は、集団強姦型（83人中78人、94.0%）、単独強姦型（395人中357人、90.4%）、小児強姦型（41人中34人、82.9%）の順に高かった。執行猶予の言渡しを受けた者は、強制わいせつ型と盗撮型で6割台であったが、執行猶予者の保護観察率は、小児わいせつ型（58人中25人、43.1%）、単独強姦型（38人中16人、42.1%）、集団強姦型（5人中2人、40.0%）の順に高かった。

4-3-2図

性犯罪者類型対象者 裁判内容・刑期別構成比（性犯罪者類型別）

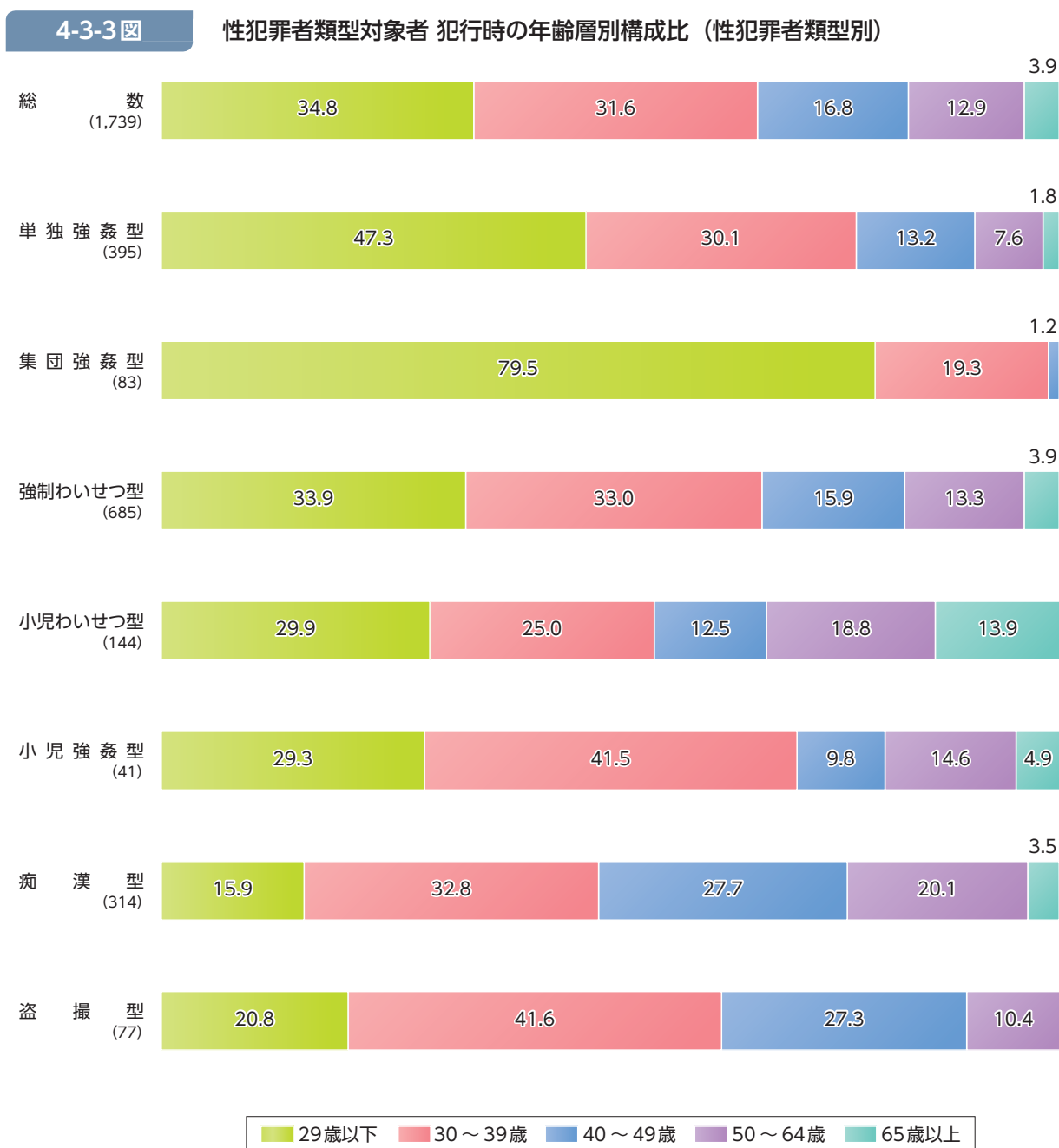


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不定期刑は、刑期の長期による。
 3 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。
 4 「10年超（実刑）」は、無期刑を含む。
 5 （ ）内は、実人員である。

3 性犯罪者類型別の特徴

(1) 基本的属性

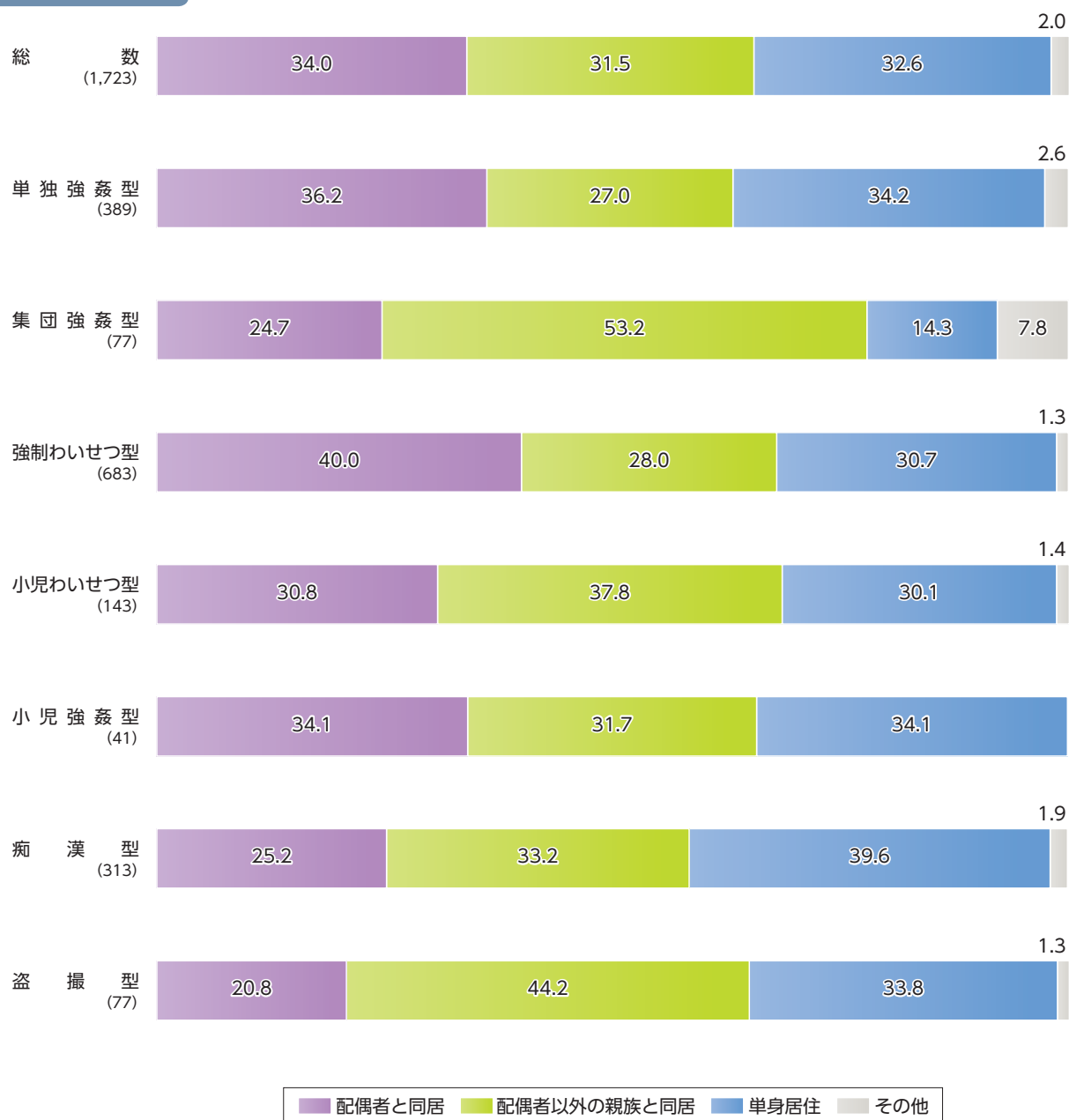
性犯罪者類型別に，犯行時の基本的属性を見ると，4-3-3図から4-3-7図のとおりである。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 数値は，各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 3 () 内は，各性犯罪者類型の実人員である。

4-3-4 図

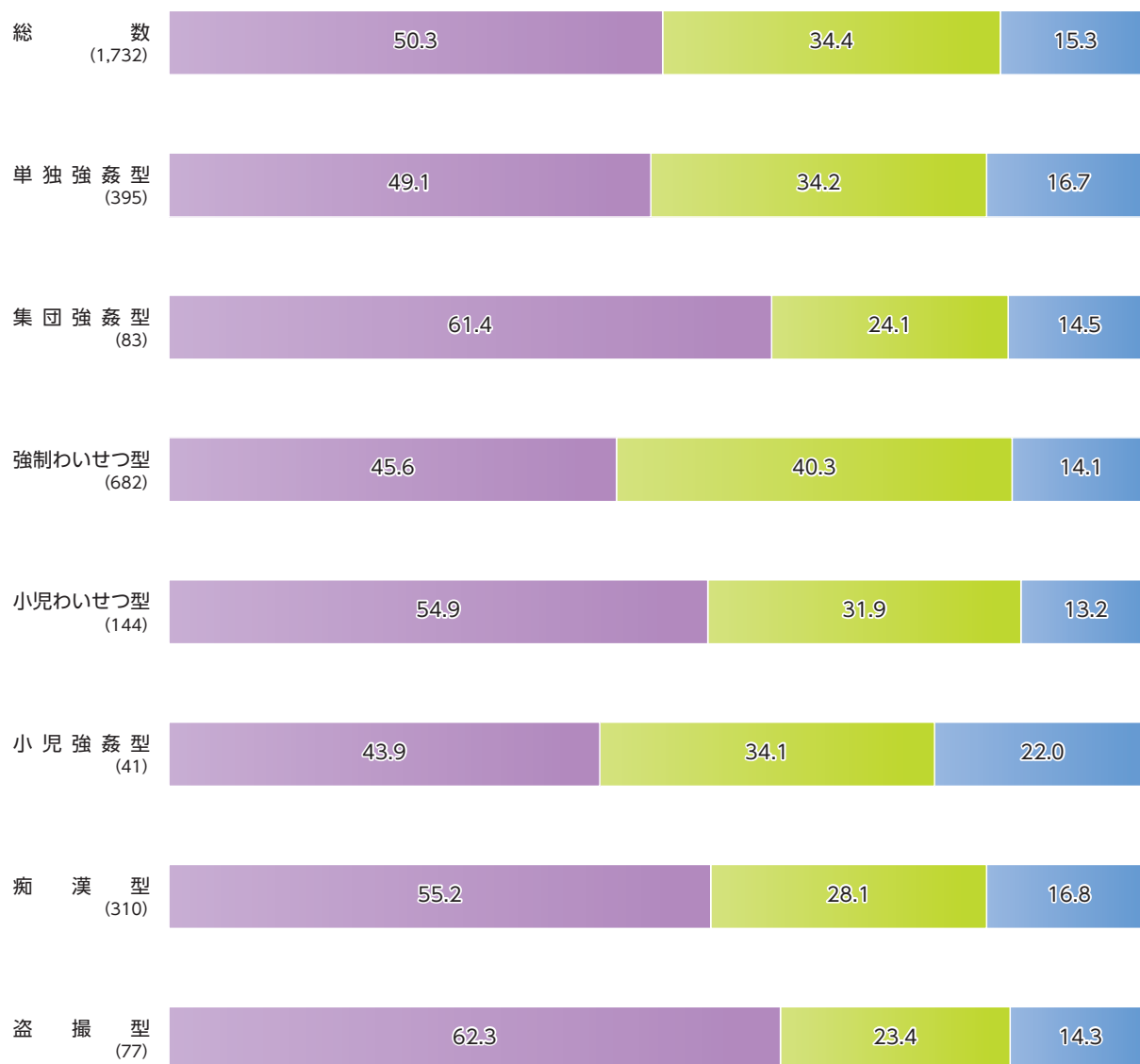
性犯罪者類型対象者 犯行時の居住状況別構成比（性犯罪者類型別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行時の居住状況が不明の者を除く。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者及び特定の交際相手を含み、「その他」は、親族以外の者と同居している者をいう。
 4 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 5 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

4-3-5 図

性犯罪者類型対象者 犯行時の婚姻状況別構成比（性犯罪者類型別）

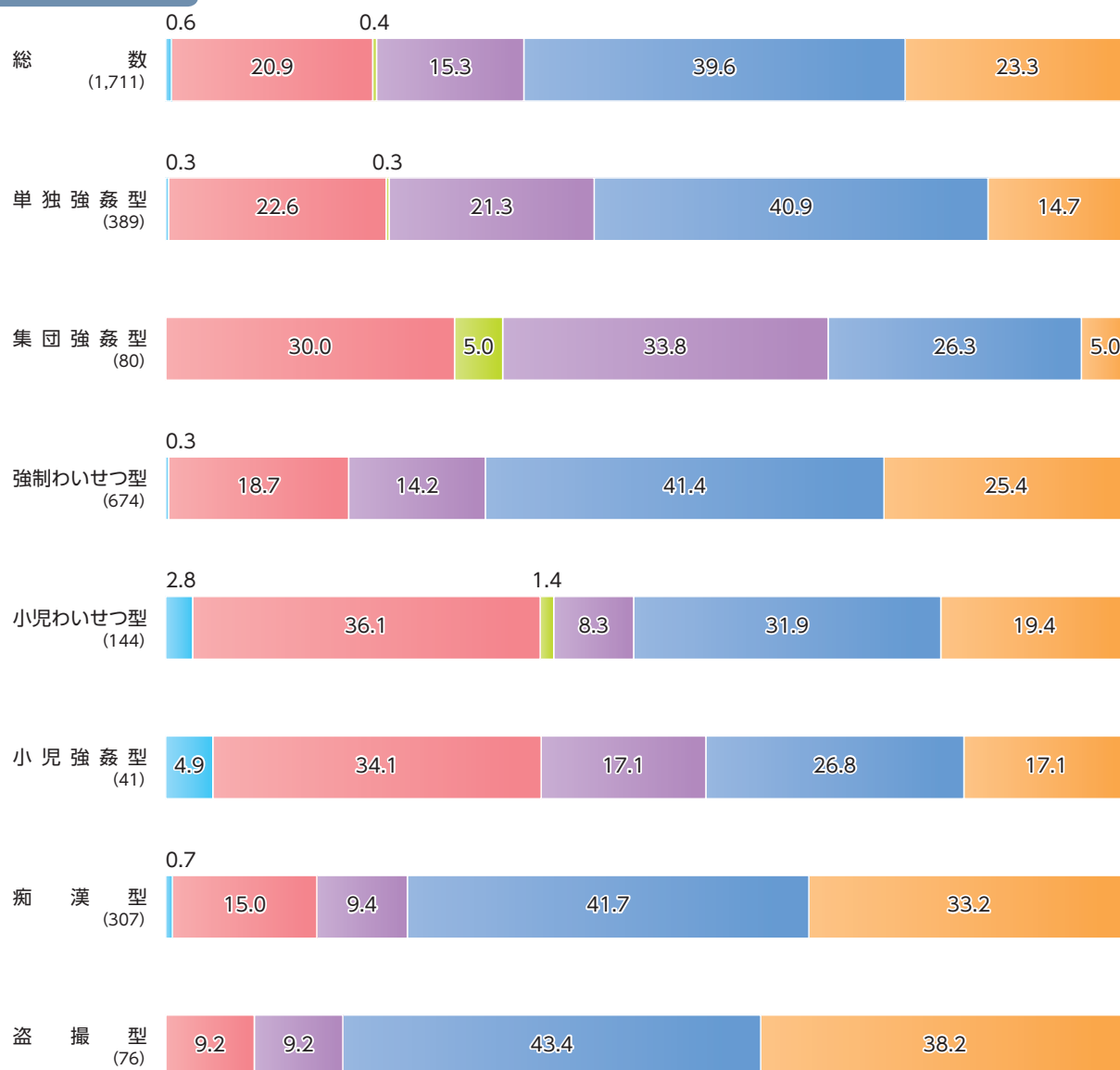


■ 未婚 ■ 既婚 ■ 離死別

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行時の婚姻状況が不明の者を除く。
 3 「既婚」は、内縁関係によるものを含む。
 4 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 5 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

4-3-6 図

性犯罪者類型対象者 犯行時の教育程度別構成比（性犯罪者類型別）

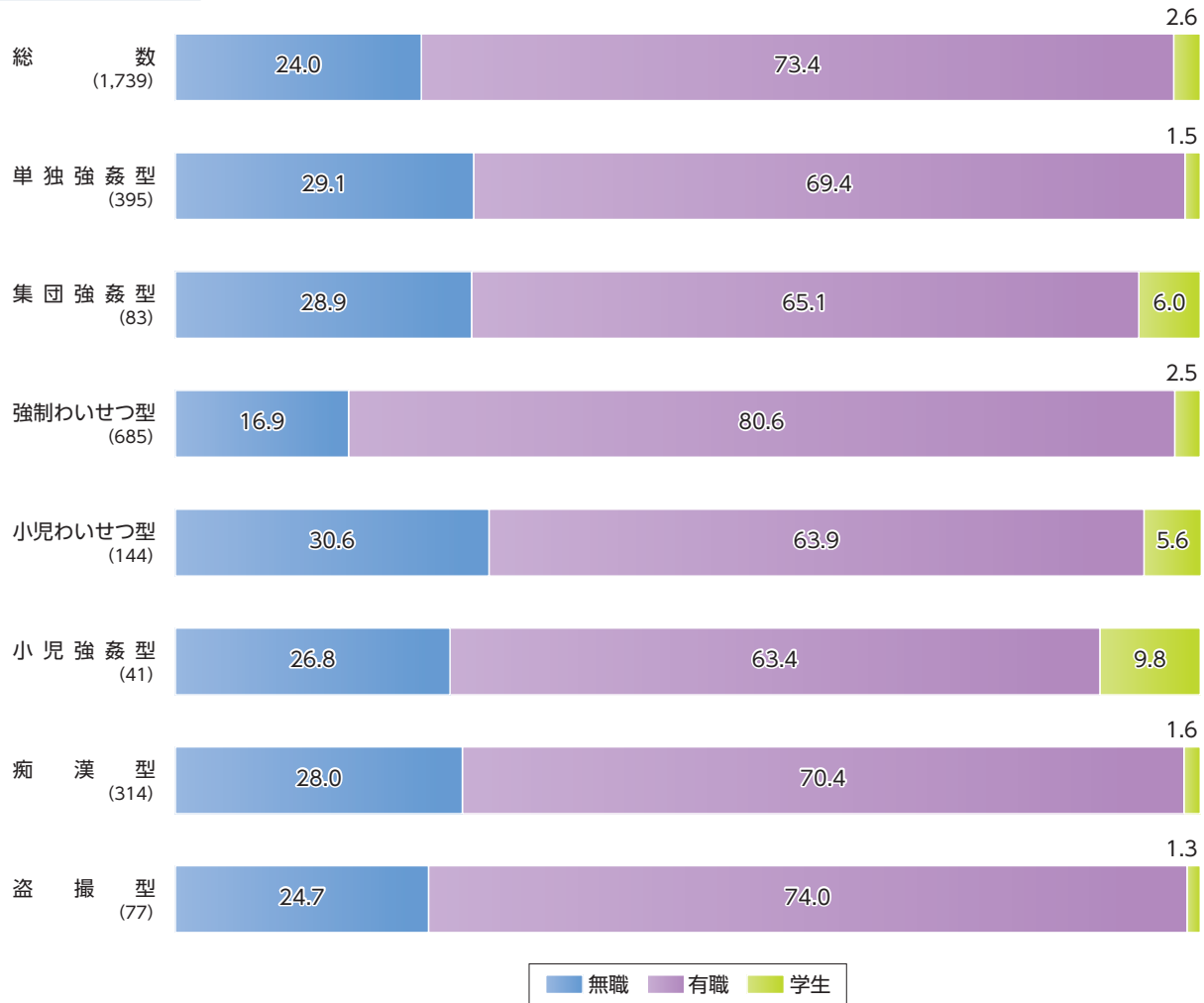


■ 義務教育未了 ■ 中学卒業 ■ 高校在学 ■ 高校中退 ■ 高校卒業 ■ 大学進学

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行時の教育程度が不明の者を除く。
 3 「大学進学」は、大学在学・中退・卒業をいう。
 4 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 5 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

4-3-7 図

性犯罪者類型対象者 犯行時の就労状況別構成比（性犯罪者類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 3 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

性犯罪者類型別の基本的属性について、性犯罪者類型対象者全体の傾向と比較したところ、各類型の特徴は次のとおりである。

ア 単独強姦型

単独強姦型は、犯行時の年齢が29歳以下の者の割合が47.3%と高く、そのうち、19歳以下の者は11人（2.8%）であった。平均年齢は32.9歳であり、集団強姦型に次いで若かった。教育程度は中学卒業程度（義務教育未了、中学卒業、高校在学及び高校中退をいう。以下この節において同じ。）の割合が44.5%と高かった。

イ 集団強姦型

集団強姦型は、犯行時の年齢が29歳以下の者の割合が79.5%と高く、そのうち、19歳以下の者は15人（18.1%）であった。平均年齢は25.0歳と性犯罪者類型別では最も若かった。教育程度は中学卒業程度の割合が68.8%と高かった。また、婚姻状況は未婚の者の割合が61.4%と高かったが、居住状況では単身居住の割合は14.3%と低く、配偶者以外の親族と同居の割合が53.2%と高かった。

ウ 強制わいせつ型

強制わいせつ型は、犯行時の年齢が29歳以下、30～39歳、40歳以上の区分でそれぞれ約3割であった。平均年齢は36.8歳で、19歳以下の者は6人（0.9%）であった。婚姻状況は既婚（内縁関係によるものを含み、離死別を含まない。以下この章において同じ。）の者の割合が40.3%と高かった。就労状況は無職の割合が16.9%と低く、有職の割合が80.6%と高かった。

エ 小児わいせつ型

小児わいせつ型は、犯行時の年齢が40歳以上の者の割合が45.1%であり、中でも、50歳以上の者の割合が32.6%と高かった。一方、19歳以下の者は1人（0.7%）であった。平均年齢は41.9歳であり、性犯罪者類型別では最も高かった。教育程度は中学卒業程度の割合が48.6%と高かった。

オ 小児強姦型

小児強姦型は、犯行時の年齢が19歳以下の者は4人（9.8%）であった。平均年齢は36.2歳であった。教育程度が中学卒業程度の割合が56.1%と高かったほかは、基本的属性において、他の性犯罪者類型と比べて目立つ特徴は認められなかった。

カ 痴漢型

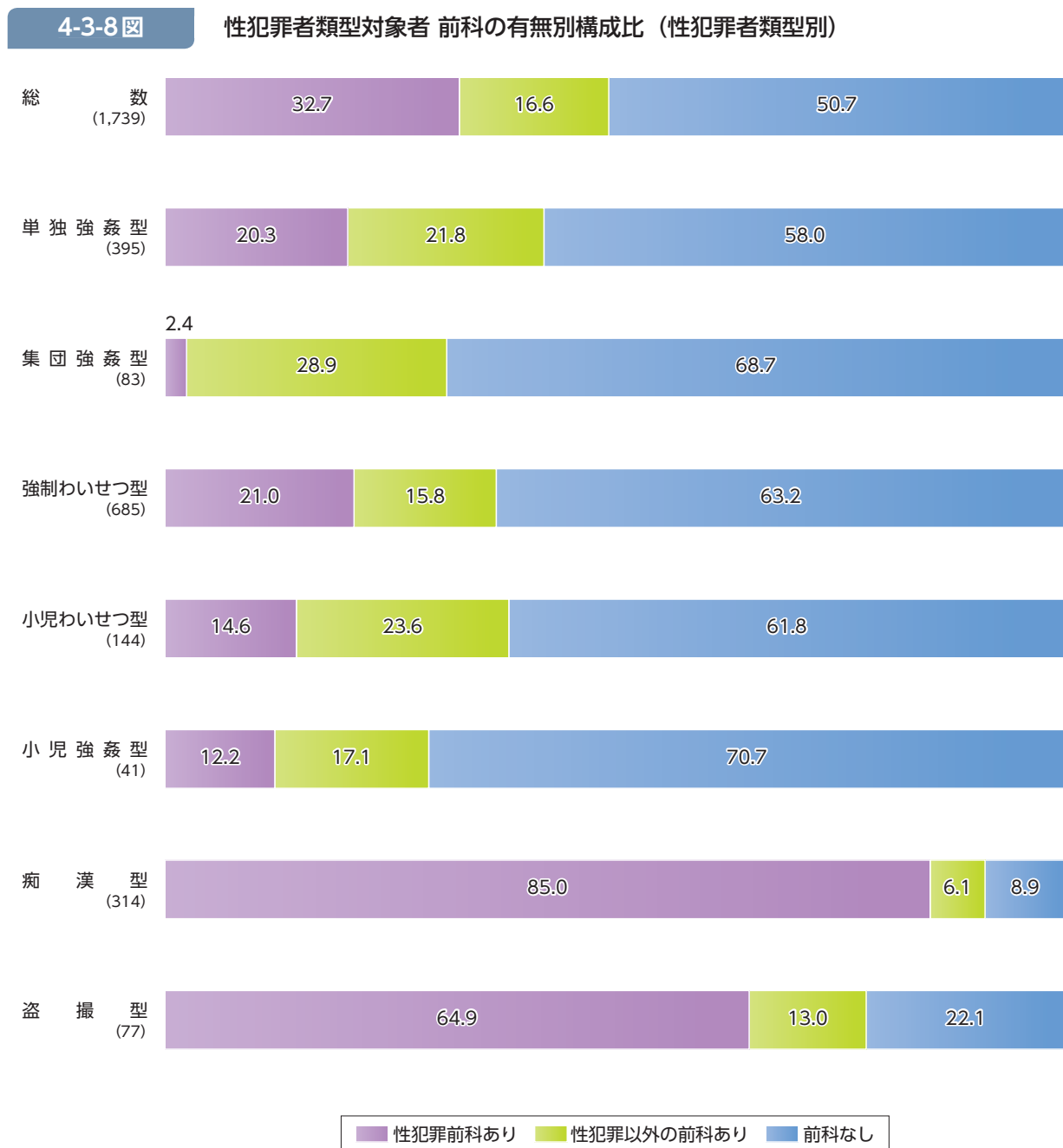
痴漢型は、犯行時の年齢が40歳以上の者が51.3%と約半数を占めた。19歳以下の者はおらず、平均年齢は41.4歳と、性犯罪者類型別では小児わいせつ型に次いで高かった。また、教育程度が大学進学との割合が33.2%と高かった。

キ 盗撮型

盗撮型には、犯行時の年齢が19歳以下の者も65歳以上の者もおらず、平均年齢は37.4歳であった。婚姻状況が未婚の者の割合が62.3%と高く、教育程度では、大学進学が38.2%と高かった。

(2) 前科等

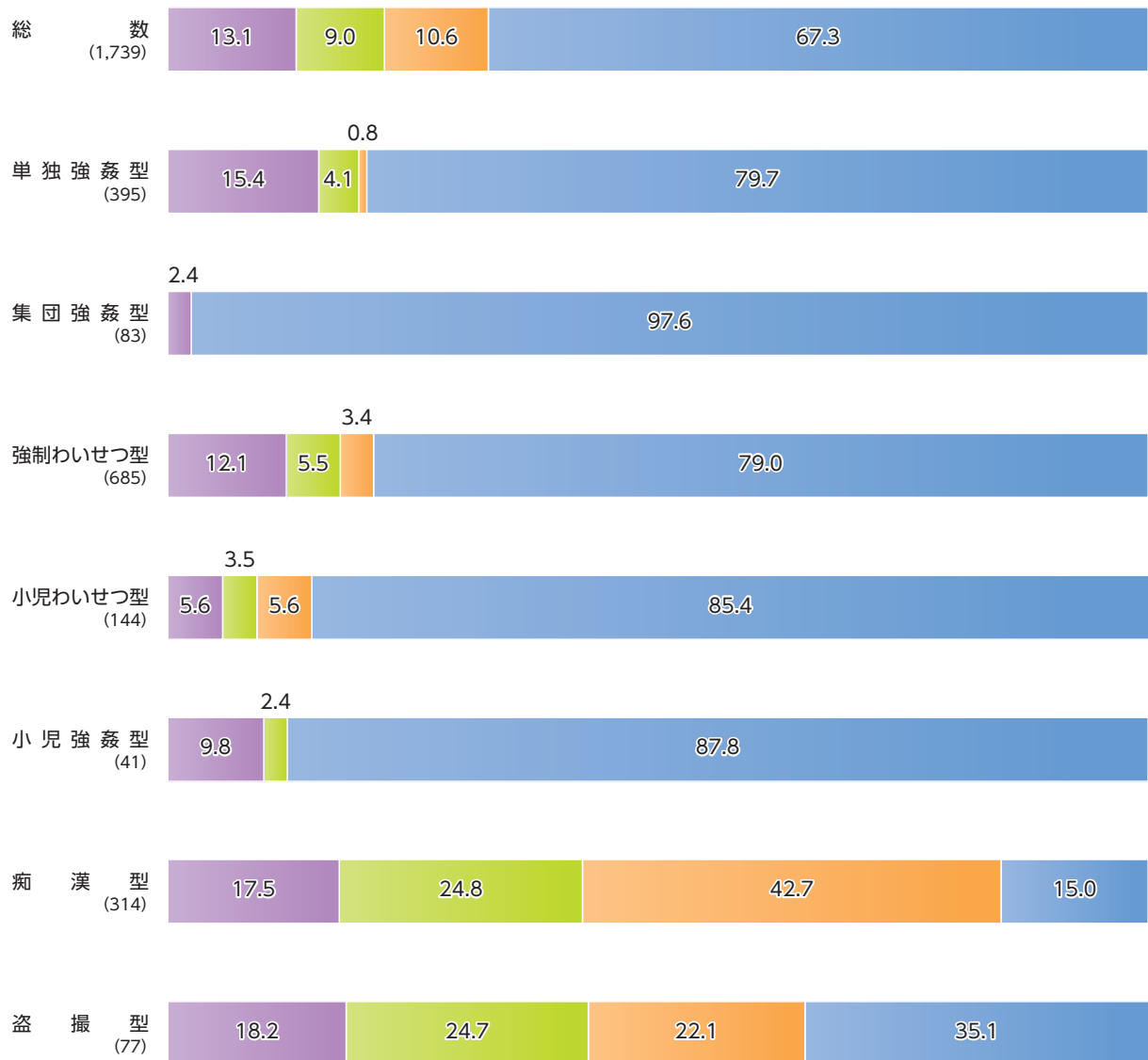
性犯罪者類型別に、前科等を見ると、4-3-8図から4-3-12図のとおりである。



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 3 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

4-3-9 図

性犯罪者類型対象者 性犯罪前科の回数別構成比（性犯罪者類型別）

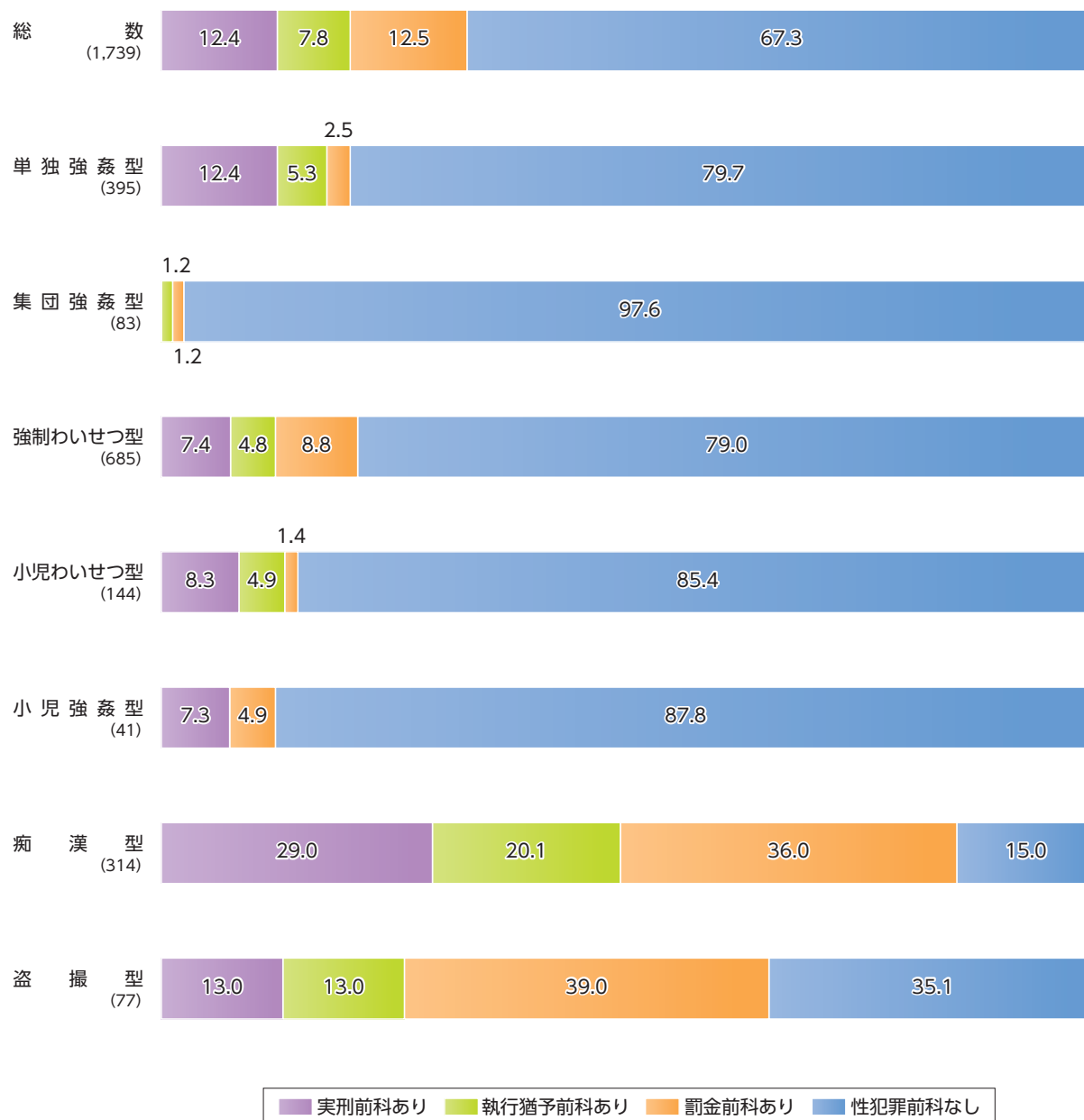


1回 2回 3回以上 性犯罪前科なし

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 3 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

4-3-10図

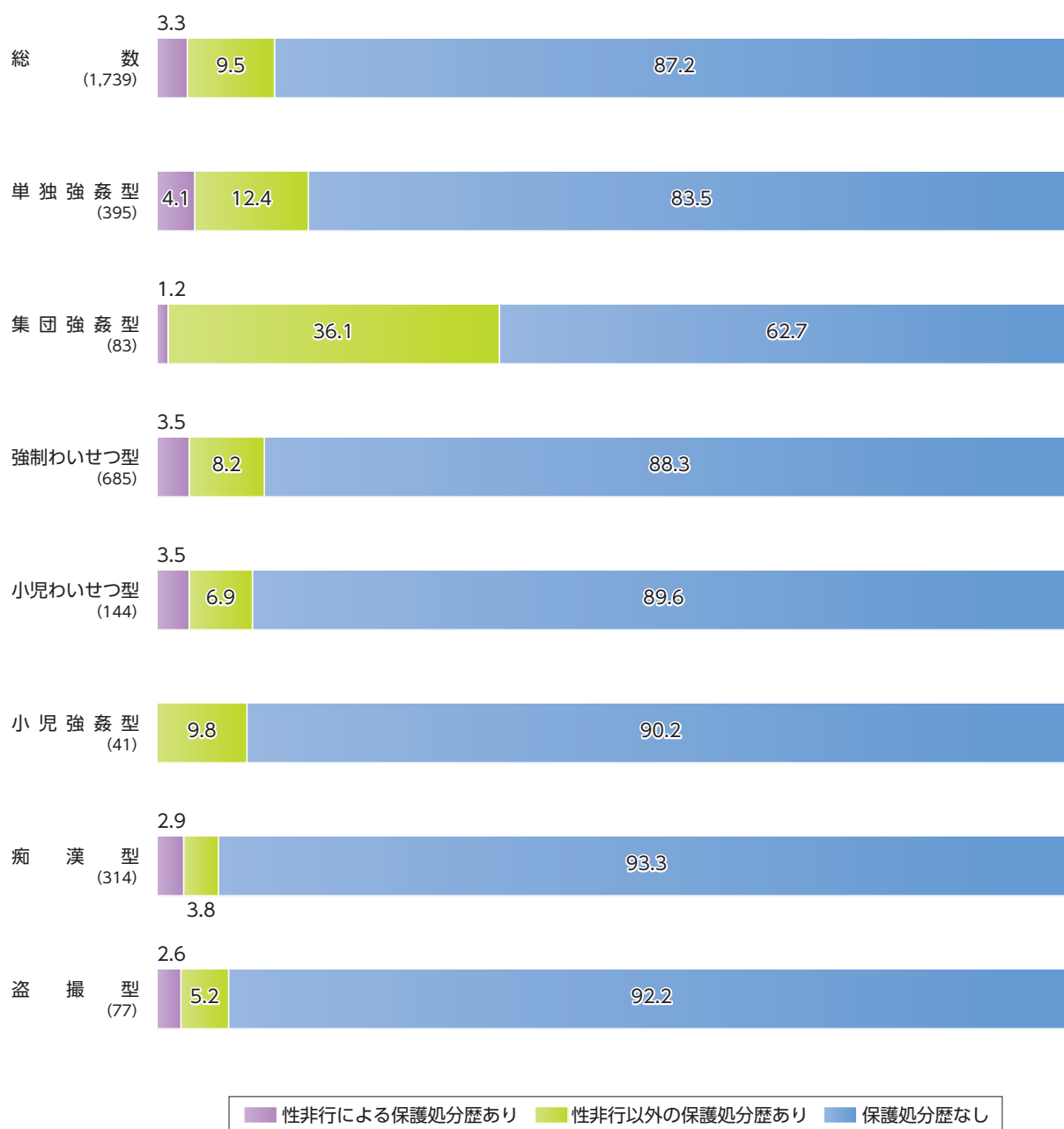
性犯罪者類型対象者 性犯罪前科の科刑状況別構成比（性犯罪者類型別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「実刑前科あり」は、実刑の性犯罪前科がある者をいい、「執行猶予前科あり」は、実刑の性犯罪前科がなく、執行猶予の性犯罪前科がある者をいい、「罰金前科あり」は、罰金の性犯罪前科のみがある者をいう。
 3 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 4 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

4-3-11 図

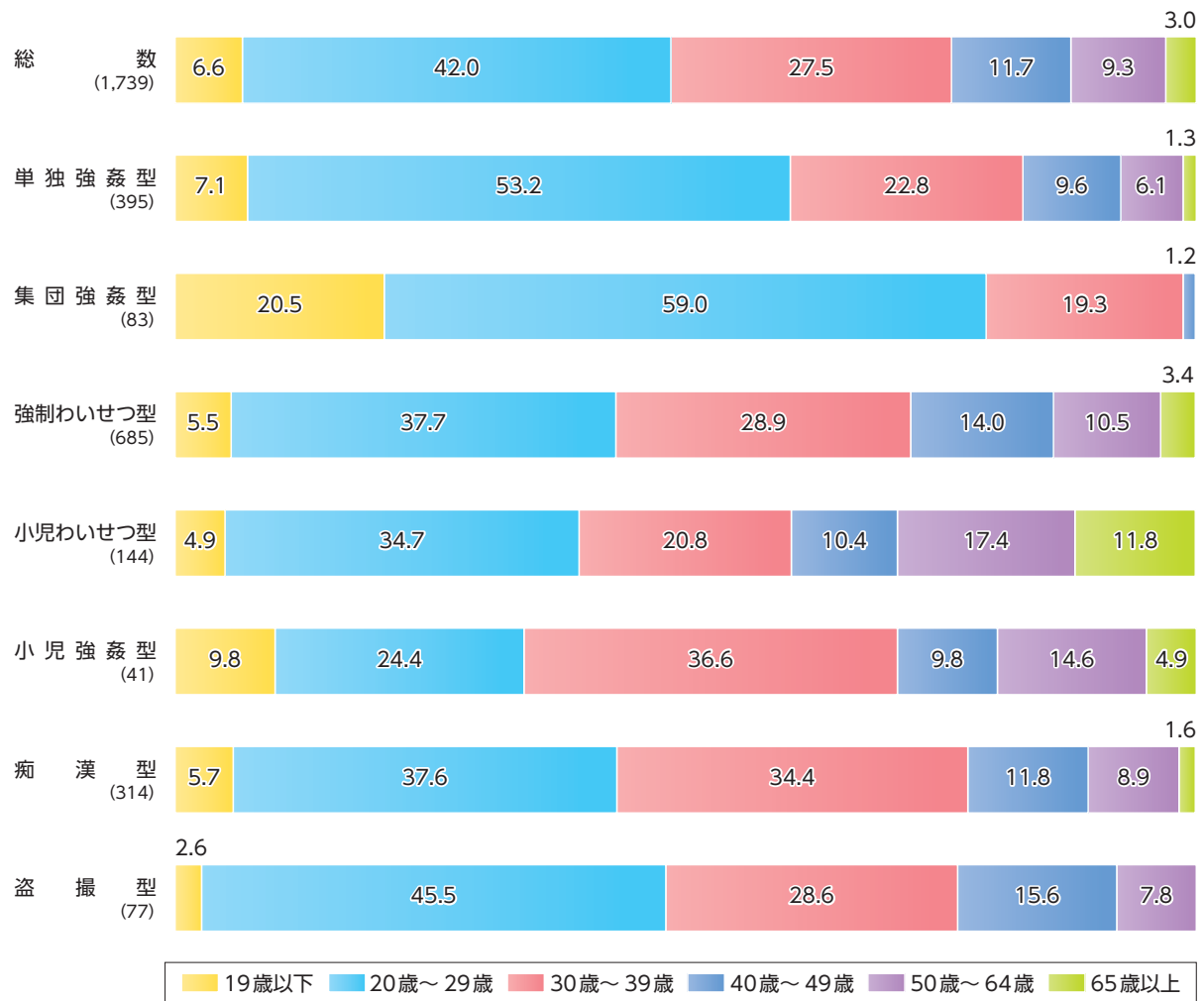
性犯罪者類型対象者 保護処分歴の有無別構成比（性犯罪者類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 3 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

4-3-12図

性犯罪者類型対象者 初回の性非行・性犯罪時の年齢層別構成比（性犯罪者類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 数値は、各性犯罪者類型の人員における構成比である。
 3 () 内は、各性犯罪者類型の実人員である。

性犯罪者類型別の前科等について、性犯罪者類型対象者全体の傾向と比較したところ、各類型の特徴は次のとおりである。

ア 単独強姦型

単独強姦型では、前科のある者の割合は42.0%（166人）であるが、性犯罪前科のある者はそのうちの約半数（80人）であり、性犯罪以外の前科のある者の割合が21.8%と高かった。性犯罪前科のある者80人について、性犯罪前科の裁判内容を見ると、罰金が11人（単独強姦型のうちの構成比2.8%）、懲役（執行猶予）が26人（同6.6%）、懲役（実刑）が49人（同12.4%）であった（重複計上による）。性犯罪前科の罪名を見ると、強姦による前科のある者が46人（同

11.6%), 強制わいせつによる前科のある者が37人(同9.4%), 条例違反による前科のある者が11人(同2.8%)であった(重複計上による。)

イ 集団強姦型

集団強姦型では、性犯罪前科のある者の割合は2.4%(2人)であり、他の性犯罪者類型と比べて最も低い一方で、性犯罪以外の前科のある者の割合が28.9%と高かった。また、性非行以外の非行による保護処分歴(自動車運転過失致死傷等又は交通法令違反の非行名のための保護処分を含まない。以下この章において同じ。)のある者の割合が36.1%と最も高かった。初回の性非行・性犯罪時(性非行による前歴・保護処分歴、性犯罪による前科・前歴のいずれかがある場合の最初の性非行・性犯罪に係る処分時をいい、処分時が不明の場合は、当該事件に係る検挙時をいう。以下この章において同じ。)の年齢が29歳以下の者が79.5%であり、調査対象事件中の性犯罪が初回の性犯罪である者が83人中80人(96.4%)であった。

ウ 強制わいせつ型

強制わいせつ型では、性犯罪前科のある者の割合は21.0%(144人)であった。性犯罪前科のある者144人について、性犯罪前科の裁判内容を見ると、罰金が82人(強制わいせつ型のうちの構成比12.0%), 懲役(執行猶予)が46人(同6.7%), 懲役(実刑)が51人(同7.4%)であった(重複計上による。)。性犯罪前科の罪名を見ると、強姦による前科のある者が25人(同3.6%), 強制わいせつによる前科のある者が50人(同7.3%), 条例違反による前科のある者が90人(同13.1%)であった(重複計上による。)

エ 小児わいせつ型

小児わいせつ型では、前科のある者の割合は38.2%(55人)であるが、性犯罪前科のある者の割合は14.6%と低く、性犯罪以外の前科のある者の割合が23.6%と高かった。性犯罪前科のある者21人について、性犯罪前科の裁判内容を見ると、罰金が6人(小児わいせつ型のうちの構成比4.2%), 懲役(執行猶予)が15人(同10.4%), 懲役(実刑)が12人(同8.3%)であった(重複計上による。)。性犯罪前科の罪名を見ると、強姦による前科のある者が4人(同2.8%), 強制わいせつによる前科のある者が18人(同12.5%), 条例違反による前科のある者が7人(同4.9%)であった(重複計上による。)。初回の性非行・性犯罪時の年齢層別構成比では、40歳以上の者の割合が39.6%と最も高かった。

オ 小児強姦型

小児強姦型では、性犯罪前科のある者の割合は12.2%（5人）と低く、性非行による保護処分歴のある者はいなかった。性犯罪前科のある者5人について、性犯罪前科の裁判内容を見ると、罰金が2人（小児強姦型のうちの構成比4.9%）、懲役（実刑）は3人（同7.3%）であった。性犯罪前科の罪名を見ると、強姦による前科のある者が2人（同4.9%）、強制わいせつによる前科のある者が1人（同2.4%）、条例違反による前科のある者が2人（同4.9%）であった。

カ 痴漢型

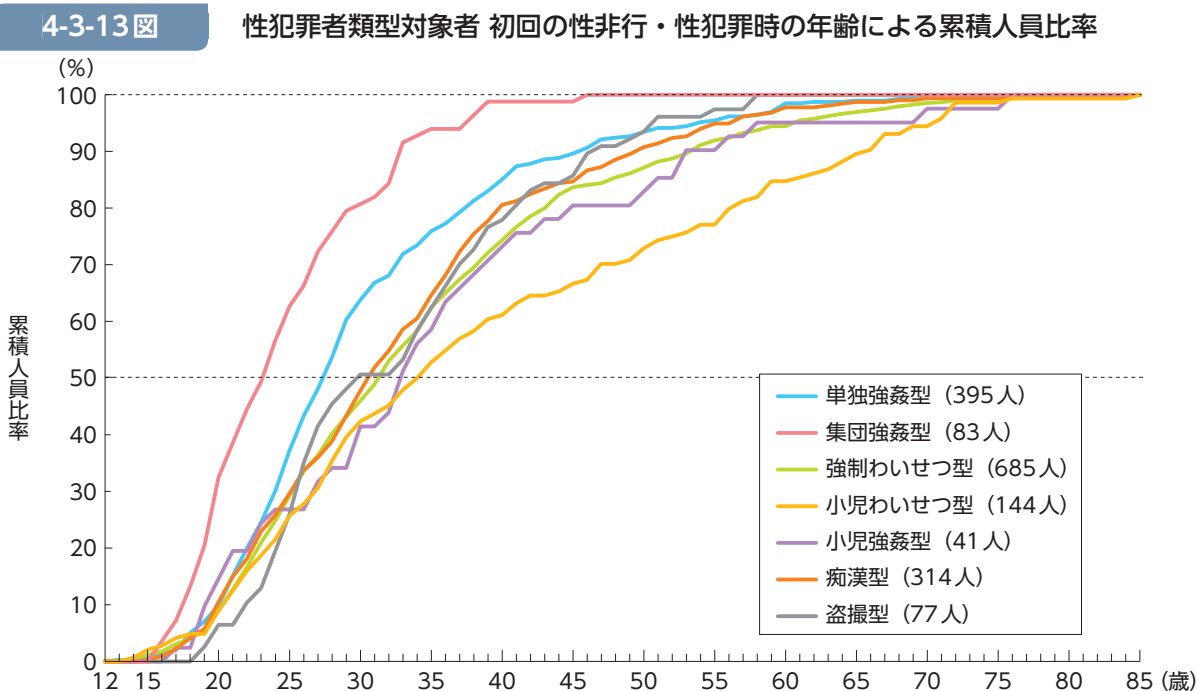
痴漢型は前科のある者の割合が91.1%（286人）であり、性犯罪前科のある者の割合は85.0%と最も高く、複数回の性犯罪前科のある者の割合も67.5%と最も高かった。性犯罪前科のある者267人について、性犯罪前科の裁判内容を見ると、罰金が240人（痴漢型のうちの構成比76.4%）、懲役（執行猶予）が119人（同37.9%）、懲役（実刑）が91人（同29.0%）であり（重複計上による。）、いずれも他の性犯罪者類型と比べて高い割合を占めていた。性犯罪前科の罪名を見ると、強姦による前科のある者は10人（同3.2%）であったが、強制わいせつによる前科のある者は68人（同21.7%）、条例違反による前科のある者は250人（同79.6%）であり（重複計上による。）、高い割合であった。一方、保護処分歴のある者の割合は6.7%と性犯罪者類型別では最も低かった。痴漢型では、初回の性非行・性犯罪時の平均年齢（33.1歳）から犯行時の平均年齢（41.4歳）までの経過年数は約8年と、他の性犯罪者類型と比べて最も長かった。

キ 盗撮型

盗撮型は、性犯罪前科のある者の割合が64.9%（50人）と高く、複数回の性犯罪前科がある者の割合は46.8%と痴漢型に次いで高かった。性犯罪前科のある者50人について、性犯罪前科の裁判内容を見ると、罰金が48人（盗撮型のうちの構成比62.3%）、懲役（執行猶予）が16人（同20.8%）、懲役（実刑）が10人（同13.0%）であり（重複計上による。）、性犯罪前科により罰金に処せられている者と懲役（執行猶予）に処せられている者の割合が痴漢型に次いで高かった。性犯罪前科の罪名を見ると、強姦による前科のある者はなく、強制わいせつによる前科のある者は7人（同9.1%）、条例違反による前科のある者は50人（同64.9%）であった（重複計上による。）。盗撮型では、初回の性非行・性犯罪時の平均年齢（33.0歳）から犯行時の平均年齢（37.4歳）までの経過年数は約4年と、痴漢型に次いで長かった。

(3) 初回の性非行・性犯罪時の年齢

性犯罪者類型別に、初回の性非行・性犯罪時の年齢及び累積人員比率（横軸の年齢までに初回の性非行・性犯罪に及んだ者の累積人員の比率をいう。）を見ると、**4-3-13図**のとおりである。



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「累積人員比率」は、横軸の年齢までに初回の性非行・性犯罪に及んだ者の累積人員の比率をいう。

累積人員比率を見ると、集団強姦型は、他の性犯罪者類型と比べて若い年齢層で急激に上昇しており、初回の性非行・性犯罪に及ぶ年齢が若い者が多く、24歳までに半数の者が初回の性非行・性犯罪に及んでいる。一方、小児わいせつ型は、他の性犯罪者類型と比べてなだらかに上昇し続け、34歳までに半数の者が初回の性非行・性犯罪に及び、それ以降も、各年齢層において初回の性犯罪に及ぶ者が一定数ずついることが分かる。

(4) 性格検査の結果

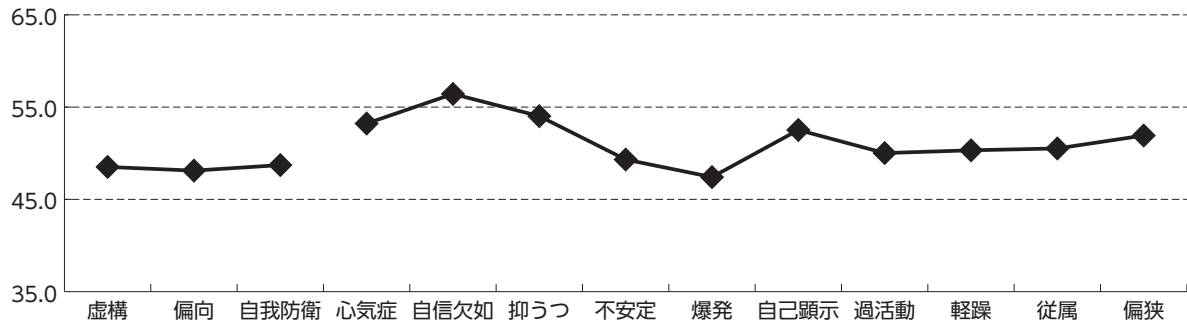
性犯罪者類型対象者のうち、調査対象事件により実刑に処せられた者について、性格検査である法務省式人格目録（M J P I）の基本尺度ごとの得点分布を性犯罪者類型別に見ると、**4-3-14図**のとおりである。

4-3-14図

性犯罪者類型対象者 性格検査得点（性犯罪者類型別）

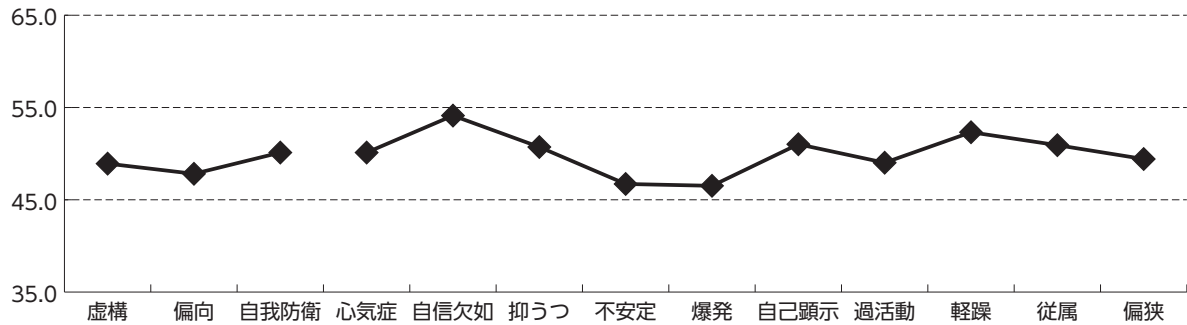
① 単独強姦型（344）

(T得点)



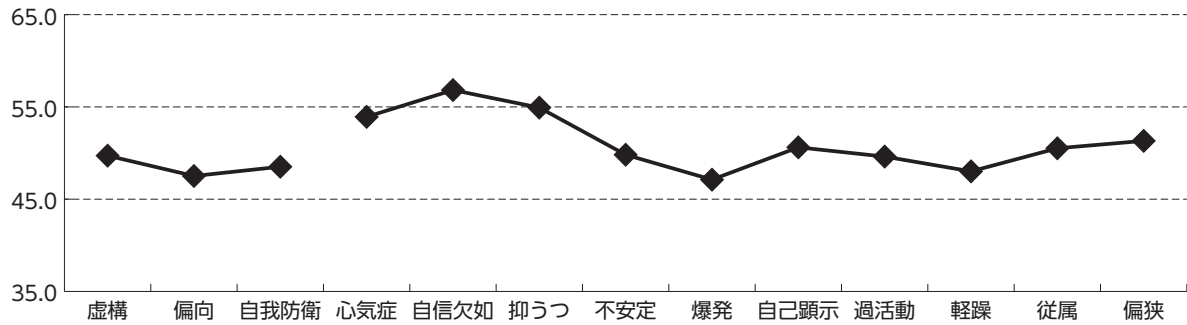
② 集団強姦型（75）

(T得点)



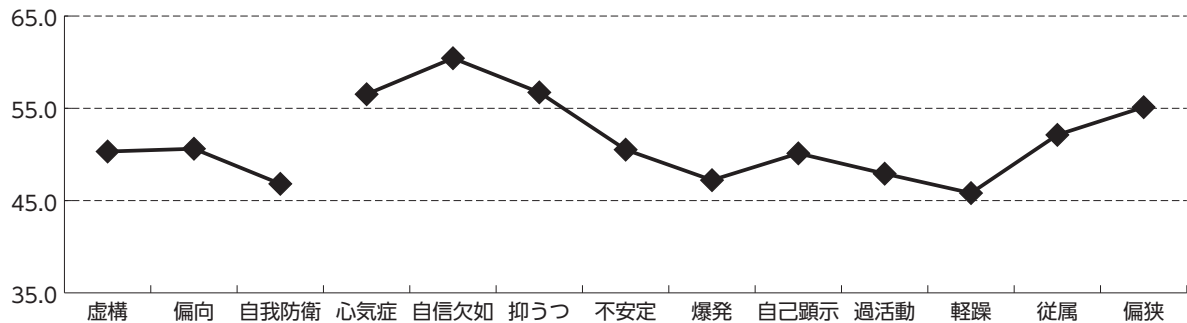
③ 強制わいせつ型（231）

(T得点)



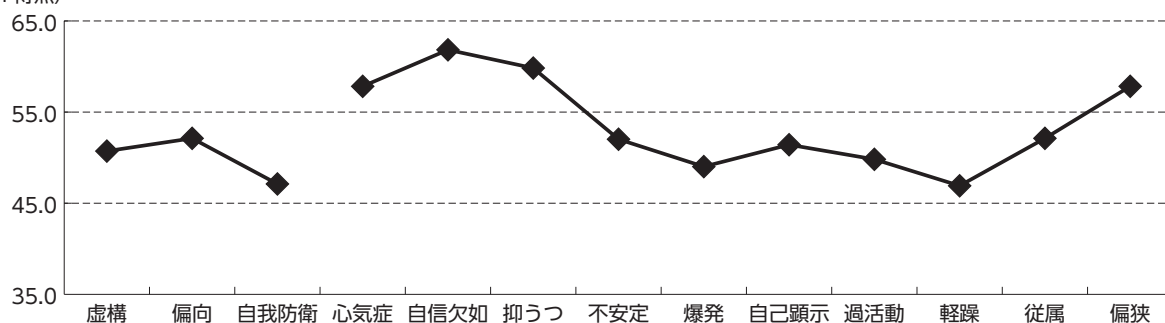
④ 小児わいせつ型（80）

(T得点)



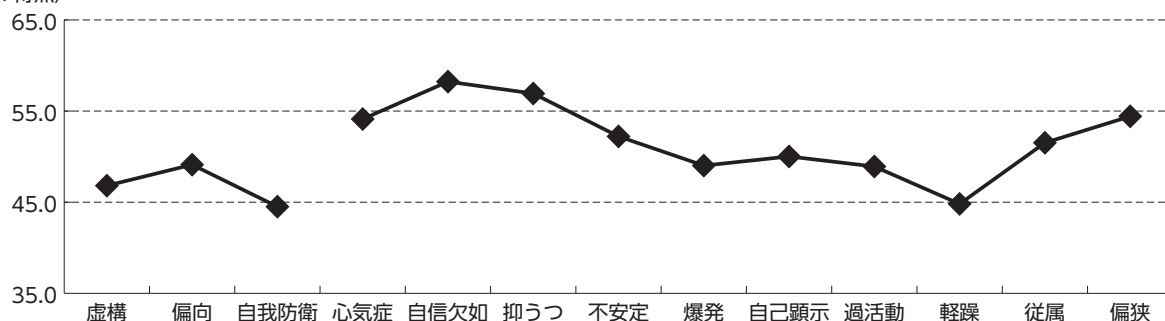
⑤ 小児強姦型 (33)

(T得点)



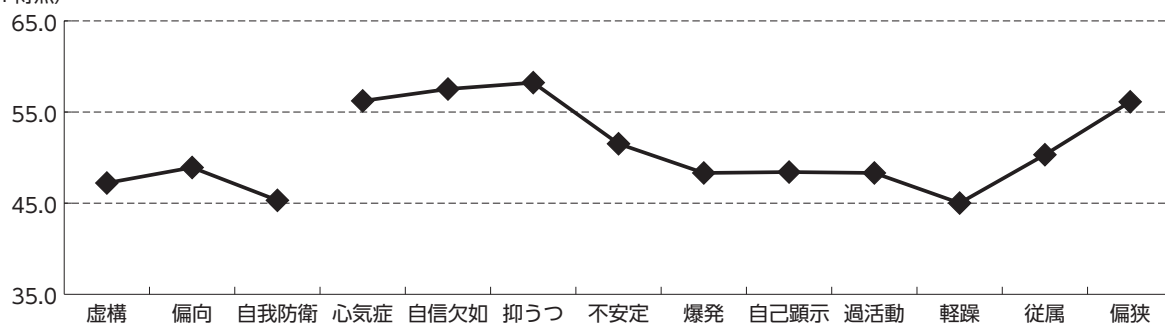
⑥ 痴漢型 (142)

(T得点)



⑦ 盗撮型 (26)

(T得点)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省式人格目録 (MJPI) のT得点 (集団の中における個人の相対的な位置付けを示す得点) が、不明の者を除く。
 3 法務省式人格目録 (MJPI) の13の基本尺度 (妥当性尺度 (虚構, 偏向, 自我防衛の3尺度) と臨床尺度 (前記の3尺度を除く10尺度) から成る。) のT得点の分布を示す。
 4 () 内は、実人員である。

性犯罪者類型ごとの性格特徴は次のとおりであった。

単独強姦型及び強制わいせつ型では、他人の評価を気にし、自分の能力や行動に自身を持ってない傾向があった。

集団強姦型では、顕著な特徴は認められなかった。

小児わいせつ型、小児強姦型及び盗撮型では、神経質で心気症傾向（自分の心身の変化に敏感であったり、ささいなことにこだわり、元気をなくすといった傾向）があり、気分が沈みやすく、自信もない傾向が見られた。また、偏狭なものの見方をする傾向も認められた。

痴漢型では、他人の評価を気にし、自分の能力や行動に自信を持ってない傾向や、ささいなことで気が沈みやすい傾向が見られた。

第4節 性犯罪者の再犯の実態と再犯要因

この節では、性犯罪者の再犯状況を概観するとともに、どのような要因が再犯と関連しているかを探るため、犯行時の年齢、就労状況や前科等のほか、被害者との関係等と再犯の有無との関連について分析した結果について紹介する。

1 再犯調査の概要

性犯罪者の再犯状況や再犯と関連する要因を見るため、全対象者のうち、調査対象事件の裁判確定から5年間に、再び有罪の裁判を受けて裁判が確定した者を対象に、当該再犯の内容や再犯に及んだ動機等について、刑事確定記録等に基づき再犯調査を行った。ここで、「再犯」とは、罰金以上の刑で再び有罪の裁判を受けて裁判が確定した事件をいい、その事件の犯行日が調査対象事件の裁判確定日以前の事件、調査対象事件により実刑に処せられた者がその服役中に犯した事件並びに自動車運転過失致死傷等及び交通法令違反による事件を除く。この節では、再犯のうち、罪名を問わない全ての再犯を「全再犯」、性犯罪を含む再犯を「性犯罪再犯」という。さらに、再犯の罪名に強姦又は強制わいせつを含むものを「性犯罪再犯（刑法犯）」、性犯罪再犯が条例違反のみによるものを「性犯罪再犯（条例違反）」という。

なお、調査対象事件により執行猶予の言渡しを受けた者については、再犯が可能であった期間（以下この節において「再犯可能期間」という。）を5年間確保できる一方、調査対象事件により実刑に処せられた者の中には、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点においても未だ服役している者もいる。さらに、実刑に処せられて、服役し、裁判確定から5年が経過する前に刑事施設から出所した者についても、出所日が異なることから、再犯可能期間には長短がある。したがって、この節において、全体的な再犯の傾向等を把握するために、裁判内容別や出所受刑者（仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。以下この節において同じ。）の出所事由別（仮釈放又は満期釈放の別をいう。以下この節において同じ。）に再犯の状況を見ることがあるが、その場合には、比較する対象者の再犯可能期間が異なっていることに留意する必要がある。

再犯調査の結果、全対象者1,791人のうち、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点において服役中の者及び服役中に死亡した者を除いた1,526人についての再犯の有無別人員を見ると、全再犯ありの者は311人（20.4%）であった。このうち、性犯罪再犯ありの者は207

人（13.6％）であり、全再犯ありの者のうちの66.6％を占めていた。

以下、この節（ただし、4項及び5項を除く。）においては、性犯罪者類型対象者のうち、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点において服役中の者及び服役中に死亡した者を除いた1,484人（以下この節において「再犯調査対象者」という。）を分析の対象とする。

2 再犯状況

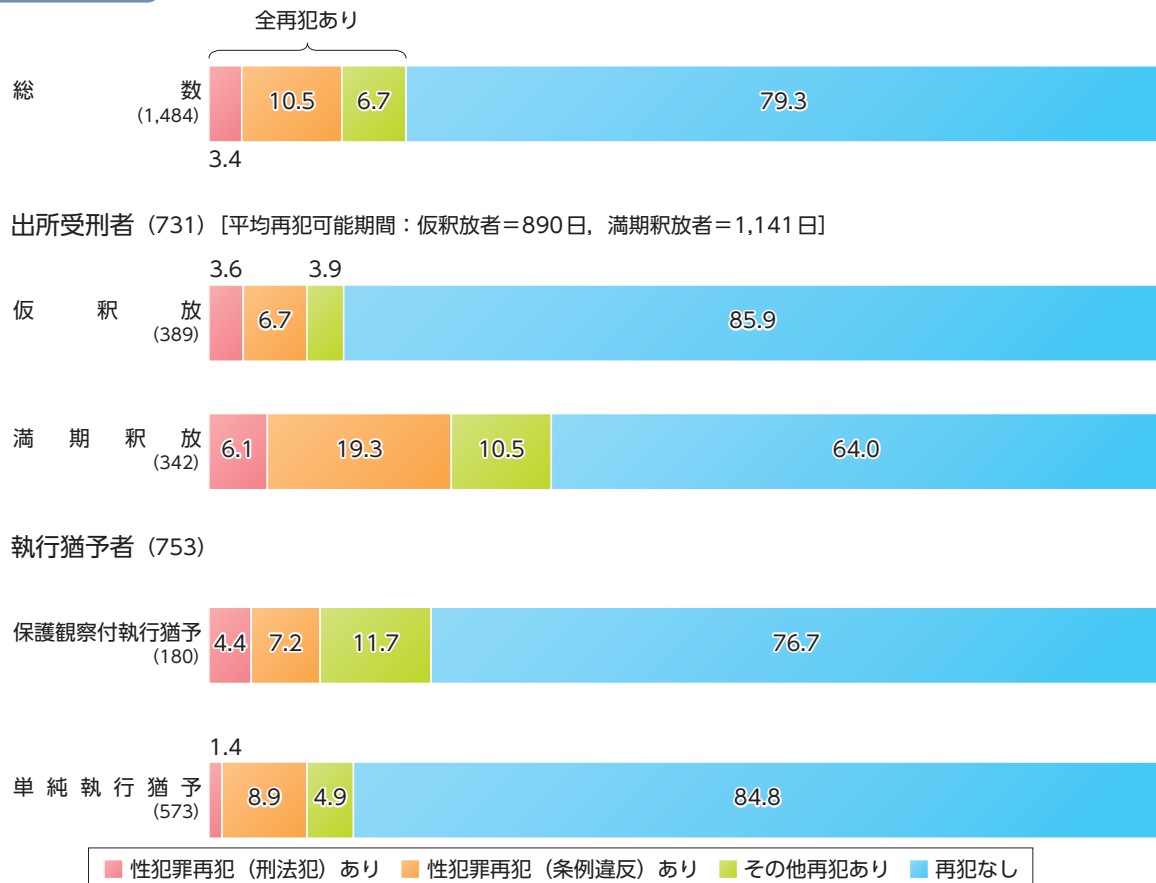
（1）再犯者の人員と再犯率

ア 再犯の概要

再犯調査対象者について、その再犯率（再犯を行った者の比率をいう。以下この節において同じ。）を、総数のほか、出所受刑者の出所事由別、執行猶予者の区分別に見ると、**4-4-1図**のとおりである。

4-4-1 図

再犯調査対象者 再犯率（出所事由等別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件の裁判確定から5年経過時点における再犯の有無を示す。
 3 ①の「平均再犯可能期間」は、調査対象事件の裁判確定から5年経過時点までの期間から、刑事施設における服役期間を減じた日数の平均値をいう。
 4 「性犯罪再犯（刑法犯）」は、再犯の罪名に強姦又は強制わいせつを含むものをいい、「性犯罪再犯（条例違反）」は、性犯罪再犯が条例違反のみによるものをいう。
 5 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。
 6 () 内は、実人員である。

再犯調査対象者の総数1,484人のうち、全再犯ありの者は307人であり、全再犯率（全再犯を行った者の比率をいう。以下この節において同じ。）は20.7%であった。そのうち、性犯罪再犯ありの者は207人で、性犯罪再犯率（性犯罪再犯を行った者の比率をいう。以下この節において同じ。）は13.9%であり、全再犯ありの者のうちの67.4%を占めていた。また、性犯罪再犯ありの者の内訳を見ると、性犯罪再犯（刑法犯）ありの者は51人、性犯罪再犯（条例違反）ありの者は156人であった。

ここで、出所受刑者について、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点までの再犯可能期間を算出するに当たり、刑事施設における服役期間を減じた日数の平均値（以下この節において「平均再犯可能期間」という。）を求めると、出所受刑者総数では3年弱(1,007日)であった。

出所事由別に再犯率を見ると、仮釈放者の性犯罪再犯率が10.3%であるのに比して、満期釈放者の性犯罪再犯率は25.4%と顕著に高く、性犯罪再犯（刑法犯）、性犯罪再犯（条例違反）別に見ても、いずれも満期釈放者の方が高かった。満期釈放者について、帰住先別に再犯状況を見ると、帰住先が親族等（雇主、更生保護施設、社会福祉施設等を含む。）の者では229人のうち72人（31.4%）が、適当な帰住先がない者では113人のうち51人（45.1%）が全再犯に及んでいた。

執行猶予者の区分別に再犯率を見ると、性犯罪再犯率は共に約1割であるが、保護観察付執行猶予者において、性犯罪以外による再犯（以下この節において「その他再犯」という。）の割合が高かった。

イ 年齢層別

再犯調査対象者について、出所事由等別の再犯率を年齢層別に見ると、**4-4-2図**のとおりである。出所受刑者のうち、仮釈放者では40～49歳の者において全再犯率が最も高かった。また、満期釈放者では、いずれの年齢層でも全再犯率が比較的高かった。

執行猶予者のうち、保護観察付執行猶予者では30～39歳の者において全再犯率が最も高く、性犯罪再犯（刑法犯）があるのは29歳以下の者のみであった。一方、単純執行猶予者では、65歳以上の者の全再犯率が低いほかは、その他の年齢層で全再犯率に大きな差はなかった。

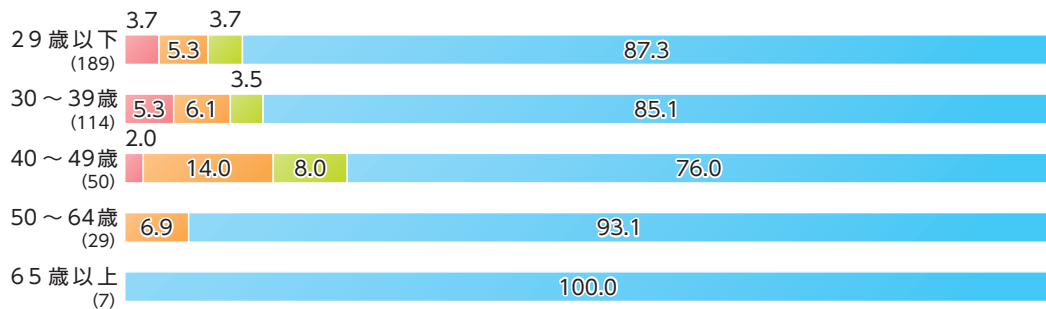
ウ 性犯罪者類型別

再犯調査対象者について、性犯罪者類型別に再犯率を見ると、**4-4-3図**のとおりである。性犯

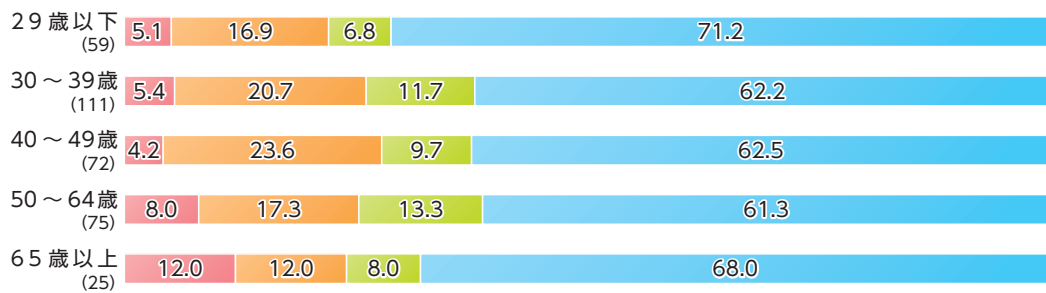
4-4-2 図

再犯調査対象者 再犯率（出所事由等別，年齢層別）

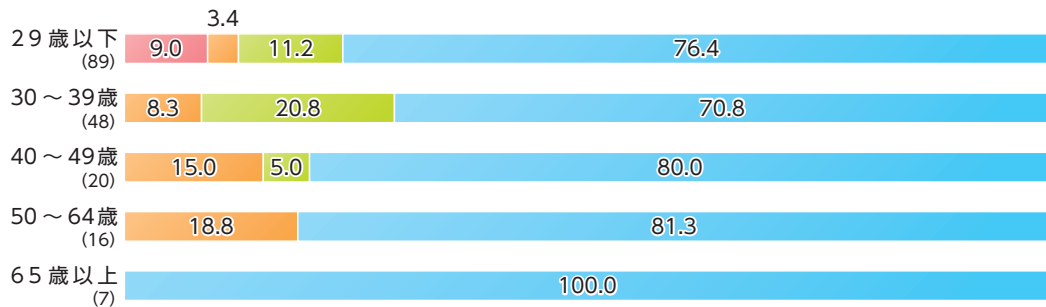
① 仮釈放者（389）



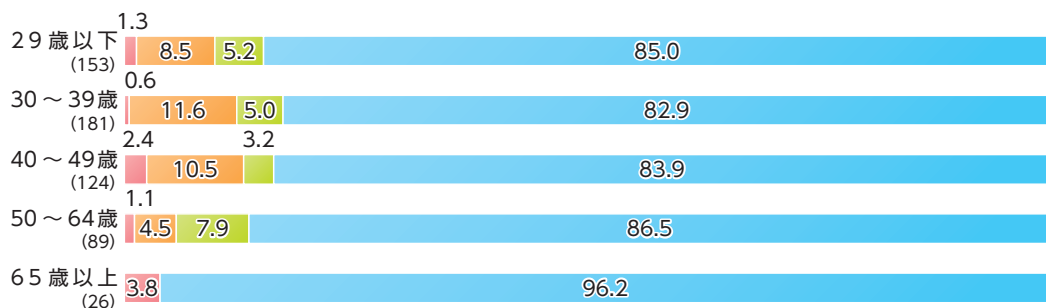
② 満期釈放者（342）



③ 保護観察付執行猶予者（180）



④ 単純執行猶予者（573）

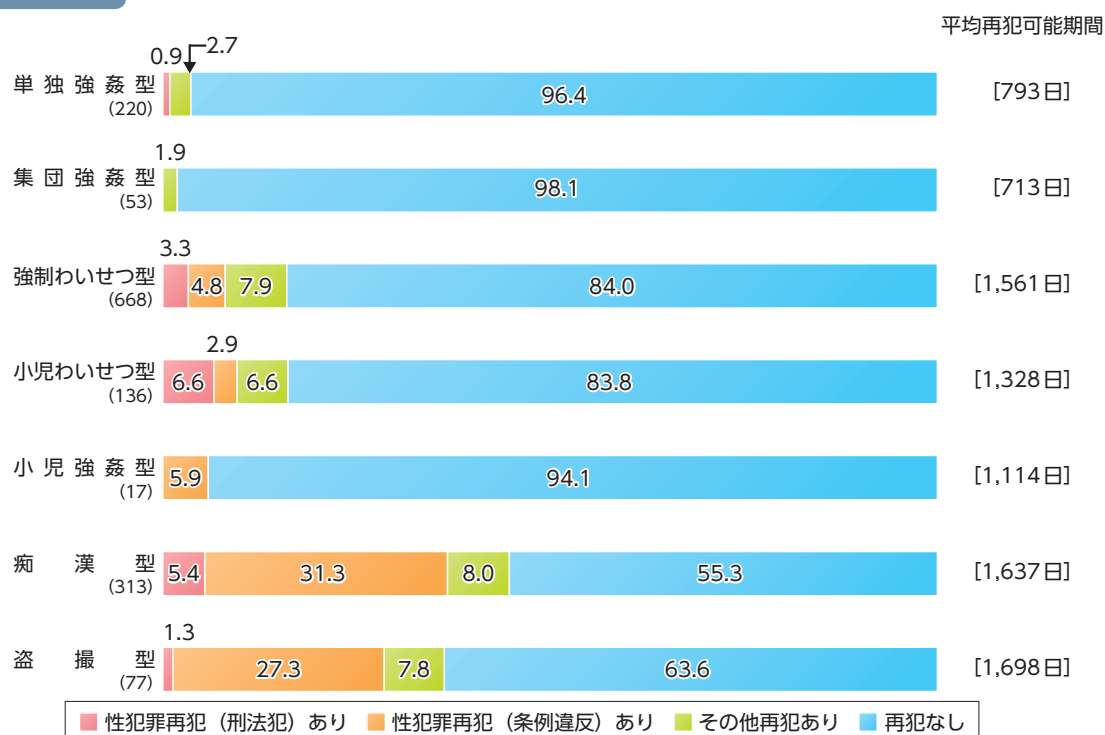


■ 性犯罪再犯（刑法犯）あり ■ 性犯罪再犯（条例違反）あり ■ その他再犯あり ■ 再犯なし

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件の裁判確定から5年経過時点における再犯の有無を示す。
 3 犯行時の年齢による。
 4 「性犯罪再犯（刑法犯）」は、再犯の罪名に強姦又は強制わいせつを含むものをいい、「性犯罪再犯（条例違反）」は、性犯罪再犯が条例違反のみによるものをいう。
 5 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。
 6 （ ）内は、実人員である。

4-4-3 図

再犯調査対象者 再犯率（性犯罪者類型別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件の裁判確定から5年経過時点における再犯の有無を示す。
 3 「平均再犯可能期間」は、調査対象事件の裁判確定から5年経過時点までの日数の平均値をいう。ただし、出所受刑者については、当該期間から刑事施設における服役期間を減じた日数の平均値をいう。
 4 「性犯罪再犯（刑法犯）」は、再犯の罪名に強姦又は強制わいせつを含むものをいい、「性犯罪再犯（条例違反）」は、性犯罪再犯が条例違反のみによるものをいう。
 5 （ ）内は、実人員である。

罪者類型によって、実刑に処せられた者の割合や調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点においても服役中の者の割合に偏りがあるほか、出所受刑者に関しては、再犯可能期間に長短があることを考慮に入れる必要があるが、全再犯率は、痴漢型が最も高く、次いで、盗撮型、小児わいせつ型、強制わいせつ型、小児強姦型、単独強姦型の順となっており、集団強姦型が最も低かった。性犯罪再犯率に限っても同様の傾向が認められた。なお、性犯罪再犯（刑法犯）の再犯率が最も高いのは、小児わいせつ型であり、その再犯の内容を性犯罪者類型に当てはめてみると、9人のうち8人の再犯が小児わいせつ型に該当した。

同様に、再犯調査対象者について、性犯罪者類型別の再犯率を、出所受刑者、保護観察付執行猶予者、単純執行猶予者の別に見ると、4-4-4図のとおりである。

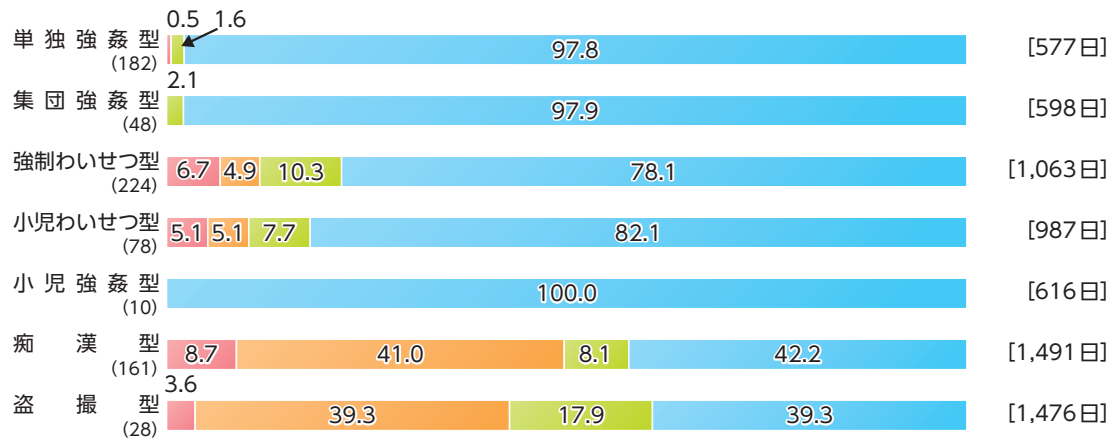
ここで、調査対象事件で実刑に処せられた者について、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点における出所受刑者の占める割合を性犯罪者類型別に見ると、大半の者が出所している類型（強制わいせつ型で92.9%，小児わいせつ型で90.7%，痴漢型で99.4%，盗撮型で

4-4-4 図

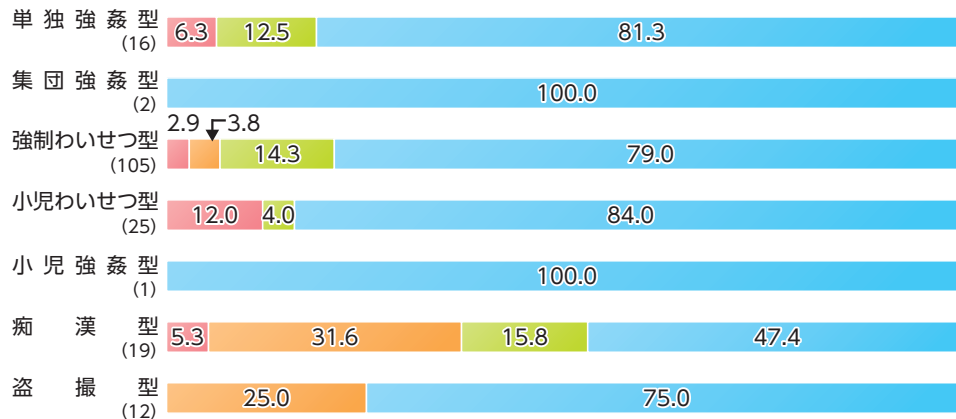
再犯調査対象者 再犯率（出所受刑者・執行猶予者の区別別，性犯罪者類型別）

平均再犯可能期間

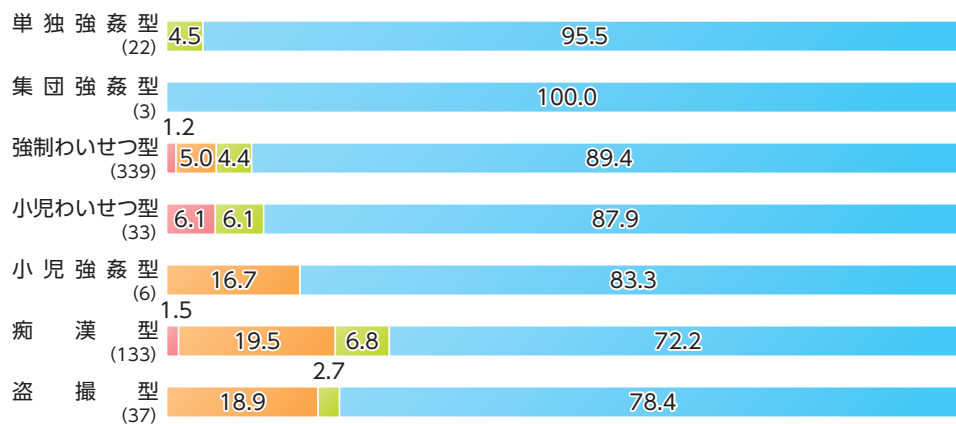
① 出所受刑者（731）



② 保護観察付執行猶予者（180）



③ 単純執行猶予者（573）



■ 性犯罪再犯（刑法犯）あり ■ 性犯罪再犯（条例違反）あり ■ その他再犯あり ■ 再犯なし

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件の裁判確定から5年経過時点における再犯の有無を示す。
 3 ①の「平均再犯可能期間」は，調査対象事件の裁判確定から5年経過時点までの期間から，刑事施設における服役期間を減じた日数の平均値をいう。
 4 「性犯罪再犯（刑法犯）」は，再犯の罪名に強姦又は強制わいせつを含むものをいい，「性犯罪再犯（条例違反）」は，性犯罪再犯が条例違反のみによるものをいう。
 5 「単純執行猶予」は，保護観察の付かない執行猶予である。
 6 （ ）内は，実人員である。

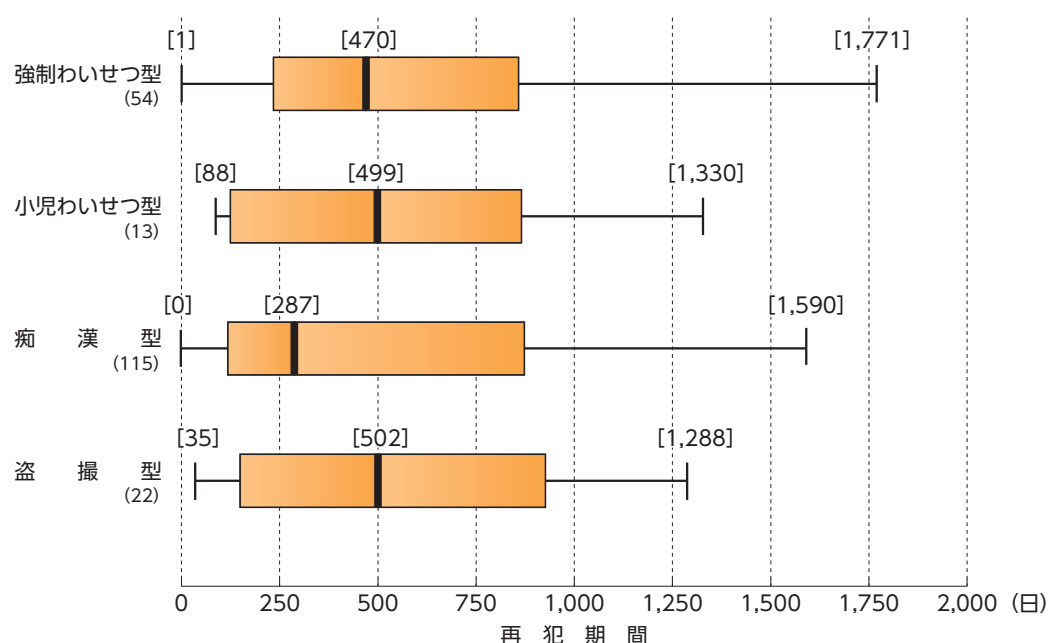
100.0%), 半数程度の者が出所している類型(単独強姦型で51.0%, 集団強姦型で61.5%), 3割程度の者が出所している類型(小児強姦型で29.4%)があるほか, 類型別の平均再犯可能期間においても, 単独強姦型の577日から痴漢型の1,491日まで開きがあり, 出所受刑者の再犯率を見るに当たっては留意する必要がある。

再犯調査対象者のうち, 出所受刑者の全再犯率は, 盗撮型が最も高く, 次いで, 痴漢型, 強制わいせつ型, 小児わいせつ型, 単独強姦型, 集団強姦型の順であった。また, 盗撮型では, その他再犯の再犯率も2割弱と比較的高かった。小児強姦型の出所受刑者は10人と少数であり, 再犯者はいなかった。また, 再犯調査対象者のうち, 保護観察付執行猶予者及び単純執行猶予者について, それぞれ性犯罪者類型ごとの再犯率を見ると, 性犯罪再犯(刑法犯)の再犯率は小児わいせつ型が最も高く, 全再犯率は痴漢型が最も高く, かつ, その他再犯の再犯率も痴漢型が比較的高かった。

再犯調査対象者のうち性犯罪再犯があった者について, 再犯が可能となった日から再犯までの期間を性犯罪者類型別に見ると, **4-4-5図**のとおりである。

4-4-5 図

再犯調査対象者 性犯罪者類型別再犯期間



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再犯期間」は, 執行猶予者については調査対象事件の裁判確定日から, 出所受刑者については刑事施設を出所した日から, それぞれ最初の性犯罪再犯の犯行日までの日数をいう。
 3 [] 内は, 図の左からそれぞれ再犯期間が最短の者の日数, 真ん中に当たる者の日数(中央値), 最長の者の日数である。
 4 痴漢型の再犯期間0日の者(1人)は, 調査対象事件の裁判により実刑が確定した後, 刑事施設に収容されるまでの間に性犯罪再犯に及んだものである。
 5 図中の箱形領域は, 各類型の対象者の再犯期間について最短の者から最長の者まで並べた際に, 4分の1番目の者から4分の3番目の者までの約半数の者の再犯期間が含まれる領域を示す。
 6 () 内は, 実人員である。

ここでは、性犯罪再犯に及んだ者がいなかった集団強姦型や、性犯罪再犯に及んだ者が2人の単独強姦型、1人の小児強姦型は分析の対象から除外した。同図は、再犯期間（執行猶予者については調査対象事件の裁判確定日から、出所受刑者については刑事施設を出所した日から、それぞれ最初の性犯罪再犯の犯行日までの日数をいう。以下この節において同じ。）の分布状況を性犯罪者類型ごとに比較したものである。具体的には、性犯罪者類型ごとに、再犯期間の短い者から順に左から並べ、全体の4分の1番目に当たる者の再犯期間が箱の左端、真ん中に当たる者の再犯期間が箱の中の太線、4分の3番目に当たる者の再犯期間が箱の右端で示されており、箱の中には全体の約半数の者が含まれている。

同図からは、性犯罪再犯に及んだ者の中でも、性犯罪者類型によって、再犯期間に長短があることや再犯が比較的集中している時期に差異があることが見てとれる。すなわち、痴漢型の再犯期間は非常に短く、290日経過時点で約半数の者が性犯罪再犯に及んでいる一方で、他の性犯罪者類型では、半数の者が性犯罪再犯に及ぶまでに500日程度が経過している。また、同一の性犯罪者類型にある者でも、再犯期間が最短の者と最長の者を見ると、かなりのばらつきがある。

さらに、痴漢型の者（115人）の性犯罪再犯について詳しく見ると、再犯期間が3か月未満の者は26人（22.6%）であり、それらの者の性犯罪再犯の約9割が痴漢行為であった。また、26人のうち18人（69.2%）は、最初の性犯罪再犯で有罪の裁判を受けた後も、更なる性犯罪再犯に及び有罪の裁判を受けており、痴漢型の中には短期間のうちに性犯罪再犯を反復する者が存在する。

エ 執行猶予者の累積再犯率

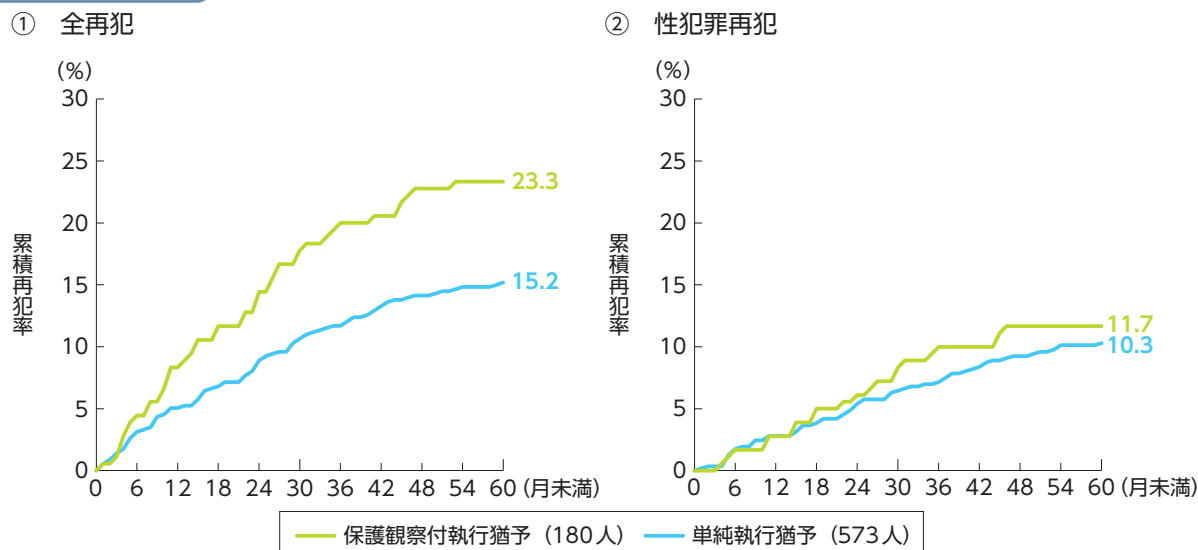
再犯調査対象者のうちの執行猶予者について、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点までに再犯した者の累積人員の比率を累積再犯率とし、これを全再犯と性犯罪再犯の別に見るとともに、これを執行猶予の区分別に見ると、**4-4-6図**のとおりである。同図①の全再犯の累積再犯率では、最初の4か月までは、保護観察付執行猶予者、単純執行猶予者共に同じように緩やかに上昇しているが、その後、徐々に両者の差が開き、調査対象事件の裁判確定から5年経過時点の全再犯率では8.2ptの差が生じている。一方、同図②の性犯罪の累積再犯率については、保護観察付執行猶予者と単純執行猶予者の間に大きな差はなかった。

執行猶予者全体の再犯状況について詳しく見ると、全再犯の再犯者人員のうち約半数の者が、調査対象事件の裁判確定日から22か月が経過するまでの間に再犯に及び、性犯罪再犯の再

犯者人員のうち約半数の者が、24か月が経過するまでの間に再犯に及んでいる。

4-4-6 図

執行猶予者 累積再犯率（全再犯・性犯罪再犯別，執行猶予の区分別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件の裁判確定日から再犯の犯行日までの日数を計上している。
 3 月数の算出においては、1か月を30日として計上している。
 4 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。

(2) 再犯者の動機等

再犯調査対象者のうち、最初の再犯が性犯罪であった者（197人）について、刑事確定記録を用いた調査から把握可能な範囲において、性犯罪再犯に係る犯行の計画性とその動機について調べた。その結果、犯行時に通常の通勤等のルートとは異なる電車に乗って移動していたり、犯行場所の下見をしたりするなどの何らかの計画性や、事前に犯行に関連するような性的な思考や空想が認められた者は、160人（不明を除く有効回答に占める割合が89.4%）であった。

次に、動機については、想定し得る項目をあらかじめ複数設定した上で、主として捜査段階及び裁判時における供述内容を基に、性犯罪再犯に至った動機として前記項目に該当するものを選別して集計する調査を行った（重複計上による。）。該当する比率が高かった項目を順に示すと、性的欲求充足のほか、接触欲求充足が117人（不明を除く有効回答に占める割合が65.0%）、ストレス等の発散が70人（同38.7%）、スリルが37人（同20.6%）、支配欲求・優越欲求充足が12人（同6.7%）、自暴自棄が8人（同4.4%）、その他が64人（同35.6%）であった。

3 性犯罪再犯と関連する要因の分析

この項では、再犯調査対象者について、性犯罪再犯と関連する要因を探るため、諸外国における性犯罪者に関する実証研究において性犯罪再犯と関連のある要因として指摘されているものを含めて、今回の調査において分析可能な要因である年齢や就労状況、前科、調査対象事件中の性犯罪の内容等と性犯罪再犯との関連について分析する。

分析に際して、執行猶予者と出所受刑者とでは、再犯可能期間が異なるほか、執行猶予者と出所受刑者の各集団に占める罪名の構成に違いがあること、さらには調査対象者の特性等が異なると考えられることから、両者を分けて検討した。また、性犯罪者類型対象者のうち、単独強姦型、集団強姦型、強制わいせつ型、小児わいせつ型及び小児強姦型に該当する者（以下この節において「刑法犯群」という。）と、痴漢型及び盗撮型に該当する者（以下この節において「条例違反群」という。）の二つの群に分けた上での分析結果についても、特徴が認められた点について言及する。

（1）執行猶予者

再犯調査対象者のうち、執行猶予者について、その基本的属性等の要因別に性犯罪再犯率を見ると、**4-4-7表**のとおりである。同表は、要因ごとに、その要因に該当する場合と該当しない場合とで、性犯罪再犯率がどのように異なるかを示したものであり、例えば、「①初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下」という項目では、初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下に該当する者315人のうち43人が性犯罪再犯に及んでおり、その性犯罪再犯率は13.7%である一方で、初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下に該当しない者、すなわち30歳以上の者438人のうち37人が性犯罪再犯に及んでおり、その性犯罪再犯率は8.4%となる。

4-4-7表の結果は、あくまで各要因と性犯罪再犯との二つの変数の間の関係を示したものに過ぎないが、「初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下であること」、「犯行時の婚姻状況が未婚又は離死別であること」、「性非行による前歴・保護処分歴、性犯罪による前科・前歴のいずれかがあること」、「被害者に面識のない者を含むこと」に該当する者の方が、そうでない者に比べて性犯罪再犯率が統計的に有意に高いという結果が得られた。

なお、刑法犯群に限って、調査対象事件中の性犯罪における住居侵入の有無別及び凶器の使用の有無別に、性犯罪再犯率を見たところ、前者では、明確な関連は認められなかったものの、後者では、凶器の使用がなしの者（533人中31人、5.8%）に比べて、ありの者（19人中4人、21.1%）の方が高かった。

4-4-7表

執行猶予者 性犯罪再犯率（要因別）

	該 当		非 該 当		p 値
	再犯率	(再犯者数/ 該当者数)	再犯率	(再犯者数/ 非該当者数)	
① 初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下	13.7	(43/315)	8.4	(37/438)	0.02 *
② 犯行時に無職	13.7	(17/124)	10.0	(63/629)	0.22
③ 犯行時の婚姻状況が未婚又は離死別	13.2	(58/439)	7.1	(22/312)	0.01 **
④ 性非行・性犯罪による前科等あり	22.0	(52/236)	5.4	(28/517)	0.00 **
⑤ 粗暴犯による前科あり	8.9	(4/45)	10.7	(76/708)	0.70
⑥ 公然わいせつによる前科あり	15.8	(3/19)	10.5	(77/734)	0.46
⑦ 犯行時に執行猶予中等	25.0	(2/8)	10.5	(78/745)	0.21
⑧ 被害者に面識のない者を含む	13.0	(78/600)	1.3	(2/153)	0.00 **
⑨ 被害者に13歳未満の者を含む	12.2	(9/74)	10.4	(70/673)	0.64
⑩ 被害者に男児を含む	20.0	(1/5)	10.6	(79/748)	0.43

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再犯率」は、調査対象事件の裁判確定から5年経過時点における性犯罪再犯率を示す。
 3 p 値は、カイ二乗検定による漸近有意確率である。ただし、度数が少ない場合は、Fisherの直接法によった。
 4 * は5%水準 ($p < .05$)、** は1%水準 ($p < .01$) で、それぞれ有意な比率差があることを示す。
 5 ③・⑨は、不明の者を除く。
 6 ③の「婚姻」は、内縁関係によるものを含む。
 7 ④の「性非行・性犯罪による前科等」は、性非行による前歴・保護処分歴及び性犯罪による前科・前歴をいう。
 8 ⑤の「粗暴犯」は、傷害、暴行、脅迫及び暴力行為等処罰法違反をいう。
 9 ⑦の「執行猶予中等」は、単純執行猶予中、保護観察処分中、少年院仮退院中である。

(2) 出所受刑者

再犯調査対象者のうち、出所受刑者について、その基本的属性等の要因別に性犯罪再犯率を見ると、4-4-8表のとおりである。執行猶予者と同じく、「犯行時の婚姻状況が未婚又は離死別であること」、「性非行による前歴・保護処分歴、性犯罪による前科・前歴のいずれかがあること」、「被害者に面識のない者を含むこと」に該当する者の方が、そうでない者に比べて性犯罪再犯率が有意に高いという結果が得られたが、「初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下であること」への該当の有無で性犯罪再犯率に有意差は認められなかった。そのほか、執行猶予者と異なり、「犯行時に無職であること」、「公然わいせつによる前科のあること」、「犯行時に執行猶予中等であること」に該当する者の方が、そうでない者に比べて性犯罪再犯率が有意に高いという結果が得られた。

4-4-8表

出所受刑者 性犯罪再犯率（要因別）

	該 当		非 該 当		p 値
	再犯率	(再犯者数/ 該当者数)	再犯率	(再犯者数/ 非該当者数)	
① 初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下	17.7	(67/379)	17.0	(60/352)	0.82
② 犯行時に無職	24.6	(51/207)	14.5	(76/524)	0.00 **
③ 犯行時の婚姻状況が未婚又は離死別	20.1	(107/532)	9.7	(19/195)	0.00 **
④ 性非行・性犯罪による前科等あり	33.3	(111/333)	4.0	(16/398)	0.00 **
⑤ 粗暴犯による前科あり	20.0	(21/105)	16.9	(106/626)	0.44
⑥ 公然わいせつによる前科あり	46.9	(15/32)	16.0	(112/699)	0.00 **
⑦ 犯行時に執行猶予中等	25.5	(27/106)	16.0	(100/625)	0.02 *
⑧ 被害者に面識のない者を含む	22.4	(127/567)	0.0	(0/164)	0.00 **
⑨ 被害者に13歳未満の者を含む	10.6	(10/94)	18.2	(116/636)	0.07
⑩ 被害者に男児を含む	40.0	(2/5)	17.2	(125/726)	0.21
⑪ 刑事施設内での懲罰あり	19.4	(81/418)	14.7	(46/313)	0.10

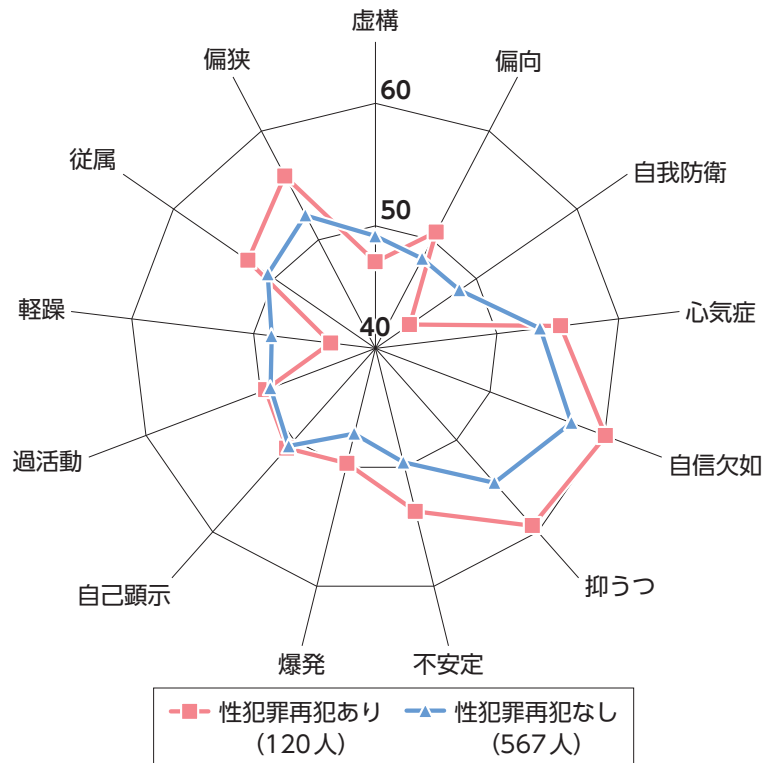
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再犯率」は、調査対象事件の裁判確定から5年経過時点における性犯罪再犯率を示す。
 3 p 値は、カイ二乗検定による漸近有意確率である。ただし、度数が少ない場合は、Fisherの直接法によった。
 4 * は5%水準 ($p < .05$)、** は1%水準 ($p < .01$) で、それぞれ有意な比率差があることを示す。
 5 ③・⑨は、不明の者を除く。
 6 ③の「婚姻」は、内縁関係によるものを含む。
 7 ④の「性非行・性犯罪による前科等」は、性非行による前歴・保護処分歴及び性犯罪による前科・前歴をいう。
 8 ⑤の「粗暴犯」は、傷害、暴行、脅迫及び暴力行為等処罰法違反をいう。
 9 ⑦の「執行猶予中等」は、単純執行猶予中、保護観察処分中、少年院仮退院中、仮釈放中及び保護観察付執行猶予中である。

なお、刑法犯群に限って、調査対象事件中の性犯罪における住居侵入の有無別及び凶器の使用の有無別に、性犯罪再犯率を見たところ、両者共に明確な関連は認められなかった。

最後に、出所受刑者のうち、性犯罪再犯ありの者となしの者について、性格検査である法務省式人格目録 (MJPI) の基本尺度ごとの得点分布を比較して見ると、**4-4-9図**のとおりである。性犯罪再犯なしの者と比べて、性犯罪再犯ありの者の方が、自信欠如傾向（他人の評価を気にし、自分の能力や行動に自信を持ってない傾向）、抑うつ傾向（ささいなことに気が沈み、消極的、悲観的、絶望的になり、暗い気分が続く傾向）、偏狭傾向（自己中心的で社会に対する不平不満を持ち、被害感、不信感などが強い傾向）の各基本尺度において得点が有意に高いことが示されている。

4-4-9 図

出所受刑者 性格検査得点分布（性犯罪再犯の有無別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省式人格目録（MJPI）のT得点（集団の中における個人の相対的な位置付けを示す得点）が、不明の者を除く。
 3 法務省式人格目録（MJPI）の13の基本尺度のT得点の分布を示す。

4 処遇プログラムの受講と再犯状況

出所受刑者について、法務省矯正局から提供を受けた刑事施設における性犯罪再犯防止指導（第3章第1節1項参照）の実施結果と法務省保護局から提供を受けた保護観察所における性犯罪者処遇プログラムのうちのコア・プログラム（同章第2節2項（1）参照）の実施結果を基に、処遇プログラムの受講の有無及び再犯状況について分析した。分析に際しては、全対象者のうち、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点において服役中の者、服役中に死亡した者、本来処遇プログラムの受講対象にはなり得ない者等を除外した。その上で、処遇プログラムの受講の有無及び出所事由に着目し、三つの群、すなわち、①刑事施設における性犯罪再犯防止指導及び保護観察所における性犯罪者処遇プログラム（コア・プログラム）の双方を受講した者（以下この節において「双方受講群（仮釈放者）」という。）と、②刑事施設及び保護観察所のいずれにおいても性犯罪者を対象とした処遇プログラムを受講していない者のうち、出所事由が仮釈放であった者（以下この節において「双方非受講群（仮釈放者）」という。），

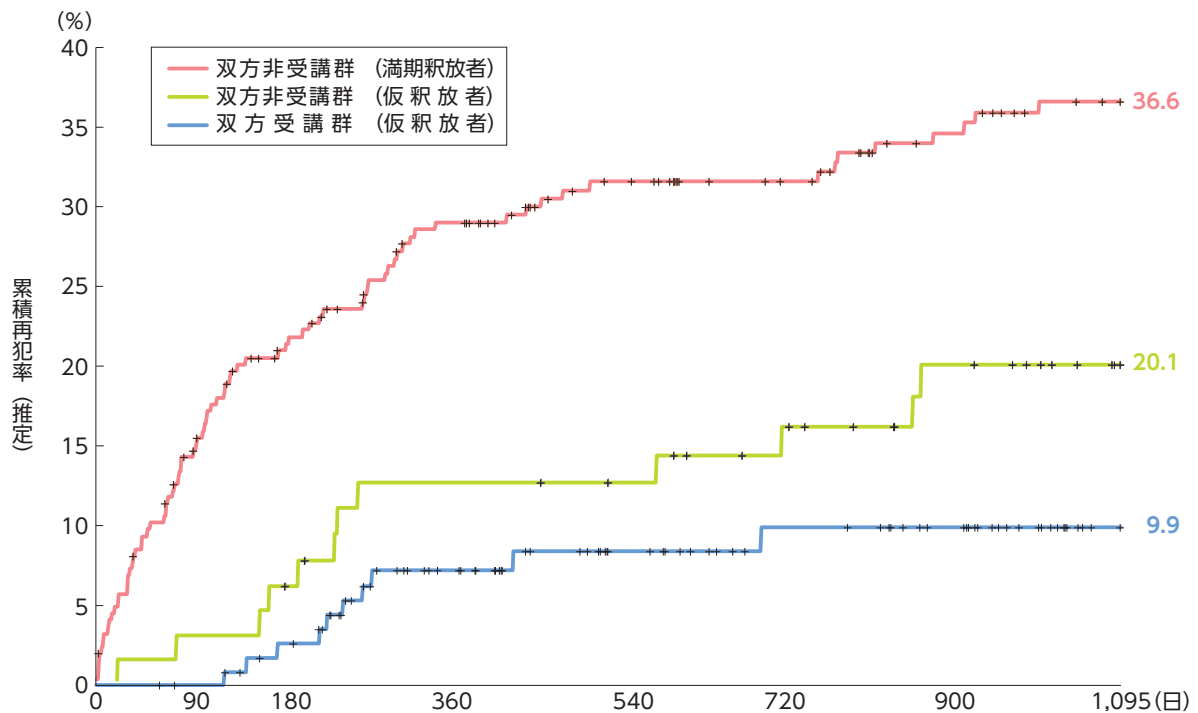
③刑事施設及び保護観察所のいずれにおいても性犯罪者を対象とした処遇プログラムを受講していない者のうち、出所事由が満期釈放であった者（以下この節において「双方非受講群（満期釈放者）」という。）を設定し、その3群について再犯率を比較した。なお、保護観察所における性犯罪者処遇プログラムは、「性犯罪等対象者」の類型に認定された仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の男子に対して実施するもの（同章第2節2項（1）参照）であるため、双方受講群は仮釈放者のみとなっている。出所受刑者のうち、双方受講群（仮釈放者）は120人、双方非受講群（仮釈放者）は64人、双方非受講群（満期釈放者）は247人であった。刑事施設からの出所日を起算点として最長3年の範囲で再犯の有無を調べたほか、再犯がある場合には、出所日から再犯日、再犯がない場合には、出所日から調査の終了時点までの日数を対象者ごとに計上した。

前記の三つの群別に全再犯の再犯状況を見ると、**4-4-10図**のとおりである。図中の表の数字は、各経過期間までの再犯者の累積人員を示しており、例えば、双方非受講群（満期釈放者）では、総数247人のうち、90日経過時点までに33人、720日経過時点までに74人、1,095日経過時点までに82人が、いずれかの罪名の再犯に及んでいることが分かる。調査の終了時点において、双方受講群（仮釈放者）においては120人中10人、双方非受講群（仮釈放者）においては64人中12人、双方非受講群（満期釈放者）においては247人中82人が全再犯に及んでいた。

同様に、三つの群別に性犯罪の再犯状況を見ると、**4-4-11図**のとおりである。調査の終了時点において、双方受講群（仮釈放者）においては120人中6人、双方非受講群（仮釈放者）においては64人中10人、双方非受講群（満期釈放者）においては247人中53人が性犯罪再犯に及んでいた。

4-4-10図

処遇プログラム受講群別 再犯状況（全再犯）

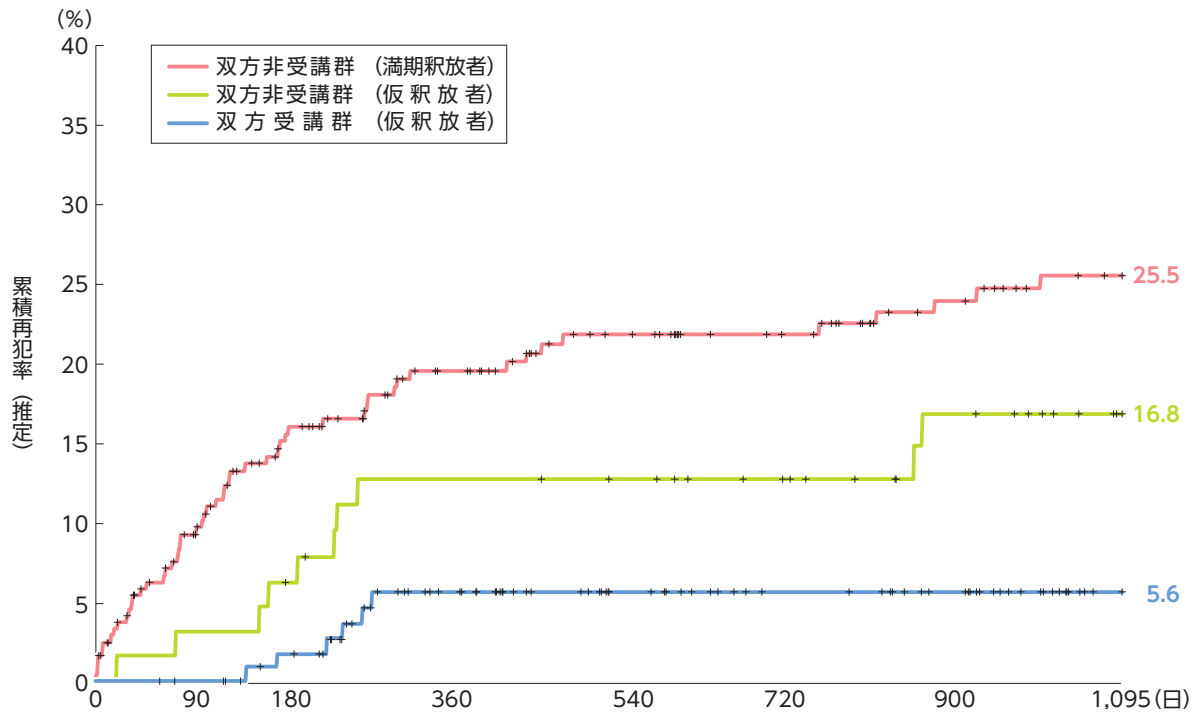


区 分	経 過 日 数						
	～ 90日	～ 180日	～ 360日	～ 540日	～ 720日	～ 900日	～ 1,095日
双方非受講群 （満期釈放者） （247）	33 〔13.4〕	50 〔20.5〕	68 〔28.6〕	74 〔31.6〕	74 〔31.6〕	79 〔34.6〕	82 〔36.6〕
双方非受講群 （仮釈放者） （64）	2 〔3.1〕	3 〔4.7〕	8 〔12.7〕	8 〔12.7〕	9 〔14.4〕	12 〔20.1〕	12 〔20.1〕
双方受講群 （仮釈放者） （120）	—	2 〔1.7〕	8 〔7.2〕	9 〔8.4〕	10 〔9.9〕	10 〔9.9〕	10 〔9.9〕

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 グラフ中の「+」は、調査対象事件の裁判確定から5年が経過したことなどにより観測を終了したことを示す。
 3 図中の「累積再犯率（推定）」は、各時点までの再犯者の累積人員と、当該時点までに観測中で再犯の機会があった者（調査対象事件の裁判確定から5年が経過しておらず、かつ、再犯のない者）の数をを用いて算出している推定値のため、各群の総人員に占める再犯者の累積人員の比率とは一致しない。
 4 表中の「経過日数」は、刑事施設の出所日から経過した日数をいう。
 5 表中の数字は、当該時点までの再犯者の累積人員を示す。
 6 表中の（ ）内は、各群の実人員を、〔 〕内は、その時点での累積再犯率（推定）を示す。

4-4-11 図

処遇プログラム受講群別 再犯状況（性犯罪再犯）



区 分	経 過 日 数						
	～ 90日	～ 180日	～ 360日	～ 540日	～ 720日	～ 900日	～ 1,095日
双方非受講群 (満期釈放者) (247)	20 [8.3]	32 [13.7]	44 [19.5]	48 [21.8]	48 [21.8]	51 [23.9]	53 [25.5]
双方非受講群 (仮釈放者) (64)	2 [3.1]	3 [4.7]	8 [12.7]	8 [12.7]	8 [12.7]	10 [16.8]	10 [16.8]
双方受講群 (仮釈放者) (120)	—	1 [0.9]	6 [5.6]	6 [5.6]	6 [5.6]	6 [5.6]	6 [5.6]

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 グラフ中の「+」は、調査対象事件の裁判確定から5年が経過したこと、性犯罪以外の再犯を起こしたことなどにより観測を終了したことを示す。
 3 図中の「累積再犯率（推定）」は、各時点までの再犯者の累積人員と、当該時点までに観測中で再犯の機会があった者（調査対象事件の裁判確定から5年が経過しておらず、かつ、再犯のない者）の数をを用いて算出している推定値のため、各群の総人員に占める再犯者の累積人員の比率とは一致しない。
 4 表中の「経過日数」は、刑事施設の出所日から経過した日数をいう。
 5 表中の数字は、当該時点までの再犯者の累積人員を示す。
 6 表中の（ ）内は、各群の実人員を、[] 内は、その時点での累積再犯率（推定）を示す。

5 処遇プログラムの効果検証

刑事施設における性犯罪再犯防止指導は、性犯罪者調査等を通じて性犯罪の再犯リスクが高いとされる受刑者を特定し、受講の優先度の高い者に実施されるよう配慮されているものの、受講する受刑者の選定に当たっては、刑期の長短等様々な要因の影響を受けざるを得ない事情がある（第3章第1節1項（1）参照）。また、保護観察所における性犯罪者処遇プログラム（コア・プログラム）も、実施対象者の選定に当たっては、保護観察期間の長短等様々な要因の影響を受けざるを得ない事情がある（第3章第2節2項（1）参照）。したがって、処遇プログラムを受講した群に属する対象者と、同プログラムを受講していない群に属する対象者とでは、同プログラムの受講の有無以外にも再犯と関連する要因においてそもそもの差異がある可能性を排除できない。そのため、前記のように、処遇プログラムの受講群別に、刑事施設出所後の再犯率を比較するだけでは、厳密には処遇プログラムの効果検証とはならない。

そこで、前記の双方受講群（仮釈放者）に属する者を「受講群」、双方非受講群（仮釈放者）及び双方非受講群（満期釈放者）に属する者を「非受講群」とし、両群間における差異を調整した上で、処遇プログラムの受講が将来の再犯に与える影響について検討することとした。具体的には、先行研究^(※8)において再犯との関連が最も強いとされる要因の一つであり、かつ、処遇プログラム等の介入による変化の影響を受けない反社会的行動の履歴（history of antisocial behavior）の差異を調整することとし、モデルの中に、処遇プログラムの受講の有無と、調査対象者の基本的属性（刑事施設出所時の年齢、犯行時の就労状況）に加えて、性犯罪の累行性の指標（性非行・性犯罪による前科等の有無）、一般的な犯罪性の指標（性犯罪以外の犯罪による前科の有無、犯罪傾向の進捗、自由刑実刑前科の回数）を共変量として投入し、Coxの比例ハザードモデル^(※9)を用いて処遇プログラムの効果を検証した。

4-4-12表は、全再犯までの経過期間について、Coxの比例ハザードモデルによる回帰分析を実施した結果を示したものである。

ここで、同表中のハザード比（Hazard Ratio）^(※10)に着目すると、ハザード比が1よりも統

（※8） Andrews, D. A., & Bonta, J. (2010) *The Psychology of Criminal Conduct (5th edition)*. Newark, NJ: LexisNexis/Matthew Bender.

（※9） 本分析の前提である比例ハザード性の仮定については、二重対数変換プロット（log-minus-log survival plot）により仮定が満たされていることを確認した。

（※10） ここで、再犯を例にとると、ハザードとは、ある時点tまでに再犯をしなかった対象者が次の瞬間に再犯をする確率をいい、ハザード比とは、ある要因が存在する対象者が時点tまでに再犯をしなかった場合に次の瞬間に再犯をする確率と、その要因が存在しない対象者が時点tまでに再犯をしなかった場合に次の瞬間に再犯をする確率との比をいう。

計的に有意に大きい場合は、モデル内の他の要因の影響を調整した上でもなお、その要因の存在が再犯のリスクを増加させることを意味し、ハザード比が1よりも統計的に有意に小さい場合は、同じくモデル内の他の要因の影響を調整した上でもなお、その要因の存在が再犯のリスクを減少させることを意味する。**4-4-12表**を見ると、処遇プログラムの受講の要因は5%水準で有意となり、ハザード比の値が0.40であるから、モデル内の他の要因が再犯に与える影響を調整した上でもなお、処遇プログラムの受講が全再犯のリスクを減少させるという結果が得られた。

4-4-12表

Coxの比例ハザードモデルによる回帰分析の結果（全再犯）

	<i>B</i>	<i>SE</i>	Wald	HR	95%信頼区間		<i>p</i> 値
					下限	上限	
処遇プログラムの受講	-0.91	0.35	6.77	0.40	0.20	0.80	0.01
出所時年齢	-0.01	0.01	1.45	0.99	0.97	1.01	0.23
犯行時に無職	0.44	0.21	4.30	1.56	1.02	2.36	0.04
性非行・性犯罪による前科等あり	0.75	0.24	9.60	2.12	1.32	3.42	0.00
その他の犯罪による前科あり	-0.16	0.25	0.41	0.85	0.52	1.39	0.52
犯罪傾向の進捗	1.19	0.28	17.54	3.29	1.88	5.75	0.00
自由刑実刑前科の回数	0.09	0.04	4.53	1.09	1.01	1.19	0.03

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「性非行・性犯罪による前科等」は、性非行による前歴・保護処分歴及び性犯罪による前科・前歴をいう。

3 「その他の犯罪による前科」は、性犯罪以外の犯罪による前科をいう。

4 「犯罪傾向の進捗」は、受刑者の犯罪傾向の進捗を示す処遇指標がA指標（犯罪傾向が進んでいない者）であれば「0」、B指標（犯罪傾向が進んでいる者）であれば「1」としている。

5 「HR」は、ハザード比（Hazard Ratio）である。

6 *p* 値は、Wald検定による有意確率である。

同様に、**4-4-13表**は、性犯罪再犯までの経過期間について、Coxの比例ハザードモデルによる回帰分析を実施した結果を示したものである。処遇プログラムの受講の要因は5%水準で有意となり、ハザード比の値が0.34であるから、全再犯の場合と同様に、モデル内の他の要因が性犯罪再犯に与える影響を調整した上でもなお、処遇プログラムの受講が性犯罪再犯のリスクを減少させるという結果が得られた。

なお、本分析においては、犯罪の累行性等の観点に関しては一定程度統制しているものの、処遇プログラム受講対象者であっても刑期が5年以上である者については除外されていることや、追跡期間が十分には確保されていないことなどの限界がある。こうした研究設計に起因す

る限界があることから、結果の解釈に当たってはそれらの点を考慮に入れる必要がある。

4-4-13表

Coxの比例ハザードモデルによる回帰分析の結果（性犯罪再犯）

	<i>B</i>	<i>SE</i>	Wald	HR	95%信頼区間		<i>p</i> 値
					下限	上限	
処遇プログラムの受講	-1.07	0.45	5.75	0.34	0.14	0.82	0.02
出所時年齢	-0.01	0.01	0.41	0.99	0.97	1.02	0.52
犯行時に無職	0.37	0.26	1.97	1.45	0.86	2.43	0.16
性非行・性犯罪による前科等あり	1.93	0.44	19.26	6.92	2.92	16.41	0.00
その他の犯罪による前科あり	-0.58	0.30	3.84	0.56	0.31	1.00	0.05
犯罪傾向の進度	1.20	0.34	12.48	3.33	1.71	6.49	0.00
自由刑実刑前科の回数	0.09	0.05	2.74	1.09	0.98	1.22	0.10

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「性非行・性犯罪による前科等」は、性非行による前歴・保護処分歴及び性犯罪による前科・前歴をいう。

3 「その他の犯罪による前科」は、性犯罪以外の犯罪による前科をいう。

4 「犯罪傾向の進度」は、受刑者の犯罪傾向の進度を示す処遇指標がA指標（犯罪傾向が進んでいない者）であれば「0」、B指標（犯罪傾向が進んでいる者）であれば「1」としている。

5 「HR」は、ハザード比（Hazard Ratio）である。

6 *p* 値は、Wald検定による有意確率である。

第5節 複数回の性犯罪を行った者の特徴

性犯罪を複数回行う者の中には、同様の犯行態様の性犯罪を繰り返す者もいれば、異なる犯行態様の性犯罪に及ぶ者も存在する。この節では、性犯罪を繰り返す者の特徴を明らかにするために、性犯罪前科のある者に着目して、その前科の内容等を調査分析した結果について紹介する。

1 性犯罪前科調査の概要

全対象者中、調査対象事件中の性犯罪により五つの性犯罪者類型（単独強姦型、集団強姦型、強制わいせつ型、小児わいせつ型及び小児強姦型）のいずれかに類型化された者から、刑事確定記録等の資料を基に性犯罪前科のある者252人を抽出し、そのうち調査のために必要な資料を入手できた232人（全対象者のうちの13.0%。以下この節において「性犯罪前科調査対象者」という。）について、その性犯罪前科の内容等について調査分析した。性犯罪前科調査対象者の前科の総数398件について、裁判内容別に見ると、懲役（実刑）が186件（46.7%）と最も多く、次いで、罰金が131件（32.9%）、懲役（単純執行猶予）が59件（14.8%）、懲役（保護観察付執行猶予）が22件（5.5%）の順であった。

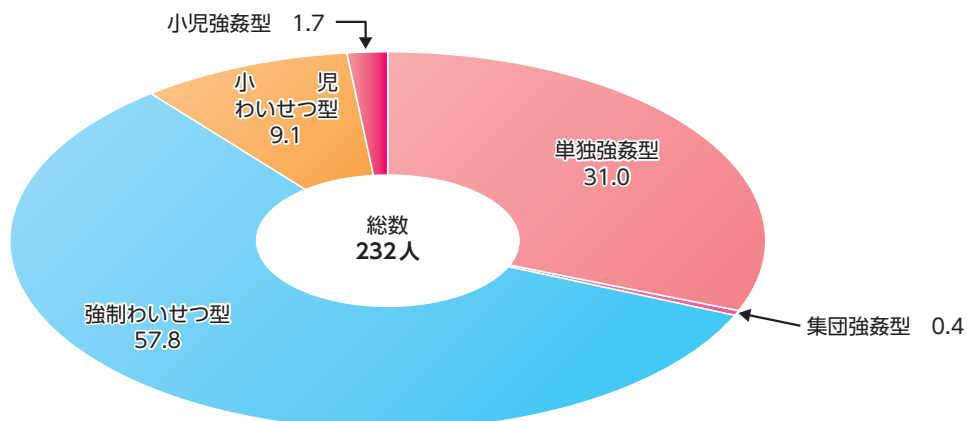
2 性犯罪前科調査対象者の基本的属性等

（1）性犯罪者類型

性犯罪前科調査対象者について、性犯罪者類型別構成比を見ると、**4-5-1図**のとおりである。強制わいせつ型の人員が最も多く、約6割を占めている。

4-5-1 図

性犯罪前科調査対象者 性犯罪者類型別構成比



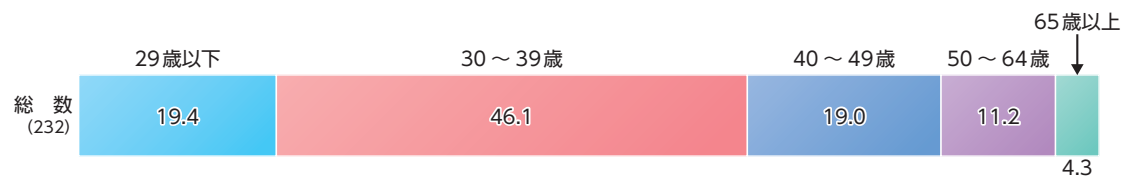
注 法務総合研究所の調査による。

(2) 犯行時の年齢層

性犯罪前科調査対象者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、**4-5-2図**のとおりである。平均年齢は38.3歳であり、最年少は21歳、最高齢は77歳であった。

4-5-2 図

性犯罪前科調査対象者 年齢層別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 犯行時の年齢による。

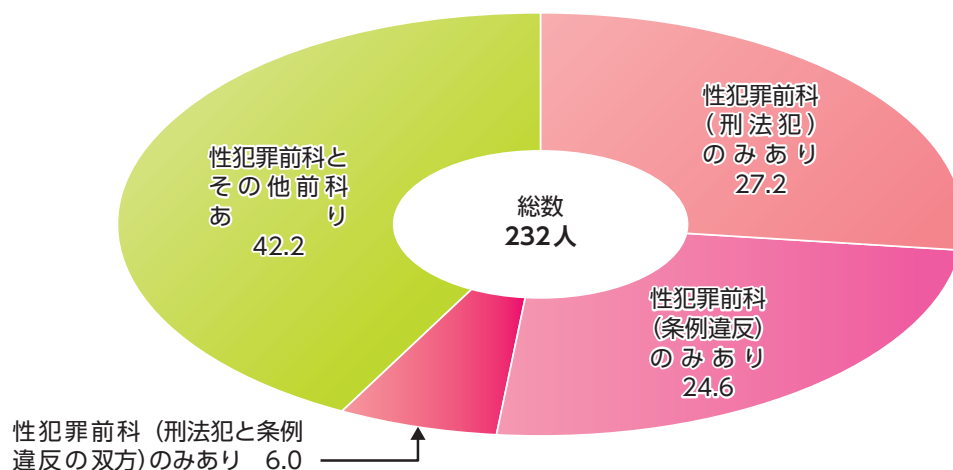
(3) 前科

性犯罪前科調査対象者について、性犯罪前科の回数別構成比を見ると、1回の者が62.5%（145人）、2回の者が24.1%（56人）、3回の者が5.2%（12人）、4回以上の者が8.2%（19人）であり、回数が最も多いのは10回（1人）であった。

性犯罪前科調査対象者について、前科の内容別構成比を見ると、**4-5-3図**のとおりである。性犯罪前科のみある者は134人（57.8%）であり、性犯罪以外の前科もある者は98人（42.2%）であった。また、性犯罪以外の前科もある者98人のうち、粗暴犯前科のある者は43人（43.9%）であった。なお、性的な動機に基づくと考えられるものの被害者との身体的接触を持たない犯罪による前科を見ると、窃盗のうち色情ねらいの前科のある者は8人（3.4%）、公然わいせつの前科のある者は2人（0.9%）であり、児童福祉法違反の前科のある者はいなかった。

4-5-3 図

性犯罪前科調査対象者 前科の内容別構成比



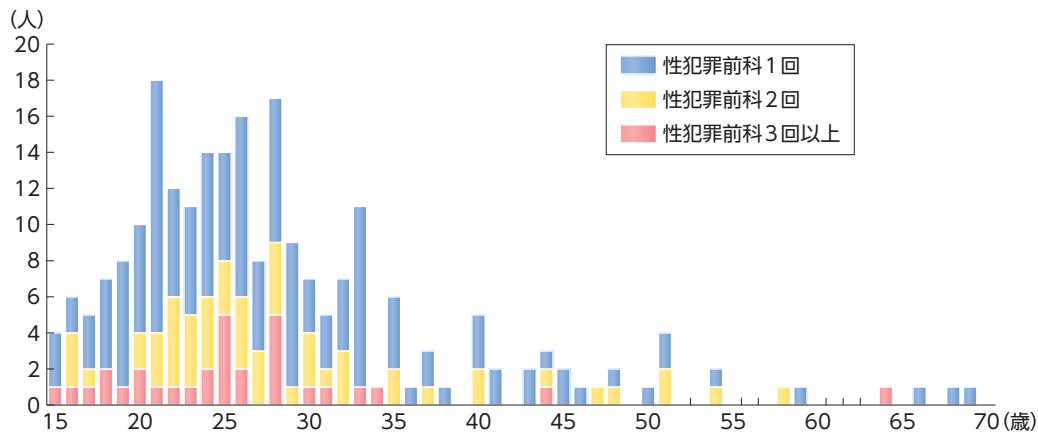
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「性犯罪前科（刑法犯）」は、性犯罪前科の罪名に強姦又は強制わいせつを含むものをいう。
3 「性犯罪前科（条例違反）」は、性犯罪前科の罪名が条例違反のみによるものをいう。

（４） 初回の性非行・性犯罪時の年齢

性犯罪前科調査対象者について、初回の性非行・性犯罪時の年齢別人員を見ると、**4-5-4図**のとおりである。

4-5-4 図

性犯罪前科調査対象者 初回の性非行・性犯罪時の年齢別人員



注 法務総合研究所の調査による。

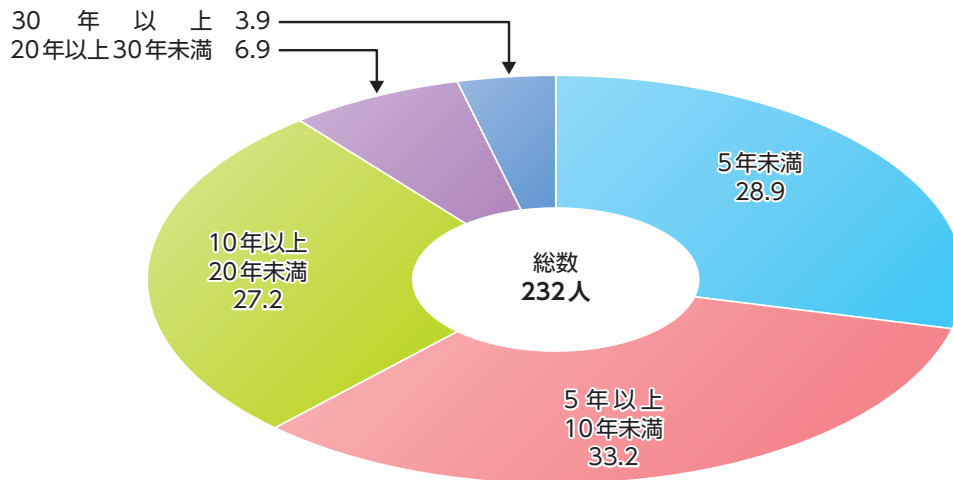
性犯罪前科調査対象者の初回の性非行・性犯罪時の平均年齢は28.3歳であり、最年少は15歳（4人）、最高齢は69歳（1人）であった。初回の性非行・性犯罪時の年齢は、19歳以下の者が30人（12.9%）、20～29歳の者が129人（55.6%）であり、3回以上の性犯罪前科のある者31人に限ると、19歳以下の者が6人（19.4%）、20～29歳の者が19人（61.3%）と、さらに29歳以下の若年層の占める割合が高い。一方、性犯罪前科調査対象者のうち、40歳以降に初回の性犯罪を行った者は232人中31人（13.4%）であった。

（５） 初回の性非行・性犯罪時から犯行時までの経過期間

性犯罪前科調査対象者について、初回の性非行・性犯罪時から犯行時までの経過期間を見ると、**4-5-5図**のとおりである。調査対象事件以前に懲役の実刑に処せられたことがある者は、232人のうち120人（51.7%）であり、その場合の刑事施設における服役期間も経過期間に含まれているものの、20年以上の者が約1割（25人）を占めている。これらの者のうち、調査対象事件以前に性犯罪により服役したことがある者は20人、その平均服役回数は2.5回であり、複数回の服役にもかかわらず長期間にわたって性犯罪を反復する者が一定数いることがうかがわれる。

4-5-5 図

性犯罪前科調査対象者 初回の性非行・性犯罪時からの経過期間



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「経過期間」は、初回の性非行・性犯罪時から犯行時までの期間をいい、服役期間を含む。

3 2回以上の性犯罪前科がある者の特徴

性犯罪を繰り返す者の性犯罪事件の内容の推移を見るために、調査対象事件以前に2回以上の性犯罪前科のある者87人のうち、調査対象事件中の性犯罪により小児強姦型と類型化された者1人を除いた86人（以下この節において「性犯罪前科2回以上の者」という。）について、それぞれの性犯罪前科の内容に性犯罪者類型を当てはめて整理し分析を行った。なお、この項において、性犯罪前科2回以上の者に見られる特徴を事件の内容に即して詳細に見るため、強制わいせつ型に当てはまる調査対象事件中の性犯罪及び性犯罪前科については、その犯行態様が公共の乗り物内における痴漢行為であるものとそれ以外のものとに分けて類型化を行い、前者を強制わいせつ（痴漢）型、後者を強制わいせつ（その他）型とする。また、本章第3節で用いた性犯罪者類型の痴漢型は、条例違反（痴漢）型とする。

（1）類型別の特徴

ア 単独強姦型

性犯罪前科2回以上の者のうち、調査対象事件中の性犯罪により単独強姦型と類型化された者19人について、その性犯罪前科の内容に性犯罪者類型を当てはめてその推移を見ると、4-5-6図のとおりである。この図は、縦軸を対象者、横軸を性犯罪前科の回数とし、対象者ごとに、左から順に時系列で、その者の性犯罪前科の内容に当てはまる性犯罪者類型を並べて示したものである。最も性犯罪前科が多い者（No. 1）は、5回の性犯罪前科があり、その内訳は、時

系列で順に、単独強姦型、小児強姦型、単独強姦型、小児強姦型、単独強姦型となっている。

4-5-6 図

性犯罪前科の推移（単独強姦型）

前科回数 対象者	1回	2回	3回	4回	5回	6回
No.1	単独強姦	小児強姦	単独強姦	小児強姦	単独強姦	調査対象事件
No.2	小児わいせつ	強制わいせつ (その他)	単独強姦	単独強姦	調査対象事件	
No.3	単独強姦	強制わいせつ (その他)	単独強姦	調査対象事件		
No.4	単独強姦	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.5	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.6	強制わいせつ (その他)	単独強姦	調査対象事件			
No.7	単独強姦	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.8	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件			
No.9	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件			
No.10	小児わいせつ	小児わいせつ	調査対象事件			
No.11	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.12	単独強姦	単独強姦	調査対象事件			
No.13	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.14	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.15	強制わいせつ (その他)	単独強姦	調査対象事件			
No.16	単独強姦	単独強姦	調査対象事件			
No.17	単独強姦	単独強姦	調査対象事件			
No.18	単独強姦	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.19	単独強姦	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 性犯罪前科2回以上の者に限る。
 3 調査対象事件中の性犯罪により単独強姦型と類型化された者の性犯罪前科を示す。
 4 「強制わいせつ（その他）」は、強制わいせつ型のうち、犯行態様が公共の乗り物内における痴漢行為以外のものをいう。

19人による44件の性犯罪前科のうち19件（43.2%）が、調査対象事件中の性犯罪と同じ単独強姦型によるものであった。全ての性犯罪前科が単独強姦型である者（3人）もいれば、条例違反（痴漢）型の前科のみを有している者（2人）もいた。また、性犯罪前科に強制わいせつ（その他）型を有する者は、19人中12人（63.2%）であった。

イ 強制わいせつ（その他）型

性犯罪前科2回以上の者のうち、調査対象事件中の性犯罪により強制わいせつ（その他）型と類型化された者25人について、その性犯罪前科の内容に性犯罪者類型を当てはめてその推移を見ると、4-5-7図のとおりである。

4-5-7 図

性犯罪前科の推移（強制わいせつ（その他）型）

前科回数 対象者	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回
No.1	強制わいせつ (その他)	小児わいせつ	強制わいせつ (その他)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件
No.2	単独強姦	単独強姦	単独強姦	単独強姦	調査対象事件		
No.3	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件		
No.4	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件			
No.5	単独強姦	単独強姦	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.6	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.7	単独強姦	単独強姦	単独強姦	調査対象事件			
No.8	単独強姦	単独強姦	条例違反 (痴漢)	調査対象事件			
No.9	単独強姦	単独強姦	強制わいせつ (その他)	調査対象事件			
No.10	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				
No.11	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				
No.12	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				
No.13	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				
No.14	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				
No.15	単独強姦	単独強姦	調査対象事件				
No.16	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件				
No.17	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				
No.18	強制わいせつ (その他)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				
No.19	強制わいせつ (その他)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				
No.20	単独強姦	単独強姦	調査対象事件				
No.21	単独強姦	単独強姦	調査対象事件				
No.22	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件				
No.23	単独強姦	単独強姦	調査対象事件				
No.24	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件				
No.25	強制わいせつ (その他)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 性犯罪前科2回以上の者に限る。

3 調査対象事件中の性犯罪により強制わいせつ（その他）型と類型化された者の性犯罪前科を示す。

4 「強制わいせつ（その他）」は、強制わいせつ型のうち、犯行態様が公共の乗り物内における痴漢行為以外のものをいう。

25人による64件の性犯罪前科は、調査対象事件中の性犯罪と同じ強制わいせつ（その他）型が18件（28.1％）、単独強姦型が21件（32.8％）、条例違反（痴漢）型が24件（37.5％）とそれぞれ3割前後を占めていた。また、25人のうち性犯罪前科に単独強姦型のみを有する者が6人、条例違反（痴漢）型のみを有する者が7人、強制わいせつ（その他）型のみを有する者が3人であり、残りの9人の性犯罪前科には複数の類型が混在していた。

ウ 小児わいせつ型

性犯罪前科2回以上の者のうち、調査対象事件中の性犯罪により小児わいせつ型と類型化された者13人について、その性犯罪前科の内容に性犯罪者類型を当てはめてその推移を見ると、4-5-8図のとおりである。

4-5-8 図

性犯罪前科の推移（小児わいせつ型）

前科回数 対象者	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回
No.1	小児わいせつ	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (その他)	小児強姦	小児わいせつ	強制わいせつ (その他)	調査対象事件
No.2	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件	
No.3	小児わいせつ	小児わいせつ	小児わいせつ	小児わいせつ	小児わいせつ	調査対象事件	
No.4	単独強姦	小児わいせつ	小児わいせつ	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件	
No.5	小児わいせつ	小児わいせつ	小児わいせつ	小児わいせつ	調査対象事件		
No.6	小児わいせつ	小児わいせつ	小児わいせつ	小児わいせつ	調査対象事件		
No.7	小児わいせつ	小児わいせつ	小児強姦	小児わいせつ	調査対象事件		
No.8	小児わいせつ	小児わいせつ	小児わいせつ	調査対象事件			
No.9	小児わいせつ	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				
No.10	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (その他)	調査対象事件				
No.11	条例違反 (痴漢)	小児わいせつ	調査対象事件				
No.12	小児わいせつ	小児わいせつ	調査対象事件				
No.13	小児わいせつ	条例違反 (痴漢)	調査対象事件				

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 性犯罪前科2回以上の者に限る。
 3 調査対象事件中の性犯罪により小児わいせつ型と類型化された者の性犯罪前科を示す。
 4 「強制わいせつ（その他）」は、強制わいせつ型のうち、犯行態様が公共の乗り物内における痴漢行為以外のものをいう。

13人による46件の性犯罪前科のうち28件（60.9％）が、調査対象事件中の性犯罪と同じ小児わいせつ型によるものであった。前記2類型と比較すると、複数回にわたり同一の類型に当て

はまる犯行に及ぶ者が多く存在する。

エ 強制わいせつ（痴漢）型

性犯罪前科2回以上の者のうち、調査対象事件中の性犯罪により強制わいせつ（痴漢）型と類型化された者29人について、その性犯罪前科の内容に性犯罪者類型を当てはめてその推移を見ると、**4-5-9図**のとおりである。

29人による97件の性犯罪前科のうち91件（93.8%）が、強制わいせつ（痴漢）型又は条例違反（痴漢）型で占められている。

4-5-9 図

性犯罪前科の推移（強制わいせつ（痴漢）型）

前科回数 対象者	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回
No.1	強制わいせつ (その他)	強制わいせつ (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件
No.2	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (その他)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件	
No.3	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件		
No.4	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	盗撮	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件			
No.5	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	調査対象事件					
No.6	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件					
No.7	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件					
No.8	単独強姦	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件							
No.9	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件							
No.10	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	調査対象事件							
No.11	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件							
No.12	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.13	強制わいせつ (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.14	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.15	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.16	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.17	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.18	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	調査対象事件								
No.19	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.20	条例違反 (痴漢)	強制わいせつ (痴漢)	調査対象事件								
No.21	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.22	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.23	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.24	盗撮	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.25	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.26	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.27	強制わいせつ (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								
No.28	盗撮	強制わいせつ (痴漢)	調査対象事件								
No.29	条例違反 (痴漢)	条例違反 (痴漢)	調査対象事件								

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 性犯罪前科2回以上の者に限る。
 3 調査対象事件中の性犯罪により強制わいせつ（痴漢）型と類型化された者の性犯罪前科を示す。
 4 強制わいせつ型のうち、「強制わいせつ（痴漢）」は、犯行態様が公共の乗り物内における痴漢行為のものをいい、「強制わいせつ（その他）」は、強制わいせつ（痴漢）以外のものをいう。

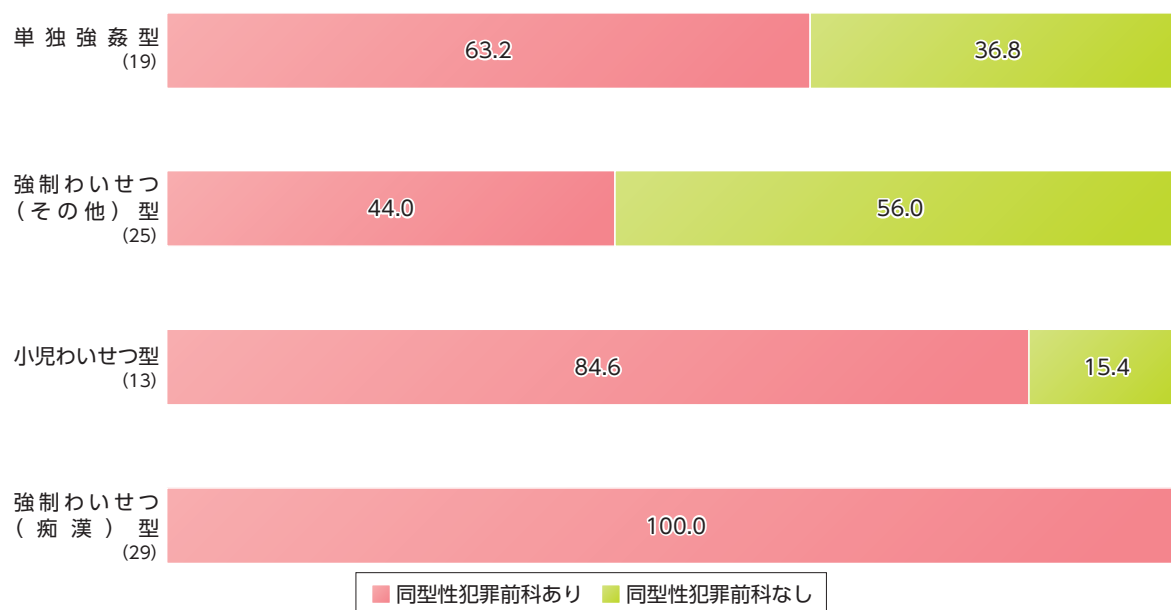
(2) 性犯罪前科2回以上の者における同型性犯罪前科の有無

性犯罪前科2回以上の者について、調査対象事件中の性犯罪と同一の類型の性犯罪前科（以下この節において「同型性犯罪前科」という。）の有無別構成比を類型別に見ると、**4-5-10図**のとおりである。

同型性犯罪前科のある者の割合は、調査対象事件中の性犯罪により強制わいせつ（その他）型と類型化された者で、44.0%と最も低く、次いで、単独強姦型で63.2%、小児わいせつ型で84.6%の順であった。また、**4-5-9図**を併せて見ると、調査対象事件中の性犯罪により強制わいせつ（痴漢）型と類型化された者の性犯罪前科は、強制わいせつ（痴漢）型又は条例違反（痴漢）型で大半が占められており、29人全員に同型性犯罪前科があった。

4-5-10図

性犯罪前科2回以上の者 同型性犯罪前科の有無別構成比（類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 強制わいせつ型のうち、「強制わいせつ（痴漢）型」は、犯行態様が公共の乗り物内における痴漢行為のものをいい、「強制わいせつ（その他）型」は、強制わいせつ（痴漢）型以外のものをいう。

3 「同型性犯罪前科」は、調査対象事件中の性犯罪と同一の類型の性犯罪前科をいう。ただし、強制わいせつ（痴漢）型の同型性犯罪前科には、条例違反（痴漢）型を含む。

4 （ ）内は、実人員である。

第5章 まとめ

本報告では、統計資料等に基づき、最近の性犯罪の動向、処遇の各段階において取り組まれている各種施策を概観したほか、性犯罪を含む事件で懲役刑の有罪判決を受け、平成20年7月1日から21年6月30日までの間に裁判が確定した者を対象として特別調査を行い、多様な性犯罪者の実態を明らかにするとともに、裁判確定から5年が経過した時点における再犯の有無及び再犯の内容等を見ることによって、再犯に関連する要因等の検討を行った。さらに、性犯罪前科のある者を対象として、その前科に係る事件の概要等を見ることによって、性犯罪を繰り返して行う者の特徴についても明らかにした。

本章では、性犯罪の動向、多様な性犯罪者の実態を概観した上で、性犯罪者に対して、今後の再犯防止対策を検討する上で留意すべきと思われる点について考察する。

第1節 性犯罪の動向

本節では、第2章の性犯罪の動向分析を基に、強姦と強制わいせつに着目した上で、それぞれの特徴について概観する。

1 発生状況及び処理状況

近年の認知件数を見ると、強姦は減少傾向にあるが、強制わいせつは増加傾向にある。平成26年における処遇の各段階での処理状況等を見ると、検挙件数、検察庁の終局処理人員、入所受刑者人員、少年院入院者人員、保護観察開始人員において、それぞれ、強制わいせつが強姦を上回っている。特に、強制わいせつの検挙件数、検挙人員は、統計を取り始めた昭和41年以降で最多であった。

被害者と被疑者の関係を見ると、強姦、強制わいせつ共に、被害者が「親族」及び「面識あり」の割合が上昇傾向にある。また、被害者の年齢層を見ると、強姦、強制わいせつ共に、一貫して未成年者や20～29歳の者の割合が高い。特に13歳未満の被害者数では、平成26年は7年と比べて、強姦の被害者、強制わいせつの男子の被害者で、それぞれ増加している。

平成26年の強姦、強制わいせつの科刑状況を見ると、執行猶予率は、通常第一審における終局処理人員総数と比べて、強姦では低く、強制わいせつでは高い。刑期が5年を超える者の人

員について、26年は7年と比べて、強姦では約3.4倍に、強制わいせつでは5倍に、それぞれ増加している。

強姦、強制わいせつ共に、平成26年の仮釈放率は、出所受刑者総数より高いものの、刑の執行率が低い段階で仮釈放が許される者の占める割合は、有期刑の仮釈放許可決定人員の総数と比べて低い。

平成26年の保護観察開始人員における執行猶予者の保護観察率は、執行猶予者総数（10.0%）と比べて、強姦では20.3pt、強制わいせつでは14.8pt 高い。

強姦、強制わいせつの者の一般的な特徴は次のとおりである。まず、検挙人員の年齢層を見ると、強姦、強制わいせつ共に、少年の割合は、昭和60年ではそれぞれ30%台と他の年齢層と比べて最も高かったが、平成26年にはそれぞれ10%台まで低下している。もっとも、少年による強姦の検挙人員は、19年以降おおむね横ばいであり、強制わいせつの検挙人員は、19年から増加傾向である。一方で、20～29歳及び30～39歳の者の割合は、一貫して約5割から6割を占め、更に近年の検挙人員における高年齢化は、強姦、強制わいせつにおいても見られる。

入所受刑者の犯行時の生活環境及び居住状況を見ると、強姦、強制わいせつ共に、入所受刑者総数と比べて、有職者の割合は高く、住居不定の者の割合は低い。さらに、強姦、強制わいせつ共に、入所受刑者総数と比べて、未婚の者の割合は高く、高校卒業以上の学歴を有する者の割合についても、同様に高い。

強姦、強制わいせつの出所受刑者の帰住先を見ると、仮釈放者、満期釈放者共に、出所受刑者総数と比べて「父・母」のもとに帰住する者の割合が高い。もっとも、強姦、強制わいせつ共に、満期釈放者の約4割が、適当な帰住先がない「その他」であった。

2 再犯者・再入者の状況

強姦の再犯者率は、おおむね横ばいであり、一般刑法犯の再犯者率より高い。強制わいせつの再犯者率は上昇傾向にあり、平成23年までは一般刑法犯の再犯者率より高く、その後はほぼ同程度である。さらに、強姦、強制わいせつの成人の検挙人員に占める有前科者率は、一般刑法犯の有前科者率よりおおむね高い。

一方、最近20年間の再入者率を見ると、強姦、強制わいせつ共に低下し、平成26年の再入者率は、強姦では14.9%、強制わいせつでは29.8%と、入所受刑者総数の再入者率（59.3%）と比べると顕著に低い。再入者率の低下は、強姦では、総数が減少している中で、再入者の減少幅が初入者の減少幅より大きく、強制わいせつでは、総数が増加している中で、初入者の増加

幅が再入者の増加幅より大きいことによる。

強姦，強制わいせつの同一・同種罪名再入者の割合は，強姦で35.0%，強制わいせつで45.5%であり，窃盗や覚せい剤取締法違反ほど高くないものの，殺人や強盗より高い。

強姦，強制わいせつ共に，出所受刑者総数と比べると，満期釈放者及び仮釈放者のいずれにおいても，5年以内累積再入率及び10年以内累積再入率は低い。また，再入者の再犯期間を見ると，強姦は，再入者総数と比べると，2年未満で再犯に及ぶ者の割合が低く，5年以上で再犯に及ぶ者の割合が高い。特に29歳以下の者で，その傾向が見られる。一方，強制わいせつは，再入者総数の再犯期間と同様の傾向で，2年未満で再犯に及ぶ者の割合が高い。また，再入者の帰住先別の再犯期間を見ると，強姦，強制わいせつ共に，「親族等」の者と比べて，「その他」の者には再犯期間が短い者の割合が高い。特に，強制わいせつにおいて，再犯期間が6か月未満の者の割合に，「親族等」と「その他」では21.1ptの開きがある。

強姦，強制わいせつ共に，保護観察終了時に無職であった者は，有職であった者と比べて，取消・再処分率は高い。

第2節 性犯罪者類型ごとの特徴

本節では，性犯罪者類型（以下「類型」という。）ごとの基本的属性，前科，再犯状況等を示すデータ及び今回の特別調査から得られたその他のデータのうち，参考となるデータを示すことによって，類型ごとの特徴について概観する。

1 単独強姦型

初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下の者の割合は約6割である。2割弱の者に非行による保護処分歴があり，そのうち，性非行による保護処分歴のある者の割合は約4分の1である。前科のある者の約半数は性犯罪以外の前科を有している。複数回の性犯罪前科のある者の多くは，以前に単独強姦や強制わいせつに及んでいる。再犯者の4分の3は，性犯罪以外の再犯に及んでいる。中学卒業（義務教育未了，高校在学及び高校中退を含む。以下この章において同じ。）の学歴の者の割合は4割強である。

単独強姦型は，年齢の低い時から，性非行・性犯罪に限らず一般的な非行・犯罪傾向が認められる者が多く，性犯罪を繰り返す者や異種犯罪に及ぶ者が一定数含まれている。

2 集団強姦型

初回の性非行・性犯罪時の年齢は、29歳以下の者が約8割である。前科のある者は約3割であり、そのほとんどが性犯罪以外の前科である。また、4割弱の者に保護処分歴があり、そのほとんどが性非行以外の非行である。本類型に該当する再犯調査対象者53人のうち、再犯者は1人であり、性犯罪以外の再犯である。中学卒業の学歴を有する者の割合は約7割である。

集団強姦型は、年齢の低い時から、性非行・性犯罪以外の非行・犯罪への親和性が高い者が多い。

3 強制わいせつ型

初回の性非行・性犯罪時の年齢は、29歳以下の者が4割強、30～39歳及び40歳以上の者は、それぞれ約3割であり、中高年になって初めて性犯罪に及んだ者が一定数いる。性犯罪者前科のある者は約2割であり、条例違反の前科がある者が多い。複数回の性犯罪前科のある者の多くは、痴漢行為を繰り返していた者であるが、強姦や痴漢行為以外の強制わいせつに及んでいた者も一定数いる。再犯者の約半数は性犯罪の再犯に及んでおり、その過半数は条例違反である。既婚の者の割合は約4割であり、有職者の割合は約8割である。

強制わいせつ型には、痴漢行為を繰り返している者と、単独強姦や痴漢行為以外の強制わいせつに及んでいる者がそれぞれ一定数含まれている。

4 小児わいせつ型

初回の性非行・性犯罪時の年齢は、29歳以下の者が約4割、30～39歳以下の者が約2割、40歳以上の者が約4割であり、犯行時の年齢を見ると50歳以上の者が約3分の1を占めている。性犯罪前科のある者は1割強であるが、複数回の性犯罪前科のある者の多くは、小児わいせつ型に当てはまる前科を有している。再犯者のうち、性犯罪再犯（刑法犯）ありの者の割合が他の類型と比べて高く、そのほとんどは、小児わいせつ型に当てはまる再犯である。中学卒業の学歴を有する者は約半数であり、未婚の者も過半数である。

小児わいせつ型の者について、対象者と被害者との関係を見ると、1割強が親族であり、3割強が親族以外の面識のある者であった。親族以外の面識のある者との関係性について見ると、日頃から関わりのある者が多い。

小児わいせつ型には、中高年になってから性犯罪に及ぶ者や、複数回の刑事処分を受けているにもかかわらず小児を対象とした性犯罪を繰り返している者が一定数含まれている。

5 小児強姦型

初回の性非行・性犯罪時の年齢層は、29歳以下、30～39歳、40歳以上の区分でそれぞれ3割前後である。犯行時の年齢を見ると、19歳以下の者が1割弱である。性犯罪前科のある者の割合は1割強であり、性非行の保護処分歴のある者はいなかった。中学卒業の者の割合は過半数である。

小児強姦型の者について、対象者と被害者との関係を見ると、3割弱が親族であり、親族以外の面識のある者は4割弱であった。親族以外の面識のある者について、面識のきっかけの過半数はインターネットの出会い系サイト等によるものであった。

小児強姦型には、性犯罪前科のない者で、中高年になって、親族や面識のある被害者との関係性を利用して犯行に及ぶ者が一定数含まれている。

6 痴漢型

初回の性非行・性犯罪時の年齢は、29歳以下の者が4割強であるが、40歳以上の者も2割強である。性犯罪前科のある者は85.0%で、そのほとんどは条例違反であるが、強制わいせつの前科を有する者も一定数いる。保護処分歴のある者の割合は1割弱である。調査対象事件で初めて実刑に処せられた痴漢型の者56人について、条例違反による前科の内容を詳細に見ると、43人に罰金前科があり、30人に単純執行猶予前科があり、7人に保護観察付執行猶予前科がある（重複計上による。）。また、罰金の回数では、複数回の者は7割強を占めていた。再犯率は44.7%と、他の類型と比べて最も高く、再犯者の7割が条例違反による再犯である。性犯罪再犯（刑法犯）ありの者も一定数存在し、その8割強が強制わいせつである。大学進学（大学在学・中退・卒業をいう。以下この章において同じ。）の割合は3割強である。

痴漢型には、複数回の刑事処分を受けているにもかかわらず、痴漢行為を繰り返している者が多いが、強制わいせつの前科のある者や強制わいせつの再犯に及ぶ者も一定数含まれている。

7 盗撮型

初回の性非行・性犯罪時の年齢は、29歳以下の者が約半数である。前科のある者は8割弱であるが、そのほとんどは、条例違反であり、強制わいせつの前科がある者は少ない。保護処分歴のある者の割合は1割弱である。再犯率は36.4%で、再犯者の4分の3は条例違反による再犯であり、性犯罪再犯（刑法犯）ありの者はほとんどいない。未婚の者、大学進学の者の割合が他の類型よりも高い。

盗撮型には、複数回の刑事処分を受けているにもかかわらず、条例違反を繰り返している者が多い。

第3節 性犯罪者に対する再犯防止策

本節では、前節までで明らかにした懲役刑の有罪判決を受けた性犯罪者の特徴を踏まえて、それらの者に対する再犯防止策について考察する。

1 初期対応の重要性

(1) 少年、若年者、初入者

ア 可塑性のある少年等への処遇の重要性

今回の特別調査の対象者の初回の性非行・性犯罪時の年齢を見ると、29歳以下の者の割合が約5割であり、特に複数回の性犯罪前科のある者では、その割合が約7割を占める。また、近年、少年による強制わいせつの検挙人員、少年鑑別所被収容者人員、少年院入院者人員、保護観察開始人員は、それぞれ高止まり又は増加傾向にあり、入所受刑者のうち、29歳以下の者の人員についても、強姦では横ばい、強制わいせつでは増加傾向にある。さらに、強姦、強制わいせつ共に、入所受刑者総数と比べて初入者の割合は高い。

少年、若年者、初入者が再犯の連鎖に陥ることを早期に防ぐためには、集中的な指導及び支援を行うことが重要であり、矯正、更生保護の段階においては、個々の対象者について、保護処分歴・前科、生活環境、交友関係、心身の状況や社会復帰上必要な技能や知識等を的確に把握した上で、必要な支援及び指導を行っている。性犯罪者に対しても、それらの指導等を引き続き行うとともに、可塑性のある少年等の時期に、性非行・性犯罪に結びつく偏りのある認知の修正を図るなど、それぞれの問題性に応じた働き掛けが必要である。

イ 少年に対する処遇プログラムの充実及び拡大

少年に対する処遇プログラムの充実を図るためには、適切な受講対象者の選定が必要となる。従来から、少年鑑別所では、性非行に結びつく要因を分析し、有効な処遇指針を策定するため、通常の面接に加えて、知能検査、各種心理検査、精神科診察等を必要に応じて組み合わせるなど、精密な鑑別を実施してきたところ、平成27年6月からは、性非行に係る再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握するためのツールである法務省式ケースアセスメント

ツール（性非行）（MJCA（S））を導入し、本件非行が性非行である男子に対して実施しており、少年院における性非行防止指導の対象者選定の手続面での充実化が図られている。今後は、ケースの蓄積によって同ツールに関する検証が進み、更なる精度の向上が図られることによって、性非行防止指導の効果の向上が期待される。

また、少年による強制わいせつの検挙人員が増加傾向にあることや、強制わいせつの少年の3割強が保護観察に付されることなどを踏まえると、仮釈放者や保護観察付執行猶予者に対する再犯防止に一定の効果を上げていることが示唆された性犯罪者処遇プログラムについて、少年の保護観察対象者に対してもその知見や技法を活用することが望まれる。全国の少年院において、平成27年6月から性非行防止指導が実施されており、これに引き続き、性非行のある少年院仮退院者に対して、社会内においてもその内容を踏まえた指導を実施することは、より一層処遇の効果を高めるものと期待される。

ウ 家族の更生支援機能の向上

強姦、強制わいせつの保護観察開始人員の居住状況を見ると、いずれの種別においても、両親と同居の者の割合は、保護観察開始人員の総数と比べて高いことから、これらの者の立ち直りには、家族の支援が重要な要素となる。少年院や保護観察所においては、保護者会や家族プログラム等を通じて、また、若年の受刑者を収容する少年刑務所においても、保護者会や各種行事への保護者の参加等を通じて、保護者への働き掛けを積極的に行っている。これらの機会を通して、家族関係の問題を調整したり、矯正施設・保護観察所の担当者と保護者や引受人との間で対象者の問題性や必要な支援内容等を共有したり、矯正施設・保護観察所が保有している更生のために活用できる関係機関の情報を提供したりするなどして、家族の更生支援機能を高めることが重要である。

エ 初入者へのきめ細かい処遇

強姦、強制わいせつの入所受刑者では、初入者の占める割合が一貫して高く、初入者では、保護処分歴のない者が約9割を占めている。また、今回の特別調査における受刑者の刑期について、参考までに平成26年の入所受刑者総数と比べると、刑期の長い者の割合が高い。強姦、強制わいせつの初入者の処遇に当たっては、他の罪名の受刑者とは異なる基本的属性や生活環境等の特徴を踏まえるとともに、比較的長期間の受刑中に予測される生活環境の変化等も視野に入れた計画的かつきめ細かい処遇を行う必要がある。例えば、処遇プログラムを含め各種指

導の実施時期や刑期に見合ったその後の継続的な指導等について考慮する必要もあると考える。

（２）痴漢事犯者

ア 刑事処分の早い段階での処遇等の重要性

今回の特別調査から、痴漢行為により懲役刑の実刑に処せられた者の大多数は、それまでに痴漢行為で複数回の罰金、執行猶予の処分を受けているにもかかわらず痴漢行為を繰り返していることが明らかになった。また、痴漢型は、他の類型と比べて、再犯率が高く、短期間のうちに再犯に及ぶ傾向にある。さらに、再犯率を詳しく見ると、出所受刑者で最も高く、次いで保護観察付執行猶予者、単純執行猶予者の順であり、懲役刑の受刑に至るまでに犯罪傾向が進んでいる者が少なくないことが明らかになった。

これらの状況から、痴漢事犯者の再犯防止のためには、痴漢行為が常習化する前のより早い段階において、痴漢行為に及ぶ問題性に働き掛けることが重要である。痴漢型の初回の性非行・性犯罪時の年齢は、29歳以下の者が4割強を占めている。また、保護処分歴のある者の割合も低い。可塑性のある少年、若年の時期に痴漢行為に及んだ者に対しては、常習化に至る前に、痴漢行為やその刑罰に対する安易な受け止め方の修正を図るとともに、痴漢行為に及ぶ自己の問題性を見つめさせるような機会を設け、さらにその問題性等に特化した働き掛けを集中的に行うことが必要である。

イ 処遇プログラムの効果的な運用

痴漢事犯を含めて保護観察付執行猶予者に対しては、保護観察所において、概ね2週間に1回、全5課程の性犯罪者処遇プログラム（コア・プログラム）を実施している。今回の特別調査から、痴漢型の保護観察付執行猶予者のうち3割強が痴漢等の条例違反の再犯に至っていること、性犯罪再犯に及んだ者のうち、痴漢型の再犯期間は、他の類型に比べて短いこと、執行猶予の区分別の全再犯の累積再犯率を見ると、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点では、保護観察付執行猶予者の累積再犯率が単純執行猶予者のそれと比べて8.2pt高いものの、裁判確定日から3か月未満までは、保護観察付執行猶予者の方が単純執行猶予者よりもわずかながら低いことなどが明らかになった。これらの状況から、コア・プログラムの受講修了後も、性犯罪者の特性を踏まえた継続的な働き掛けを充実していくことが重要と考えられる。

また、平成24年に、法務省矯正局が公表した「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受

講者の再犯等に関する分析」の中で、迷惑行為防止条例違反者に対する処遇プログラムは、明確な効果を確認するまでに至らなかったこと、今後、我が国において痴漢事犯者に効果があるプログラムを独自に開発していく必要があることが言及された。その後、その刑期の短さに対応したプログラムの開発を進めていく中で、痴漢事犯者に対する処遇に当たり、特別な配慮等の有無や本来受講させるべき密度のプログラムを短縮して実施することの有効性等について検討されているが、今回の特別調査の結果からも明らかになった痴漢事犯者の再犯率の高さ等も踏まえて、よりその問題性に焦点を当てた指導の実施方法等について検討されることが望まれる。

2 性犯罪者特有の問題性に対する効果的な処遇

(1) 処遇プログラム

ア 受講対象者への幅広い実施と継続的な働き掛け

刑事施設では、スクリーニング及び性犯罪者調査の結果、性犯罪再犯防止指導の受講の必要性があると判断された対象者であっても、刑期の問題等から、現状においては、全ての対象者に必ずしも実施できている状況にはない。同様に、保護観察所でも、仮釈放後の保護観察期間が短いため、コア・プログラムの受講期間を確保できない者もいる。これらの問題は、直ちに解消できるものではないが、性犯罪者の特性を踏まえた指導をより幅広く実施できる体制を築くことが望まれる。

加えて、強姦の出所受刑者は、出所受刑者総数と比べて、出所後相当の期間を経過してから再犯に及ぶ者の割合が高いことから、より長期間かつ継続的な働き掛けが必要になる。特に、強姦の保護観察付執行猶予者の保護観察期間は、4年を超える者の割合が高いことから、コア・プログラムの修了から引き続き性犯罪者の生活実態把握と指導を行う指導強化プログラムの一層の充実を図るなど、性犯罪者の特性を踏まえた指導を継続していくことが重要であろう。

イ 実施者の育成

処遇プログラムの効果を上げるためには、適切な受講対象者の選定や再犯防止について実証的な裏付けのある処遇プログラムの内容のほかに、実施者の技術が重要であるとされる。実施者には、性犯罪者の特性や問題性についての正確な知識や理解、指導技法等の習得が求められる。具体的には、指導場面において、受講対象者に処遇プログラムの受講への動機付けを高めるほか、集団によるプログラムでは受講対象者同士の対話を促進し、各受講対象者の更生に向

けた意欲を喚起する雰囲気を醸成するなど、適時適切に介入する技術が求められる。そのため、矯正施設及び保護観察所においては、これまでも実施者の育成のために、集合研修の実施、研修教材等の作成、事例研究会の開催、外部専門家によるスーパービジョン体制の確立等を通して充実化を図ってきているが、引き続き、実施者の技術の向上を図ることが望まれる。

（２） 問題性に応じた働き掛け

今回の特別調査の結果から明らかになったように、性犯罪者特有の問題性といっても様々であることから、それらの問題性に応じた働き掛けを行うことが、性犯罪者に対する効果的な処遇につながると考えられる。具体的には、以下のような点に留意すべきであろう。

まず、強制わいせつ型に類型化された者については、強姦に近い犯行を繰り返す傾向を有する者と条例違反に近い犯行を繰り返す傾向を有する者等がいる。また、罪名が強制わいせつであっても、その犯行態様を見ると、悪質性や計画性等は様々である。そのため、その者の本件の犯行態様のみならず、性犯罪前科の内容や他の罪名による前科の内容等を踏まえ、処遇の在り方を検討することが必要である。

また、小児わいせつ型に類型化された者は、他の種類の者と比べて、同一種類の性犯罪を繰り返す者の割合が高いという問題性が浮き彫りとなったが、平成24年に公表された矯正局の処遇効果検証の課題として、逸脱した性的関心等へのより効果的な介入の在り方が挙げられていることも踏まえると、今後は、小児わいせつを繰り返す者の個々の特性等を詳細に見ることによって、それらの特性等に応じた働き掛けを行うことが重要である。

（３） 効果的な処遇に資する実証研究の推進

今回の特別調査では、約1,500人の性犯罪者を対象として、執行猶予者は5年、出所受刑者は平均約3年を再犯可能期間として、その間における再犯の有無、再犯の内容等を調査するとともに、それぞれについて、要因ごとに再犯との関連性について分析した。出所受刑者について、再犯可能期間を十分に確保できなかったなどの限界はあったものの、要因ごとの再犯との関連性について一定の目安を示したことは意義があったと考える。また、今後、運用が予定されている刑事情報連携データベースの利活用により、性犯罪の再犯要因や処遇プログラムの効果等を検討するに当たって、大規模な調査研究を効率的に行うことが可能となるであろう。それらの再犯要因等に関する実証研究を重ね、受講対象者の選定基準の妥当性について検証することを繰り返すことで、その精度の一層の向上が見込まれ、このことは性犯罪者に対する効果

的な処遇にも資すると考えられる。

3 総合的な働き掛けの重要性

(1) 多様な特徴を有する性犯罪者に対する処遇の在り方

今回の特別調査の結果から明らかなように、性犯罪者には、性犯罪のみを繰り返す傾向がある者もいるものの、性犯罪以外の犯罪に及んでいる者もいる。特に、年齢の低い時から非行や犯罪に親和性のある単独強姦型や集団強姦型については、性犯罪以外の犯罪に及ぶ者が多いが、同一の類型を繰り返す傾向が高い痴漢型、盗撮型や小児わいせつ型についても、性犯罪以外の犯罪に及ぶ者が一定数いる。また、痴漢型や盗撮型の中には、それらの行為で、複数回検挙されたり、受刑したりしている者がおり、その過程の中で、本人を取り巻く生活環境（家族関係、職場関係等）がより厳しくなっていることもうかがわれた。そこで、性非行・性犯罪に特有な問題性に対する働き掛けだけでなく、非行・犯罪一般に対する働き掛けが重要であると考ええる。具体的には、性犯罪者に対しては、性犯罪者処遇プログラムのみならず、それぞれの特性や問題性に応じて、例えば、単独強姦型や集団強姦型の者には、性非行以外の保護処分歴のある者の割合が高いなど、早い時期から非行・犯罪に親和的な者が多いという特徴を踏まえて、交友関係、対人関係の在り方等の見直しを図ったり、また、粗暴犯による前科や保護処分歴等がある者に対しては、必要に応じて暴力防止プログラムを実施するなど、個別具体的な働き掛けを行うことが再犯防止のために有効であると考えられる。

(2) 帰宅先の確保

今回の動向調査において、強姦、強制わいせつの満期釈放者の帰宅先を見ると、共に約4割の者が、「親族等」（帰宅先が親族のもとや更生保護施設等）以外の「その他」であることが明らかになった。また、今回の特別調査において、満期釈放者の帰宅先別の再犯率を見ると、帰宅先が「親族等」の者と比べて、「その他」の者は高かった。法務省においては、平成24年4月から、更生保護施設に支弁する委託費を一定額加算する措置を講じて、性犯罪者をはじめ自立が困難な者等の受入れを促進しているが、生活環境の調整に当たっては、早い時期から、対象者を取り巻く家族の状況等を見極めながら、受入体制を整備し、仮釈放につなげること、社会における監督者の指導力を高めること、更には、継続的かつ長期的に、対象者やその監督者に対して支援を行うことができる機関や団体等につなげることなどが重要である。

(3) 就労支援の充実

性犯罪者においては、就労の有無は再犯要因ではないとされることもあるが、今回の動向調査及び特別調査において、有職者に比べて無職者の再犯率が高いことが明らかになった。

就労支援には、就労先の確保から就職後の職場定着までの過程においてそれぞれの支援や指導が求められるが、就労状況やその基盤となる年齢や教育程度にも違いがあるため、それぞれの対象者に応じた処遇を行うことが必要である。

性犯罪者は、高校卒業以上の学歴を有する者が大半を占めていること、有職者の割合が高いなど、他の罪名の者とは異なる面がある。他方で、29歳以下の者の割合が高い単独強姦型、集団強姦型の者については、中学卒業の学歴の者の割合が比較的高い。少年院在院者や少年刑務所におけるこれらの者に対しては、他の少年院在院者や受刑者と同様に、就労の基盤となる教科指導を行うとともに、職業指導（職業訓練）を通しての資格取得のほか、就労を継続していく中で必要とされる対人関係スキル等の指導を積極的に実施することが必要である。保護観察処分少年や保護観察付執行猶予者に対しても、同様の就労の援助が重要である。

(4) 関係機関や地域社会との連携強化

現在、性犯罪者の円滑な社会復帰を支援することなどを目的として、個々の性犯罪者の問題性や支援内容等を見極め、それらに対応する関係機関間で情報共有を図ったり、再犯防止の観点から矯正施設と警察庁とで情報共有を図ったりすることなどが行われているが、以下のような取組等をより一層充実することが重要と考える。

ア 少年の円滑な社会復帰及び再犯防止に向けた関係機関の連携

新たな少年院法においては、強姦、強制わいせつ等、性非行をした者のうち、特別な配慮を必要とするものを含めて、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する少年に対して、少年院は保護観察所と連携を図り、社会復帰支援を行うことが明文化された。少年院においては、各種検査の結果等を通して性非行をした少年の問題性を見極めるとともに、必要に応じて、保護者又は引受人を含め、保健機関、医療機関、福祉機関、教育機関や地方公共団体の担当者等の関係者と一堂に会してケースカンファレンスを行うなどしている。それらの中で、少年の問題性と支援内容等について、関係者間で情報共有し、社会資源の活用につなげる方策を検討し、出院後も継続的な指導、支援等を行うことが期待される。

イ 社会内処遇の担い手である保護司への支援

今回の調査から、性犯罪者の多様な特性や問題性を把握することや、長期間にわたり再犯に及ぶ可能性がある性犯罪者を社会内で処遇することの難しさがうかがわれた。加えて、強姦、強制わいせつの保護観察期間は長く、性犯罪の保護観察対象者の処遇を担っている保護司については、その負担は大きいと推察できる。第3章第3節において諸外国の取組として紹介した地域社会における専門家を含めたチームとしての働き掛けなどは、保護司への支援や、また広く今後の社会内処遇を考えるに当たって参考になると思われる。

ウ 民間の相談機関等との連携

痴漢型の者の中には、刑事処分後も、短期間に繰り返し痴漢行為に及んでいる者が一定数含まれ、それらの者の中には、再犯をしないために、家族の協力を得ながら、民間の相談機関や医療機関を利用する者もいた。痴漢行為については、嗜癖的な側面があることもうかがわれることから、個々の者について、痴漢に至る背景事情や動機等を含めた問題性を明らかにし、それらの問題性に対応できる相談機関や医療機関等につなげることが必要である。

エ 矯正・保護職員の専門性の地域社会への還元

矯正職員及び保護観察官は、日頃から性非行少年・性犯罪者の処遇に携わっており、多様な特性や問題性に応じた効果的な働き掛けについて、一定の知見を有している。

近年、少年による強制わいせつが増加傾向にあるが、性非行については、少年時の他の問題行動とは異なり、地域社会における相談窓口が必ずしも多くない。平成27年6月に少年鑑別所法が施行されて以降、少年鑑別所では、「法務少年支援センター」の名称の下、本来業務として地域援助業務に取り組むようになったことから、今後、地域援助業務を通して、少年鑑別所の職員が有している性非行・性犯罪に関する専門的な知見が、より一層地域社会に還元されることが期待される。具体的には、性非行等の問題性を抱えた少年及びその保護者に対する相談業務のほか、地域住民に対する講演、研修、学校関係者等へのコンサルテーション等の場面を通して、地域援助業務が有効に活用されることが望まれる。

4 最後に

性犯罪については、暗数が多いと言われている犯罪であること、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する犯罪であることなどから、その再犯防止を図ることは重要課題である。性犯罪の発

生を防止するためには、潜在化しやすい性犯罪について、早期に発見し適正に処罰していくことや、被害者の二次被害を防止するための施策、性犯罪者の処遇を含めた再犯防止のための施策など総合的な対策が必要であると言われている。近年、性犯罪の罰則の在り方に関して検討するために、法務省において、刑事法研究者、法曹三者、被害者支援団体関係者等からなる「性犯罪の罰則に関する検討会」が開催され、性犯罪を非親告罪とすることや強姦罪等の法定刑の見直し等について検討された。その検討結果として、平成27年8月に報告書が取りまとめられ、同報告書を踏まえ、法務大臣は、同年10月、法制審議会に対し、性犯罪の罰則に関する改正について諮問した。

今回の調査は、主として懲役刑の有罪判決を受けた性犯罪者に焦点を当て、再犯防止の観点から、それらの者の基本的属性、前科、再犯の状況、更には再犯に関連する要因の分析等を含め、幅広く検討したものであり、本報告が性犯罪者に対する再犯防止対策を考察する一助となることを期待するものである。

寄稿

女子中高生及びそれ以上の年齢層を対象とする ストレンジャー型性犯罪の実態 －『平成 27 年版犯罪白書』特別調査データに基づく分析－

山本 宏樹（東京理科大学）

1 はじめに

『平成 27 年版犯罪白書』では 13 歳未満の被害者を含む小児強姦・小児わいせつとそれ以上の年齢層を被害者とする強姦・強制わいせつの差異について検討がなされているが、13 歳以上の被害者を対象とする性犯罪に限った場合においても、中高生段階に当たる 13～17 歳を被害者とする場合¹と、18 歳以上の年齢層を被害者とする場合とでは、加害者の属性や犯行態様・裁判内容等に関する差異の存在が考えられる。そこで本稿では『平成 27 年版犯罪白書』の特別調査のデータに基づき、上記の点について限られた範囲ではあるが、性犯罪の類型ごとにいかなる差異と共通性が存在するか検討したい。なお、本稿中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

2 分析対象と方法

特別調査（以下「本調査」という。）が調査対象とするのは 2008 年 7 月 1 日からの 1 年間に性犯罪を含む罪で執行猶予の有無にかかわらず懲役刑の有罪判決が確定した加害者 1,791 人である。本稿では、紙幅の都合上、その大半を占める 3 種のストレンジャー型性犯罪、すなわち「面識のない者による単独強姦」（以下「ストレンジャー型単独強姦」という。）、「面識のない者による単独強制わいせつ」（以下「ストレンジャー型単独強制わいせつ」という。）、「面識のない者による痴漢」（以下「ストレンジャー型痴漢」という。）について扱う²。データの性質上、被害者が複数の場合には被害者属性や犯行態様の特定が困難であるため、本稿では分析対象を犯罪事実数・被害者数が共に一つ（一人）の加害者に限定している。また「ストレンジャー型単独強制わいせつ」については、路上・屋外等で行われる場合と電車・バス内で行われる場合とで無視できない差異が存在するため、本稿では両者を区別して扱う。

以下では、13～17 歳の被害者を加害した群（以下「18 歳未満加害群」という。）と 18 歳以上の被害者を加害した群（以下「18 歳以上加害群」という。）の間に見られる差異を視野に入れな

がら、「ストレンジャー型単独強姦」142 件,「電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強制わいせつ」298 件,「電車・バス内におけるストレンジャー型単独強制わいせつ」121 件,「ストレンジャー型痴漢」275 件のストレンジャー型性犯罪の4 類型間の差異を検討していく³。

分析対象となる調査項目は、加害者属性・犯行時間・犯行場所（性犯罪に着手した場所と性犯罪に及んだ場所が異なる場合には、着手した場所をいう。以下同じ。）・犯行態様・裁判内容である。分析に際しては、本稿で扱う上記4 類型のそれぞれについて、加害者全体・18 歳未満加害群・18 歳以上加害群の比率を表に列記し、フィッシャーの正確確率検定によって18 歳未満加害群と18 歳以上加害群間の統計的有意差を検定する。また、それ以外の群間年齢差や学歴差などの母平均の差についてはウェルチの t 検定、犯行の季節差については等比性に関するカイ二乗検定を行い、その結果を本文中に括弧書きで記載する⁴。

3 分析結果

（1）ストレンジャー型単独強姦

本調査のデータにおいては、単独強姦の69.8%をストレンジャー型が占めている。

本類型の女性人口100 万人（住民基本台帳2008 年10 月1 日現在、以下同じ）当たりの年齢層別被害者数は「18～19 歳」16 人,「13～17 歳」13 人,「20～29 歳」10 人の順となっている⁵。加害者の犯行時の平均年齢は31.9 歳であり、20 代の加害者が半数（50.0%）を占める。そのうち18 歳未満加害群の平均年齢は28.9 歳で、18 歳以上加害群と比較して4 歳ほど低くなっている（18 歳未満加害群28.9 歳<18 歳以上加害群32.9 歳, $t = 2.248$, $df = 62.067$, $p = .028$ ）。

学歴に関しては、1 表のとおり、本類型の加害者全体の約4 割が中卒者あるいは高校中退者であるが、18 歳未満加害群では中卒者の割合が高く、4 割に迫っている。ただし、学歴の分布全体を見た場合、学歴の高さに関して18 歳未満加害群と18 歳以上加害群の間では、統計的有意差は見られない（ $t = .896$, $df = 48.313$, $p = .375$ ）。就労面では無職者が本類型の加害者全体の3 割以上を占めており、大卒の有職者は1 割未満となっている。婚姻状況に関しては18 歳以上加害群の未婚率が5 割であるのに対し、18 歳未満加害群の未婚率は7 割に迫るなど統計的に有意に高くなっている（ただし10%水準である）。

ストレンジャー型単独強姦を行った者のうち、犯行時に何らかの前科前歴・保護処分歴（以下「前科等」という。）を有していた者は本類型の加害者全体の6 割以上を占め、保護処分歴は19.0%, 暴行や脅迫などの粗暴犯の前科を有する者は10.6%となっている。性犯罪に関する前科等を有する者は4 人に1 人である。これら前科等については両群に統計的有意差は見られない。

何らかの前科等を有する者の犯罪の平均初発年齢は 20.8 歳であり、18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群の間に統計的有意差は見られない ($n = 86$, 18 歳未満加害群 20.5 歳 < 18 歳以上加害群 20.9 歳, $t = .322$, $df = 63.943$, $p = .748$)。性犯罪の前科等を有する者の性犯罪初発年齢の平均は 26.1 歳であり、これについても両群に統計的有意差は見られなかった ($n = 34$, 18 歳未満加害群 25.1 歳 < 18 歳以上加害群 26.4 歳, $t = .569$, $df = 31.642$, $p = .573$)。

犯行時間については、ストレンジャー型単独強姦の約 8 割が午後 6 時～午前 5 時台に集中しているが、被害者の年齢層によって犯行時間帯のピークは大きく異なる。18 歳以上加害群の犯行が最多となる時間帯は午前 2 時～午前 5 時台であり、この間に全犯行の 3 件に 1 件が集中している。なお、1 表のデータをより詳しく見た場合、土日祝日の同時時間帯に全体の 2 割 (21.3%) が生起しており、平日 (245 日) の同時時間帯を 1 とした場合、休日 (120 日) の同時時間帯の犯行は 2.9 倍となっている。

それに対して、18 歳未満加害群の場合、1 表のとおり当該時間帯の犯行は全体の 1 割未満に留まっており、午後 6 時～午後 9 時台に全犯行の 4 割近く、平日の同時時間帯に全犯行の 3 割が行われている。さらに言えば、18 歳未満加害群の犯行の 6 割以上は午後 6 時～翌 1 時台に集中しており、特に平日の同時時間帯に 18 歳未満加害群の犯行の過半数が集中している (18 歳未満加害群 52.9% > 18 歳以上加害群 28.7%, $p = .013$)。また 18 歳未満加害群では休日の午後 2 時～午後 5 時台の間の犯行も 15% 程度存在している。

季節別に見た場合、ストレンジャー型単独強姦は夏期 (6～8 月) で 31.7% と最も高くなり、冬期 (12～2 月) で 12.7% と最も低くなっている ($\chi^2 = 12.085$, $df = 3$, $p = .007$)。こうした季節間の犯行動向をめぐっては、18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群の間に統計的有意差は見られない ($p = .820$)。

犯行場所については、18 歳以上加害群の場合、約 4 割が「被害者方」(住居マンションの階段踊り場などの敷地内を含む) であり、「夜間+被害者方+侵入」が 18 歳以上加害群の 28.7% を占めている。それに対し、18 歳未満加害群ではそうした手口は 1 件も存在せず、午後 2 時から翌 1 時台までの 12 時間に「道路上」や公園や空き地など「その他屋外」で犯行に及ぶ場合が半数を占めている (18 歳未満加害群 50.0% > 18 歳以上加害群 11.1%, $p = .000$)。なお、被害者が 18 歳未満か否かにかかわらず犯行場所の 17% 程度は「自動車内」となっている。これは同場所が約 4 割を占める集団強姦と比べると低い、後述する「電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強制わいせつ」の 5.4% と比べると 10pt 以上高い ($p = .000$)。

1表 ストレンジャー型単独強姦の実態

	事件数 (18歳未満 群の数 : 内数)	加害者全体 (%)	18歳未満 加害群 (%)	18歳以上 加害群 (%)	Fisher's exact test <i>p</i>	
加害者属性						
中卒	140(34)	25.0	38.2	20.8	.067	†
高校中退	140(34)	18.6	8.8	21.7	.128	
高卒（在学中を含む）	140(34)	47.1	41.2	49.1	.438	
大卒以上（在学中を含む）	140(34)	9.3	11.8	8.5	.517	
有職	139(31)	66.2	54.8	69.4	.138	
大卒有職者	142(34)	7.0	5.9	7.4	1.000	
未婚	142(34)	54.2	67.6	50.0	.079	†
既婚	142(34)	26.8	17.6	29.6	.190	
離別（死別を含む）	142(34)	19.0	14.7	20.4	.618	
前科前歴・保護処分歴あり	140(34)	61.4	64.7	60.4	.691	
性犯罪・性非行あり	142(34)	23.9	23.5	24.1	1.000	
犯行時間						
休日（土・日・祝日）	142(34)	40.1	38.2	40.7	.843	
学校長期休業期間 ⁶	142(34)	9.2	14.7	7.4	.303	
午前6時～午前9時台	142(34)	7.0	5.9	7.4	1.000	
平日の同時間帯	142(34)	4.2	.0	5.6	.336	
午後2時～午後5時台	142(34)	8.5	20.6	4.6	.008	**
休日の同時間帯	142(34)	4.9	14.7	1.9	.009	**
午後6時～午後9時台	142(34)	21.1	38.2	15.7	.008	**
平日の同時間帯	142(34)	15.5	29.4	11.1	.015	*
午後10時～翌1時台	142(34)	27.5	26.5	27.8	1.000	
午前2時～午前5時台	142(34)	29.6	8.8	36.1	.002	**
犯行場所（犯行場所が複数の場合は着手場所）						
被害者方（敷地内含む）	142(34)	31.0	.0	40.7	.000	***
道路上	142(34)	17.6	32.4	13.0	.018	*
自動車内	142(34)	16.9	17.6	16.7	1.000	
電車・バス（駅・停留所を含む）	142(34)	1.4	2.9	.9	.423	
その他屋内	142(34)	9.2	8.8	9.3	1.000	
その他屋外	142(34)	12.7	26.5	8.3	.014	*
犯行態様						
凶器使用	142(34)	28.2	20.6	30.6	.285	
加害者飲酒	142(34)	26.1	11.8	30.6	.042	*
侵入	142(34)	26.8	.0	35.2	.000	***
拉致・監禁・拐取	142(34)	21.1	32.4	17.6	.090	†
裁判内容						
実刑	142(34)	87.3	88.2	87.0	1.000	

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$, † $p < .1$

また、犯行場所と関連して 18 歳未満加害群では「拉致・監禁・拐取」が 3 割を占める一方で「侵入」が 1 件も存在しないなど、18 歳以上加害群との間に犯行態様上の統計的有意差が見られた。なお、ストレンジャー型単独強姦の約 3 割で凶器が使用されているが、これについては両群の間に統計的有意差は見られなかった。飲酒をしていた加害者は 18 歳以上加害群では 3 割を超えるのに対し、18 歳未満加害群では 1 割に留まる。

ストレンジャー型単独強姦の 9 割近くが実刑判決を言い渡されているが、この点について被害者が 18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群との間には、統計的有意差は見られなかった。実刑判決を受けた 124 人のうち刑期が 10 年以上の者は 7.3%であり、この点についても両群に統計的有意差は見られない ($p = 1.000$)。刑期が 10 年以上の者も含めて 5 年以上の者の割合は 50.0%であるが、18 歳未満加害群が 30.0%であるのに対し 18 歳以上加害群は 56.4%と統計的に有意に高くなっている ($p = .020$)。

(2) ストレンジャー型単独強制わいせつ

ア 電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強制わいせつ

本調査データにおいては、電車・バス内以外における単独強制わいせつの 74.5%をストレンジャー型単独強制わいせつの類型が占めている。

本類型の女性人口 100 万人当たりの年齢層別被害者数は「18～19 歳」34 人、「13～17 歳」28 人、「20～29 歳」21 人の順となっている。本類型の加害者全体の犯行時の平均年齢は 34.0 歳であり、18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群との間に統計的有意差は見られない (18 歳未満加害群 32.8 歳 < 18 歳以上加害群 34.3 歳, $t = .925$, $df = 115.132$, $p = .357$)。学歴に関しては、本類型の加害者全体の約半数が高卒であり、高校中退者の割合について 18 歳未満加害群の方が 10pt ほど高いものの、18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群の間に統計的有意差は見られない ($t = .328$, $df = 133.356$, $p = .743$)。

本類型の加害者全体のうち、4 人に 1 人は犯行時に無職であり、大卒の有職者は 1 割である。婚姻状況については、ストレンジャー型単独強姦の場合と同様に 18 歳以上加害群では未婚者が半数ほどであるのに対して、18 歳未満加害群は 65%程度と高くなっており、逆に 18 歳以上加害群では離別者が 2 割であるのに対し、18 歳未満加害群では 1 割に満たないなど、統計的有意差が見られる。

2表 電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強制わいせつの実態

	事件数 (18歳未満 群の数 : 内数)	加害者 全体 (%)	18歳未満 加害群 (%)	18歳以上 加害群 (%)	Fisher's exact test <i>p</i>
加害者属性					
中卒	294(73)	20.4	16.4	21.7	.403
高校中退	294(73)	20.1	28.8	17.2	.042 *
高卒（在学中を含む）	294(73)	46.3	43.8	47.1	.685
大卒以上（在学中を含む）	294(73)	13.3	11.0	14.0	.558
有職	293(71)	75.1	73.2	75.7	.753
大卒有職者	298(73)	9.7	6.8	10.7	.495
未婚	296(73)	51.7	64.4	47.5	.015 *
既婚	296(73)	32.3	28.8	31.4	.663
離別（死別を含む）	296(73)	16.9	6.8	20.2	.007 **
前科前歴・保護処分歴あり	298(73)	58.7	58.9	58.7	1.000
性犯罪・性非行あり	298(73)	27.5	28.8	27.1	.765
犯行時間					
休日（土・日・祝日）	298(73)	41.3	28.8	45.3	.014 *
学校長期休業期間	298(73)	10.7	11.0	10.7	1.000
午前6時～午前9時台	298(73)	12.1	15.1	11.1	.409
平日の同時間帯	298(73)	5.7	11.0	4.0	.039 *
午後2時～午後5時台	298(73)	9.1	11.0	8.4	.490
休日の同時間帯	298(73)	3.0	1.4	3.6	.694
午後6時～午後9時台	298(73)	18.1	34.2	12.9	.000 ***
平日の同時間帯	298(73)	13.4	26.0	9.3	.001 **
午後10時～翌1時台	298(73)	32.6	23.3	35.6	.062 †
午前2時～午前5時台	298(73)	19.8	8.2	23.6	.004 **
犯行場所（犯行場所が複数の場合は着手場所）					
被害者方（敷地内含む）	298(73)	19.1	5.5	23.6	.000 ***
道路上	298(73)	39.6	50.7	36.0	.028 *
自動車内	298(73)	5.4	8.2	4.4	.235
電車・バス（駅・停留所を含む）	298(73)	4.4	8.2	3.1	.093 †
その他屋内	298(73)	18.5	13.7	20.0	.297
その他屋外	298(73)	4.7	8.2	3.6	.115
犯行態様					
凶器使用	298(73)	7.4	11.0	6.2	.199
加害者飲酒	298(73)	32.2	17.8	36.9	.002 **
侵入	298(73)	12.8	5.5	15.1	.042 *
拉致・監禁・拐取	298(73)	6.7	6.8	6.7	1.000
裁判内容					
実刑	298(73)	36.6	35.6	36.9	.889

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$, † $p < .1$

ストレンジャー型単独強姦と同様、本類型の加害者全体のうちで何らかの前科等を持つ者は約6割に上り、保護処分歴だけに限っても15.1%存在する。性犯罪の前科等を有する者は4人に1人となっており、粗暴犯の前科を有する者が1割(12.8%)を占める。これらについては18歳未満加害群と18歳以上加害群との間には統計的有意差は見られない。なお、何らかの前科等を有する者の平均初発年齢は22.8歳であり、これについても両群に統計的有意差は見られない($n = 175$, 18歳未満加害群23.9歳 > 18歳以上加害群22.5歳, $t = -.885$, $df = 57.698$, $p = .380$)。本類型の加害者全体のうち性犯罪の前科等を有する者の性犯罪の平均初発年齢は27.5歳であり、これについても両群に統計的有意差は見られなかった($n = 82$, 18歳未満加害群28.6歳 > 18歳以上加害群27.0歳, $t = -.570$, $df = 33.275$, $p = .574$)。

犯行時間については、午後6時～午前5時台である場合が本類型全体の7割を占める。18歳以上加害群の4件に1件が午前2時～午前5時台に行われるのに対し、18歳未満加害群の場合は当該時間帯の犯行が1割未満で、午後6時～午後9時台の犯行が3割を超すなど、両群のあいだには犯行のピークをめぐってストレンジャー型単独強姦と同様の差異が見られる。他方で、本類型では休日の午後2時～午後5時台の犯行がほとんど存在せず、この点については両群に統計的有意差は見られない。また、18歳以上加害群の約半数が休日に犯行を行っているのに対し、18歳未満加害群では4件に3件が平日の犯行となっている。

なお、本類型もストレンジャー型単独強姦同様、夏期(6～8月)で32.6%と最も高くなっており、他の季節では20%程度で横並びとなっているなど、季節間に統計的有意差が見られる($\chi^2 = 10.591$, $df = 3$, $p = .014$)。18歳未満加害群と18歳以上加害群との間には、犯行季節において統計的有意差は見られなかった($p = .199$)。

犯行場所については「道路上」が全体の4割を占め、「被害者方」が約2割となっている点はストレンジャー型単独強姦と同様だが、それと比べると「自動車内」や「その他屋外」の割合が低く、カラオケ店や飲食店などの「その他屋内」の割合が高くなっている。18歳未満加害群について言えば、「被害者方」が圧倒的に低い点はストレンジャー型単独強姦と同様であるが、ストレンジャー型単独強姦の4件に1件が「その他屋外」で生起するのに対し、本類型においては1割に満たない(本類型8.2% < ストレンジャー型単独強姦26.5%, $p = .017$)。18歳未満加害群では「道路上」での犯行が過半数を占めているが、この点についてはストレンジャー型単独強姦との間に5%水準の統計的有意差は見られない(本類型50.7% > ストレンジャー型単独強姦32.4%, $p = .096$)。

18歳未満加害群においては平日の放課後(午後2時～午後5時台)や平日の夜の比較的早い時

間帯（午後6時～午後9時台）に「道路上」で犯行に及ぶ場合が4件に1件を占める点が特徴的である（18歳未満加害群 21.9% > 18歳以上加害群 2.7%, $p = .000$ ）。

犯行態様については、ストレンジャー型単独強姦の約3割が凶器を使用するのに対し、本類型では1割以下となっている。18歳以上加害群では3人に1人以上の加害者が飲酒を行っている一方、18歳未満加害群では2割を切るなどの統計的有意差が見られた。

執行猶予とならずに実刑判決が言い渡されるケースは本類型全体で3件に1件程度であり、ストレンジャー型単独強姦より 50pt 以上低い。この点については18歳未満加害群と18歳以上加害群の間に統計的有意差は見られなかった。実刑判決を受けた109人のうち5年以上の刑期となった者は11.9%であり、その者も含めて3年以上の懲役刑を科された者の割合は31.2%となっている。これらの点についても両群で統計的有意差は見られなかった。

イ 電車・バス内におけるストレンジャー型単独強制わいせつ

本調査データにおいては、電車・バス内における単独強制わいせつの96.5%をストレンジャー型単独強制わいせつの類型が占め、面識のあるケースは極めて稀である。

本類型の女性人口100万人当たりの年齢層別被害者数は「13～17歳」が21人と最も多くなっており、以下「18～19歳」17人、「20～29歳」6人の順となっている。本類型の加害者全体の犯行時の平均年齢は39.6歳であり、18歳未満加害群と18歳以上加害群の間に統計的有意差は見られない（18歳未満加害群 38.5歳 < 18歳以上加害群 40.5歳, $t = .939$, $df = 110.094$, $p = .350$ ）。全体的に年齢層が高い点において前項の電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強制わいせつよりも、むしろ後述のストレンジャー型痴漢に近くなっている。

本類型においては加害者全体の約4割が大卒以上である点で、大卒以上が1割程度であるストレンジャー型単独強姦や電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強制わいせつと大きく異なる。学歴の高さについて18歳未満加害群と18歳以上加害群の間に統計的有意差は見られない（ $t = -1.209$, $df = 117.242$, $p = .229$ ）。

本類型では加害者全体の9割を有職者が占め、4割弱は大卒の有職者であること、既婚者も過半数を超えていることなど、他の性犯罪類型と比べて経済的・社会的犯罪抑制要因となりうる条件を有する者が多く含まれている。本類型の加害者全体の6割には前科等があるが、そのほとんどは性犯罪に関するものであり、性犯罪の前科（罰金以上によるものであり、条例違反を含む）が2回以上ある者の割合が25.6%である一方、粗暴犯の前科は5.8%にすぎない。性犯罪の前科の有無や2回以上の性犯罪の前科を有するかについては、18歳未満加害群と18歳以上加害群との間には、統計的有意差は見られない（2回以上の性犯罪の前科がある者:18歳未満加害群 27.3%

>18 歳以上加害群 24.2%, $p = .835$)。全前科等を見た場合は 18 歳未満加害群の方が初犯者がやや高い傾向にあるが 5%水準で統計的に有意ではない ($p = .063$)。

3表 電車・バス内におけるストレンジャー型単独強制わいせつの実態

	事件数 (18 歳未満 群の数 : 内数)	加害者 全体 (%)	18 歳未満 加害群 (%)	18 歳以上 加害群 (%)	Fisher's exact test p
加害者属性					
中卒	120(55)	4.2	1.8	6.2	.373
高校中退	120(55)	5.8	3.6	7.7	.451
高卒 (在学中を含む)	120(55)	48.3	50.9	46.2	.714
大卒以上 (在学中を含む)	120(55)	41.7	43.6	40.0	.714
有職	119(53)	90.8	90.6	90.9	1.000
大卒有職者	121(55)	37.2	36.4	37.9	1.000
未婚	121(55)	40.5	43.6	37.9	.579
既婚	121(55)	51.2	47.3	54.5	.468
離別 (死別を含む)	121(55)	8.3	9.1	7.6	1.000
前科前歴・保護処分歴あり	121(55)	60.3	50.9	68.2	.063 †
性犯罪・性非行あり	121(55)	47.9	43.6	51.5	.466
犯行時間					
休日 (土・日・祝日)	121(55)	14.0	5.5	21.2	.017 *
学校長期休業期間	121(55)	5.0	1.8	7.6	.219
午前 6 時～午前 9 時台	121(55)	67.8	72.7	63.6	.332
平日の同時間帯	121(55)	63.8	70.9	57.6	.184
午後 2 時～午後 5 時台	121(55)	2.5	1.8	3.0	1.000
休日の同時間帯	121(55)	.0	.0	.0	—
午後 6 時～午後 9 時台	121(55)	17.4	21.8	13.6	.335
平日の同時間帯	121(55)	14.0	20.0	9.1	.115
午後 10 時～翌 1 時台	121(55)	5.8	1.8	9.1	.125
午前 2 時～午前 5 時台	121(55)	.8	.0	1.5	1.000
犯行場所 (犯行場所が複数の場合は着手場所)					
被害者方 (敷地内含む)	121(55)	.0	.0	.0	—
道路上	121(55)	.0	.0	.0	—
自動車内	121(55)	.0	.0	.0	—
電車・バス (駅・停留所を含む)	121(55)	100.0	100.0	100.0	—
その他屋内	121(55)	.0	.0	.0	—
その他屋外	121(55)	.0	.0	.0	—
犯行態様					
凶器使用	121(55)	.0	.0	.0	—
加害者飲酒	121(55)	7.4	3.6	10.6	.180
侵入	121(55)	.0	.0	.0	—
拉致・監禁・拐取	121(55)	.0	.0	.0	—
裁判内容					
実刑	121(55)	19.0	20.0	18.2	.820

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$, † $p < .1$

何らかの前科等を有する者の初発年齢の平均は 29.0 歳であり、18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群との間には、統計的有意差は見られない ($n = 73$, 18 歳未満加害群 28.6% < 18 歳以上加害群 29.2%, $t = -.214$, $df = 65.800$, $p = .832$)。性犯罪の前科等を有する者の性犯罪初発年齢の平均は 31.1 歳であり、これについても両群に統計的有意差は見られなかった ($n = 58$, 18 歳未満加害群 31.8% > 18 歳以上加害群 30.6%, $t = -.433$, $df = 54.748$, $p = .667$)。

本類型の特徴は犯行の 9 割弱が平日に行われており、中でも朝の通勤ラッシュ時に当たる平日の午前 6 時～午前 9 時台に 6 割が集中している点である。次に多い時間帯は平日の午後 6 時～午後 9 時台 (14.0%) であり、午後 10 時以降に犯行のピーク時刻を迎える電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強制わいせつやストレンジャー型単独強姦とは発生時間の面でも大きく異なっている。

なお、本類型では秋期 (9 月～11 月) の犯行が 29.8% とやや高くなっているが、季節において統計的有意差は見られない ($\chi^2 = 2.405$, $df = 3$, $p = .493$)。また、18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群では、季節による統計的有意差は見られない ($p = .671$)。

本類型では凶器を使用した加害者はおらず、飲酒して犯行に及んだ者も 1 割未満である。前述の電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強制わいせつでは執行猶予付きの判決となる場合が 6 割程度であったのに対し、本類型では 8 割以上が執行猶予付きの判決である点なども特異である。犯行態様や裁判内容については 18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群との間に統計的有意差は見られない。実刑判決を受けた 23 人に 3 年以上の刑期の者が含まれない点も前項の電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強制わいせつと大きく異なる。

(3) ストレンジャー型痴漢

ストレンジャー型痴漢は、迷惑防止条例違反で懲役刑 (執行猶予含む) の有罪判決が確定した者であるが、本類型の加害者全体の 70.5% が 2 回以上の性犯罪の前科 (罰金以上によるものであり、条例違反を含む) を有しているなど性犯罪を繰り返す中で懲役刑に至ったケースが多数含まれている点に注意が必要である。また、本類型の加害者全体の 8 割 (225 人, 82.2%) は電車・バス内において犯行に及んだものであるが、「道路上」などそれ以外の場所で行われた場合も 49 人 (17.8%) 含まれており、前述のストレンジャー型単独強制わいせつが電車・バス内か否かによって区別されていたのとは対象が異なる点についても留意されたい。なお、本調査データにおいては、痴漢の 98.7% がストレンジャー型痴漢であり、電車・バス内における単独強制わいせつと同様に、面識のあるケースは極めて稀だといえる。

4表 ストレンジャー型痴漢の実態

	事件数 (18歳未満 群の数 : 内数)	加害者 全体 (%)	18歳未満 加害群 (%)	18歳以上 加害群 (%)	Fisher's exact test <i>p</i>
加害者属性					
中卒	268(78)	16.0	14.1	16.8	.715
高校中退	268(78)	8.2	6.4	8.9	.627
高卒（在学中を含む）	268(78)	49.3	47.4	50.0	.788
大卒以上（在学中を含む）	268(78)	26.5	32.1	24.2	.223
有職	270(78)	73.0	79.5	70.3	.133
大卒有職者	275(80)	20.7	25.0	19.0	.326
未婚	271(79)	56.8	57.0	56.8	1.000
既婚	271(79)	28.0	30.4	27.1	.656
離別（死別を含む）	271(79)	15.1	12.7	16.1	.577
前科前歴・保護処分歴あり	275(80)	94.9	95.0	94.9	1.000
性犯罪・性非行あり	275(80)	88.4	91.3	87.2	.411
犯行時間					
休日（土・日・祝日）	275(80)	22.2	17.5	24.1	.266
学校長期休業期間	275(80)	5.8	3.8	6.7	.412
午前6時～午前9時台	275(80)	47.3	55.0	44.1	.112
平日の同時間帯	275(80)	43.6	51.3	40.5	.110
午後2時～午後5時台	275(80)	9.8	8.8	10.3	.825
休日の同時間帯	275(80)	4.4	1.3	5.6	.190
午後6時～午後9時台	275(80)	21.5	23.8	20.5	.628
平日の同時間帯	275(80)	16.7	20.0	15.4	.376
午後10時～翌1時台	275(80)	10.5	2.5	13.8	.004 **
午前2時～午前5時台	275(80)	.0	.0	.0	-
犯行場所（犯行場所が複数の場合は着手場所）					
被害者方（敷地内含む）	275(80)	.0	.0	.0	-
道路上	275(80)	7.3	10.0	6.2	.307
自動車内	275(80)	.0	.0	.0	-
電車・バス（駅・停留所を含む）	275(80)	82.2	78.8	83.6	.386
その他屋内	275(80)	8.0	7.5	8.2	1.000
その他屋外	275(80)	1.8	2.5	1.5	.630
犯行態様					
凶器使用	275(80)	.0	.0	.0	-
加害者飲酒	275(80)	13.1	2.5	17.4	.000 ***
侵入	275(80)	.0	.0	.0	-
拉致・監禁・拐取	275(80)	.0	.0	.0	-
裁判内容					
実刑	275(80)	53.5	51.3	54.4	.690

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$, † $p < .1$

さて、本類型の女性人口100万人当たりの年齢層別被害者数は、「18～19歳」が35人と最も多くなっており、以下「13～17歳」31人、「20～29歳」18人の順となっている。本類型の加害者

全体の犯行時の平均年齢は 41.6 歳であり、前項の電車・バス内におけるストレンジャー型単独強制わいせつと近く、ストレンジャー型単独強姦と比べると 10 歳程度高くなっている。この点については、18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群との間に統計的有意差は見られない（18 歳未満加害群 40.8 歳＜18 歳以上加害群 41.8 歳， $t = .671$ ， $df = 156.657$ ， $p = .504$ ）。

本類型の加害者全体では、高卒が半数を占め、中卒（高校中退を含む）と大卒以上がそれぞれ 4 人に 1 人ずつとなっている点で、大卒以上が 4 割を占める電車・バス内におけるストレンジャー型単独強制わいせつと大きく異なっている。学歴の高さに関しては 18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群の間に統計的有意差は見られない（ $t = -1.200$ ， $df = 144.443$ ， $p = .232$ ）。その他、本類型の加害者全体においては有職者が 7 割であるものの、大卒の有職者が 2 割に留まっていること、未婚者が 6 割を占めるなどの点でも、前項の電車・バス内におけるストレンジャー型単独強制わいせつと大きく異なっている。

本類型の特徴は、加害者全体の約 9 割に性犯罪の前科等があり、前述のとおり本類型の加害者の 70.5% が 2 回以上の性犯罪の前科（罰金以上によるものであり、条例違反を含む）を有している点である。なお、粗暴犯の前科を有する者は 12.7%，保護処分歴のある者は 6.9% となっている。これらについては 18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群の間に統計的有意差は見られない（2 回以上の性犯罪の前科がある者：18 歳未満加害群 75.0%＞18 歳以上加害群 68.7%， $p = .313$ ）。

何らかの前科等を有する者の初発年齢の平均は 28.9 歳であり、18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群との間に統計的有意差は見られない（ $n = 261$ ，18 歳未満加害群 28.2 歳＜18 歳以上加害群 29.2 歳， $t = .772$ ， $df = 128.587$ ， $p = .442$ ）。性犯罪の前科等を有する者の性犯罪初発年齢の平均は 32.1 歳であり、これについても両群に統計的有意差は見られなかった（ $n = 243$ ，18 歳未満加害群 30.2 歳＜18 歳以上加害群 32.7 歳， $t = 1.678$ ， $df = 152.142$ ， $p = .095$ ）。

本類型も電車・バス内におけるストレンジャー型単独強制わいせつと同様に平日の犯行が非常に多く、犯行の約 8 割が平日に行われているが、この点については 18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群との間に統計的有意差は見られない。さらに言えば、本類型の 4 割は朝の通勤ラッシュ時に当たる平日の午前 6 時～午前 9 時台に集中しており、次に多い平日の午後 6 時～午後 9 時台も 2 割となっているが、電車・バス内以外の犯行場所を含むこともあり、電車・バス内におけるストレンジャー型単独強制わいせつほどの時間的集中は見られない。18 歳以上加害群では午後 10 時～翌 1 時台の犯行が 1 割以上であるのに対し、18 歳未満加害群は当該時間帯の犯行がほとんど存在しない。なお、季節による犯行の偏りに関しては統計的有意差は見られない（ $\chi^2 = 1.669$ ， $df = 3$ ， $p = .644$ ）。この点については 18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群との間にも同様に統計的

有意差は見られなかった ($p = .945$)。

本類型では凶器を使用した加害者はおらず、飲酒して犯行に及んだ者も1割程度である。加害者の飲酒については、18歳以上加害群の2割近くが飲酒をしているのに対し、18歳未満加害群では2.5% (2件) のみである。前述の電車・バス内での強制わいせつでは執行猶予付きの判決が8割程度であるのに対し、本類型では5割程度である。裁判内容については18歳未満加害群と18歳以上加害群との間に統計的有意差は見られなかった。実刑判決を受けた147人のうち刑期が3年以上となった者は、前科があり、住居に侵入して窃盗と痴漢を行った1人 (0.7%) のみであった。

なお、本類型を「電車・バス内における痴漢」226人 (ここでは駅やバス停留所なども含む) と、「それ以外の場所で行われた痴漢」49人 (その44.9%は「その他屋内」) に区別した場合、両群の間には、ストレンジャー型単独強制わいせつにおける「電車・バス内の場合」と「それ以外の場合」のそれと類似した差異が見られる。具体的には、「電車・バス内における痴漢」の加害者の方が高卒以上の者 (電車・バス内 79.4% > 電車・バス以外 57.8%, $p = .004$)、有職者 (電車・バス内 75.3% > 電車・バス以外 61.7%, ただし $p = .070$)、既婚者 (電車・バス内 31.4% > 電車・バス以外 12.5%, $p = .008$) のそれぞれの割合が高い。また、「電車・バス内における痴漢」は平日の午前6時～午前9時台に犯行の過半数が集中する (電車・バス内 51.8% > 電車・バス以外 6.1%, $p = .000$)。また、「電車・バス内における痴漢」の94.7%に性犯罪の前科等があるのに対し、「電車・バス以外における痴漢」の場合は59.2%に留まっているなどである ($p = .000$)。

4 考察

本稿で扱ったストレンジャー型性犯罪4類型は、犯行場所に基づいて「電車・バス内における単独強制わいせつ・痴漢」($n = 347$) と「電車・バス内以外における単独強姦・単独強制わいせつ・痴漢」($n = 489$) に差異化することが可能である。

例えば、前者では高卒以上の学歴の者が8割以上であるのに対し、後者では6割未満である (電車・バス内 83.1% > 電車バス以外 58.5%, $p = .000$)。無職者の割合は前者が約2割、後者が約3割であり (電車・バス内 19.3% < 電車・バス以外 28.8%, $p = .002$)、大卒の有職者についても前者が3割近いのに対し後者は1割未満である (電車・バス内 28.0% > 電車・バス以外 9.0%, $p = .000$)。既婚者も前者においては4割近いのに対し、後者においては3割以下である (電車・バス内 38.4% > 電車・バス以外 28.2%, $p = .003$)。18歳未満が被害者である場合が多いのも前

者である（13～17歳の被害者の割合：電車・バス内 34.0%＞電車・バス以外 25.4%, $p = .007$ ）。

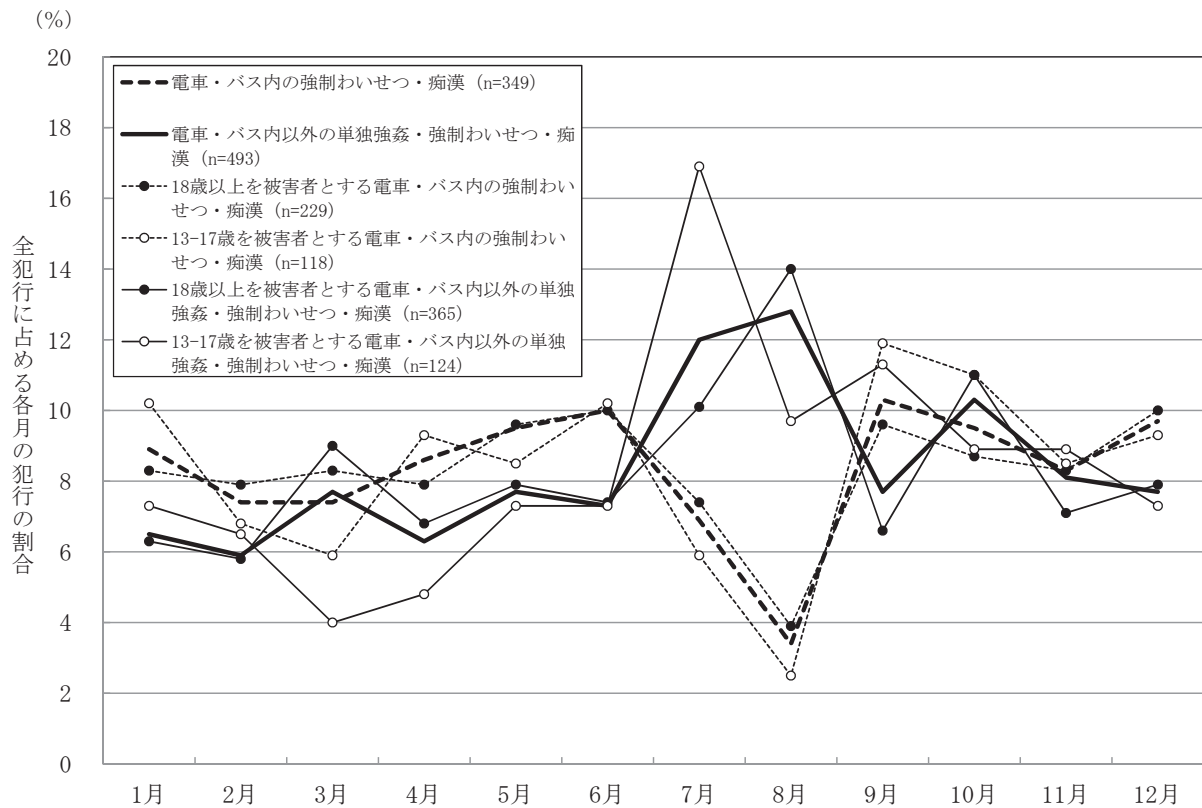
両者は、犯行時間においても大きく異なる。犯行時間に関しては、前者では平日の朝夕のラッシュ時に4件中3件の犯行が集中するのに対し（「平日の午前6時～午前9時台」55.9%＋「午後6時～午後9時台」17.0%），後者ではむしろ休日に犯行の4割が生起しており，犯行時間帯については午後10時～翌1時台を中心として7割以上が夜間に集中する（「午前2時～午前5時台」20.7%＋「午後6時～午後9時台」19.2%＋「午後10時～翌1時台」29.7%）。

また、夏期に犯行が生起する割合について見ると、前者が低下するのに対し、後者は上昇する。厳密に言えば、1図に見られるとおり、7月から前者と後者の差が開き始め（7月発生率：電車バス内6.9%＜電車バス外11.9%, $p = .018$ ），8月に前者と後者の差が最大となる（8月発生率：電車バス内3.5%＜電車バス外12.9%, $p = .000$ ）。7～8月に強姦などの性的加害が増加する傾向はアメリカの調査研究でも観察されるものである（Michael & Zumpe, 1983）。

さらに、「電車・バス以外における単独強姦・強制わいせつ」に関して言えば、18歳以上加害群が8月に14.0%でピークであるのに対し、18歳未満加害群では7月に16.9%でピークを示し、8月は9.7%であった。7月下旬から8月にかけては全国的に中学・高校の夏休み期間中であり、被害者の活動範囲・活動時間上の変化や学校制服の非着用等によって、犯罪被害の抑制や転移が生起している可能性が考えられる。

他方、「電車・バス内における単独強制わいせつ・痴漢」については7月～8月の間、18歳未満加害群のみが減少するのではなく、18歳以上加害群においても同様の減少が見られる。この点については被害者の大半を占める10代～20代前半の女性が夏休みのためにラッシュ時に乗り合わせにくくなることや、夏休み期間中の通学者の減少・盆休みによる一時的な電車内の混雑緩和などの理由が考えられる。

1図 被害者年齢層別・月別ストレンジャー型性犯罪発生率



ストレンジャー型性犯罪4類型間の共通性を規定している要因の一つとして考えられるのが類型間の連続性である。例えば、電車・バス内における痴漢（迷惑防止条例違反）と単独強制わいせつの境界をめぐっては、下着に手を入れたり下着の上から陰部を弄んだりしたか否かが分水嶺となる場合が多いと指摘されている（田中，2014:114-115）。したがって、犯行のどの段階で加害が制止されるかによっても罪名は変化することになる。

また、あくまで推測ではあるが、強姦と強制わいせつに関しても、面識のない被害者に対する複数の犯罪事実を持つ単独強姦加害者の45.7%に単独強制わいせつが共起しており、強姦を目的としながら未遂に終わった事件が犯行態様や姦淫目的の立証の困難性によって強制わいせつ事件として扱われている場合もあるものと考えられる。犯行時年齢が若い者ほど身体的侵襲の度の強い性犯罪を犯す傾向にあるという本分析の結果は、加害者年齢によって姦淫目的の有無が異なるのみならず、姦淫の意図を達成しやすいだけの体力を有するという点によっても生起しているものと思われる。

5 おわりに

今回の分析では、ストレンジャー型性犯罪のみを分析対象としたこともあり、18歳未満加害群と18歳以上加害群の差異をめぐって犯行時間や場所などの犯罪機会的要因が存在感を発揮することとなった。しかしながら、それ以外にも「女子高生」「制服少女」ブランド（宮台，1994）のような文化的要因，あるいは文化的要因と進化生物学的要因の両視点を統合する理論的試行もなされており（Marshall et al., 2006 : Chap. 10），今後それらの分析枠組みに基づいたより詳細な分析が望まれる。

また，本稿では扱うことができなかったが，加害者と被害者の間に面識のある性犯罪は今回取り上げた性犯罪と比較して全体的に13～17歳の被害者が多い傾向にある一方，加害者属性や犯行態様に関して18歳未満加害群と18歳以上加害群での差異があまり見られなかった。これは被害者・加害者の個別の関係性が犯行態様等を強く規定するからであろう。

いずれにせよ被害者の年齢や学齢段階による罪名や犯行態様等の差異について今後より詳細に検討することが性犯罪の実態解明と予防・再犯防止に資するものと思われる。

文献

法務省法務総合研究所編（2015）『平成 27 年版 犯罪白書：性犯罪者の実態と再犯防止』日経印刷。

マーシャル，W. ほか（2006=2010）『性犯罪者の治療と処遇：その評価と争点』小林万洋・門本泉監訳，日本評論社。

Michael R. P. & Zumpe D. (1983) “Sexual violence in the United States and the role of season” . *American Journal of Psychiatry*. 140(7):883-6.

宮台真司（1994）『制服少女たちの選択』朝日新聞社。

田中嘉寿子（2014）『性犯罪・児童虐待捜査ハンドブック』立花書房。

¹ 日本の学校制度では，原則として満 12 歳で中学に入学し，満 18 歳で高校を卒業する。2008 年 3 月末の全国における高等学校等進学率は 97.8%（うち女子の進学率は 98.1%），高校中退率は 2.0%であり，13 歳から 17 歳の女性のほとんどは女子中高生とみなせる。

² 駅やバス停留所で行われた強制わいせつについては，「路上やマンション敷地内など電車・バス内以外で行われる場合」に含むものとする。ストレンジャー型の性犯罪は，単独強姦の 69.8%（283 人/405 人），単独強制わいせつの 79.0%（548 人/694 人）（電車・バス以外 74.5%（412 人/553 人），電車・バス内 96.5%

(136 人/141 人)), 痴漢の 98.7% (311 人/315 人), ストレンジャー型性犯罪 3 種全体の 80.8% (1, 142 人/1, 414 人) を占める (なお, 面識のある被害者と面識のない被害者の両方を対象とする者 11 人は母数から除外している)。

³ 犯行事実数・被害者数が 1 である 869 人のうち, 少数かつ特異な特徴を有する「男性が被害者となったケース」「加害者が女性あるいは来日外国人のケース」「13 歳未満に対する痴漢のケース」計 33 件については分析から除外している。その結果, 前述の 3 種の性犯罪のうち最終的に分析対象となった者の割合は, 単独強姦で 50.2% (142 人/283 人), 単独強制わいせつで 76.5% (419 人/548 人) (電車・バス以外 72.3% (298 人/412 人), 電車・バス内 88.9% (121 人/136 人)), 痴漢で 88.4% (275 人/311 人) であり, ストレンジャー型性犯罪 3 種全体では 73.2% (836 人/1, 142 人) である。単独強姦のケース数が減少した主たる理由は, 単独強姦タイプの加害者の中に複数の犯罪事実を持つ者が 127 人 (うち単独強制わいせつとの共起がある者 58 人) 存在するからである。

⁴ 本稿の対象は前述のとおり 2008 年 7 月 1 日からの 1 年間に性犯罪を含む罪で執行猶予の有無にかかわらず懲役刑が確定した者の全数であるが, データ化されるまでの過程に含まれる誤差や調査期間の短さによるケース数の制約の存在を念頭に置き, 比較に当たっては統計的検定を用いている。

⁵ この値はあくまでも本データにおける各類型の年齢層別被害発生率を検討するためのものであり, 暗数や罰金刑などを含む性犯罪被害の全貌を量的に表したものではない。また, 低年齢であるほど犯罪が暗数化しやすいなどの理由によって実態的順序から乖離している可能性がある点には注意が必要である。

⁶ 「学校長期休業期間」は学校によって異なるが, 本稿では夏季休業期間＝7 月 21 日～8 月 31 日, 冬季休業期間＝12 月 26 日～1 月 7 日, 春季休業期間＝3 月 26 日～4 月 5 日の計 65 日としている。

平成 28 年 3 月 印刷

平成 28 年 3 月 発行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼
発行人 法務総合研究所

印刷所 株式会社キタジマ
